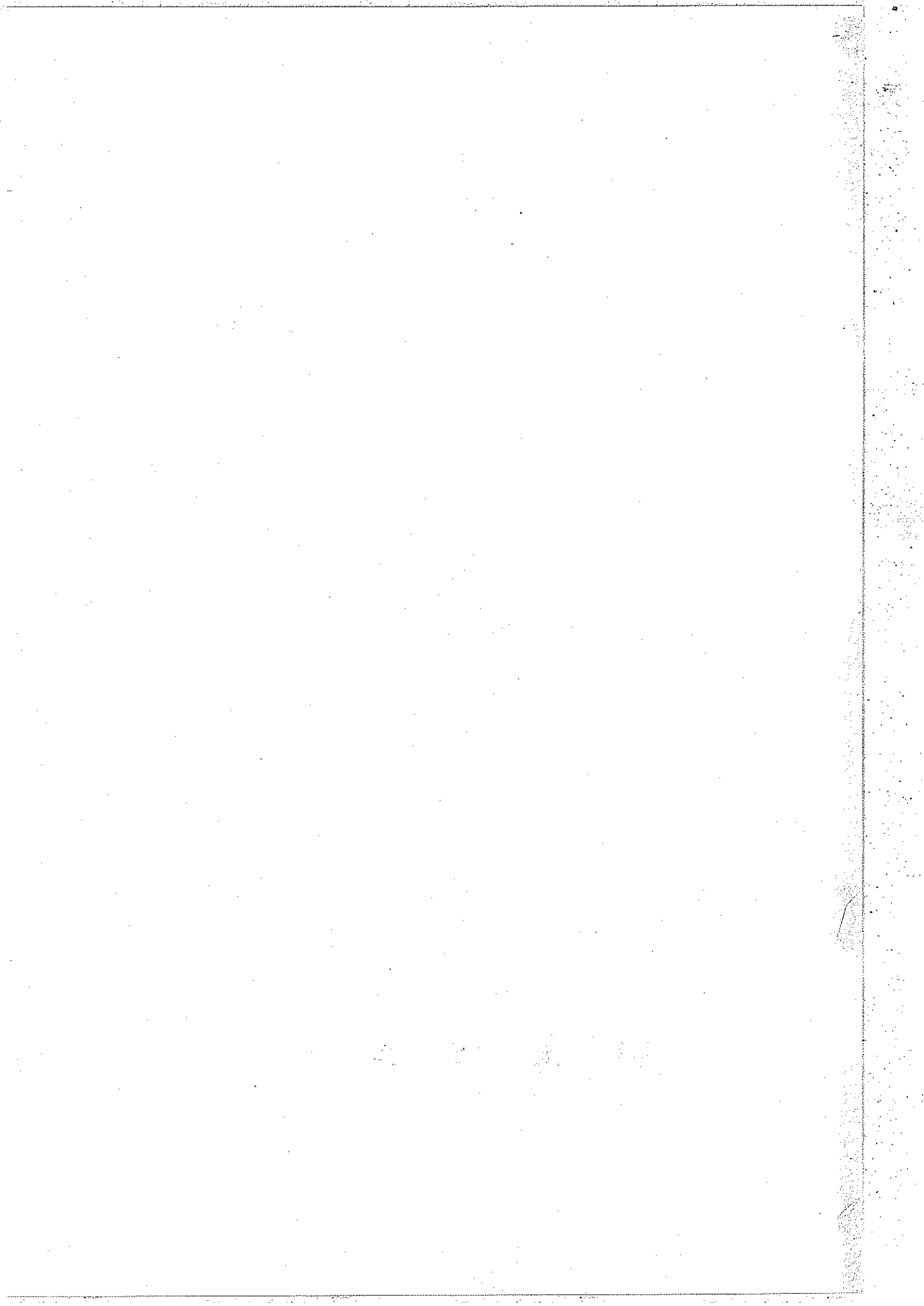


昭和59年 7月16日開会
昭和59年 7月17日閉会

和泉市議会第2回定例会会議録

第 3 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第2回定例会会議録目次

昭和59年7月16日(月曜日)第1日目

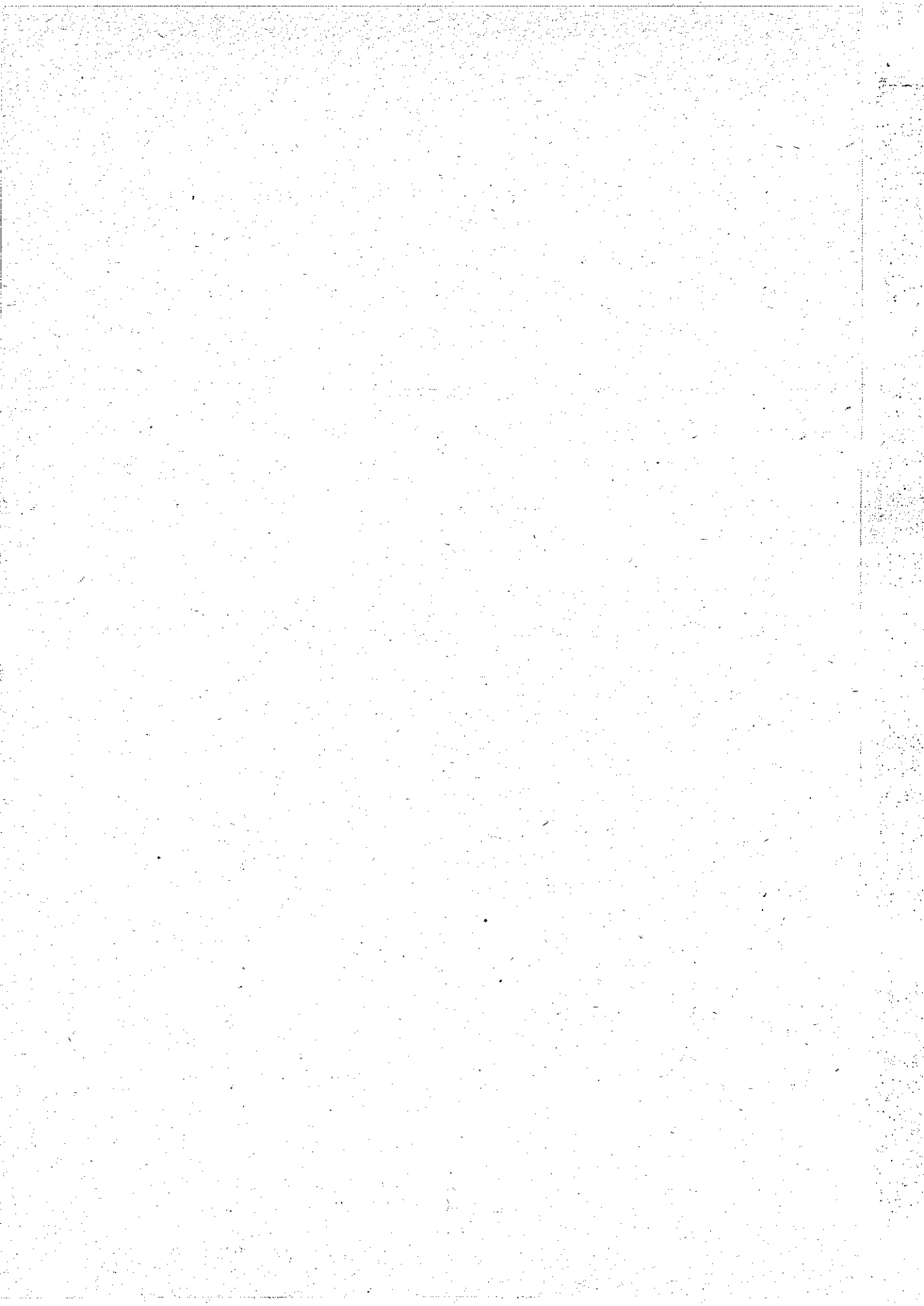
○ 出席議員・欠席議員	1頁
○ 議事説明員・その他	1頁
○ 議事日程	3頁
○ 開会宣告(午前10時00分)	3頁
○ 全国議長の会議模様報告	4頁
○ 市長開会あいさつ	5頁
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について(成田秀益、藤原正通、並河道雄)	6頁
○ 日程第2 会期の決定について(7月16日～7月20日 5日間)	6頁
○ 日程第3 一般質問について	8頁
1番に 8番 原 重 樹 君	13頁
2番に 12番 藤 原 正 通 君	19頁
3番に 10番 天 堀 博 君	27頁
4番に 9番 直 村 静 二 君	47頁
5番に 15番 穴 瀬 克 己 君	61頁
○ 散会宣告(午後4時30分)	70頁

昭和59年7月17日(火曜日)最終日

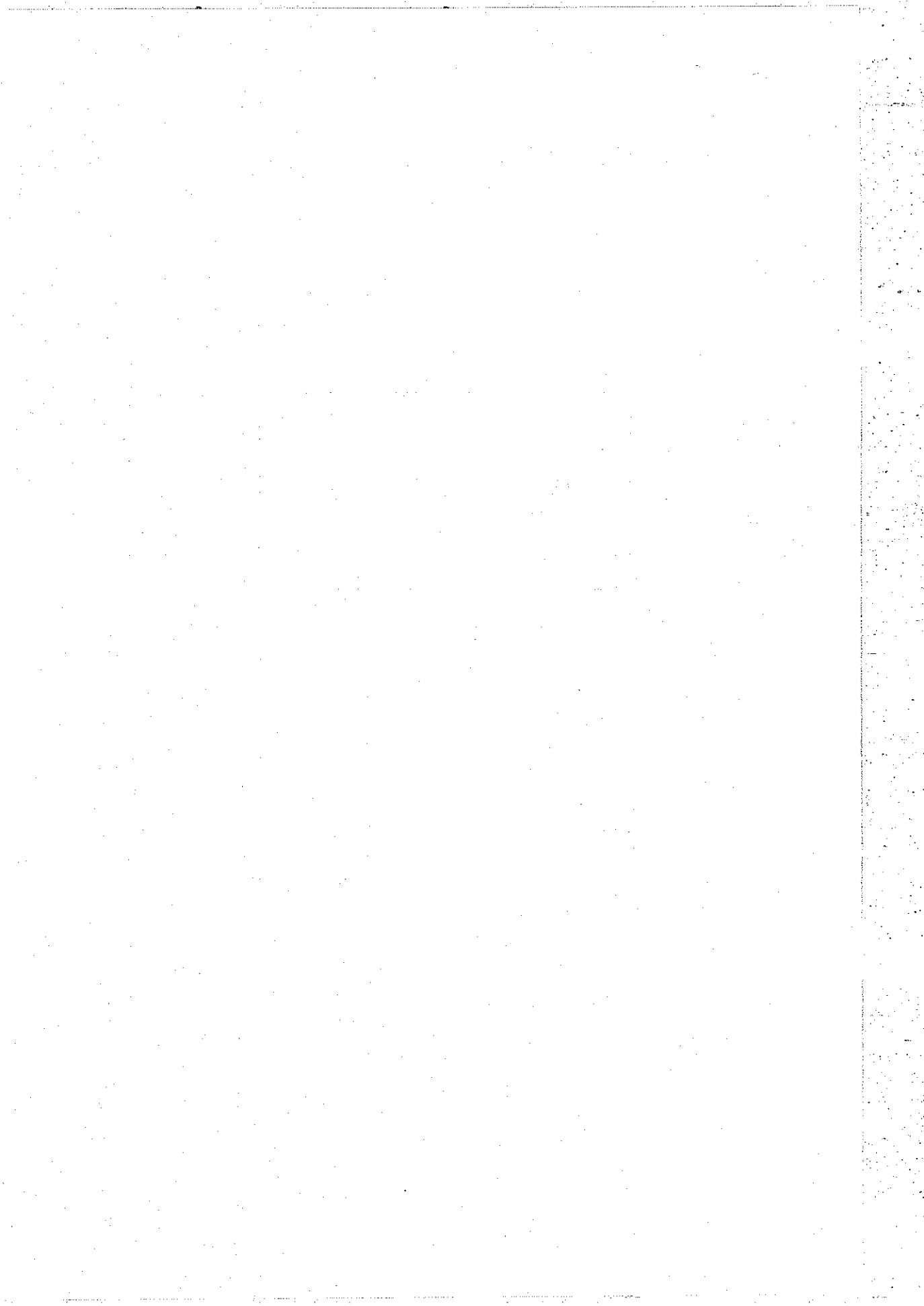
○ 出席議員・欠席議員	71頁
○ 議事説明員・その他	71頁
○ 議事日程	73頁
○ 開会宣告(午前10時00分)	73頁
○ 日程第1 例月出納検査結果報告(収入役扱昭和48年11月分)	
○ " 第2 " (水道部企業出納員扱昭和58年11月分)	
○ " 第3 " (市立病院企業出納員扱昭和58年11月分)	括
○ " 第4 " (収入役扱昭和58年12月分)	76頁
○ " 第5 " (水道部企業出納員扱昭和58年12月分)	!
○ " 第6 " (市立病院企業出納員扱昭和58年12月分)	82頁
○ " 第7 " (収入役扱昭和59年1月分)	

○	日程第 8	例月出納検査結果報告（水道部企業出納員扱昭和 5 9 年 1 月分）	
○	第 9	（市立病院企業出納員扱昭和 5 9 年 1 月分）	
○	第 10	（収入役扱昭和 5 9 年 2 月分）	一括
○	第 11	（水道部企業出納員扱昭和 5 9 年 2 月分）	76 頁
○	第 12	（市立病院企業出納員扱昭和 5 9 年 2 月分）	1
○	第 13	（収入役扱昭和 5 9 年 3 月分）	82 頁
○	第 14	（水道部企業出納員扱昭和 5 9 年 3 月分）	
○	第 15	（市立病院企業出納員扱昭和 5 9 年 3 月分）	
○	第 16	定期監査（昭和 5 8 年度 第 2 次分）結果報告書	
○	第 17	和泉市土地開発公社昭和 5 8 事業年度決算書類の提出について	83 頁
○	第 18	財団法人和泉市商工業振興会昭和 5 8 事業年度決算書類の提出について	一括
○	第 19	財団法人和泉市商工業振興会昭和 5 9 事業年度事業計画書類の提出について	93~ 94 頁
○	第 20	財団法人和泉市文化振興財団昭和 5 8 事業年度決算書類の提出について	一括
○	第 21	財団法人和泉市文化振興財団昭和 5 9 事業年度事業計画書類の提出について	98~ 99 頁
○	第 22	専決処分の報告について（交通事故による損害賠償の額の決定と和解）	102 頁
○	第 23	定と和解）（市民会館舞台上の事故による損害賠償の額の決	104 頁
○	第 24	専決処分の承認を求めることについて（和泉市税条例の一部改正）	106 頁
○	第 25	（昭和 5 8 年度和泉市一般会計補正予算（第 5 号））	127 頁
○	第 26	（昭和 5 8 年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号））	130 頁
○	第 27	（昭和 5 9 年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号））	134 頁
○	第 28	昭和 5 8 年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	136 頁
○	第 29	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	138 頁
○	第 30	和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	141 頁
○	第 31	市道の路線認定について（今福町 2 号線ほか 2 路線）	143 頁
○	第 32	市道の路線認定について（和気町 1 2 号線ほか 1 4 路線）	144 頁
○	第 33	市道路線の廃止及び認定について （池上町 1 0 号線及び阪和東側 2 号線）	146 頁
○	第 34	財産処分について（箕形財産区財産（ため池）の売却）	147 頁
○	第 35	和泉市民プール条例の一部を改正する条例制定について	152 頁
○	第 36	和泉市建築協定に関する条例制定について	156 頁
○	第 37	町の区域の変更について	160 頁
○	第 38	工事請負契約締結について （（仮称）和泉市立光明台北小学校新築工事）	163 頁

○ 日程第 39	工事請負契約締結について（和泉市立光明台中学校増築工事）	164 頁
○ 〃 第 40	〃 （和泉市立北松尾小学校体育館増改築工事）	167 頁
○ 〃 第 41	〃 （（仮称）市立保健センター新設工事）	174 頁
○ 〃 第 42	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	176 頁
○ 〃 第 43	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	178 頁
○ 〃 第 44	和泉市国民健康保険事業財政調整基金条例制定について	181 頁
○ 〃 第 45	昭和 59 年 6 月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について	184 頁
○ 〃 第 46	昭和 59 年度和泉市一般会計補正予算（第 1 号）	186 頁
○ 〃 第 47	昭和 59 年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	206 頁
○ 〃 第 48	昭和 59 年度和泉市水道事業会計補正予算（第 1 号）	207 頁
○ 〃 第 49	昭和 59 年度和泉市病院事業会計補正予算（第 1 号）	215 頁
○ 〃 第 50	和泉市職員の定年等に関する条例制定について	220 頁
○ 〃 第 51	和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	224 頁
○ 〃 第 52	和泉市農業委員会委員の推薦について	230 頁
○ 〃 第 53	和泉市立横山第 1, 第 2 保育園の建て替え設備充実に関する請願 （厚生文教委員長報告）	一 括 231 頁 ） 232 頁
○ 〃 第 54	和泉市立国府幼稚園舎の建替施工と 4 才児保育実施についての請願 （厚生文教委員長報告）	
○ 〃 第 55	光明台校区内に市役所事務取次所設置に関する請願 （厚生文教委員長報告）	
○ 〃 第 56	南横山校区内に市役所事務取次所設置に関する請願 （厚生文教委員長報告）	
○ 〃 第 57	北池田小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願 （厚生文教委員長報告）	
○ 〃 第 58	北松尾小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願 （厚生文教委員長報告）	一 括 232 頁
○ 〃 第 59	和泉市富秋町助松団地（288 世帯）を泉大津市へ編入することの請願 （総務委員長報告）	
○ 〃 第 60	泉大津市域内に存在する和泉市富秋町、尾井町の飛地を泉大津市に編入 することの請願（総務委員長報告）	
○ 〃 第 61	第 9 次道路整備五ヶ年計画の完全達成に関する決議	233 頁
○ 〃 第 62	母性保護を拡充し、実効ある「男女雇用平等法」の制定を求める要望決議	235 頁
○ 〃 第 63	アジア、太平洋地域からトマホーク・SS20 をはじめすべての核兵器の 撤去を求める決議	237 頁
○ 〃 第 64	地方自治擁護・地方財政の拡充に関する要望決議	239 頁
○	閉会宣告（午後 5 時 15 分）	240 頁
○	市長閉会あいさつ	241 頁
○	議長閉会あいさつ	242 頁



第 1 日



昭和59年7月16日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	若 浜 記久男 君	16番	赤 阪 和 見 君
2番	竹 内 修 一 君	17番	橋 本 佳 行 君
3番	杉 本 永 君	18番	松 尾 孝 明 君
5番	田 中 包 治 君	19番	大 谷 昌 幸 君
6番	三 井 正 光 君	20番	出 原 平 男 君
7番	勝 部 津喜枝 君	21番	池 辺 秀 夫 君
8番	原 重 樹 君	22番	飯 坂 楠 次 君
9番	直 村 静 二 君	23番	田 中 昭 一 君
10番	天 堀 博 君	25番	奥 村 圭一郎 君
11番	成 田 秀 益 君	26番	仁 井 明 君
12番	藤 原 正 通 君	27番	柳 瀬 美 樹 君
13番	並 河 道 雄 君	28番	貝 淵 博 治 君
14番	穴 瀬 克 己 君	29番	藤 原 要 馬 君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 助	池 田 忠 雄	財務部次長(税務担当)	吉 田 日出男
収入 役	坂 口 禮之助	同 和 对 策 部 長	橋 本 昭 夫
参与兼市長公室長 参事 務 取 扱	中 塚 白	同和对策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	生 田 稔
市長公室理事	西 川 喜 久	同 和 对 策 部 次 長 兼総合調整課長事務取扱	向 井 洋
市長公室次長	逢 野 一 郎	市 民 部 長	松 村 吉 堯
人 事 課 長	神 藤 恒 治	市 民 部 次 長 兼福祉事務所長	中 川 鉄 也
秘書広報課長	白 樫 通 有	市 民 部 次 長 兼市民課長事務取扱	大 宅 清 臣
財 務 部 長	井 阪 和 充	産 業 衛 生 部 長	広 岡 史 郎
財務部次長兼財務課長 参 事 務 取 扱	麻 生 和 義	産 業 衛 生 部 理 事 (商工担当)	青 木 孝 之
	大 塚 孝 之		

産業衛生部次長	堀 宏 行	用地担当理事 ・土地開発公社事務局長	内 田 繁
建設部長	浅 井 隆 介	用地担当参事 ・土地開発公社事務局長	中 辻 寿 夫
建設部理事	福 田 隆 行	教育委員長	堀 内 由 延
建設部次長	中 上 好 美	教 育 長	葛 城 宗 一
建設部次長 (下水道担当)	山 崎 琢 麿	教 育 次 長	杉 本 弘 文
都市整備部長	萩 本 啓 介	管 理 部 次 長 兼 総 務 課 長 事 務 取 扱	逢 野 博 之
都市整備部次長	森 利 治	管 理 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長 事 務 取 扱	鹿 島 賢 昌
改良事業部長	富 田 宏 之	指 導 部 長	佐 藤 登 志 男
改良事業部次長	前 田 守 正	指 導 部 理 事 (美術館担当)	竹 田 明 郎
改良事業部次長	笠 木 恒 忠	指 導 部 次 長 (体育館担当)	明 坂 貞 士
改良事業部次長	高 三 一 行	指 導 部 次 長 (社会教育担当)	稲 田 順 三
病 院 長	竹 林 淳	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	高 橋 正 道
病院事務局長	藤 原 光 夫	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	農 端 小 一
病院事務局次長	藤 原 清 司	監 査 委 員	久 光 喜 多 男
水道部長	田 中 稔	監 査 事 務 局 長 兼 公 平 委 員 会 事 務 局 長	山 本 亮 夫
水道部次長 兼 総 務 課 長 事 務 取 扱	岩 井 益 一	農 業 委 員 会 会 長	坂 上 國 治
会 計 課 長	赤 田 禱 信	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信 田 種 行
消 防 長	角 谷 泰 夫		
消防本部長兼消防署長	高 宮 武 男		
消防本部長 兼 総 務 課 長 事 務 取 扱	一ノ瀬 喜 広		

※ 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
課長	大塚俊昭
議事係長	大中保
議事係	佐土谷茂一
	味谷博

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和 59 年和泉市議会第 2 回定例会議事日程

(7 月 16 日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		一般質問について	

(午前 10 時開議)

○ 議長(池辺秀夫君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様方には、公私ともに何かとお忙しいところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、これより昭和59年第2回定例会を開会いたします。

会議に入る前に御報告いたします。

去る5月30日、東京都で開催された第60回全国市議会議長会において、永年勤続議員として直村静二議員、勝部津喜枝議員の両名が表彰を受けられました。その表彰状並びに記念品贈呈の伝達は6月5日、議長室において受賞のお祝いを申し上げました。

第60回定期総会議案

(全国市議会議長会)

I 会長提出議案

1. 機関委任事務の整理促進に関する決議(案)
2. 冷害対策に関する決議(案)

II 部会提出議案

- | | |
|--|-------|
| 1. 地方財政対策について | 九州部会 |
| 2. 税制改正等に伴う地方自治体への財源措置について | 北信越部会 |
| 3. 公共用地取得に係る税制上の優遇措置について | 四国部会 |
| 4. 普通地方交付税の算定強化について | 関東部会 |
| 5. 同和対策事業の充実強化について | 東海部会 |
| 6. 青少年健全育成対策に関する補助制度の充実について要望 | 近畿部会 |
| 7. 青少年の非行防止について | 中国部会 |
| 8. 風俗を害する環境衛生関係営業の規制強化について | 東海部会 |
| 9. 学校建物の大規模改修事業について要望 | 近畿部会 |
| 10. 社会教育施設整備に係る補助制度の改善について | 四国部会 |
| 11. 国保事業への国庫補助率維持について | 中国部会 |
| 12. 保健医療制度の改善強化について | 北信越部会 |
| 13. 老人保健法に基づく保健事業に関する要望 | 近畿部会 |
| 14. 痴呆性老人の福祉対策について | 四国部会 |
| 15. 水道事業に対する財政措置の強化について | 九州部会 |
| 16. 下水道事業の整備促進について | 東海部会 |
| 17. 特定地域及び関連市町村に対する公共事業等地域振興総合対策の推進等について | 北海道部会 |
| 18. 松くい虫対策の充実強化について | 東北部会 |
| 19. 中古住宅購入資金貸付制度(住宅金融公庫)圏域の拡大について | 北海道部会 |
| 20. 除排雪事業に係る財政措置について | 東北部会 |
| 21. 電線等の地下埋設化の促進について | 中国部会 |
| 22. 東北横断自動車道秋田線の整備及び北東北横断自動車道の法制化等について | 東北部会 |
| 23. 九州地方における高速交通ネットワーク整備促進並びに未就 | |

- 航定期航空路の早期開設について
24. 乾電池等水銀含有廃棄物対策について
25. 水銀汚染防止対策の確立について

九州部会
北海道部会
北信越部会

なお、全国議長会の会議に提案されました諸議案は、別紙のとおり印刷・配付させていただきましたが、全議案が満場一致可決されましたので、御了承賜りますようよろしくお願いいたします。報告を終わります。

-
-
- 議長（池辺秀夫君） それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

（市会事務局長報告）

- 市会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは22名でございます。欠席届の出ている議員さんはいません。直村議員さん、天堀議員さんから遅刻の届け出がございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、22名でございます。

- 議長（池辺秀夫君） ただいまの報告どおり、出席議員数22名をもちまして議会が成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

-
-
- 議長（池辺秀夫君） 本日の会議に出席を求めた者の氏名及び議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承賜りたいと存じます。

この際、市長のあいさつを願います。

（市長あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 本日、ここに昭和59年第2回定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方には、暑さことのほか厳しい折、また、公私何かとお忙しいときにもかかわらず御出席をいただきまして、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

本定例会において御提案申し上げます議案は、昭和59年度一般会計補正予算ほか20件、報告12件、監査報告16件でございます。議案の内容につきましては、別途御説明を申し上げますが、何とぞよろしく御議決、御承認をくださいますようお願い申し上げます。

また、先ほど議長さんから報告がございましたように、全国議長会より永年勤続議員として

表彰を受けられました直村議員さん、勝部議員さんには、長年にわたりまして和泉市発展のために御尽力をいただき深く敬意を表しますとともに、御受賞を心からお祝い申し上げ、今後、ますますの御健勝をお祈り申し上げたいと存じます。おめでとございます。

なお、去る5月末、新聞にも報道され、先日の議員総会におきましても御報告をいたしましたように、元職員の不祥事件に対しまして、今後、このようなことのないよう綱紀の肅正を強化し、市政の執行に取り組むよう指導、監督をいたしまして、市民福祉の向上を図ってまいり所存でございます。議員皆様方に御迷惑をおかけいたしましたことを深くおわび申し上げる次第であります。

以上、はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。何とぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 市長のあいさつが終わりました。

これより日程審議に入ります。日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本件につきましては、会議規則第103条の規定に基づき、11番・成田秀益君、12番・藤原正通君、13番・並河道雄君、3名を指名いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。

本定例会の会期は、先の議会運営委員会の決定に基づき、本日より7月20日までの5日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日より7月20日までの5日間と決定いたします。

一般質問発言者及び発言の要旨（昭和59年7月第2回定例会）

発言順・議席番号・発言者・発言の要旨

① 8番 原 重 樹 議員

1. 町づくりについて（中央丘陵開発等）
2. 平和の問題について（自衛隊信太山演習場等）
3. 福祉問題について（障害者福祉等）

② 12番 藤原正通 議員

1. 東急建設進展状況について
2. ダイエー、ニチイ問題について
3. 防犯灯光熱費問題について
4. 下水道問題について

③ 10番 天堀博 議員

1. 相次ぐ不祥事、不手際について
 - (イ) 体育館の第2期スポーツ教室の不手際
 - (ロ) 元職員の住民票改ざん事件
 - (ハ) 開発業者からの車の贈呈受入れ
2. 市民まつり盆おどり大会について
 - (イ) 意義、意味のあるものかどうか
 - (ロ) 各種団体その他の協力について
3. 府行政に関連した問題について
 - (イ) かんきつ母樹園跡地利用
 - (ロ) 府道堺かつらぎ線の整備
4. 図書館行政について
 - (イ) 自動車文庫
 - (ロ) 図書分室
5. 議会への請願に対する市の対処について
 - (イ) 留守家庭児童会設置
 - (ロ) 市役所事務取次所
 - (ハ) 泉大津市への編入

④ 9番 直村静二 議員

1. 部落差別の解消のために
 - (イ) 市民合意の同和行政の確立
 - (ロ) 「地対法」の実施及び府答申の内容について

⑤ 15番 穴瀬克己 議員

1. 活力ある住みよい町づくりについて
 - (イ) 旧市街地と新開発地との調和について
 - (ロ) 道路整備計画について

2. 社会教育政策について

- (イ) ボランティア育成について
- (ロ) 学校開放について

- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第3「一般質問」を行います。それでは、8番・原重樹君。
- 8番（原重樹君） 通告に従いまして、一般質問を行います。

まず最初に、町づくりについて、主には中央丘陵開発についてでございますけれども、この問題につきましては、議会などでも各議員より事業主体の問題とか、あるいは災害問題につきまして、いろいろと質問が出されてきたところであります。今回、2月の和泉市の都市計画審議会によって地域等が決定され、あるいはまた、「広報いずみ」などを通じまして、大々的にその計画なるものが市民にも明らかにされております。こうした状況の中で、いよいよ実行の段階に入りますので、和泉市の中央丘陵開発にとっては、これからが本当の意味で重要になってまいります。今年度より買収のための都市整備部は縮小されたとはいえ、市行政の対応や果たすべき責任は、これからが重要だと考えますので、改めて何点かの問題につきまして、質問させていただきます。

まず最初に、数字のことにつきましてお伺いしておきます。第一点目は、買収状況ですけれども、全体で結構ですが、現在何%か、そのうち民デベ、万野も含みまして何%か。そして、概算で結構ですが、この買収にかかった費用、立木補償等も入れまして幾らなのか、うち民デベはどの程度なのか、お答えをお願いしたいと思います。

そして、和泉市の都市計画審議会の資料ということで、和泉中央丘陵開発事業の概算事業費ということで、約3,400億円という数字が出されておりますが、これも概算ですので、内訳をお示し願いたいと思います。

数字はこのぐらいにしまして、2番目に、「広報いずみ」や、その元になっておりますこの中央丘陵開発計画なるものが、公団がどの程度関与してつくられているものかどうか。そして、その計画が今後、変わる可能性があるのかどうか、その辺について、見解を明らかにしていただきたいと思います。

3番目に、「広報いずみ」の特集の中で、「この開発は、私たちが住む和泉市の地域整備にとって欠かすことのできない事業」というふうに書かれておりますけれども、逆に、この開発によって地域整備で何が約束されているのか、具体的に、明確にお答えをお願いいたします。

4番目に、鉄道の延伸ですけれども、泉北高速鉄道の延伸と新駅が既成の事実のように言われておりますけれども、現在、鉄道の延伸問題は具体的にどこまで話が煮詰まっているものな

のかどうか、お答えをお願いいたします。

5番目に、河川改修問題でございますが、この点では、いろいろいままでにも取り上げられておりますけれども、たとえば「広報いずみ」で書かれているように、河川改修問題を含めた十分な防災計画の実施とか、いままでの質問等を通じましても、ほど遠いように感ずるわけなんですけれども、この河川改修をどこがするのか、事業主体はどこなのか、についてお伺いしておきたいと思います。

6番目に、権利者や対策委員会等で計画や構想を説明したと聞いておりますが、私たちが当初、主張してまいりました(仮称)町づくり委員会ができておりませんので、きょうは、この対策委員会での程度の説明をしてあるのか。同時に、たとえば北部ブロックと中南部ブロックを結ぶ部分の和泉中央線あるいは光明池春木線など都市計画道路のいわゆる関係者、周辺の住民、これらへの説明もあわせて行っているのかどうか、行っているとしたら、どの程度しているのか、お伺いしておきたいと思います。

7番目、最後になりますが、現在、総合計画によって昭和70年に人口20万人の都市を目指すということになっております。これを常識的に考えれば、阪和線沿いでそう急激な人口増というものは考えられませんので、中央丘陵の周りの部分が相当の人口増になるというふうに考えますけれども、この中央丘陵の外側の部分の町づくりについてはどう考えているのか、その基本的な考え方も明らかにしていただきたいと思います。

次に、2番目の平和の問題についてでございますけれども、信太山演習場の問題につきまして質問をいたします。平和を願う立場からも私たち共産党議員団は、信太山の自衛隊演習場については、基本的には、国に払い下げを要望していくべきであるということをお知らせしております。また当面は、自衛隊もほとんど使用していない、鶴山台から山の谷を通りまして山荘に抜ける道の西側の部分の払い下げをいままでの議会でも主張してきたところであります。また、平和都市宣言をされておりますので、改めてこの問題についての市長の見解を明らかにしていただきたいと考えております。

同時に、近畿自動車道が信太山演習場内にかかることによりまして、そんなに広くはありませんけれども、いわゆるヘタ地ができることも聞いております。その辺の面積と、これにかかる問題として、本市として何か計画を立てたり、あるいは交渉したりしていく考えはあるのかどうか、その点についてお伺いをいたします。

次に3番目、福祉問題についてであります。国際障害者年が言われてまして数年を経過しましたけれども、和泉市の場合、なかなか実効あるものになっていないのが現状であります。庁舎のエレベーターを中心に、まずは庁舎内の整備ということで行われましたが、当時、私ども

が指摘しましたように、整備は確かに必要だけれども、特に大きな予算を使って設けるエレベータが本当に緊急かつ必要なものであったかどうか、いまだに疑問の残る点であります。また、総合会館建設に当たっても、結局は、福祉会館の部分だけが残されて出発し、しかも、そのめどが立っていないのが現状であります。もし、めどが立っているというのなら、答弁の中で発言していただければ結構ですが、私の聞く範囲では、確かに「やりません」とは言っておりませんが、具体的には、何らめどが立っていないのが現状であります。さらには、障害者に対する給付金につきましても、高石や泉大津市の2分の1あるいは3分の1以下という水準でしかありません。

こうした和泉市の現状に立ちまして、私たちがいままで議会等で何度も福祉問題で取り上げてまいりました。しかしながら、きょうは、この障害者問題につきまして、福祉都市の指定の問題に限りまして質問させていただきたいと考えております。

まず第1点目ですが、障害者福祉都市の指定が決定されたかのように聞いておりますが、その辺の事実関係についてお答えをお願いいたします。

そして2つ目には、具体的にどのような事業をしていこうとしているのか、その予算措置等についてお答えをお願いいたします。

3番目には、事業をするに当たりまして、障害者団体の意見を聞く必要があるわけでございますけれども、その点ではどうなのか。具体的な段取りを考えているのかどうか、お答えをお願いいたします。

以上、再質問の権利を留保いたしまして、発言を終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁

○ 都市整備部長（萩本啓介君） 第1点の中央丘陵の関係につきましてお答え申し上げます。

まず、第1点の数字でございますけれども、買収状況につきましては、6月末の状況では、土地代金といたしまして562億、補償費といたしまして14億、合計576億円支出しております。現在までの状況でございますが、世帯割合で9割、権利者割合で8割8分という状況でございます。民デベにつきましては、一部を残しておりますが、ほぼ9割5分まで買収しております。残りの部分につきましては、すでに覚書等を交わしておりますので、手続がすめば当然、取得できるものと考えております。

それから、2点目の総事業費のことでございますが、これは今年2月の都計審の資料で若干そうした概算見込みが出ておりましたけれども、これはあくまで推計ですが、用地の買収、補償費といたしまして850億、工事費といたしまして340億、関連公共事業の負担金といたしまして340億、借入金の金利が1,320億、その他といたしまして550億、締めて3,400

億円という、非常に荒っぽい数字ですが、公団の方で推計を立てております。

それから、計画につきましての市の関与の問題でございますが、当初から市の方といたしましては、計画委員会等で専門的に各原課の要望等を踏まえまして、計画についての協議、協定、要望をいたしてまいりましたが、今後もこうした形で公団に要望してまいりたい。計画そのものの基本につきましては、大幅な変更はないものと考えております。

それから、地域整備のことにつきましては、現在まで文書にいたしまして、明らかに約束したという形はとってございませんけれども、幸い計画決定もされますので、今後、覚書あるいは基本協定等で明らかにしてまいりたいと考えております。

それから、鉄道の延伸につきましては、非常に中央丘陵の基本的な事項として、われわれは重要視しているわけでございますが、現在まで住宅・都市整備公団、大阪都市開発株式会社、大阪府の三者で鉄道延伸推進会議というものを持って検討調整をいたしております。今後、和泉市といたしましても、第1期の初期の入居時期に開通できますように関係機関に働きかけてまいりたい、かように考えております。

それから、河川改修の主体でございますが、ご存知のように、槇尾川につきましては半恒久的な調整池方式、松尾川につきましては改修方式ということで基本的には決定してございます。これを今後どう具体的に進めるかにつきましては、現在、住宅・都市整備公団と大阪府で協議をいたしておるわけでございます。施行主体はもちろん公団ですが、そのやり方につきましては、今秋あたりに具体的な形ができるものというように考えてございます。

それから、光明池春木線あるいは和泉中央線等の計画道路についての地元対応策でございますが、現在まで特に広域幹線といたしまして、泉州山手線の唐国区間につきまして、地元説明なり測量の実施ということで進めさせていただいております。今後、計画が決まり次第、中央線の観音寺の部分あるいは石尾の部分等、地元の町会長さんなり権利者等への説明会も順次開いてまいりたい、かように考えてございます。

以上でございます。

- 議長（池辺秀夫君） 次の答弁。
- 市長（池田忠雄君） 2点目の平和の問題について、自衛隊信太山演習場の払い下げに関連して原議員さんから御質問がございましたので、市長より基本的な考え方を申し上げたい、このように存じます。

平和は、私たちが願ってやまないものでございます。去る12月定例会におきまして、核兵器廃絶平和都市宣言を市議会の名で満場一致で御議決をいただいたところでございます。人権を尊重する根底は平和である、このように理解をいたしております。御趣旨を体しているつも

りでございます。ただ、そうした核兵器廃絶、平和を願うわれわれの気持ち、これは核被爆国としての私たち日本人の共通の念願でございますが、それと自衛隊とは、いささか趣を異にいたしておると理解しております。最小限の自衛措置、これは日本人としてだれでもが理解していることと存じております。みずからの国は、みずからが守っていくという自主独立国家としての自衛の問題と核兵器廃絶の問題とは、おのずから次元が違う点があるのではないかと。このように理解をいたしておるところでございます。

その意味合いから、いわゆる演習場の払い下げ問題等についての御質問であろうかと存じますが、私は、そういうこともあろうかと存じますけれども、できることならば、払い下げをお願い申し上げて、和泉市の発展のためにもっと有効活用ができようかと存じまして、就任以来、防衛庁あるいは大蔵省の財務局等を走り回ってきた経過がございます。しかし御案内のとおり、国の政策は、こうした自衛措置の中での演習場の位置づけは、そう簡単に払い下げができるものではない。いろんな隘路を感じて今日に至っているのが実態でございます。一言で言えば、単純払い下げは応じかねるといのが国の姿勢であるわけでございます。その点、国策という観点から御理解を深めていただきたいと思います。

ただ、緑を残すという位置づけの演習場として住民との共存共栄という観点から、私たちとしてもこの問題に関心を持つところでございますが、単純な払い下げは国が認めておらない。この点については、ひとつ御理解をいただきたい。緑を残していき、市民生活との調和の観点から、あるいは御案内のとおり、こうした演習場に対しまして国の交付金を毎年ふやしていただきて、いま、2億円余の基地交付金ということで国からいただいている。また、これも御理解をいただいて建てさせていただきますということで、本議会で債務負担行為でコミュニティーセンターを民生安定事業の一環としての多額の補助金をいただく、こういうことで、それぞれなりに自衛隊の演習場と地元自治体との関連という中で、ソビアの中にも国にも話し合いをさせていただいております。基地交付金の増額あるいは今回の補助の格別の扱い、こういうことにつきましては、地元の立場から強く国にも要求し、実現を図ってまいっているところでございます。議員皆様方にも何かと御理解、御支援をいただいておりますことを感謝申し上げておる次第でございます。

以上、平和の問題、演習場の払い下げについてのお尋ねでございますので、基本的な事柄につきまして私より御答弁を申し上げました。よろしくお願いをいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 続いて答弁。

○ 市民部長（松村吉堯君） 福祉問題につきまして3点、私からお答えをいたします。

障害者福祉都市の指定につきましては、議員先生方の温かい御協力と深い御理解によりまし

て、おかげをもちまして今回、指定の運びと相なりました。まずもって厚く御礼を申し上げる次第でございます。本当にありがとうございます。

第1点の指定があったのか、という問題でございますが、去る6月26日に口頭の電話でございまして、指定の決定があった旨の通知がございまして、さらに先週、文書でもって正式にこの指定をするということで決定した次第でございます。

2点目の事業の内容でございますが、すでに御案内かと存じますけれども、本事業は、59年度、60年度の2年にわたりますものでございまして、この事業の基本的な金額が単年度3,000万円で、国、府、市がそれぞれ3分の1ずつ持ちまして本事業を進めてまいるわけでございます。

事業の内容といたしましては、4つの柱がございまして、1つは生活環境改善事業。2つ目には障害者福祉サービス事業。3つ目は心身障害児早期療育推進事業。4番目には市民啓発事業この柱が示されてございます。この内容に伴いまして事業を計画いたすわけでございます。

3番目の障害者団体の意見の取り入れ方でございまして、このそれぞれの推進に当たりましては、障害者福祉都市推進協議会を設置することに相なっております。この構成ナンバーにこれらの方々が入っていただきまして、具体的な事業の内容等を御協議申し上げまして決定、推進してまいりたい、このように存じております。

以上でございます。

- 8番(原 重樹君) 一応、お答えを願ったんですが、まず最初に、お答えのなかった部分を先に答えていただきたいんですが、中央丘陵の問題、町づくりの問題に関しましては、ちょっと数字のところ、買収の面積等につきましては資料等も出ておりますが、わかればついでに答えてほしいと思います。同時に、積水ハウスなどの民デベの部分については、お金は幾らなのか。その辺の部分がなかったのでお願いしたい。

それと、町づくり問題での最後の基本的な問題になりますけれども、いわゆる中央丘陵の外側の部分の人口増が出てくると思うのですが、こういうものへの対応をどうしていかうとするのか。その辺の基本的な考え方がすぼと抜けてましたので、その点のお答えをまず願っておきたいと思います。

- 都市整備部次長(森 利治君) まず、買収面積でございますが、6月末現在、254ヘクタールでございます。

それから、「民デベ等」と申しておりますが、御存知のように、積水ハウス株式会社並びに新東急土地株式会社、藤本産業株式会社、大阪府の企業局並びに万野グループ、この5者でこ

ざいます。これの買収総額でございますが、6月末現在で約158億円でございます。

以上でございます。

○ 都市整備部長(萩本啓介君) 中央丘陵周辺の町づくりの基本的な問題でございますが、和泉市の基本構想にかかわる部分につきましては、ちょっと私どもの方で全体的にお答えすることは不可能でございます。ただ、現在のところ、私どもが中央丘陵の対地元との関連におきまして取り組んでまいりましたものにつきまして御報告申し上げますと、議員さん御存知のとおり、地元には中央丘陵開発の対策委員会がございまして、特に今年になってから周辺整備の要望が強く出されております。私どもは、こういった周辺整備の要望を受けまして、すべてではございませんが、その一環として最大の尊重をしながら本事業の中にできるだけ組み込んでまいりたい。これが都市整備部サイドとしての考えでございます。

○ 8番(原 重樹君) 都市整備部から周辺整備の話が出るのもどうかと思いますので、また後から聞きます。

ちょっと最初の方で再質問させていただきますが、まず、地域整備の問題なんです、覚書等がされていないので、今後、明らかにしていくということですが、具体的に聞きたいのは、今後、明らかにしていくということであれば、ある程度のめどはついているのだろうと思いますが、その辺のものが具体的に出せるのかどうかという点をひとつは聞いておきたい。

たとえば、これは総合計画の策定のための市民アンケート調査という部分ですが、それをちょっと見ましても、この中央丘陵開発ですぽっと出てくるのは、鉄道の延伸、幹線道路等ですが、そういうものを本当に望んでいるのかどうか。94ページにアンケートの調査結果が出てはいるんですが、実際には、幹線道路整備は全体の17.8%なんです。ところが、生活道路整備あるいは歩道、自転車道の整備が45.9%と半分を占めております。ですから、まとめの文章でも、「市民がまず第一に生活道路の整備を推進して市民生活の安全を確保し、次いで幹線道路とバス網を整備して市民生活の利便性を高めていくことを望んでいるといえよう」という書き方をしております。

その辺でまずお聞きしたかったのは、いわゆる生活道路的な、別に生活道路に限りませんが、そういった地域整備の具体的なもので話ができているのかどうか。全くそこまでいってないということなのかどうか。たとえば幹線道路、鉄道というのは、新しい中央丘陵内に住む新住民の移動その他に必要なものですから。それ以外のものについてはどうなのかという点、これらについて再度お答えをお願いしたい。

それから、鉄道の問題でございますけれども、推進会議でやっているということですが、今回の質問ということであったので、改めて55年10月、4年前の私が議員になった年の資料

ですが、その最後のスケジュール表ですが、その中に用地買収はいつからいつまで、入居はいつ、法的な手続は、とありますが、かなり3、4年ずれてます。そんなことを問題にするわけではないが、その下の方に鉄道というのがある。これには工事が59年から、となってます、これももちろんずれてますが、もう1つは、先ほどのからみからいくと、地区内関連事業というのがある。設計及び工事とかで予定を入れている。ところが、最近のものには、この2つの部分がはっきりスケジュールの中に入らない。最初はそういうことでやってきたが、先ほどの地域整備も含めて非常に具体的にならないので途中で削ったんじゃないかと思う。どこで、どういうふうに削ったのかよくわかりませんが、その辺では、バラ色に描いていくだけではなく、もっと正確にこういう段取りも含めて伝えていく必要があると思う。その辺の考え方について、なぜ削ったのか。同時に、鉄道の問題で協議中とか言っていました、私どもも泉北高速鉄道、いわゆるOTKの会社に行ってきましたが、結局のところ、大きな投資をしてもらわないことには採算が合わないのでネックになっているという。その辺の話でいろいろ煮詰まっているのかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思うんです。まず、その2点だけ。

- 都市整備部長（萩本啓介君） 地域整備の中の生活道路的なものの整備の状況でございますけれども、私が先ほど申し上げましたように、たとえば計画決定をされましても、私どもと公団の交渉でいろいろと費用負担あるいは関連公共事業としてどういふものを作るかという、基本的な部分についての折衝もかなりやっていたかなければならぬわけでございます。私どもは私どもなりの形で、道路計画等につきましても、これだけは最低限度公団でやるべきだという形で要請、協議している部分もございまして、現在までの段階では、計画決定に伴う関連公共事業の主なものについては協議中だということございまして、細かい部分につきましては今後、引き続いて話し合いを進めることになろうかと思っております。

それから、確かに鉄道につきましては先生がおっしゃるように、煮詰めがまだ十分になされていないとは言えない状況でございます。鉄道は、御承知のように延伸するにいたしましても、たとえば計画決定に当たっては免許等が必要となるものでございますので、事業認可等の段階まで進むには、これからさらにいろいろと煮詰めをお願いしなければならないと思います。われわれといたしましても、極力明確にできるよう関係機関に働きかけてまいりたいということでございます。

- 8番（原 重樹君） 時間もないので簡単に終わっておきたいと思いますが、最後に1つだけ明確にお答えを願っておきたいのは、結局、これは都市整備部からというよりは、企画等を含めて総合計画の問題になりますが、先ほどの最後の問題、どう考えても人口20万人都市を目指していくとなれば、いま13万5,000人、中央丘陵内が3万2,000ですから、その差

の3万余が、全部が全部そうではないにしても、外側の部分に町ができるわけです。中央丘陵と同じぐらいの人口が外側に張りつくと考えた方が現実的だと思います。阪和線沿いにそう急激に人口がふえるとは考えられませんのでね。だから、中央丘陵内というのは、黙っていても、とってはちょっと語弊があるが、それなりに計画的に町ができていくという中身だと思いますが、外側の部分の開発規制そのものはなかなかしにくいだろうし、その意味では、非常に答えにくいところもあると思いますが、相当研究も重ねていかなければいけないと思います。

結局、当初、中央丘陵をつくるときの1つの理由として、民間の業者が来たら虫食いの現象になって町づくりがめちゃくちゃになるから、大きな網を打って計画的にやっていくというのが1つの大きな発想だった。ところがいま、外側ではそういうことが起こっておりますし、今後もし起こってくるでしょうから、十分に町づくりを考えていく必要があると思う。余りにも、中央丘陵地内だけのバラ色の計画ということで一生懸命にとらえてもあかんと思う。ちょっとその辺でのお答え、これは和泉市全体の問題、話になりますが、特に中央丘陵の外側の部分をどういうふうにしていくとするのか。言にくいと思いますが、決意も含めて、今後の研究課題であると思いますので一言、お伺いしておきたいと思います。

○ 助役(坂口禮之助君) 御提言いただきました、いわゆる中央丘陵の周辺に対しまする今後の町づくりの考え方についてでございますが、全く私自身も、周辺の将来における開発というものをどのような形で一定の秩序ある町づくりに持っていくかにつきましては、いろいろ検討すべき問題であるという自覚、認識を持っているわけなんです。現在、行われている手法といたしましては、一番秩序ある町づくりに民間の方々の活力をいただいてつくっていくとしますと、いわゆる区画整理方式が一番ベターかと考えているわけでございます。第2阪和事業で提案、実施したのですが、地主さんの方々の御理解を得られず、結局、道路敷地のみに終わったという苦い経験がございます。そうしたことから現時点では、積極的に区画整理事業をやってはどうですか、ということは、まだ地主の方々に申し上げておらないという状況でございます。いずれにいたしましても、開発事業が進展することになりますと、当然、周辺の町づくりににつきましては、慎重に対応していかなければならないと思っております。具体的な計画につきましては、現時点では、まだ提示していないということでございます。基本的には、区画整理事業でやるべきだという考え方を持っております。

○ 8番(原 重樹君) 意見だけにおきます。ちょっと項目が多かったので、十分に聞けなかったところもあるのですが、一応、計画として出て広報などでも宣伝され、市民にも明らかにされているわけですが、実際には、その中身は非常にまだ疑問点が多くありますし、これから煮詰めていかなければならないと思います。結局、中央丘陵だけにとどまってい

るといのが、いまの現実だと思ふ。そのいい例が、先ほど聞いた和泉中央線とか光明池春木線とか、いわゆる中央丘陵をつくる上でも必要な道路なんですね。にもかかわらず、中央丘陵内とやり方がすでに違うわけです。先ほど言ったように、今後、石尾部分などにしても説明に行くということですが、中央丘陵地内では、すでにその辺の構想を含めて説明しているわけでしょう。ところが、この部分だけ放ったらかしている。ですから、中央丘陵部分と他の既存の部分とは、法的に問題はないとはいえ、対応が違う。これはどうしても改善していく必要があると思ふ、その辺の考え方自体をね。

要は、中央丘陵の開発そのものは、やはりこれからだと思ふんです。都市計画決定が府の方で7月31日にもされる、本当に決定されるのかどうか知りませんが、そのように聞いておりますので、これからが実際の町づくりの本番だと思ふます。ですから、中央丘陵だけではなく、周辺、既存の13万市民のための町づくりを本当に考えていただきたい。そのためには、もっと市民からの要望も聞き、知恵も集めて町づくり計画を立てていくという努力が必要だということ強調しておきたいと思ふます。この問題は、これで終わります。

2番目の平和の問題、特に演習場の問題でございますけれども、簡単にしておきますが、市長の答弁の中で、できることなら払い下げ、ということで走り回ってきたということもありましたが、全体の話聞いておきますと、払い下げというよりは、市長も言われておりましたけれども、基地交付金あるいはいろいろの補助金、伏屋の会館とか、今度の総合会館の第1次分のコミュニティーセンターなどに見られるように、市のスポンサー的要素に利用している、言葉は悪いが、そういう感じですので、ちょっと観点を改めて1、2点お聞きをしておきたいと思ふます。

これは10年近く前になるんですが、信太山丘陵開発というのがあったそうなんですが、簡単に結構ですので、その辺の内容。それから、この問題がどうなったのか、ちょっとお聞かせ願いたいのと、もう1つ、質問の中でお答えがなかった近畿自動車道のへた地の部分の広さと、この交渉なり何かしておるのかどうか、してなければ、ないで結構ですから、明確なお答えをいただきたいと思ふます。

○ 助役(坂口禮之助君)、私からお答えいたします。

お話がございました、いわゆる信太山丘陵の開発事業計画というのは、10年ほど前に確かにございました。その基本的な考え方は、環境改善整備事業に関連いたしまして、持ち家制度というものを推進していくために、良好な住宅地を信太山丘陵の一角に確保したいという考え方から発想されたものでございますが、先ほど市長から答弁がございましたように、いわゆる単純な払い下げはとうてい無理だということになったわけなんです。したがって、われわれ

れの方では、信太山全体の中に谷間があって民有地、個人持ちのところがたくさんございますので、それを市の方で買収いたしまして、そして、一定の等価交換あるいは等積交換方式をもって演習場の一角を払い下げていただきたいという考え方で接触を持ったわけなんです。そういうことから、谷間の民有地を買収するにつきまして、いろいろ方法を構ってやったんですけども、そういうニュースが行き渡ってしましまして、あの谷間の土地を坪4万円からの高い金額で買収する不動産業者があらわれてきたわけです。そういう価格で買収するということになりますと、いわゆる等価交換、等積交換という方法につきまして、国自身、谷間の土地を4万円にも見てくれない。それで、安価な土地で信太山丘陵の一角を払い下げしていただけるといふめどが立たなくなったため、自然にその事業を廃止してきたというのが経過でございます。

近道の和歌山線の一部が信太山丘陵の東の区域を通ることになってございまして、近道のためにつぶれるのが約4万5,000㎡と聞いております。それから、伏屋地域の方に残る面積につきましては、まだ、つかんでおりませんが、これらの土地につきましては、近畿自動車道の道路構造等からいたしましても、演習場としての一体的な利用は、おのずから不可能だろうとわれわれは見ているわけです。そういう具体的な事実が進行してまいりました段階で、何らかの形で周辺地域のため、もしくは市の公共施設等の設置ができるようなことを希望いたしておるわけです。

聞くところによりますと、日本道路公団が演習場内の用地を買収するにつきましても、やはり先ほどちょっと申し上げましたように、単純払い下げは非常にむずかしいので、民有地を買収して、それに即応した土地を自衛隊に提供するという話も聞いてございます。そういう道路公団の考え方等から、東側の土地につきまして今後、買収するための見返り用地として確保したいということ自衛隊に申し入れたということも聞いております。市といたしましても、演習場としての機能がなくなる土地につきましては、公共もしくは周辺住民の利便に供されるような方向での払い下げを促進していきたい、このように考えております。

- 8番(原 重樹君) いま、専務さんから答弁をいただいたんですが、近道の方はそれで結構ですが、ただ、一言で言えば、遅いと思ひんです。そういうものが明らかになってきた段階において、実際の計画としてははっきりしているわけですね。その辺は、本当にその気になって市の方から積極的に働きかけること自体、私は必要だと思ひ。それなしには、絶対に自衛隊の方から「はい、あげます」とはならないと思ひます。いまの時点では、そのようにはなっていないということで、私は、遅いし、非常に消極的だと思ひんです。まさに、最初に言ったように、スポンサーに対する言ひ方みたいなことです。やはり当然、要求すべきところはきちっと「こういうものにしたい」という計画を立てて要求していくことが重要だと思ひますので、そ

の辺を強調しておきたいと思います。

最後に、福祉都市の指定の問題ですけれども、ひとつ強調しておきたいのは、いままで福祉都市の指定を受けた地域の状況なども少し聞きますと、先ほど4つの柱を事業内容とすると言われましたが、環境面の改善に力を入れる傾向が強いと聞いてます。これは、私は必ずしも悪いとは言いませんが、たとえば市の庁舎とか図書館なんかでも、1つの例を上げれば、点字ブロックとかありますが、駅を降りてどうやって行くのかとなったら、その部分がばっさり抜けておる。そういうものを充足させていくことが、本当に障害者が住みやすい、町づくりの環境整備としては非常に重要だと思っんです。

ただ、ここではき違えてもらっては困るのは、福祉都市の指定というのはやはり理念ですから、2年たてば終わり、後は補助も何もないわけですから、環境整備の工事をやれば後年度に負担がかかるので、安易な発想でももらいたくないと思っんです。ですから、今回の福祉都市の指定を今後の和泉市の福祉向上の足場にしていこうという考え方に立って事業をしていたきたいというのが私の希望であるし、障害者団体もそれを希望していると思っんです。この2年間だけでなく、これは今後の決意も含めて市長の方から一言、伺っておきたいと思っんです。

- 市長（池田忠雄君） 前々から御指摘をいただいております、先任とも市民部長がお答えしましたように今回、福祉都市の指定の内示をいただいたわけでございます、59、60年度にかけて4つの柱で、これから福祉推進協議会という1つの協議会を設置させていただき、福祉を基点として御協議いただくわけでございます。御案内のとおり、これは補助金額が3,000万円、補助率は国、府、市がそれぞれ3分の1ずつでございます。そういう中で、御指摘を胸にいただきまして、これからの大事な福祉の問題でございますので、福祉都市の御指定を1つの契機とさせていただき、今後とも福祉問題に意欲的に取り組ませていただく。そうした1つの基点としての福祉都市宣言という御内示の中で、これからの取り組みを十分協議会とも相談させていただきたい。この福祉都市の事業は2カ年でございますけれども、これからの福祉問題には可能な限り力点を置いてまいりたい、このように存じております。今後とも議会の皆様方の御支援、御協力をお願い申し上げ、御報告にかえさせていただきたいと思っんです。

- 8番（原 重樹君） これで終わります。

- 議長（池辺秀夫君） 次に、12番・藤原正通君。

- 12番（藤原正通君） 通告順に基づきまして、質問の要旨を述べさせていただきます。

1番目に、東急建設の進展状況についてお尋ねいたします。近日中にも建設許可を市当局におかれましては出されるように聞き及んでいるところでございますが、当初のとおり、14階

建て6棟、1,005戸、駐車台数約500台に変わりはないか。また、地元住民の要望を踏まえて3月の予算委員会においても、わが党の穴瀬議員からも十二分に意見を述べてあるところではありますが、その点も十分配慮されていることと思いますが、具体的にお答え願いたい。また、特に和気、小田、寺門、今福等でのミ=開発が進んできております。東急建設が完成すれば当然、学校問題が起り得るが、この点どう計画されておられるか、お答えをお願いいたします。

2番目に、ダイエー、ニチイ問題についてお尋ねいたします。特にダイエー問題においては、地域住民の間で大型店舗規制法などもあり、また、ダイエーにおいては2年続きの赤字等により、時によれば、ローソンのような小店舗に切り替え、市行政の大型店舗進出時点での道路計画等を肩透かしするのではないかと懸念を持つ住民の声がありますが、この点の見通しはどうか。20万都市を目指すため、雇用等の見込みある企業導入も考えねばならないと思いますが、その点での地元商店との共存の話し合いの見込みはどうなっているのか。ダイエー、ニチイ等の進出見込みはどうなっておるかをお答え願いたい。

3番目の防犯灯の光熱水費についてお尋ねいたします。最近、当市において、いままで農地であったところが公社及び宅建業者等の開発により住宅が建設され、そのことに伴い多くの住民は、通勤通学時における痴漢、引ったくり等の不安を訴え、防犯灯の設置を要望しているが、現在、防犯灯の設置費用は市が全額負担しているが、光熱水費は地元町会の負担となっているので、住民が町会に要望しても町会の負担が増加するため、町内以外の道路までの防犯灯の設置を思案することが多々ある。そこで、防犯灯の工事費を地元町会の全面負担ではなく、他市にもあるように、市が半額助成してはどうか、または、町内以外の道路については、市が全面負担するなどの措置をとってはどうか。そのことにより市民の不安解消につながると考えるが、この点どうお考えか、お考えをお願いいたします。

第4番目に、下水道問題についてお尋ねいたします。当市の下水道の不備は、考えていた以上の実態である。多くの和気町の住民が困っております。行政においては、湾岸汚水道の進捗に伴って雨水幹線も同時に着工するので、幹線工事ができれば解決するとのことですが、いつころできる見通しがあるのか。また、できるまでの間、困っている住民の家庭排水については、どう対応されるのか、具体的にお答えをお願いいたします。

市長の言われる「住んでよかった和泉市」にするためにも、以上の問題を解決すべきであると考えますが、再質問の権利を留保して、質問を終わらせていただきます。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 建設部長（浅井隆介君） まず、1点目につきましてお答えを申し上げます。

東急建設によります旧市新跡地のマンション計画につきましては、当初計画どおり変更はございません。ただ、階数につきましては、11階から14階建て6棟に、駐車問題につきましても当初どおりでございます。

なお、現在は事前協議の段階で一応、これを終えてございます。さらに、一番問題になります周辺整備、特に府道の一部拡張問題につきましても現在、最終調整中でございます。

なお、周辺住民との問題につきましても、和気町会、繁和、府営自治会等と十分な協議をするよう指導いたしております、おおむねまとまっていると聞いております。

なおまた、関連の4番目の下水道問題につきまして、続けて御答弁申し上げたいと存じます。和気町周辺の下水道計画についてでございますが、先生の御質問にもありましたけれども、中央丘陵に関連いたしまして、湾岸流域下水道が父鬼和気線が上がってまいります。これに関連いたしまして、幹線等の見直し作業を現在、行ってまいっております。去る6月1日の府の都市計画審議会におきましてこの御決定をいただき、現在、知事の承認を得べく手続中でございます。

なお、準幹線及び支線等の直接家屋に接続される管渠については、事業認可の変更を得べくただいま検討中でございますので、御指摘の面も十分調整しながら進めてまいりたいと存じます。

なお、当面の維持管理と申しますかの問題につきましては、公共下水道の整備がまだ緒に付いた段階でございますので、現在の都市排水路及び用水路の改修要望が多く出されているわけでございますけれども、これらにつきましては、浸水対策事業で行えるものについてはその補助対象とし、それらの補助対象外のものにつきましては、それらの事情を十分に検討の上対応してまいりたい、かように考えております。

以上でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 教育次長（杉本弘文君） 東急不動産開発に伴います学校問題につきまして、私からお答え申し上げます。

教育委員会として考えておりますのは、施設の対応でございます。就学校区は、小学校は和気小学校、中学校は郷荘中学校となっております。今回の開発によります児童生徒の増加数は、文部省基準でその発生率を算出してみますと、小学校では460人、中学校では225人となる推計でございます。この児童生徒が入居予定計画によります昭和61年から3カ年にわたって転入してまいると推計いたしますと、昭和64年度がピークとなり、和気小学校での学級数、児童生徒数は、大体32学級、1,300人余の児童生徒となってくると考えます。現在

の保有教室からいたしまして、2教室余の不足が生ずるのではないかと考えてございます。また、郷荘中学校の場合でございますが、63年がピークとなりまして、本校におきましても、32学級、1,240人の生徒を推計するわけでございます。保有教室が30でございますので、中学校におきましても、2教室の増築を考えていかなければならないとなっております。

なお、この推計には、住宅供給公社の今福、寺門の推計も含んでございます。

和気小学校並びに郷荘中学校の学級数が、現在、とられております過大規模校の学級数を上回ってまいります。ピーク年度を境にいたしまして学級減となっておりますので、基本的には、分離新設という考えでなく増築をもって対処してまいりたい、このように考えております。以上でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 産業衛生部理事（青木孝之君） 大型店舗問題につきましてお答え申し上げます。

第1点目の大型店がローソンのような小規模店舗に変わるのではないかと御質問でございます。大型小売店舗の出店届け出の場合におきましては、市への届け出で計画の内容の説明等が市長になされておりますが、ただいま御質問のローソンにつきましては、店舗面積が300㎡以下の店舗でございますので、これにつきましては、届け出の必要はないわけでございます。ただいまの段階におきましては、ダイエーより出店計画の変更の届け出の提出がなされておりますので、そのようなことはないと存じております。

変更の届け出の内容を簡単に説明させていただきますと、工場跡地敷地面積約6万㎡の3分の2を東急不動産に売却いたしまして、残り約3分の1、面積にして2万1,000㎡の敷地に、出店計画をなされております。建物構造は、鉄筋コンクリート造り、地上4階、一部5階建てでございます。1階から3階までが店舗、4階から5階が駐車場となっております。延べ床面積が4万8,358㎡、物品販売の店舗面積は2万3,350㎡、飲食店関係その他が2万5,000㎡となっております。

それから、企業誘致問題でございますが、基本構想でも述べておりますように、駅前周辺の再開発に合わせまして、市の都心部の顔にふさわしい、活力のある商業施設の整備が必要であるかと存じておるわけでございます。今後におきましても、通産省の行政指導と相まって、一般市民、消費者の利便保護に配慮しつつ、一方では、地元中小企業者の正常な事業活動を阻害せず共存共栄を図るべく、もって市民経済の健全な進展に資するよう指導してまいりたい、かように存じております。

それから、地元との話し合いはどうなっているか、その見通しでございますが、先ほども申し上げましたように、出店者側から出店計画の説明会を開催したいという申し入れが市の方へ

何回も来ております。市といたしましては、地元小売業者の合意を得るよりいろいろ話し合いを指導しております。出店者側では、地元商業者で組織されております和泉市商店連合会、市内11ブロックの協同組合で構成されておりますが、そこを窓口といたしまして、話し合いを進められておるわけでございます。したがって、商店連合会組織内におきましては、大型店対策委員会を設置されておまして、これには先ほど申しました11ブロックの各正副委員長さんが参画いたし、委員構成22名でいろいろ協議がなされております。その中で出店計画の説明会を受けるかどうかにつきまして、現時点では賛否両論がございまして、この調整をなされているところでございます。この調整で何らかの結論が出されるのではないかと存じております。よろしく御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次の答弁。

○ 秘書広報課長（井阪和充君） 防犯灯問題につきまして、私の方からお答え申し上げます。

防犯灯は、市内の犯罪の誘発防止並びに環境の浄化を図る目的で設置を行っております。関西電力の電柱のあるところは全額補助、関西電力の電柱のない場合民間業者で工事をしていただき、補助の最高額が3万5,000円以内でございます。現在、防犯灯設置補助として100万円の予算の可決をいただき、年間約80灯の防犯灯が十数年来市内に設置されており、その他新しい設置につきましては、開発業者において進めておまして、合わせて2,000灯以上の防犯灯が設置されております。

防犯灯の設置補助金交付申請を各町会、自治会長さんに申請していただく場合、設置後の維持管理費用の一切につきましては、町会、自治会で御負担を願う申請を現在までいただいております。御質問の趣旨から、町会、自治会の負担区分等につきましては、今後、町会、自治会長さんと十分御協議をいたしまして、対応策を考えてまいりたいところでございます。どうか御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○ 12番（藤原正通君） 東急建設の状況もまだ具体的に決まっていなような形であります。一番大事な問題点は、大体、東急建設とダイエーはからみではあるが、市の方で区分されておるわけなんです。府道の拡幅等のお答えがありましたけれども、これは3月の予算委員会でも特に主張させていただきました。現在でも事故が多くて、朝なんかは市役所の前の道等が非常に混雑している。したがって、市新の横を通って繁和町内を車が多く通行し抜けていっている。だから、東急建設等ができてしまうと、あの部分が9メートルに道幅が拡張されても、繁和町そのものの道路の拡幅が何もされない状況であった場合、繁和町内で交通事故が多発する恐れ

があります。繁和町の住民は危なくて住んでおられないんじゃないかということ強く言うておられるのです。そういうことを踏まえたと、具体的なお考えもされてきておるんですか、とお尋ねしたわけです。この点の具体的な答弁がなかったですね。

- 建設部長（浅井隆介君） 府道の拡幅問題、それから、市道の府中和気西線の拡幅については、市道については拡幅いたしまして、現在、府道について詰めをしております。もちろん、現在の協議内容は、東急との協議でございますけれども、府道の和気岸和田線については相関連するものがございますので、これについては現在、拡幅協議をしておるところでございます。

なお、この府道、市道の拡幅がなされれば、繁和町に車が集中して非常に危険であるという問題につきましては、担当の公害課とも十分調整をしております。その時点におきまして、町会、担当課、警察との間でも規制協議が当然なされていかなければならない。繁和町内の道路の改修ということになりますと、現在、あれだけ密集して建っている中で、これを促進するというのは非常に問題が多いでございます。したがって、先ほど申し上げましたようなもので対処していかなければならないであろうと考えてございます。

以上でございます。

- 12番（藤原正通君） 東急のことは、これぐらいしておきます。地元議員さんもおられることですので、余りごちゃごちゃ言う必要はないと思います。

小学校問題ですが、計算されたらかくかくだと言っておられましたか、寺門第1団地等の建設が進めば対応が十分できない。したがって、何とかお考えいただかなければいかんと思うんですが、それもできた上での計算をされてこういうふうにお考えなんですか。ちょっと周辺を見渡しただけでも相当家が建ってまっせ。

- 教育次長（杉本弘文君） 私が先ほどお答え申し上げましたのは、一応、東急不動産の開発による計画戸数から、文部省基準をもって割り出した数で対応してお答え申し上げたのでございまして、いずれにしても、寺門、今福等の団地も含んでの推計でもってお答え申し上げたわけでございます。

なお、これは現時点における原則校区をもって御説明したところでございます。入居予定時期までの間に議員さんが御指摘のように、隣接校区の児童推計を見ながら、また、最終決定をしていきたいと考えておりますので、この点もあわせて御理解いただきたいと思っております。

- 12番（藤原正通君） 1番目の問題は、これで終わります。

2番目のダイエー、ニチイ問題ですが、これもまだまだ協議中であると、いつ、お尋ねしても同じことなんです、本当に市民というものは、われわれが考える以上にいろんなことに敏感に感じておられる。したがって、何回も私が申し上げるように、東急は東急である、ダイエー

一はダイエーであると分離されていますが、結局、これは関連しているんです。どうしようもない。したがって、別個に考えることはよくわかりますが、お答えいただいたとおり、地元商店街との話し合いも煮詰まってない現実です。そして、東急建設は東急建設で、これ以上はもう放っとけなところまでできているんです。3月の予算委員会で穴瀬議員が、このことについてしつこいぐらいに申したわけなんです。だけれども、具体的にになったときに、相手がダイエーですから、そういうことを言うてきてもどうひっくり返るかかわからない。そして、東急建設がすでに建ってしまえば、だけど来る予定であったんやけど、となってね。どうしようもなくなったとき、交通の面でもあの辺はわやくちゃになりまんね。そういう点を十分に御検討いただいて具体的に対応しないといけないと思うんですよ。

なぜ私がこういうことを申し上げるかと言いますと、寺門第1団地の造成のときでも、公社と地元の町会で話し合っただけで何らかの形ができてるんですが、後日、問題が起きてます。団地が造成されたとき、周囲の住民が放ったらかし。そして、今日になってその付近の人が難儀しておる状況がありますので、これを即、結びつけるわけにはいきませんが、やはりできてしまうから、あのときはこう思ってたけどこうやった、誤ったとかいうことのないよう、きちんと考えておかなければいけないと思いますので、ひとつよろしく願いをいたします。2番は、これで終わります。

3番目はちょっと置いときまして、4番目の問題ですが、これもよくわかるんですが、いま言うたように、そういうものが進んでくるときに、いつまでにできる予定ですか。下水道は、何か中央丘陵との関連があるとおっしゃいましたけど、めどとしては、何年ぐらいでできる予定をされてますか。

- 建設部長（浅井隆介君） 和気の全体のめどと言いますと、汚水幹線につきましては、現在の計画でいきますと、流域幹線が和気町を通過して野々添橋まで来るのが昭和64年度末、65年でございます。これが幹線管渠が通って来る時期でございます。それから、供用開始予定、これも予定でございますが、それから逆算いたしますと、その幹線の通る周辺が流入可能となるのが大体その前であると思います。しかしながら、それまでには、やはり汚水管渠、それから雨水管渠は別ですが、汚水管渠の整備をしなければならない。雨水につきましては一応、計画決定をしております、知事承認の段階でございます。一番大きな問題になってくるのが、河川敷に入れようとする雨水管渠ですが、それと、岸和田南海線へ入れる雨水管渠でございます。これにつきましては、いま、事業中でございますので、旧河川敷についても、できれば来年度には、一部はけ口からでも入っていきとうということで現在、調整をしております。

何しろ下水道は、非常に金のかかる事業でございます。現在のゼロシーリングの中で、流域

幹線はかるうじて1.00%、その他の公共下水道は98%と落ち込んでございます。その中でやってまいりますので、あれだけの広域な地域がいつできるんだという、具体的なめどは即答いたしかねます。できるだけ多く、国、府の事業費をもらって早く地域住民の方の雨水問題、汚水問題の解決に努めてまいりたい、かように考えておりますので、よろしく御了解のほどをお願い申し上げます。

- 12番(藤原正通君) 何ほお聞きしてもしょうがないが、これが完成すれば、あなたの言うてる問題は全部解決します、と言うが、それまで待っているわけにはいかないんですよ。それで、ひとつ極力いろんな出費もかさむかと思いますが、地域住民の希望をかなえていただくようお願いしておきます。

3番目の防犯灯ですが、これもよくわかるんです。設置の費用は市の方が助成していただく。ただ、問題になりますのは最近、2国沿いにラブホテルがたくさん建ち並んでいます。真っ昼間から車を横に止めている。そして、あの近辺の家庭の主婦にまで「ちょっとラブホテルに行こりか」と手を引っ張る事態が起きている。したがって、夜なんかは、とってもしゃべりながら安心して通勤や通学時に帰られへん。何とか明かりをつけてほしいとなります。そして、水銀灯の場合は、あくまでも市が設置もしていただき、光熱水費も負担していただいているが、防犯灯という犯罪防止ということになれば、これは交通の方で事故が多発するとかの場合なら水銀灯ができるが、それ以外の目的のときは、できないことになってるのが事実なんです。したがって、いま、私が言うてる町会内の分については、すべての町会が明かるく防犯灯をつけております。けれども、いままでたんぼであったところで、それが急に開発されて家が建つわけですから、街灯が抜けてる部分がある。そういう部分の道路については、そういうことが随所に起きているわけです。それを町会の方に要請しても、現実問題として「あそこは、わしとこの町と関係ないぜ。市へ言うてもろうたら」となる。

そこで、一番の問題は、そういうことで住民の方が被害届を警察に出すが、警察のいわくは「そりゃ、やっぱりちょっとでも明かるくしてもらいましょう」と言う。警察は、痴漢とか引ったくりの防止には、すべてのところを明かるくすることだというから、住民の方々は「防犯灯をつけてください」となる。たとえばグリーンボリスという団地があります。森病院のあるところは明かるいが、そこに帰るためにはあの道しかない。ところが当然、家が建ってないから、そこは真っ暗けです。大分前から頼んでいるんですが、できてない。こういう状況が起きている。防犯のために、こうして、ああして気をつけましょう、とキャッチフレーズで宣伝することも大事ですが、特に市の境界の付近、泉大津や岸和田などの境界付近では、なかなか設置するという判断がつきにくい。そういう部分については、ひとつ積極的に何とか考

えましてお願いしているんです。どんなものでしょうかな。

- 参与兼市長公室長事務取扱（西川喜久君） 私からお答え申し上げたいと思います。

光熱水費の問題につきましては、先ほど課長からお答え申し上げましたが、御承知のように交付基準がございまして、それに基づきまして、申請書をいただいている次第でございまして、申請書の中には、やはり設置後の経費については、自治会、町会の方で負担という内容で申請をいただいて、一定の補助をしておるわけでございます。いずれにせよ、藤原議員さんのいまのお話を聞く限り、いろいろ問題があるろうかと思っておりますので、今後、ひとつ町会長さん、あるいは自治会長さんらと十分協議を重ねまして対応を考えてまいりたい、かように考えますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

- 12番（藤原正通君） これで終わらせていただきます。

-
- 議長（池辺秀夫君） 次に、10番・天堀 博君。

- 10番（天堀 博君） 発言の通告要旨の説明をさせていただきます。

まず、相次ぐ不詳事、不手際についてであります。私は、いろんな最近、新聞紙上を賑している問題がございまして、ここで(イ)、(ロ)、(ハ)の3点にしぼりまして、特に現池田市政の体質的なものがこの中にあるのではないかと、ということを開うつもりで御質問させていただきます。

まず、体育館の第22期スポーツ教室の不手際の問題でございまして、広報2月号で、第22期スポーツ教室を募集いたしまして受け付け、会費まで納入させていたものを、申込者に突然中止と返金通知を出したということで新聞にも載りまして、大騒ぎの事件が起きたわけでございます。私たち共産党議員団も教育長そのほかから事情を調査いたしまして、万全の処置をとるよう申し入れたわけでございます。そもそも、この問題が起きたのは、指導員の資格を持った会員を他の部署に配置をすることによりまして、そのかわりがなくなったという事態が起きたわけでございます。全く初歩的なミスと言っていいのではないかと考えるわけです。

そこで、第1点の質問として、そのようなことがなぜ起こったのか、最初からわかっていたのではないかとこの点の疑問が残るわけでありますので、その点はどうかとお聞きしたい。

2点目は、このような大騒ぎを起こした後、当面の処置についていろいろとられました。一応、平静に戻ったというふうな形にはなったわけですが、広報の7月号では、第23期の募集が行われております。その末尾に小さく、この22期のスポーツ教室の件に関係して一部不手際があり、御迷惑をかけた旨のお詫びということで載っておりますが、これだけで責任問題が終わっているのかという点についてお尋ねをしたいと思っております。(イ)につきましては、

この2点であります。

(ロ)の元職員の住民票改ざん事件であります。事件発生の経過と現在の状況、処置等につきまして、簡略に説明をしていただきたいというのが1点であります。事件のあった年月日、さらに発覚をした日、そのときの処置等も含めてお答えをお願いしたいと思います。

次に、(ハ)の開発業者からの車の贈呈の受け入れ問題であります。本市で中規模程度の開発を進めている日の出建設という業者から、和泉市が乗用車など3台の車をもらい受けていたことが、私どもの調査で判明をいたしました。共産党議員団としては助役に対しまして、市としてこういうことではいかんのではないかということで事情を調査し、抗議というか申し入れも行ったわけですが、この点についても、なぜこういうことになったのかという事情というか理由、経過を簡潔にお答えを願いたいと思います。

次は、大きな2点目の市民祭り盆おどり大会についてであります。これも広報7月号で1面トップで出ておりますが、大会実行委員会の主催となっております。和泉市が事務局を持つてゐるんだと思いますが、本年は予算もつきまして、「広報いずみ」に知らせるということをいたしております。事実上、市の行事とは何らかかわりはない状態になっておりますが、本当に和泉市の市民祭りになるのだろうか、意味、意義のあるものかということをお答えを願いたいと思います。

次に、(ニ)の各種団体その他の協力についてであります。大会実行委員会に和泉市の各種団体が参画しております。このようなことを言って何ですが、それでは、本当に各種団体の皆さんが喜んでこれに賛同されてこの実行委員会に参画し、当日、大勢の人をこの祭りに足を運ぶようにされておるのかどうか。この点について、いろいろ不満、不平も聞いておりますので、その点についてもどういう状況になっておるのか、お聞きをしたいと思います。

大きな3番目は、大きな府の行政に関連する問題についてであります。まず、(イ)のかんきつ母樹園の跡地利用でございます。大阪府農林技術センターかんきつ母樹園は、すでに廃園されたと聞いておりますが、この点はどうかということをお聞きしたい。

さらに2点目は、この跡地につきまして、農協の連絡協議会における営農センター構想で要望等が出ておりますが、これに対して、和泉市はどのように対処されようとしているのか、お答えを願いたいと思います。

(ロ)の問題は、府道堺かつらぎ線の整備についてであります。この問題につきましては、本来的にも、さらに実際的にも府の土木事務所の所管であります。府がいろんな整備をし、維持管理をやっていくということでもあります。そういう点は、和泉市はかかわりがないと考えるわけでございますが、しかし、そういうことがわかりきった上で、市民の交通の不安をなくして環

境をよくし、水害などの災害から市民の生活を守っていくということで和泉市の役割があると考えますので、これらもやむにやまれず、あえて質問させていただくわけでございます。

場所は、和泉市北田中町にあります東横尾川にかかっている西条橋という橋から北へ堺市別所にかかる通称えんとう谷、あるいはえんとう谷と申しておりますが、この地域であります。一度現地を見ていただければ、非常によくわかっているかと思いますが、この府道が大変荒れております。多数のダンプカーが通ることも原因しているわけですが、荒れたところをまたダンプカーが通るといって、荒れるに任せております。2、3日前、一部何かつきあてのような応急措置をされてますが、こういうものはほかの経験からいっても、すぐにまた元どおりになってしまいます。逆に、それによる細かな碎石が周りに堆積し、危ない状況になっていくんじゃないかという危険性を感じますが、府の土木事務所は、いろんな地元からの申し入れその他にこたえようとしていない。

ここは道路排水が非常に悪い状況になっております。もともと、余りよくないところですが、ここ数年来、碎石の置き場をつくるため山を切り取るとか、あるいは池が2つありましたが埋められるとか、いろんな状況がありまして、この辺の排水水路形態が全く皆無に等しい状態になっております。少しきつい雨が降りますと、道路そのものが地道になっておりますために川のようになりまして、濁流が坂の下の民家に流れ込んで水害が起きる。さらには、冬場になりますと、常に何か水が流れてぬれている状況になっておりますので、特に今年の冬なんかには何度も凍結し、ここで何台となく車の事故が発生しているわけなんです。

そこでお尋ねしたいのは、このような状況、実態を市の方でつかんでおられるのかということとを、1つはお聞きしたいと思います。

さらに2点目は、先ほど述べた間で、すなわち市民の交通安全を守り、あるいは環境をよくして水害から守っていくという観点から、和泉市として、府へこの問題についてアタックしているのかどうか、あるいはできないものかどうかという点をお聞きしたいと思うわけであります。

次に、大きな4番目は、図書館行政についてであります。まず、(1)の自動車文庫であります。いま、利用者が非常にふえております。私は図書館の努力とあわせて、市民のそういうものに対する意識が非常に向上してきているということで喜ばしいことだと思っております。利用者も、止める場所もふえてきていると聞いておりますが、それに伴いまして図書館側の対応、いわゆる職員あるいは文庫の蔵書数などはどうなっているのかということをお聞きしたいと思います。

また、これだけ利用が多いわけありますので、和泉市は、中央の図書館というか、現在は

ここだけしかありません。この体育館の隣にある図書館に図書を借りに来るということは、非常に市域が広いために大変であります。いままでも質問をしておりますが、図書分室の設置を積極的に考えていただきたいというのが、(四)の問題であります。学校や団体にも貸出制度がございますが、これはこれで非常に評価をしておりますが、もう一步推し進めて、手の届くところにより本があるように図書分室をお考えいただきたいということでございます。場所などいろいろお願いをしたり交渉したりせねばなりません、たとえば鶴山台にはりっぱな自治会館がございますし、あるいは今度、南池田の公民館跡地にサンライフ和泉などの施設ができてます。あくまでも、そこにつくるかどうかは別にして、たとえばの話として、そういうものも利用できるのではないかというように思います。和泉市には公民館がございません。実際にあっても利用できないという状況に等しいわけですので、図書分室の設置を推し進めていただく考えを改めてお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、大きな5番目、議会への請願に対する市の対処についてであります。今議会の最終にそれぞれの請願の問題については、明確に委員長報告がされるとお聞きしております。そういうことで、議会サイドの問題はそれで結構だと思ひます。ただ、これだけいろいろ要望も出ていますから、市としてはよほどの無理なものは別にして、もっと積極的な努力をすべきではないかと考えるわけでございます。

たとえば留守家庭児童会設置問題につきましては、和気、北池田、北松尾から請願が出ております。さらに、光明台等から要望書が出ていると聞いております。空き教室がないなどの理由で見送られておるわけでございますが、ここ2、3年、新規の設置がされておらない。さらに、これらの地域は、先ほどの藤原議員さんの質問でも出ておりましたように、特に和気小学校もそうですが、その他につきましても、ほとんどのところは、人口が急激に増加するという地域であります。また、その地域においては、共働きの家庭が非常に多くなるということも実態であろうと思ひます。ですから、空き教室その他の条件整備が整わないことが、このままいけば反比例をいたしまして、要望も非常に高くなってくる地域であります。そういうところで、自然の成り行きではないと思ひますが、状況に任せておけば、いつまでたっても要望にこたえることができなれないのではないかと思ひますので、積極的に設置をする努力が必要ではないかと思ひます。その点では、市行政としては、そうなっていないのではないかと考えますので、その点のお答えを願ひたい。

それから、(四)の市役所の事務取次所にしても、光明台と南横山から請願が出ております。市は、その方向で取り組んでいるのかどうかという点についてもはなはだ疑問がありますので、私は、その委員会に参画しておらないということもありますが、ひとつその辺の議会サイドで

の委員会の審議状況も配慮していただきながらお答えを願いたい。

これは、3番目の泉大津への編入問題も同じであります。これは2件出ております。私が副議長の時期でありましたが、かなり泉大津と総務委員会の方でも努力されまして、セットできるようなことになってきたと思います。その時点から損得は二の次ということで、等価交換があくまでも基本ではないんだという話が進められてきていると思うわけですが、本当に困っている人たちの声というものに耳を傾けるべきだと考えるわけです。その点では、市としても、もっと積極的にもう一步足を踏み込んでやっていくべきではないかと考えます。

以上、大きな問題で5点になりますが、何分にもかなり多般にわたり、内容も多くなっておりますので、答弁の方も簡潔に願って、できるだけ時間内におさめたいと思いますが、議長には、ひとつ延長もお願いしておきたいと思っております。再質問の権利を留保いたしまして、質問通告の説明を終わらせていただきます。

○ 議長（池辺秀夫君） ここで、お昼のため1時まで休憩いたします。

（正午休憩）

○ 議長（池辺秀夫君） それでは、休憩前に引き続きまして一般質問を続行いたします。

午前中の質問に対し理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 午前中の天堀議員さんの御質問に対しまして、私から2点にわたりますてお答え申し上げたい、このように存じます。

第1点目の不詳事、不手際につきましてのお尋ねでございます。第22期スポーツ教室につきましての御指摘でございまして、いろいろとスポーツを愛好する人たちがスポーツ教室に結集されておりますが、バドミントンの関係のことでございます。まことに申しわけございません。きつく叱正をいたしまして、2度とこういうことのないように厳重に注意をいたしまして、引き続きスポーツ教室を開催され、いま、第23期を募集中である、こういうことでございます。この点につきましては、担当所管である教育委員会と議員さんがよく御協議をさせていただいたように聞いておりますが、再びこういうことのないように今後とも襟を正してやってまいりたいと存じます。スポーツ振興は私の願いでございますので、その意味合いで、スポーツ振興に対しまして、格段の留意をいたしまして運営をいたしてまいりたい、このように存じております。

また、元職員の住民票改ざん事件につきまして御指摘をいただいたわけでございます。先般、議員総会でも私より議員皆様方に御報告申し上げ、おわびを申し上げました。きょうも本会議

の冒頭、あいさつの中で私からもおわびを申し上げた次第でございます。2度とこういうことの起きないように綱紀を厳にさせていただき対応いたしてまいりたい。改ざん事件につきましては現在、司直の手で関係者の取り調べをいたしておる現状であるわけでございまして、そうした司直の調べと相まちまして、今後とも2度とこういうことにならないように厳にいたしてまいりたい、このように存じております。

議員並びに市民の皆様方には、この点につきましておわびを申し上げますとともに、事は御案内のとおり、サラ金問題に端を発しております。現状、サラ金についての実態調査も行っておるところでございまして、事前にそうした点を防止しなければならない。このように存じております。また、多くの職員の中でこういうことの起きないように通達も出し、管理、監督の任にある管理職にも厳重にいろいろ体制をとっておるわけでございまして、2度とこういう事件が起きないように、遺憾なきを期してまいりたい、このように存じております。おわび方々御説明を申し上げて御理解をいただきたい、このように存じます。

(ハ)につきましては、これは不詳事、不手際とはまた次元の違う問題であると存じますが、先般、議員さんが助役の部屋に來られ、いろいろ助役から御説明を申し上げ、一定の御理解をいただいたようにお聞きをしておりますが、重ねての御指摘でございます。御案内のとおり、開発業者でございますが、石井実さんという社長個人が長年にわたる宅建業界の功勞によりまして、いわゆる黄綬褒賞を授与されたことに伴いまして、各界からそれぞれ石井さんにお祝いが届けられたわけでございます。そのお祝いをそのまま和泉市に一般寄付として贈呈をしたい、こういうお申し出がございました。開発業者とはいえ、個人の資格で黄綬褒賞の受賞に伴いますお祝いということで、お金で、ということでございましたが、原課の意見を聞く中で、いわゆる車3台、バトロール用に一般寄付として授受させていただいたという件でございます。開発業者とはいえ、個人的な奇特なお申し出でございますので、お受けさせていただいた、こういう経過でございます。どうぞ御理解を賜りたい、このように存じます。

第1点の3件につきましては、今後も襟を正して全職員の管理、監督をし、管理職一同、2度とこういうことのないような決意の中で行政執行に当たり、市民サービスの向上に努めてまいりたい、このように決意しておりますので、御理解を相賜りたいと存ずる次第でございます。

なお、市民祭りの盆おどりに対する御質問でございます。私から(イ)、(ロ)につきまして御報告、御説明を申し上げたい、このように存じます。

昨年度の第1回の市民祭りは、本当に非常な盛況でございました。御案内のとおり、ハードとソフト面の行政の果たす役割の中でいろいろございますが、都市的な、あるいは市民さんみずからがそれぞれ潤いを持ち、連帯感あふれる行事をしていただく、こういうことによつて郷

士のなごやかな発展を期しますために、全国的に祭りという催しが盛んにされているのは御案のとおりでございます。本市といたしましても、伝統を生かした盆おどりの中で新旧住民が相集りことは、すばらしいことだと存じております。第1回目は、23団体の手で2晩で3万人という方々がなごやかに結集されました。今年は第2回目でございます、町会あるいは婦人会、子供会、老人会を初め、市内23団体が実行委員会を御構成いただき、いろいろ取り組みをしていただいているわけでございます。事務局は青年会議所の担当をお願いいたし、企画立案をされ、市内23団体が総力を挙げて今年も楽しくて事故のない、明かるい郷土の伝統を生かした名物にしていく祭りをやるということでございます。

非常に意義のあるものだとは私は存じます。議会の皆様にもお願いを申し上げ、300万円の補助を御議決いただいたところでございます。それだけで足りるものではありませんが、市内各団体からいろいろと勤労奉仕、持ち寄りをしていただき、みずからの祭りをみずからの手で整備しやっていると趣旨でございます。市も、そういう市民挙げての祭りという意味で御後援させていただきたい、こういうことでございます。ひとつ御理解を深めていただきまして、今後とも御指導なりバックアップをお願いできれば幸いだ、このように存ずる次第でございます。

1、2点につきまして基本的な私の考え方、姿勢を申し上げ、御理解を相賜りたい、このように存じます。何とぞよろしくをお願いいたします。

○ 10番(天堀 博君) 1、2点目で具体的な質問をしておりますので、市長の基本的な問題だけでなく、具体的なお答えをお願いしたい。3点目以降は、その後をお願いしたい。体育館の件から順番に願います。

○ 議長(池辺秀夫君) 答弁。

○ 指導部次長(明坂貞士君) お答えいたします。

22期スポーツ教室の運営につきましては、一部の新聞報道により先生方にいろいろ御迷惑をおかけし、まことに申しわけなく存じております。この問題の経過を簡単に御報告申し上げますと、体育館で現在、12のスポーツ教室を開いております。この中で体操とバドミントン教室が、体育館の都合によりまして、一時休講と会費の返還を会員の方々に御通知申し上げました。この措置につきまして、会員の方70人ほどが体育館に来られ、いろいろ申し入れがございました。皆さん方は、「広報いずみ」で会員を募集し、会費を支払い手続が終わっているのに、体育館の一方的な都合で休講措置するのは納得できない。講師の不在中は自習時間として体育館を開放し、新しい講師を早急に見つけて教室を再開してほしい、という要望がございました。私どもは、これらの要望におこたえいたしまして、週1回の教室でございますので、

この間、3回の自習をしていただき、早速講師を手配いたしまして、4回目の5月1日から両教室を再開いたしました。しかしながら、バドミントン教室の一部の会員の方から、新しい講師に対する指導方法なり技術的な面からもクレームが出、同時に私、体育館長に対する館の運営能力にもきつい批判をちょうだいいたしました。これらは、議員先生方に変な御迷惑をおかけしたものでございます。またこの間、上司から指導、指示もございましたが、とりわけ、各方面の先輩先生方からいろいろと助言、御指導をいただきまして、教室の会員の方々なり、バドミントン連盟の役員の方々とも再三協議を重ね、双方一定の了解を得る中で今日現在では円滑に運営され、明かるい教室をやってございます。23期スポーツ教室につきましては、8月に募集することを7月の広報に掲載いたしました。これらの反省の上で、さらに充実したスポーツ教室を目指して市民の体力づくり、また、明かるい家庭づくりを進めていきたいと考えております。

今回のことは、いつにかかって私の不手際でございまして、不徳のいたすところと深く反省をしております。今後、これらのことのないよう努めてまいりたいと考えております。重ねておわびを申し上げまして、御了解を賜りたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 次の答弁。

○ 参与兼市長公室長事務取扱（西川喜久君） 2点目の経過等につきましてお答えいたします。

住民票改ざん事件につきましては、去る5月28日の新聞紙上でその内容が大きく報道されて、市の信用失墜を招いた点、深く反省をいたすところでございます。また、議員各位に対しましても多大の御迷惑をおかけいたしました点、まずもって、おわびを申し上げたいと思います。

事件の経過につきましては、新聞報道とおおむね同様でございますが、告訴に踏み切ったからの経過が全く表に出ておりませんので、この点について、わかる範囲内で申し上げたいと思います。

去る5月29日、新聞報道の翌日でございますが、正式に和泉警察署長に対しまして告訴状を提出いたしましたわけでございます。告訴状の内容につきましては、容疑事実、すなわち虚偽の住民票を改ざんし、及びその証明書を行使した。これは刑法第155条及び158条に違反するものであるとし、公文書を偽造の上行使したことは悪質きわまりないが、本人は退職しております、市の任命権者による調査が不可能となったため告訴したものであります。

次に、告訴後の経過についてでございますが、6月の初めから本格的に取り調べが行われまして、本市に対しましても、調査に必要な数多くの資料の提出が求められました。そして御承知のように、6月9日には、関係する市役所の現場検証が行われました。一方、本件に係る参

考人といたしまして、6名、数名の職員に対しまして、任意出頭の形で事情説明もしてございます。そして、いまは一定の取り調べが大体終わった中で現在、部分的な補足の段階にあるように聞き及んでおります。したがって、間もなく本件に係る市行政としてのまとめができる予定でございますので、この事件につきまして、市といたしましての一定の対応を考えてまいりたい、かように考えておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

- 10番(天堀 博君) 余り細かくやっていると時間がなくなるんですが、この大きい1、2につきまして先にやらせていただきますが、まず、第1点目の(イ)の不詳事、不手際の問題につきましては、なぜそんなことがわからなかったのかということについては、答弁でも言及されていないわけです。その責任問題はどうなったかについても、答弁の中では「いつにかかって私の不手際であります」ということで、本人が反省をして終わっている。これではちょっと納得しかねるし、問題があるんじゃないかと思うので、いわゆる上司としてどういうふうに考えておられるのか、後に教育長から簡潔にお答え願いたいと思っております。

それから、(ロ)の元職員の住民票改ざん問題ですが、これはいま引き続き調査、警察の方で調べをやっていくということですね。われわれがいろいろ聞いていたところでは、6名ほどが事情聴取されたということですが、特にその中で、住民表改ざんについて、長期にわたって取り調べを受けた人がおるように聞いてます。そういう点では、最初の質問の中で、事件のあった日、発覚をした年月日その他が答弁に出てないのですが、あわせて職員に対する処置その他はどうしたのかということも辺もお聞かせ願いたい。結果が出ないと、告訴した人に対するいろんなことも、いまさらさかのぼってどうのこうの、そういう処置もどうするのかということも考えないかと思うんですが、いまの経過報告では、一定不明朗な点がありますので、その辺を市として掌握されているのか、どういう処置をとってきたのかということも辺を再度、お答え願いたい。

それから、(ロ)の開発業者の車の件ですが、市長の立場からすれば、ほかの不手際、不詳事とは次元の違う問題と言われていますが、助役さんから一定の理解を得られたと報告を受けたということですが、何も理解してない。お話は聞きましたが、「それではぐあい悪いですよ」と言うて帰ってますので、誤解のないようにしていただきたい。お話を聞いたら、いわゆる個人でありまして現在、和泉市内で開発を進めている業者ですね。そやからこそ、言うてみたら、何や和泉市にお世話になっているから個人の資格で、ということらしいが、そういう業者に金や物をもろうことは市長、やっぱり個人であっても問題があるんじゃないか。黄綬褒奨か何かもろうたということですが、極端なことを言えば、ほかの業者から、そこまでの賞はもらわなくても何かがあって、和泉市へ特別にお祝いをもろうたから寄付させてください、という

申し出があれば、お受けになるということですか。ケース・バイ・ケースと言われるかもしれないが、断れば、「あそこからはもろりて、うちのは何であかんのか」となる。こんなことで疑惑なんかはない、と助役さんと言われてました。あつてはくあゝ悪いが、せやけど、市民から見たら、何かあるんと違いか、と疑いを持たれるような行為をしてはならないと思ひ。

これは市長、言うてみたら次元の違ひ問題とは違ひませ。市理事者の不手際やと思ひ。そこら辺、和泉市あるいはあなたの体質的なものがあるのではないかと、質問の冒頭で指摘しました。住民票の改ざんでもいろいろ出てきますが、もうちょっと突っ込んで聞きますが、その中身の問題もそこら辺にあるんじゃないかと思ひ。

市民祭りについては、意義があるものかどうかにつきましては、新旧の住民が一緒に、いろいろ言われていますが、盆おどりそのものは各地でやっています。私どもが調査したところでは、市内60〜70カ所で開催されています。大体、8月の初旬から10日前後、23日の地藏盆、そのぐらいの間にほとんどが集中してやられる。和泉市の盆おどりも8月の初旬で重なってくるわけですね。特別に違ひことをやるわけじゃない。和泉市の元からある盆おどりですからね。あなたは、郷土の祭りやおっしゃるかもしれませんが、同じことや。郷土和泉市の祭りやと言うんやったら、もっと何かがあつてもいいのと違ひませか。

ハードとソフトの面があると言うのなら、もっと意義のあるものをお考えになるべきじゃないか。市がそれに対して300万円を補助するというが、予算委員会でもやりましたが、昨年は一切なかったのに今年を出している。具体的には、今年は建設業者なんかからは援助は受けへんとか、後でちょっとお聞きしたいが、それと、ほんまに皆、喜んでやっているかどうかです。特に婦人会あたりでは市長、代表が出て来られるからどう言うてるんか知りませんが、あるところでは、婦人会の会長になり手が無い。「盆おどりに行かないかんので大変や」と言うんですよ。皆に頼んで来てもらひが、市民グラウンドまで来るには、横山や北信太からでは大変ですよ、遠くてね。その辺の迷惑も顧みずやつてるわけです。余り意義深いものではないと思ひます。先ほどこちょっと聞いたが、建設業者なども手伝ってくれるのか。それから、職員さんのお手伝いなんかどうなるのか。その辺も含めて、順番に1点と2点について再質問した分だけお答え願ひませか。

- 市長（池田忠雄君） 開発業者の車の贈呈受け入れの件につきまして、いろいろ御指摘をいたたくわけですが、私が冒頭申し上げ、並びに先般、助役が議員さんに申し上げましたように、一般寄付の扱いであるわけでございませ、不手際だとは存じておりませ。ただ今後、気をつけよ、ということにつきましては、ケース・バイ・ケースでございませけれども、誤解を招かないような基本的な態度で臨んでまいりたい、このように存するわけでございませ。

話としてのお尋ねもございました。業者という名前であっても、やはりまた一面、市民でもあるわけでございます。そういう全然関係のない次元の中で寄付の申し出があった場合にはいかがするのか、というお尋ねもございましたが、ケース・バイ・ケースで今後とも気をつけながら対応させていただかなければならない、このように存じておるわけでございます。ひとつ御了解をいただけたらありがたいと思います。ただ、御指摘のそういう誤解を招かないような体制をとることにつきましては、襟を正して今後ともやらせていただきたいと存ずるわけでございます。

なお、第2点目の市民祭り盆おどり大会につきましては、細部についてはいろいろ御指摘があるろうかと思いますが、基本的には、和泉市挙げての祭りとして、盛大に今後とも第2回、第3回とやらせていただきたいということで、伝統を生かした中でより一層名物になるような祭りに育てていただければ、郷土愛あるいは市民の心の潤い、連帯感、コンセンサスというものが出てこようかと存じております。いろいろ御指摘を胸にいただきながら、今後ともより盛大な祭りに持っていきたいと存じております。

なお、23団体がいろいろ御結集いただいております中で、建設事業協同組合あるいは水道管工事業協同組合、電器設備研究会、造園緑化協同組合の業界4団体の方々ならびにロータリー、ライオンズ、青年会議所を初め、先ほど申し上げました町会、婦人会、子供会、老人会、PTA協議会、防犯協議会など各種団体が御結集いただいております。それら皆さんが持ち寄っていい祭りをつくってほしいというのが、実行委員会の趣旨でございます。その中で建設4団体におきましては、その会場設営につきましては、勤労奉仕で御協力をいただくことに相なっております。皆の手ですばらしい祭りに持っていこうというのが23団体の実行委員会の趣旨でございます。その点、今年もいろいろ会場設営等で勤労奉仕を願って御協力いただき、いい祭りをしてほしいという趣旨でございますので、ひとつ御理解をいただければありがたいと存じます。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

体育館の運営、スポーツ教室の運営をめくりまして、とんでもない不手際を起こしました。不手際というよりも、体育館は本来、貸し館ではございません。スポーツ文化の推進のため、スポーツ教室なるものを積極的に開きまして指導者を育成し、地域社会の中でボランティア活動をやってもらうということで、スポーツ教室を開催するものでございます。

今回、スポーツ教室を中断するような通知を出し、利用者の皆さん方に多大の迷惑をかけましたことを深く反省するものでございます。利用する住民の皆さん方の立場に立ちまして、全く本来の職責を逸脱したもので、その責任は、すべて私にございます。職員の異動がいかにあ

りましょうとも、自分の職責を見失なわないように的確に対処し、運営しなければならないのは当然の責務でございます。教育不信を招きましたことにつきましては、その責任の取り方について、いろいろ御叱正をいただきました。今後は、その不信の解消に向けてより積極的にスポーツ教室なるものを展開いたしまして、努力してその責任を明らかにしてまいりたい、かよう考えるものでございます。この点ひとつ御理解いただきますようお願い申し上げます。

- 参与兼市長公室長事務取扱（西川喜久君） 職員の問題につきまして、私からお答え申し上げます。

確かに、数人の職員が事情聴取を受けたわけでございますけれども、かなり長期にわたって事情聴取を受けた職員が1人ございます。そして、事件の発端でございますが、新聞紙上にも報道されておりましたが、聞き及ぶところによりますと、昭和58年2月16日にサラ金から一定の金額を借っておりまして、その返済期日がかなりおくれておったようなことから、サラ金業者は、58年11月28日か返してもらわないと、法的手続をとろうとしたように聞いております。その法的措置をとろうとすると、借入人の住民票が必要だということで住民票を取ったところ、貸していたときに使用された住民票の生年月日あるいは住民となった日に食い違いが出、それが発端でございます。

したがって、経過でございますが、その後、先ほど申し上げましたように、数人の職員が事情聴取を受けた中では、数人に対しての今日までの事実経過を私の手元へまとめております。その後、職員に対しましては、特に綱紀粛正あるいはサラ金問題については徹底した指導をするよう各管理職にも指示いたしておりますので、その点は十分取り組んでおることとでございます。したがって、これらの管理については今後、2度とこういうことのないようにやってまいりたい、かよう考えておりますので、その点御理解をいただきたいと思っております。

（議長退席、副議長着席）

- 10番（天堀 博君） 第1点目の体育館の問題については、教育長の責任だと言われているんですが、もちろん、前向きに今後、23期の分も含めてよりよいスポーツ教室が開かれるのは当然のことです。まず、これが一番の基本だと思っております。同時に、こういう問題が起きたのも、このままの状況では、次にまた、そんなことが起きやせんかという気がしますので、何も処分したとかで済むことではない。その点もひとつははっきりするところはしておくべきだと思っております。何か広報に不手際があったということで載せて終わりというだけでは、ちょっともの足りないような気がいたします。この問題は、これでおいときます。一応、片のついた問題やと思っておりますので、今後は、十分気をつけてもらいたいと思っております。

それから、第2点目の職員の不詳事、住民票の改ざん問題ですが、58年11月28日の法

的手続を取る時点でその問題が起きてきた。これがわかったのは、いつなんですか。市の方の問題として出てきたのはいつか、知りたい。

○ 参与兼市長公室長事務取扱（西川喜久君） 私がこれを耳にしたのは、1月19日だったと思います。

○ 10番（天堀 博君） そうしたら、その時点では、市としてそのまま放置したわけではないと思うが、何か対策を取ったんですか。その辺はどうなんですか。

○ 参与兼市長公室長事務取扱（西川喜久君） 1月19日にこういうことがあるように聞いており、即刻、これを調査してはどうかということでございます。その後、人事がそれらについて一応、関係していると思われる人についての事情聴取をしております。

○ 10番（天堀 博君） この時点では、どこまで警察の手で取り調べをしているということですか。市の方にその時点での人事の調査については、人事の最高責任者の公室長がにぎっておられるから、いろいろ状況について報告を受けていると思う。それについては、どういふふうに処分なり処置をしたのかというところ辺が不明確のままだと私どもは見ている。ずっと後の5月28日ですか、新聞紙上で報道されて、一般的には初めて知ったということでしょう。この辺がどうもその時点までがあやふやの状態のままできているし、1週間も10日間も取り調べを受けた職員なんかについては1月19日の時点、その後でも、その人もその中に含まれているわけでしょう。人権問題やいろいろあるから名前も指摘しませんが、含まれていると思う。その辺をどうしたのかも含めて聞いておきたい。

○ 参与兼市長公室長事務取扱（西川喜久君） お答え申し上げます。

1月19日にこのようなことがあるのではないかとということを目にしました。御承知のように組織ですので、その職員の上司等について、こういうことを耳にしたが事実経過はどうか、ということで調査いたしました。ただ、何分にも当人は退職されておりまして、当人とは接触しておりませんが、一定の関係している人の上司あるいはその上司に当たるわけですが、その人について、一定の事実経過を聞いたことは事実でございます。

○ 10番（天堀 博君） どうも司直の手で取り調べ中ということもあって、歯切れが悪いというか、奥歯にものをはさまったような答えになっているが、私は、もう少し具体的にいろいろ聞かれているはずだと思う。そちらからもいろいろ出てきたんやったら、長期に取り調べを受けた職員さんは、われわれも知ってるわけです。聞くところによると、實際上、その職員さんの職場を変えたりしているわけです。ということは、その時点で、それなりのつながりがあるのではないかと見て当然やと思う。その辺でどう判断したり対処してきたのか。

私は警察の取り調べやないし、しかも、人事権や執行権も皆そちらがにぎっているから、そ

こまで答える必要がなければそれでいいです。しかし、その辺があやふやなままでは、これは市民の目から見て何か知らんけど、警察の一定の結果が出て、それが何か尻切れとんぼで、とかけのしっぽ切りみたいなことで終わってしまうということですから、市民に対する信用失墜問題が解決されない。明らかにするところは明らかにしていくことによって、今後、一切こういうことがないようにします、ということを明らかにすることが当然ではないかと思えます。その辺について、どう考えているかということをお答え願いたい。

○ 参与兼市長公室長事務取扱（西川喜久君） 確かに御指摘のとおりでございまして、その1人が長期間事情聴取された件につきましては、いまから1週間ほど前になりますか、その程度で事情聴取が終わった時点でございまして。その後、私もその本人と会っております。したがって「もう1度事実経過を報告せよ」ということで、一定の期限を切った中で報告を求めておりますし、先ほど申し上げましたように、警察の方でも、現時点で全部終わったということではなしに、いままでの持続的な調査もやっております。それがすべて終わった時点におきまして、市は、市としての一定の考え方をもちそれらの職員に対する処置を考えていきたい。決してなおざりにし、このまま見過ごしていく気持ちは毛頭ございませんので、いましばらく時間をいただきたいと思えます。天堀議員さんが御承知いただいておりますように、人権問題や捜査上の問題もございまして、これ以上のお答えについては、しばらく御勘弁をいただきたいと思えます。

○ 10番（天堀 博君） これもいまのような中身なんです。問題があるのでは、というふうに、われわれも推測なんです。実際にその本人から事情聴取しているわけではないし、明らかではないんですが、やったかどうかは別にして、やはり1月19日の時点で耳にし、報告を受けたような形、それから以後、人事担当者に調査させ、事実経過がある程度わかってきたと、われわれは見ておるんです。そのことによって職員も異動させたりしている。ところが、われわれが聞いている部分ですが、その異動させた先が先で責任のあるポストなんです。だから、その辺から見て、もっと考えてもらわんと困ると思ひます。

体育館の問題でもそうですが、指導員の人はこちらへ変わってきた。その職場が保育課の保育係、市民部の所管ですが、こども職員さんががさっとどこかへ異動してしまって現役がわずかしが残ってへん。大変なんです、そこの職場は。そういうことについては、市長や公室長も気をつけてもらわんと困る。そりゃ、おたくらがそれでうまくいってるんだ、と言えませんが、われわれから見てもいいこといってない。その辺は、こんな不祥事が起きてきたので、よけいきちっとけじめをつけ、職場でも混乱を来さないようにすることです。そこに歯止めをかけていただかないと困る。いずれ警察の結果が出るでしょうが、あえて市の方も厳正

なる処置、処分をお願いしたいと思います。

それから、開発業者の車の件でございますが、やはり市長、もろうたものをいまさら返されへんが、開発業者の社長ですからね。社長でなくても、関係者からそんなものをもらってはいけません。そういう体質的なものを改めなさい。開発関係の職員さんは確かに忙しい。和泉市は開発が進んでいく中で、実際大変困難な仕事やと思います。いろいろ業者を相手にせないかんしね。そこで、われわれから見れば、かなり厳しくやっておられると思う。不正がないと思うし、また、あってはならない。ところが、せっかくそうであるのに、そんなことをすると、いろいろやってることが、これは言うてみたら帳消しになってしまう。そんな疑惑にとられるようなことをすべきやない。

市長も助役も腹におさめてほしいのは、われわれはこれで理解してるんでも何でもなし。ぐあい悪いですよ。もし、今後問題が起きたら悪いが、起きなくても、そんなことは絶対に許されるべき問題やないと思いますので、その点は、腹に決めといてほしいと思うわけです。

それから、市民祭りの盆おどり大会については、やはり盛大にまだまだこれからもやっていくということですが、盛大にやったら、ますます市民の皆さんが困ると違うのかなと思う。気の毒に和泉市の大手と言われる建設業者が3社、倒産してます。小さいところも含めたら5社が倒産している。そういう建設業者が組合に入っておられるが、その業者にいろんな応援や協力をさせている。和泉市の最高責任者のあなたから頼めば協力するのか知りませんが、あなたの肝入りで始まった市民盆おどり大会ですから、盛大にやっっていくというあなたのお気持ちですが、これはひとつよく考えていただきたい。先ほども言ったように、ソフトとハードがあるんやったら、もっと和泉市民の祭りでも郷土を盛り上げていくような深く考えたことをしていただきたいと指摘しておきます。

時間がありませんが、最初に議長をお願いしておきましたように、私の持ち時間は2時15分くらいまでだと思いますが、3番目以降お願いいたします。

- 産業衛生部長（広岡史郎君） 3点目の府行政に関連した問題で、かんきつ母樹園の跡地利用についてお答え申し上げます。

お尋ねは2点ございましたが、まず、1点目に廃園になっているかどうかというお尋ねでございます。府では、本市にございますかんきつ母樹園を廃止に向けて検討中ということでございます。4月1日以降、嘱託員1名を置き、残務整理中であると聞いております。

2点目に、農協連絡協議会が府に営農センター設置を要望しているが、市はどのように対応しているか、というお尋ねでございます。農協連絡協議会が府に要望しております営農センターについては、跡地利用の面から業務を選果場、育苗施設、肥料、飼料の倉庫、試験農場等を

行い、農協本来の業務でございますが営農活動業務を合理的、効率的に行うため設置しようとするものでございます。これから見ますと、農業振興推進等の業務内容から農協自体が行うものであると考えております。また一方、府の農林部の原課でございます農林調整課でも、農協連絡協議会の意欲的な取り組み姿勢を支持しておりまして、実現に際しましては、農協連の設置運営が望ましいという意向を示しております。したがって、市といたしましては、設置に向けて具体的には用地取得の仲介、施設の補助事業の導入等を側面から協力してまいりたい、かように考えております。

以上、お答え申し上げました。

- 建設部長（浅井隆介君） 府道界かつらぎ線整備につきましてお答え申し上げます。

先生御指摘のように、府道界かつらぎ線につきましては、まことに道路状態は悪いものでございます。また、道路排水につきましても不完全な部分がございます、これらは早期に改修されるべきものであると考えてございます。したがって、市としても、市民の安全を守る立場から、府の関係課にいま、防災対策を引き続き強く要望してまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。

- 10番（天堀 博君） 4点、5点は、関連した部分があるので一緒にお願いしたい。

3点目ですが、かんきつ母樹園の跡地利用については、営農センターを設置してほしいという要望が出ており、非常にええことかと府も言ってるということですが、市の方としても十分に手を貸してあげてほしいと思います。というのは、農協そのものが、いまは1つのものではない。それぞれ単協があって、しかも、農業中心のなところと、そうでないところと実際上あるわけで、なかなかまとまりにくい面もある。特に山間部の農協中心にやらなければいかんと思うんです。たとえば農業祭なんかの実行委員会でも、かなり市が事務局もやっておられるから、市長、実際のものになりかけるという状況になってきた時点で、市としても、金も人も出すぐらいのことを考えんと、なかなか連絡協議会に任せておいても実際問題できません。その点では積極的に進めていただき、この跡地を有効的なものに利用していけるように、市としても力を入れていただきたいと思っております。

それから、府道界かつらぎ線については、これは前の質問でも言いましたように府の問題ですから、あえて市議会でどうのこうのというほどのことはないと思ったんですが、とにかく大変なんです。これは府がよう手をつけない。そもそも、和泉市の資産税課に設置されていた地番参考図、以前、予算委員会か、一般質問で言ったと思うが、この間違いで生じている問題なんです、全く市が関係ないことはないんです。鳳土木事務所が手をつけようとしたら、いわゆる権利者の人からいろいろ言われて、どないもこないも手をつけられん状態なんです。市が関

係ないことはないんです。

これは和泉警察署長名できちんと鳳土木の方に話がいております。ところが、鳳土木事務所自体が腰抜けであるために手をつけない現状です。最初に言ったように、市民の交通安全とかいろんなものを守る立場から、和泉市もやいのやいのと周りから言うてもらわんとどうにもできない。極端に言えば、機動隊を呼んできて守ってもらわんと工事ができないという事態になりかねない。その中でも、われわれはそんな相手にいろいろやってるので、その身になってもらわんと困るわけですので、今後、十分取り組んでいただくということで、時間がありませんので意見として言うておきまして、原課といろいろ相談しながら進めたいと思います。

○ 副議長（赤阪和見君） 次の答弁。

○ 指導部次長（稲田順三君） それでは、4点目の図書館行政についてお答え申し上げます。

まず、職員数でございますが、現在17名、うち自動車文庫担当が8名でございます。また、58年度末蔵書冊数は、9万8,568冊でございます。

なお、自動車文庫の利用につきましては55%、25万5,180冊となっております。

まず、経過といたしましては、当初自動車文庫は巡回文庫として去る昭和49年12月に設置され、大阪府の協力を得る中で、その規模をもって市内6カ所を巡回したのが始まりでございます。その後53年4月には「すいせん」号が増車され、市内23カ所の巡回をすることとなったものでございます。現在、市内38ヶ所を約3週間間隔で図書館講習を行っているところでございます。

最近の図書館では、固定施設の奉仕エリアは1.5キロメートル圏内でございます。図書館より遠隔な市民への図書館サービスを行うには、自動車文庫による図書館活動がより経済的、効率的であると考えます。また、先ほど申し上げましたように現在、職員8名をもって2台の車を活用しているところであり、昨年度より2カ所ふやし現在、38カ所を巡回し、市民サービスの強化を図っているところでございます。よろしく御理解賜りたいと思っております。

続きまして、図書館分室の建設問題につきまして、御報告申し上げます。

開館6年目を迎えました市民図書館としての貸し出しを中心とした運営を行い、その成果は、市民1人当たり年間貸し出し冊数約4冊と年々増加を来しておるところでございます。当館利用者は、館より半径1.5キロ圏内に約43%が集中しており、特に児童については、その傾向が強くなっているところでございます。広大な面積を有する本市におきましては、遠隔地の市民に対する図書館の奉仕を、自動車文庫による巡回サービスを積極的に推進することになり、その利用も館内利用を超えるようになっておるところでございます。よって、当面は、自動

車文庫の巡回を充実する方向で計画しており、御指摘の具体的提案につきましては、将来の方向が示されているものとするものであります。分室の建設問題につきましては、今後の検討課題といたしたく思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと存じます。

続きまして、5番目の留守家庭児童会問題について御報告申し上げます。

この問題につきましては過去、基本的な開設基準としてたびたび申し上げてまいったわけですが、1点目として、留守家庭児童が1校区15名以上あり、開設の要望があること。2点目として、当該校に空き教室があり、校長の承諾を得られること。3点目として、府の補助が受けられること。4点目として、ボランティア指導員の確保ができること—以上の4点を中心に現在、9教室を開設するところでございます。

なお、和気校区につきましては、56年度より開設いたしております。現在、58年5月には北池田小学校区、59年3月には北松尾小学校区から留守家庭児童会の設置に関する請願が出されました。ただいま議員先生のお手数を煩わし、所管委員会において御審議をいただいておりますのでございます。

御承知のとおり、北池田小学校区につきましては、開発に伴い人口増が非常に著しい地域であり、児童数も年々増加する傾向にあり、現在、空き教室はないという状況で、今後、これに対応すべく教室の増設、校庭の拡張等、用地の確保に努めている現状でございます。

一方、北松尾小学校区においても、児童数は最近減少傾向にあるものの、北池田小学校と同様学校の敷地が狭隘で本年度、体育館の建設に当たって、普通教室を改装して改築に対応しなければならない状況にあります。いずれ小学校におきましても、空き教室が確保できない。また、それにかわるプレハブ教室を建てる敷地が狭隘であるという状況でございます。教育委員会といたしましては、十分先生のおっしゃる御趣旨につきましては理解をしておるところでございますが、物理的に対応できないという実態でございます。今後の推移を見守る中で考えていきたいと思っておりますので、御賢察を賜りたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

- 副議長（赤阪和見君） 次の答弁。
- 市民部長（松村吉堯君） 引き続きまして、市民課事務取次所につきまして答弁いたします。

本件につきましては御案内のように、すでに横山地区あるいは南松尾地区におきまして、昭和56年6月から市民課の扱っております業務の一部を取り次ぐ形で設置させていただいたわけですが、その設置の経緯からいたしまして、いまひとつ利用度が上がってこないという状態が出てきてまいっております。これに引き続きまして、同じような時期に、光明台あるいは南横山からこれの設置の請願が出てまいったわけでございます。したがって、こうした形態のまま同じようなものをここに設置するといいたしましても、市民サービス

の向上あるいは行政効果の高まりを望めないことから、過去、数回にわたりまして、常任厚生文教委員会で御審議を賜りまして、後刻、この経過につきまして、委員長から御報告いただけるものと思っておりますけれども、今後につきましては、この取次所のあり方そのものを検討していかなければならない、こういうことでございます。

現在、本庁内におきまして、市民課の業務その他につきまして、抜本的な改革をすべく準備を進めておりますので、それと相まちまして、今後のこの取次所の形態というものを抜本的に考えてまいりたい、こういう状態でございますので、御理解いただきたいと思います。

○ 副議長（赤阪和見君） 次の答弁。

○ 参与兼市長公室長事務取扱（西川喜久君） 泉大津市への編入につきまして、お答え申し上げます。

これにつきましては、総務委員会におきまして慎重なる御審議を賜り、また、昨年及び本年におきましても、再三にわたりまして、正副議長さんから泉大津の正副議長さんに対しまして、早期解決に向けての御協議もお願いしてまいったわけでございます。しかし、行政境界の変更につきましては、特にわれわれは、住民意思を尊重しなければならないことは十分承知しておりますものの、領土問題でございまして、原則としては、等積あるいは等価を基本としながらも、諸願の出ております地域につきましては、泉大津市に編入することといたしましても、泉大津市から和泉市への編入する地域につきましては、両市の意見の相違がございまして、その調整に至っていないのが現状でございます。

行政境界の適正化につきましては、両市の長年の懸案事項でございしますが、行政境界の変更につきましては、当該地域住民の合意と、両市の議会を初め全市民の納得する条件をもって行政境界を変更していくというふうに理解しておりますので、その意見調整が大変むずかしい点でございします。今後、精力的にひとつ取り組みまして、早急に両市が一定の合意に達するよう努力いたしまして、その時点におきまして、所管の常任総務委員会並びに各議員さんに内容を御説明を申し上げます、行政境界適正化協議会に乗せながら、何とかこの点の解決を図ってまいりたい、かように考えておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

○ 10番（天堀 博君） 自動車文庫、図書分室につきましては、非常に利用者が多くなってきていることは、職員さんについても、いろいろ負担問題が出てくるんじゃないかと思っております。その点では、十分対応できるようにしていただきたい。当面、図書分室をつくるのではなく、自動車文庫で間に合わせていく、こういうものでやっていくということですが、それやったら車をふやすとか、職員さんの活動についても、十分詰めていただかないとぐあい悪いんじゃないか。中央丘陵開発がどうのこうのと言われてますが、こういう時期とも合わせて図書分室に

については考えていかないと、何やここの中央図書館だけでいくということですね。これは公民館的な活動からいっても非常に大事やと思う。盆おどりもええが、やっぱりそういう文化的な水準も高めていくことに力を入れるべきじゃないかと思う。これは積極的な方向での取り組みをお願いしておきたいと思います。

それから、留守家庭児童会その他の議会への請願については、最初に触れましたように委員長報告もありますし、議会制度の問題もかなりありますので深く追及しませんが、やはりいまの報告がありましたように、これからどんどん人口がふえてくる。中央丘陵開発がやられると北松尾、北池田はふえ、その周辺もふえてくる。それに対応できるようにやらないと、そんなこと言ってたらでけへんわけですよ。和気なんかもふえてきたらどないするんや、という問題が出てくる。先に指摘したとおり、これは逆に廃止せないかんことになりかねない。もちろん、一度やっているところを廃止はしないでしょが、そういう点では、多少無理してでもどないか体制を整えていく。空き教室確保とか、用地の確保についても努めていくと言われてますが、財政、金を伴いますので非常にむずかしい問題も出てきますが、これは積極的に取り組んでいただく必要があるのではないかと思います。

この4点目、5点目の(イ)まではそういうことです。

市役所の事務取次所ですが、確かに利用度は上がってません。そのことで走るのはむずかしくなってます。せやけど、やはりあり方そのものに問題がある。最初から言ってるように、思い切って伝送システムにするとかすれば、一逼で済むから利用するんやが、朝から申し込みに行って半ペラの領収書をもって一度帰り、また、それを持って行く。二重に手間がかかりますので、不便さが出てくる。それと、宣伝不足もある。横山農協なんかは「農協だより」に「利用してくれ」と載せたりしてます。確かに不便やから、ついでに市役所へ行こうか、また、われわれに頼みに来る。もちろん、心よく引き受けさせていただきますが、そのあり方は十分検討していただきたい。光明台等も、言うてみたら伝送システムの設備を設置すれば、職員さんが走り回らなくてもいける。最初の投資は要るが、これからのあり方、中身の問題を考えて十分検討していただきたい。このままやったら増設するどころか、廃止せないかんという結論になりかねないと思います。絶対に後ろ向きでなく、前向きに取り組んでもらうよう、意見として言うておきます。

和泉市への編入問題ですが、公室長の言われることはわかります、等積、等価交換が原則ということではね。しかし、前にも市長が言われましたように、損得の問題は二の次にしていただく必要があるのではないか。思い切った措置をとられるよう、もちろん、議会皆さん方の御理解を得ることも大事です。いろいろありますが、十分今後とも改選後の総務委員会等でも、そ

の点は、委員会付託される、されないにかかわらず協議していただき、市も取り組んでいただきたいと思います。

全体的に最初の問題からいきましたら、市長、かなり体質的な問題として気をつけないかんことがたくさんあります。せやから、その点でけじめをつけ、改めるところは改めていくという事を嚴重に申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。長時間、ありがとうございました。

○ 副議長（赤阪和見君） 次に、9番・直村静二君。

○ 9番（直村静二君） 通告に従って質問を行います。

初めに、私どもは、公正な同和行政を目指しておるわけです。先ほどの天堀議員に対する市長の答弁の中で、日の出建設から車をもらったということですが、これは実は、日の出建設は和泉市の開発公社から山荘の土地を買って、そして、その土地の底地が腐ってくるので土の入れ替えのため、私が開発公社特別委員長のときに4千数百万円の金を市が払い出ししている。承りますと、車8台で400万円か、1割包むという形で入ってきておる。ですから、何ら関係がないなどと言っても、私はそういう職責にいた関係上、気持ちの上では全くすっきりしておらない。まさしく、これは不動産屋的姿勢の発想ではないかと危惧しておりますので、前の質問の引き続いての話はいたしません、ひとつこれをきちんとして今後、余分な指摘をされないようにしてもらいたいことを要望しておきます。

初めに、和泉市が行ってきております最重要施策としての同和行政、これは部落民以外は差別者であるという間違った理論のもとで、同和行政はすべて解放同盟の窓口一本化、つまり同和行政の私物化方式を行っております。これがために市の主体性は効められ、また、失われてきたところであります。このことから、さまざまな市民の批判も出てまいりました。また、私ども共産党議員団も厳しく批判をし、指摘をしましたが、一向に改めようとしておらない。しかし今日では、昭和57年4月から地域改善特別措置法が制定され、この中で公正な運営をやれ、周辺地域との一体性を確保しなさい、運動団体との癒着をしない、行政の主体性を確立することが強く求められておりますので、私どもが常に指摘をしてきましたことが、正論であったことを証明されているものであります。

また、個人給付関係では今回、大阪府の答申の中の個人給付のところでも、公正な審議機関を設けて適格性を審議して出しなさい、と指摘されておりますが、未だに市は全然改めようとしておらない。私はいまこそ法的根拠、また、答申の精神その他具体的な市民合意の同和行政を進めていかなければならない時期だし、同時に、そういうことができる行政の主体性という

ものをきちんとしていただくチャンスではないか、という立場から質問をしてみたいと思っております。特に同和関係でございまして、同対部長その他同和関係の人は、よく耳をすまして聞いてもらうて答えられるようにお願いをしておきます。

残事業について、まず、改良事業の戸数はあと何軒建てるのか。現在、建設され、入居されている中での混住率についてお答え願いたい。それから、同和向け公営住宅というものを何戸つくっていくのか。これは公募されているのか、明確にお答え願いたい。

2番目には、固定資産税関係でございまして、幸校区は、70㎡以下は全額ただ。それ以外の方は3分の2が減免、つまり90万円の固定資産税やったら30万円ですえ。ところが、伯太や池上、富秋も地区内という扱いをしておりますが、いかなる理由でしているのか。前の答弁では42、36ヘクタールの中での、ということをおっしゃってましたが、富秋、池上は、そういう地域改善の区域ではないのではないか。その点について、いかなる理由で地区と認めているのか、その点のお答え。

次は、幸小学校の本年度の新1年生は何名入学しているのか。私の調査によりますと23名。男女に分けると、なかなか行事もできないと聞いておりますが、確かかどうか。つまり、今後、改良住宅が建てられて完了すれば、800人になる予定の幸小学校ですが、教室が幾ら埋まるのか。現在、いかほどすいてるのか、それを明快にしていきたい。いまの状態では、計画の完了が62年末になりますが、そのときには800人埋まるということですが、真に部落解放のための同和事業を行ってきたと言えないのではないか。この点明快にお答えを願いたい。

次は、要求組合の件でございまして、昭和54、55、56年は、解放同盟の指導する要求組合に加入しなくても、奨学金その他の交付金をいただけたが、57年度からは、要求組合に入らんとやらん。要求組合に入ってくれるだけでいいんだと言ってますが、要求組合においては、理事者の答弁では、規約改正もしなければならぬが、自由ですよ。自由にいただけます、ということでしたが、前々回の議会でも、カンパをしないから払わない、給付はやらない、こういうことであつたが、「努力します」と言っていたのに未だ解決しているのか、していないのか、こういう点を明快にお答え願いたい。

次に、市同促でございまして、この市同促は、条例からいくと、かなり民主的な内容ということで論議はしやすくなっておりますけれども、ここでは運動についての意見が違ふということで、全解連の諸君は市同促に入ってない。また、国民的、市民的課題だと言いながら、労働組合や政党も入ってない。そして、実際的には、私が同和対策特別委員長のときだけ違った意見を言うということでは、市民的課題にはならない。ですから、この市同促の中身をもっと民主的な公正なものにしていくために、門戸を開くことをぜひしていただきたい。

それから、学校の副読本「にんげん」の上田卓三の名前をまだ抹消していない。大阪4区から衆議院の社会党で出ておいて、府連の会長で全府下的に名前を知らせているが、そんなことが公正なものと言えるんですか。これは府の仕事ですから、市を通じて再度、意見を上げていただきたい。

ほか、財政問題については、現在の同和起債は幾らか。62年度、つまり時限立法の切れる段階では、同和起債はいかほどになるのか。また、現在の同和関係職員の数、人件費総額は幾らか。財政上の特別な市の負担を軽減するための立場から聞いておりますので、これはいますぐお答えができなかったら、明日も議会がありますので補正予算で聞きますから、きちんと答えていただきたいかな。

以上、簡単に趣旨を申し上げ、内容も明確に申し上げましたので、きちんとしたお答えをいただきたい。そのお答えいかんによっては再質問をさせていただきます。また、お願いしておきたいのは、一般質問は1時間30分、10分前になったら知らせてもらったら結構です。

以上です。

○ 副議長（赤阪和見君） 理事者答弁。

○ 同和対策部長（橋本昭夫君） 直村議員さんの御質問に対しまして、総括的な問題がたくさんありますので、私から基本的にお答え申し上げたいと思います。

まず、第1点のいわゆる非常に大規模な対象地区ということもござりますが、必要な残事業が現時点多くありますが、その実態を明確にせよ、たとえば改良住宅についてはどうか、ということでございます。改良事業につきましては、58年度までに全体の事業認可、計画に基づきます改良住宅建設は1,156戸、進捗率といたしましては、戸数に直しますと約70%でございます。したがって、59年度以降の事業費では、改良住宅、店舗、道路等も含め、改良事業に係る事業費として約170億円を見込んでおります。住宅建設を量に直しますと、残の必要な住宅建設は486戸でございます。

この法律は、61年度末をもちまして失効いたします。そのためにも時限立法である地対法の有効期限内に、事業の完了を目指して関係部局が一生懸命に仕事をしておりますが、やはりいろんな事業の進捗の中で、用地買収が中心になりますので、なかなか思わぬ困難な条件が出ております。しかしながら、特に住宅建設あるいは道路築造につきましては、ぜひ環境改善の仕事の中の支柱でございますので、何とかやり遂げてまいらなければならないと考えております。

なお、関連いたします、政府におきます全国的な同和対策事業の推進状況あるいはまた対象地域における実態、これは昭和50年に行われましてから約9年になりますが、未だ新たな

実態調査はされておられません。こういうことは、ぜひ政府の責任において全国の地域、事業の実態調査をして把握していただき、やはり今後の対応策についても、真剣に政府として取り組む必要があると私もは考えております。したがって、大規模対象地区あるいはまた事業が全然されてない対象地区もございますので、全国的な実態調査の実施を60年度の政府事業としてぜひ実現をお願いいたしたく、要請を行っております。その中で、本市における必要な残事業をいかに円滑に、かつ財政負担を軽減しながら実施するかの対策について、いま、府に対して要望策を強めてまいりたいと考えております。

それから、混住率とおっしゃる意味ははっきりわかりませんが、改良住宅手法で住宅を提供していく、保障をしていくわけですので、そういう区分は前々からしておりません。同公住宅としての入居問題ですが、非常に長い期間に改良事業がわたっておりますので、非常に住宅に困窮している方にも、なかなか住宅の保障ができないというのが実態でございまして、そのため本市においても、同和向け市営住宅入居要綱を定めまして、危険な住宅に住んで非常に防災上問題がある、あるいはまた非常に過密で生活水準の維持ができないという方に同公住宅入居を実施してまいりました。現在の実績につきましては、56年以降で33世帯でございます。

それから、次の固定資産税に係る問題ですが、いわゆる先生御指摘の幸校区外の地域も改良地区内の扱いをしている根拠が非常に問題がある、ということでございます。固定資産税の減免につきましては、昭和46年にこの制度が大阪府下の発足いたしました。1つは、やはり対象地域内の住民の皆さんの生活あるいはまた零細企業の経営、営業の安定というか、あるいは対象事業区域が近い将来に公的な施設に変更する、あるいは住民同士の商取引の対象にならない等、いろんな問題から同和対象事業として、おっしゃるとおり3分の2の減免をしてまいりました。

本市の対象地区は、確かに歴史的にもいろんな経過があり、非常に大規模対象地区でございまして、周辺の地域に対象地区の方がお住まいでございます。そういうことから、46年当時のいろんな経過から、周辺の町にお住まいの方々についても、地区内としての減免の対象としてずっと続けてきたものでございます。私どもの方で把握しておりますのは、個人、個人については、幸校区及び周辺の資産別によりまして減免の決定をしておりますが、その集約をしておりますのは、居住別の状況でございます。したがって、その後どのような実態の変化があるのかということも含めまして、実態の把握を再度、やっていくつもりでございます。

それから、地区の教育関係を除きまして、要求者組合に関する問題でございます。確かに、要求者組合の実態につきましては、一定の会費並びに特別会費でもって、それぞれの要求者組合の民主的、自主的な総会の決定によって運営されておる実態でございます。おっしゃいます

カンパをしなければ給付しないということでは、われわれは結論しておりませんが、給付の後に、その要求者組合の運動、運営の理解をしていただくという立場から、特別会費の徴収をされているというふうに解釈しております。

以上でございます。

○ 9番(直村静二君) 1つは、混住率と聞いてますのは、外人登録者も入ってるでしょう。

もう1つは、「部落の実態調査を行った結果を報告しなさい」と言っているのにあなたは報告しない。あの実態調査で改良住宅がきちんとわかってくるんじゃないかと聞いている。それから、私は議会でも委員会でも、先ほどの同和向け公営住宅の報告は聞いてないのですが、何かの火事の際に、防災関係で緊急避難ということで入ったということですが、これはやむを得ないと思っただけですが、改良住宅の戸数を建てといて、そして、同和向け公営住宅という別枠をこしらえ、要求者組合員なら入れてやるということになれば、募集はしないのかという疑問が出てくる。いずれにしても窓口一本の私物化だから、何ほ市長や部長が頑張ってもあかんことはわかっていますね。そういう点で私は聞いてますので、手厳しく批判をするとともに、公募できるようにしたらどうですか、困ってるんだとおっしゃるなら、困ってる人からやっってくださいよ。といっても、困ってもあかん。順番があるとか、この基準によって入居しなさい、ということなら募集したらどうですか。要求者組合でないとかあかんというが、明日でもきちんと報告してください。

固定資産税ですが、地区内減免、とは言わんといてくださいよ。富秋や池上は地区内ですか。地区出身者であそこで土地を持っているから、属人主義だからおまけしてますと、はっきりせんといかん。地区内やといったら、阪和線の西側はなぜ地区内なるんか。42.36ヘクタールが地区内でしょう。

意見を言うときですが、10年ほど前、昭和50年ごろに土地を売って出ていったら10年間はまけてくれる。10年がすんだらあかんという問題が出てくる。地区内は10年住もうが、永久に住んでる間はまけるといいますが、そんなことは地対法では認めてない。周辺地域との一本性と云ってるんですよ。なかなか改善されないことはわかっていますが、改善してもらわんとあかん。固定資産税の減免を受けている国家公務員、地方公務員、教員とか、そういう方はおりますか。

○ 同和対策部次長兼総合調整課長事務取扱(向井 洋君) 個々のそういうことについては、私の方ではわかりません。

○ 9番(直村静二君) だから、明日に答弁ができるようにちゃんとしなさいと言ってる。これは部長が答弁したように、経済的に困ってる人にしてあげるんでしょう。今日、国家公務員

や地方公務員は一定の収入がありますから、そういう方についてまで、なぜ減免をしなければいかんのかということです。払ってもらっていいんじゃないですか。それが地域の一体性の確保じゃないんですか。市長、あなたは「地対法は法律だから尊重します」と言うたが、あたりまえや。結構や。その点では、いま言うたように実態調査してないというのは無責任じゃないですか。それだけ責めるんじゃないが、明日答弁しなさい。属人主義で、部落住民だからまけてええという理屈にはならない。困ってるからまけるんでしょ。

- 財務部長（麻生和義君） ちょっと答弁させていただきますが、固定資産税の納税義務者につきましては、職業には関係なく納付していただくということでございます。その点の調査について、明日、とおっしゃっておられますが、そういった調査はできてませんので、事情御賢察賜りたいと存じます。
- 9番（直村静二君） だから、それが市の行政がゆがんでるところやと言ひんです。失われてるんです。国家公務員とか、それはどこでつかんでるの。地区協でつかんでるんじゃないの。要求者組合に補助金を出してるが、そこでつかめるんじゃないですか。固定資産税の減免については、解放同盟か、要求者組合に行ききちんと資料をもち明日、答弁しなさい。
- 副議長（赤阪和見君） 明日、答弁できるの。理事者は答弁できるならできる、できないならできないとはっきりしてください。
- 財務部長（麻生和義君） 先ほど御答弁申し上げましたように、事情御賢察賜りたいと思ひます。そういった固定資産税の納税義務者につきましては調査は行っておりません。
- 9番（直村静二君） 同対部と相談してやってください。地区協といっても実際は解放同盟の人がやってるんやから、そこへ行って聞いたらわかると思ひ。何名入ってるから、それやったら是正してくれという、私は是正してほしいから言ってる。そこのところを勘違いせんようにしてください。地区内という扱いでなく、地区出身者だから減免の扱いを受けてるんでしょ。富秋や池上が地区内となったらいろいろ問題もあろうかと思ひますのでね。私は、きちんとした正確な定義をもらいたいと思ひて聞いた。
- 同和対策部長（橋本昭夫君） いまの固定資産税につきましては、補足して御説明させていただき、御理解を得たいと思ひますが、いわゆる所得とのかかわり合いを問題にされていると解釈できますが、その人の所得、たとえば地方公務員とおっしゃいますが、高所得者に対しては、資産税減免の必要性の根拠はないじゃないかという御論法になります。
- 9番（直村静二君） 困っている人に対してせないかんと言ひから。
- 同和対策部長（橋本昭夫君） したがって、先ほど申し上げましたように、属人主義的な形の集約をしておりますが、資産の実態をまず把握し、それと、できればそういう資産との関連

性を検討課題にさせていただきたいと思います。明日につきましては、ひとつ御容赦願いたいと思います。

- 9番(直村静二君) 明日というのは、数字についてわかってれば、ということ言ってる。また、所得基準の導入とかも出てますからね。

また、要求組合に入らんと何にもくれへんといつかね、保育園の入園通知ということで、こんなものを張ってある(ちらしを掲げて)。「お知らせ」として「乳幼児を守る会」が「当日、入園通知を渡しますから出席してください」とあります。この「乳幼児を守る会」に入っていない者はどこへ行けばいいか。これはより見といてもらわんといかん。私は、常に特別区をつくってはいかんと言ってきた。だれでも自由にしてもらわんないかん。守る会に入らんかったら、保育園に入園しようと思ったらどこへ行くんや。市は、一般の人には決定通知を送るんと違うんか。これが要求組合のやり方ですか。

また、解放同盟と意見が違ふ全解連が一昨年から入っているが、何にもせえへん。制度の金だけもらいに来て運動もせえへん。解放同盟の運動ができますか、解放同盟に批判的な人がね。会費はおろかカンパも出さへん。あんな者はもの取りや。同促協や地区協に文句をつけて運動しないのに金だけもらう。共産党に操られた一部全解連の人は、最低の義務も守らないもの取りや。そして、〇〇〇とあって、その人が市会の候補になってる。要求組合の全会一致の組織内候補ということで推薦決定しましたということで、要求組合に入ってる方は引き続き選挙運動せないかん。つまり、市の公金をもらっているながら、解放同盟の行き方に批判的な人には市の公金も渡さない。ほしかったら要求組合に入れ、入った以上は会費やカンパを出せという。

同対策部長、あなたは前の議会でも「絶対そんなことはありません。自由です。規約も改正しました」と言ったが、どこにやっとな。あなたは、部落の実態調査のときに橋本佳行氏を委員長に、副委員長に市長になったが、それを追及されると「間違いました、私の責任です」と言うたが、要求組合に入ったら絶対そうなるからあかんねんや。要求組合に入らんかったら息できまへんぜ。市民として保障されない。カンパも運動もせんことにはやらんとなると、これは独裁ですか。大きな問題ですよ。あなたは頭がええが、これは今度の答申です。個人給付の適切な執行に当たっては、地区住民の参加と協力を得て審査機関において適格性について審査し、適切な措置を指導しなさい、となっています。全解連が解放同盟の選挙運動とカンパをしなかったら適格性がないんですか。はっきりしなさいよ。府がちゃんと答申してるじゃないですか。

- 同対策部長(橋本昭夫君) いま、要求者組合の運営等につきましていろいろお話がございましたが、確かに、要求者組合というのは、1つの民主的な要求団体でございます。私、い

つも申し上げますように、思想、信条等を越えて、部落解放に向けて努力する自主的な方々の団体であるという理解をしております。したがって、いわゆる動員等につきましては、その要求者組合に参加している方々の自主的な判断でもって行動されていくべきものである。決してそれが強制されたり、おっしゃるような選挙についても、拘束力を持つような形で運動されていないと考へます。

○ 9番(直村静二君) そしたら、なぜ大会で正式な文書で書いたりして説明してるんか。あなたの答弁はしらじらしいよ。なってない。自分たちと意見の違い団体の人が要求者組合に入っても、自分たちの運動をせんとあかん、これはどういうことなの。もうやめさせてくださいよ。市長、はっきりしなさいよ。円満解決といっても、こんなことになってくるんやったら、全解連の人をやめさせてくださいな。意見が違ふからと大会で批判されて、カンパも払わなかったら公金を渡さない。そんないやがらせをするんでしょ。全解連の人らは喜んで行きましたか。いやいやでしょ。入ったらえらい目に遭わされるとなれば、だれが行きまつか。入らへん、どないしますねん。村八分ですよ。われわれは地区協と言ってますが、府同促、地区協を交えてこれからますます解放同盟がもろもろの管理をしていくんと違ふか。管理をしてもろうてますねんか。市が管理をするんじゃないんですか。市は運営や補助金を渡してお任せですか。これは1つの団体の文書ですから余りこだわりませんが、事実、そういう不当差別を受けてるんやから、これは救済してもらわんといかんし、要求組合というものがネックになるといふことで、これはひとつ市長の権限で解決すべきことやから、市長の答弁を求めます。

○ 市長(池田忠雄君) 同和行政の給付金についての御質問でございますが、同対部長からいろいろ御答弁いたしておるところでございます。同和行政のいろいろな面についての具体的な御指摘をいただいているわけでございますが、府同促、地区協でこうした個人給付金の問題の処理をしている中で、地区協の改編とか地区住民の御意見の集約をし、検討を重ねているところでございます。また、それぞれの要求者組合と解放同盟というものは、組織が別個のことでございまして、議員さんから見られますと、いわゆる解放同盟の下請機関だという御指摘であろうと存するわけでございますのが、それぞれなりにいろいろと過去の経過あるいは実態について、同和行政を推進してまいってきております。これからも部落差別の解消に向けまして取り組みをしていくところでございまして、いろいろ御意見や御指摘をいただくところでございますが、同和行政の円滑な運営につきましても、もろもろの検討を深めて今後の対応をさせていただきます、このように存じておりますので、よろしく御意見を申し上げたいと思へます。

○ 9番(直村静二君) 私は市長と意見は違ふが、前に質問してお答えをもらっているように、やはり地対法は尊重し、実施していく、公正なものにしていくとね。だから、その答弁は

当然だし、違ういまの実態が明らかになった中で、これは当然改善すべきであるし、法的な根拠、条例にも出ておりますからね。54、55、56年の3年間は、市長の英断というか、その辺の決断で円滑にいったが、今度は無理矢理に入れて実際はいやがらせ、大会で批判されている。ページで言うときますと、12ページですわ。これは市長が見ていただければ「ああ、これはひどいな」とわかると思う。こういうことでは行かれへん。

この保育園の通知は市の署名がないが、要求組合の幹部が来て渡してまうか。

- 市民部次長兼福祉事務所長（中川鉄也） 入園決定の通知でございますが、それを渡すときには、市の職員2名が同行しまして、職員の手から直接渡しております。

なお、守る会に入っていない方については、市の方から直接郵送しております。

- 9番（直村静二君） 守る会に入っていない方については、市の同和保育園の減免は受けられないですね。受けたい人はどないするの。受けたいが、守る会に入っていない人は、一緒に来てくれ、と書いとかなあかん。原課に来て申し込みば受け付けてくれるんか。市長、原課へ来て申し込んでもあかん。地区協へ行ってくれと言われる。こういうことについては、議員の皆さんや市の職員もより知っといてもらわんとぐあい悪い。改めないかんとわかってもろうたらありがたいと思ってます。府同促地区協もこんな問題が出てきますので、この点は市長、検討し改善するというお答えをもらったということによろしいな。要求組合に入らんでもいける、検討してはっきりしたいと確認してよろしいな。

- 市長（池田忠雄君） いろいろ直村議員さんから御指摘をいただいておりますが、実態を私なりによく把握しなければならぬ問題も多々ございます。ただ、直村議員さんの御指摘の中で、いつも私が申し上げて、また、よく平行線ということで御指摘をいただいておりますが、やはり同和行政を推進する中で、地元の部落解放についてのいろんな御協力をいただかなければならない中で、水平社以来の伝統である解放同盟といろいろ協議をしながら、同和行政を進めてきているという実態があるわけでございます。これは御案内のとおりでございます。

そういう中でもろもろの御指摘をいただくわけでございますが、私たち行政といたしましては、地元と協議を進める中で、解放行政あるいは同和行政を進めてきているという一定のルールがあり、その中で御指摘をいただくわけでございますので、行政といたしましては、それなりにいろんな検討すべきは検討いたしてまいります。また、地元においては、解放同盟と協議して進めていくことが多々ございますので、私はその中で今後検討してまいりたい、このようにお答えしておりますので、その辺ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

- 9番（直村静二君） 私の言ってるのは、平行線でも何でもいいんです。平行線のことを強調するのではなく、地対法を尊重していただく。府から出た個人給付についても、審査機関を

置いて適格性を審査していただければいいんです。水平社運動が長年あるのが、また、その側の方がおろうがかまわない。やむを得ないからね。しかし、個人の持つ市民権を保障しなければだめだということでも口を酢っぱくして言ってる。地対法ができてこいうい答申が出て、なぜ審査機関ができないのかという疑念がある。はっきり言って、「勇氣とは何か」、小さいことでも、いいと思うことを実行するのが勇氣なんです。何も大きいことを求めてない。それをやらないのは、勇氣がないんです。そういう定義があるんです。つまり、力で自分が3期市長をやってきたから何でも通るんだ、という発想ではなく、13万市民の立場から見て、地区内の住民から見ればこれは差別ではないか。適格性があってもくれない、何でや、となる。大会で批判される。あなたが常日ごろ言ってる同和行政の民主化、原点とは、解同が何と言おうと、市民権は保障することですよ。議会で要求組合と解同は切り離しました、と答弁したが、切り離してない。これを改めてもらいたい。

次は、幸小学校の答弁。

- 副議長（赤阪和見君） 次の答弁。
- 管理部次長兼総務課長事務取扱（逢野博之君） 幸小学校の人数についてお答えいたします。新1年生は、おっしゃるように5月1日現在23名でございます。改良事業が終われば幾らになるかということですが、先ほど同対部長が答弁しましたように、昭和61年度に地区内事業が終わると仮定するならば、私どもは60年度以降学年進行を出してありますが、236人ぐらいの推計を立てております。
- 9番（直村静二君） 教室の数は。
- 管理部次長兼総務課長事務取扱（逢野博之君） 幸小学校の空き教室でございますが、現在、保有教室が28、学級数が13、差し引き15の空き教室でございますが、それぞれいろいろ社会教育施設に使っておる面がございますので、実際の現状は、9教室程度が空いてるということでございます。
- 9番（直村静二君） 前の答弁では25教室で使用しているのが13、12が空いてるということでしたのでかなり心配していました。今度は28になって13使って空きが15、空きが3つふえてますね。実態を批判してもしょうがないが、今後、どうするかの問題ですが、仮校区をこしらえたが、池下線がいつできるかに波及しますね。一定の計算をしますと、机上のプランですが、62年度の新学期で来てもらえるのが60人ぐらいですか。いま、1年生が28人、男女半々として11と12ですが、行事その他に事欠いてくるわけですか。あなたは800人入れると言ったが、うそ八百や。その差が余りにも大きい。せめて500ぐらい来て少々の食い違いならいいが、それでどんだん地区改良事業をやって、住民が地区外へ行ってます。こ

れは持ち家政策をやらなかったからじゃないですか。これからおっもらう運動をするんかいな、教育長。62年の新学期の段階になったらもっと減ると思う。これは大きな問題ですからね。

私は市長でもないし教育長でもないから全く言い放しですが、いまの同和事業のゆがみ、欠点がここに出ているということを真剣に反省してもらいたい。残事業にしても答弁はずれてしもうたし、何とか時限立法内にやると言いながら、いや、いま調査してどうこう、話をそらしてしまふ。片方の池下線もいつできるかわからん。人数は確保せないかんから60人来てもらうとかね。これでは地区住民の方に愛校心があっても、実際の市の教育行政そのものの立場から全面的にやってないということですよ。解同の言いなりになってやってきたためです。後の手直しばかり、手直し部隊ですな。これではいけないから改めてもらいたいと強く思っています。

○ 教育長(葛城宗一君) 御指摘至極ごもっともでございますが、御理解のとおり、改良事業が進むにつれて核家族と申しますか、若い人の家族の方が流出して行くというのが現実でございます。それらの実態と合わせて全国的にも言われるように、昭和61年をピークに子供が年々落ち込んでいくという事情とあわせて減少していく実態でございます。その現状をいかにするかについては、私ども教育的には、努めて本来の学校というものに対する愛校心に燃えて当校にとどまるようにお願いをするものの、教育的な行政面だけでは、制止することができないというのが実態でございます。今後、適正な学校規模の確保と運営を目指して努めてまいり所存でございます。この点御理解いただきたいと思ひます。

○ 9番(直村静二君) これから何とかやっていきたいという答えだからしょうがないが、情けないですね。

それから、上田卓三の名前はいつ消えるんかいな。また、財政問題も聞いたが、質問した項目について全部答えてください。

○ 副議長(赤阪和見君) 次の答弁。

○ 指導部長(佐藤登志男君) 副読本「にんげん」に上田卓三氏の名前が掲載されていることについて、お答え申し上げます。

確かに上田卓三氏の名前が載っておりますが、この方は、全国解放教育研究会の代表者として名前が載っているというように私の方は承知いたしております。しかも、この研究会は42年に結成されております。その後、御承知のように、副読本「にんげん」は44年から編集委員会にかけられ、45年から生徒児童に無料配布されていると承知いたしております。

以上です。

○ 9番(直村静二君) それを聞いてるんやない。意見として上げたが、上の方はどないなってるんか、再度、改めて問題やと言ってるんです。いまのお答えは、上田卓三はどのこりのだけでしょ。上田卓三は部落解放同盟大阪府連の委員長、大阪府の社会党の府連の副委員長で大阪4区から立候補しているんでしょ。国会でも同対の委員か何かやってるんでしょ。その人がなぜ教科書に出てこないかんのかと言うてる。教育の中立性からいってあかんのと違うかと、再々口を酢っぱくして言ってるんです。府でやったんやから、府のえらい人も、どっかで聞いたら、やっぱり問題やな、という発言の人があったということでちょっと心強く思ったが、一向に改善されてない。府も頼りないな、と思ってるんですよ。学識経験者かどうかわらんが、聞くところによると会長さんらしいが、その人が発言したのに尊重しないのはおかしい。私は、何も上田卓三のことを聞いてるんやない。名前を外してもらわんといかんと言ってます。もう一度答弁。

○ 指導部長(佐藤登志男君) 副読本「にんげん」の編集につきましては、それぞれ大阪府下の編集委員会が設けられておりますので、ただいま先生御指摘のことにつきましては、御意向をお伝えして報告させていただきたいなと考えておる次第でございます。

○ 9番(直村静二君) 結構です。

(議長着席、副議長退席)

○ 議長(池辺秀夫君) 次の答弁。

○ 財務部長(麻生和義君) お答え申し上げますが、この間御議決いただきました59年度予算の中での起債残高でございますが、関連のものも含めて162億6,200万円でございます。御質問の61年度の見込みでございますが、60年度予算、さらには61年度予算の財源見通しその他各セクションの御意見等を聞き、市長の手元で編成するわけですが、財源構成その他原課の事情等もございますので、本日、お答えはちょっと差し控えさせていただきたいと存じます。3月の議会で御議決いただきました予算の59年度見込みという金額、後の附表がございますが、それに含んでおります同和関連予算の金額を申し上げた次第でございます。

○ 9番(直村静二君) 財政からはいまの答弁でやむを得ないが、同対部から委員会に出してもらった資料で残の関係を若干聞くが、61年度で終了する段階で何ほになるか。162億余ということですが、若干移動はありますが、めどは、いまの財政部からはそれ以上の答弁はよーい言わない。わかっている同対部からお答え願いたい。

○ 同和对策部長(橋本昭夫君) あくまでも、現在の事業認可等を中心とした試算でございますが、いま、財務部長からお答え申し上げました59年度当初予算における年度末残高でございますが、私がいま持っておりますのが、実は、59年度以降の事業費に対する起債発行の必

要額が約70億、したがって、59年度の起債発行が予定されている額がございまして、その金額を差し引かなければいけないんです。したがって、先ほど申し上げました金額、162億ですが、約50億上乘せさせていただきますと、61年度末の残高となるということでございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 財務部次長兼財政課長事務取扱（大塚孝之君） お答えいたします。

人件費総額という御質問だったと思いますが、昭和58年度の現在決算見込みをいたしております数字でお答えいたしますと、全体で10億5,085万8,000円といった数字になる次第でございます。これは同和対策に係るところの隣保館あるいは保育所その他同和関連の仕事をしている職員の人件費全体をまとめたものでございまして、人数はちょっとつかんでおりませんが、総額だけお答えさせていただきます。

○ 9番（直村静二君） 年間の人件費が10億要ってるということですね。そのうちの市負担は幾らですか。

○ 財務部次長兼財政課長事務取扱（大塚孝之君） 10億の中には国庫補助金が入ってませんので、したがって、国庫補助金が6,500万円、大阪府の補助金が7,600万円、残った分約8億9,000万円程度が一般財源であるという内訳でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 同和対策部長（橋本昭夫君） 先ほどの市長の答弁の中に若干、地区協の組織の充実等も含めてのお話がございましたが、市同促に関係する点につきまして御答弁を申し上げます。

御承知のとおり、和泉市同和事業促進協議会は昭和46年に条例制定をいたしまして、それ以降、いろいろ特に特別委員会の先生方を中心に、その発足に向けて大変御尽力をいただきました。そういう経過の中で、委員さんの選任の対象等につきまして一定のコンセンサスをいただきました。現在の委員の構成になっておる次第でございます。そういう経過につきましては、ぜひ尊重させていただきたいという意向でございます。そういうことで、1つは、やはり団体としての今後の代表の意見の聴取という形は、十分検討していかなければいけないんじゃないかと考えます。

それから、次の地区協の関係につきましても、参画するかどうかのお話ですが、今回、地区協の改組につきましては、1つは、運動と事業の執行の協力の分離でございます。したがって、運動団体として地区協の組織をつくっていく場合には、運動団体としての参加は原則的には行わないということでございます。いわゆる地区内にございます町会、自治会等を初めとする組織あるいはまた民生委員さん等を含む公的役員あるいは要求者組合に結集する団体の代表者等

でございます、いわゆる解放同盟の代表者、全解連の代表者等が、この地区協の協議員に団体として参加するという考え方は持ってございません。

- 9番(直村静二君) 先ほど言ったように、地区の中のすべての人の協力を得て、ということを府の方では言ってるんですよ。審査機関もね。その人々を含む考え方はございません、というのは、違反してるんじゃないか。
- 同和对策部長(橋本昭夫君) 運動団体としては参画しない。各運動団体の代表者の方を協議員の中に参画していただく。運動と事業の執行が分離していくという立場からの趣旨になってございます。
- 9番(直村静二君) こういう考え方ではないか。水道の蛇口がありますな。片方は運動にがっとうし、片方は物の管理、地下水は解同や。だから、同じ水や。運動と事業を分離せないかんから、そうなってくると、へたしたらあかんぞ。しっかりこれから組織で解放せなあかんから、要求者組合はすべて運動とカンパと選挙と動員をやらないかんという指導やないですか。そのために出ているだけのことで、中は1つですね。正式発足はせないかん。それは地対法の精神です。それから、府の審議機関で適格性を審査する問題、そこまでボイコットする根拠になってはいけない。

その点、市長、助役、これは私と部長のやりとりとだけ聞かんといてや。あなたの方の責任ですよ。部長はあなたの判をもらってやってるだけやからね。はね返ってくるんですからね。その点は特にこの際、法的根拠も挙げられておりますから、きちんとした方がいい。また、そうしなければ真の部落差別解消のための同和行政とは言えないんじゃないか。こういう塊のような地区協ができてしまえば、これからはその地区内の居住と移転の自由に反して、条件として入居させなければ家が当たらないとか、そういう1つの枠組み、垣根をつくっていく。垣根をなくするのが部落解放の基本的な問題やからね。いま、改めて言われているような法律ができて、時限立法も終わりになってきて、当然、これは市長なり各議員の肩にかかってくる問題ですから、あえて少し内容に立ち入りしましたが、これは私個人ではなく、同時に共産党議員団だけでなく、市民全体に今後とも大きな影響を及ぼす課題なので、できるだけ公正な部落解放のために力を入れて頑張っていきたい気持ちがあるので言ってます。

市長にだけ言うときますが、きょう質問したが、いろいろ平行線とか言われましたが、帰って一晩頭を冷やしてもろうたら、やはり言う点はあると思われるでしょう。助役さんもそうですよ。先ほどの日の出の件では悪いですよ。公正に右も左もなくやってもらわんと、議員や市民の言い分がそのけということにならないよう、これで終わっておきます。

- 議長(池辺秀夫君) ここで暫時休憩いたします。

(午後3時25分休憩)

(午後3時40分再開)

- 議長(池辺秀夫君) 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

15番・穴瀬克己君。

- 15番(穴瀬克己君) それでは、通告順に従いまして、最後ですが、要旨の説明をさせていただきます。

まず最初に、総合計画の中に人間回復の町づくりを目標として総合基本構想を定めてから10年、経済の高度成長から安定成長への転換など社会経済情勢は激しく変化し、価値感が多様化してまいりました。このような中でいま、将来像を調和と活力のある人間都市和泉とする新しい総合基本構想を具体化するためにこの総合計画が定められました。多様化、高度化して拡大する行政需要に的確に対処し、長期的な視点に立って住民と行政が一体となり、行政運営を総合的、合理的、効果的に推進して調和と活力のある人間都市和泉の実現を目指す、とありますが、10年を経過した今日、都市基盤の基本でもある計画道路の推進すらできていない状況であります。また、市街地開発と旧の市街地との調和がとれず、多くの問題点が残されてきたのが現状であります。

そこで第1点、開発指導要綱について、10年前と今日では、どのような内容の変化になっているのか、お聞かせ願いたい。

もう1つは、道路整備計画についてでございますが、池上下宮線の進捗並びに和泉中央線、岸和田南海線、外環状線、黒鳥観音寺線等々の進捗状況並びにこれが完成目標をどのぐらいに置かれているのか、お答え願いたい。

次に、3点目には、既成市街地集落内の生活道路の改良整備はどのように進めていくのか、お聞かせ願いたい。

大きな2番目でございますが、社会教育施策についてでございます。近年、向学、余暇時間の増大、情報化が進展し、市民の学習意欲が高まってきているが、その反面、急激な都市化が進み、地域社会における連帯感、市民意識の低下、青少年の非行化の顕現化など憂うべき現象が生じてきている。このような社会情勢の中で、市民一人一人が青少年から老人に至るまで、主体的に豊かな生きがいのある人生を送るためには、その生涯の各時期に応じて、新しい生活課題や学習意欲を持ち、絶えず自己啓発を続けていく必要がある。したがって、市民が気軽に学習できる場と機会を整備し、充実した市民生活が営めるように生涯教育を推進する、とありますが、具体的にどのように地域ごとに会場を確保し、推進していくのか、お聞かせ願いたい。

また、スポーツや学習等のリーダーをどう育成していくのか、お聞かせ願いたい。

以上、簡単でございますが、5点にわたって質問の要旨を述べました。答弁のいかんにより

ましては、再質問の権利を留保して終わります。

- 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。
- 建設部長（浅井隆介君） 御答弁申し上げます。

開発の状況も10年前といまとでは、かなり様相も変わってまいりました。当時は、まだ和泉市内において民間開発もほとんど行われなかった時代で、指導要綱等についても、その辺の現在の予測というものがなされておらなかったわけでございます。たとえば、山荘のところにあります団地等については、道等も非常にいい状態でないということでございます。最近、行われている開発につきましては、街路灯につきましても、できるだけ指導を行い、都市の環境というか、都市基盤の整備の根底になります道路整備については、特に注意をしているわけでございます。細かい面におきましては、新旧の指導要綱の内容で変わってまいりました点、たとえば、いままで対象が3戸以上というのが10戸以上の住宅とか、人口密度につきましては、北部と南部に分けて算定をしておりましたが、現在では、統一的な算定をしているという形でやっておりますけれども、根幹になる道路、都市基盤整備等については、法の定める範囲内でございますけれども、できるだけ都市環境のいい町づくりを目指すように、現実的な指導もあわせて行っているのが実態でございます。

それから、都市計画街路の進捗状況でございますけれども、まず、市の都市計画街路のうち黒鳥観音寺線につきましては後日、御審議を煩わすわけでございますが、道路局所管事項として、60年度に補助採択をしていただくより、ただいま補正計上をお願い申し上げておるところでございます。これによってまず用地買収から入りまして、補助をできるだけたくさん受けていただき早く完成に持っていきたい。この街路は、ほかに先日、都市計画決定をいただきました都市下水の幹線もこの間に入るようになっておりますので、特に重点を置いてやりたいと考えております。

和泉中央線につきましては、カンダンから三井丘陵の間ができておまして、その先が中央丘陵に関連する新任区域に含まれてございますので、これの開発とともに北部と中南部の接続等が行われていく。カンダンまでの部分につきましても、中央丘陵関連事業として公団の負担で施行する予定になってございますので、これが開発にあわせて全線が開通される見込みが立っております。

それから、府道の岸和田南海線でございますけれども、用地買収が残されている小田区間につきましては、59年度から60年度にかけて用地買収が完了したいと府が申しております。和気地区は本年度、遺跡調査に入りますが、府中地区は、槇尾川の橋台設置工事にかかることとございますので、1日も早く工事が完了するように、今後とも強く要請してまいりたい

と考えております。

池上下宮線でございますが、国道26号線からとりあえず、岸和田南海線までの早期工事着手を強く要請してまいったわけでございますが、そのために現在、先行取得しております用地の引き取りを、さらには、用地の先行確保について強力に進めなければならないと考えておりますので、今後とも、さらに府に対し強力に要請いたしたいと考えております。

それから、3点目の既成市街地の改良をどのように進めていくかという問題でございますが、このように都市計画街路とか災害等がございますれば、国または府の補助採択基準がございますので、それらの財源を元に進めていくわけでございますが、純然たる市の単独ということになりますれば、非常に財源的にも大きな負担を要しますので、その対策には苦慮いたしておるものでございます。しかしながら、このまま放置してよいというものではございません。したがって、財源的な面におきましても、資金的なものも含めまして、その運用というか、方策も講ずるとともに、これは今後の都市政策の一部で大きなウェートを占めるものであると考えますので、その面におきましても、組織のあり方等も含めて検討してまいりたい、かように考えておる次第でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○ 15番(穴瀬克己君) 2つに分けて再質問させていただきたい。

最初の総合計画の見直しで新たに策定されたんでございますけれども、当初の48年にでき上がった計画のときには、60年には人口20万人を想定してつくったものでございます。そして、都市基盤づくりもかなり綿密な形で策定されております。私は、この都市基盤の確たる中心になるのが道路施策であると思っております。これ自体が10年間の進捗状況の中で見ますと、非常に行政側の怠慢としか受け取れない。また、もう1つは、開発指導要綱に基づく内容にしても、大きな格差が生じてきております。これにおいても、当初の基本構想に基づく中で、当然、その地域開発に対する行政側の責任として指導を行っていかなければならない。にもかかわらず、当初の開発指導の内容と現在の内容とは格段の差が生じている。このことによって、地域の生活基盤が現在においては、住みにくい、暮らしにくい集落となってきている。これは非常に行政の責任が重大であるわけでありまして、特に旧の市街地と新市街地の格差が出ているのは、行政の指導がそういう一貫したものがなかったが故にでき上がってきていると言っても過言ではないと思っております。そういった面について、行政はどのようにしてこの責任を果たしているかとされているのか。

これについて、この総合計画はかなりの部分にまで精細に書かれておりますけれども、この10年間の経過を見て、綿密な財政の裏づけとか、また、都市基盤そのものに対する計画の中で、総合的な形の裏づけ、運用等がここに掲載も何もなされておられません。このままですと、

またぞろ10年後には、同じような結果が生じてくることを懸念するわけであります。その意味で、現在の時点におけるそういう新旧の格差は正について、どのような具体的解決方法をとろうとしているのか、御答弁を願いたいと思います。

- 建設部長（浅井隆介君） 先ほども申し上げましたように、10年前の和泉市の置かれた状態と現在とでは、非常な違いが出てきております。その時点における指導行政は、それでよかったわけでございますけれども、現在から見れば先生御指摘のように、たとえばその後に関係された区域との差、また、従来の市街地との差がますます広がっていく。先ほども中央丘陵に関連して御質問もございましたが、もちろん、大規模な開発をする場合には、当然、それなりの関連公共投資を含めまして、それぞれ調和のとれた町づくり、根幹となるのが道路整備であるかと思えます。当然、その面につきましては、それなりの相手に対する財源的な負担を含めて、いろんな施策も進めてまいらねばならないわけでございますけれども、単に旧市街地の中にある道路の改良となりますと、非常に財源的に考えましても大きな負担になります。また、それが即、他に財源を求めるといふような対象物であるかと言いますと、なかなかそれにしても当てはまらない。われわれが進めていく中で一番配慮しなければならないと同時に、非常に頭を悩ましている問題であります。

しかし、そのまま放置しておくということではいけないこととでございます。できるだけいろんな角度から財源的な裏づけ、たとえば開発によって起こって来たいろんな財源等についても、そのような運営の中で配分していくとか、それから、それらの町づくりを進めていく、つまり、旧の市街地をどう形づくっていくか、また、新しい町を将来、そのようなことのないようにどう進めていくのか、いわゆる都市政策論議でございますけれども、組織というか、これらの財源の裏づけも考えるような組織もつくっていかねばならないと考えてございます。決して新旧の格差がますます広がっていく中で、それを放置する考えはございません。これからそれに対して検討を進め、少しでもそれらの格差是正を図るよう努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

- 15番（穴瀬克己君） 特に中央丘陵の開発にからみまして新旧の調和の問題について、市民全体が非常に大きな関心を持っておりますので、現時点においても、開発1つを取り上げても、行政の指導というのは、もう少し明確にしていかなければならない問題がたくさんあるかと思えます。というのは、1つは、開発が来ますと、その地元町会、水利組合等が相当な負担金を取られます。これとて地域の環境整備に役立てるような形で運用がされていないようです。また、そこに入ってくる方々の負担によって地域の改善がされている。そこでは、行政側として、本当の都市基盤をつくるためにどれだけ資本投資をやっているか、すべて開発側に委ね

ているのが現状ではないか。こういった意味では、行政主体、また、行政と市民が一体となった町づくりという言葉が当てはまらない。その意味で行政側でも、21世紀に向けて段階的に10年間としてこのようなきめ細やかな施策を打ち出したわけですので、当然、現在の開発指導要綱についても、本当の町づくりに対応し得るような開発指導要綱というものを見直さなければならぬ。このように思います。現在の行政は、小さな開発にしても大きな開発にしても、そちらの地域住民等に要望なり要求をされる補償的な部分が非常に大きくて、それがすべて今度は、住宅を購入される側にそのツケが回ってきている。そこに住む人が一部負担して環境づくりに貢献していることは間違いないが、その地域特有の開発になってしまって、周辺地域との接合性、調和した環境が生まれてきていない。

たとえば当初は、1本の道路で開発許可がおりたが、現在は通り抜けでないとできないように指導要綱が変わってきております。そういった旧来の開発が最初にスタートしたが、周辺がどんどん開発されていって1つの大きな集落となった。そこで火災や大きな災害等が起こっても、消防自動車が入るのが関の山、今度は通り抜けの道がない。そういった本来の生活環境が住民の日常生活に潤いを持たし、また、健康で健全な町づくりが逆に損なわれてしまうようになってきて新旧の格差が生じている。

こういった問題についても、先ほども申し上げましたように、行政が主導して開発させてきたわけですので、行政が責任をもって、いま問題化しているような、また、災害に対して被害が加わらないよう、あるいは道路もつくっていかなければならぬし、改善、改良もしていかなければならぬ、こういう事態が現実的に目の前に来ているわけです。もっと積極的にきめ細やかな財政の裏づけについて先ほど答弁がありました、基金の活用とかの具体的な形で、開発指導が変化してきたことによって起こる住環境の悪化、こういったものに対する整備等に確たる施策をとっていかなければならないと思うわけでございます。この辺について、早急な対策がなされるのかどうか、御答弁を願いたいと思います。

- 建設部長（浅井隆介君） 先ほど来、御答弁申し上げておりますが、私どもといたしましても、これを放置すべき問題ではないという観点に立っておりますので、この方策については、早急に研究課題として取り組んでまいりたいと思います。
- 15番（穴瀬克己君） これ以上申し上げませんが、そういった地域が和泉市内にはたくさん散在しております。その意味で、今後の和泉市の21世紀に向けての大きな都市基盤づくりの中で、きちんとしたきめ細やかな施策の裏づけを早急にやっていただきたいことを要望しておきます。

次に、道路整備計画の問題ですが、先ほどの答弁にありましたけれども、本当に都市計画道

路が10年たった今日の進捗状況を見ますと、それこそ10年、20年間、何をやってきたかと言わざるを得ない状況なんです。そりゃ、国の財源が非常に厳しい折、当然、府も厳しい折、財政問題のためにすべてを解決することは困難であることは重々わかっておりますが、何せ、今日まで打ち上げ花火を打ち上げるだけで、10年、20年前の施策を蟻がはうごとく追っているのが現実なんです。それと同時に、生活関連道路、街路等もほとんどそれに呼応する形で整備されずに残っている。これがすべての町のコミュニティの環境に悪影響を及ぼしている。

こういった点を考えると、ただ単に声を大にして非難するだけでなく、本当に道路施策について、1本でも1日も早く解決できるような努力を行政側としてやってもらわなければ、いつも観念的な答弁ではどうしょうもない。和泉だけがおくれている。他市が同じようにおくれているのなら何も言いませんが、周辺地域を見ましても、計画道路はすべて完成しております。後は、和泉がつくのを待っているだけです。はっきり言って行政の責任を強く感じていただき、おくれている道路施策を推進してもらわなければならない。このことをひとつ市長の方から決意を伺いたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 計画道路の問題について穴瀬議員さんから御指摘がございました。御指摘ごもっともでございます。これらの道路整備計画については、今後とも邁進をしてみたい、このように決意をしている次第でございます。地元選出の府会議員さんにもものすごくやっていただいております。われわれにおいても、原課に至るまでこれらに全力を挙げる決意でございます。御支援、御協力をお願い申し上げます。

○ 15番（穴瀬克己君） 市長の決意は毎回聞いとるわけですが、それに関連する問題が非常に多く出てきております。午前中の直村議員さんのところでも出ておりましたが、池下線の問題もそうですし、また、地域のコミュニティの形成そのものが、道路ができないことでこり固まった形の住環境の集落がたくさんある。それができることによって、そういった市長の構想である、本当に潤いのある町づくりになっていく。すべて都市基盤の道路を第一に優先しなければならぬと思いますので、さらなる推進をしていただきたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 次の答弁。

○ 指導部次長（稲田順三君） それでは、社会教育の問題についてお答え申し上げます。

まず、一般論でございますが、現在、高年齢化、高学歴化、また情報化、余暇時間の増大等、各種の社会条件が変化しております。それに対して、市民の学習に対する要求や関心がますます高まっております。それらの要求にこたえるために、行政機関を初め民間団体におきましても、各種の講座や学級、教室等を開催いたしております。しかし、これらの既存の学習形態だけでは、市民の要求や関心を満たすことは困難であります。そこで、1つの方法として、地域

社会の人々、市民の中から知識や頭脳を有する人々を講師や指導者として迎えることによって充足しようとするのが、地域社会ボランティア構想であります。市民の中で教えたいもの、あるいは学びたいものに教えるという学習態度を確立することは、民間の指導者を確保し要請することができ、人々の学習機会の拡充をもたらす1つの効果が得られますが、それ以上に、単に教える者と学ぶ者との関係にとどまらず、地域住民として相互交流の促進につながり、また、協力の精神や連帯感を養うことにもなり、これが町づくりの基盤、条件の1つを形成することになると思います。

そのことは、市民の注文に応じながら、市民自身の手で計画し、運営されていくことが理想的な姿であろうと思われれます。教える側の人材の発掘や学習の場の提供など、行政として整備すべき条件が考えられます。また、具体的には、社会教育課におきまして過去、取り組んでおります。まず、57年度には、婦人を対象にしたボランティア講座を開設いたしました。57年度には、市内の民話継承をするためのボランティアを募集し、15名の応募がありました。そこで光明皇后物語を劇化し市民劇場で上演を行っております。また、58年度は、視覚障害者に対するボランティアを募集し、点字訳講習会を5月から3月まで開催し図書のカセットテープに吹き込み、音声訳講習会を10月から3月まで開催いたしました。点字訳講習会には14名、音声訳講習会には20名が受講し、それぞれ点訳ボランティア、音訳ボランティアとしてグループが存在しており、いずれも図書館を中心的な活動の場としておられます。

以上、穴瀬議員さんから御提言をいただいておりますように、これからの行政運営は、積極的にボランティア活動を育成し、それを通じてコミュニティーづくりが必要であると考えております。ボランティアの育成及び学校開放等を含め、市行政全体の問題であると受けとめております。御提言の趣旨を十分尊重させていただき、今後、行政関係者で調整しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願いを申し上げます。

- 15番(穴瀬克己君) 学校開放については、前々からスポーツの振興等を含めて何回となく言ってきましたが、具体的に地区のリーダー、地域における自主的な運営という形の上では、そういう形態もできておりませんし、また、21世紀に向けての総合基本計画の中にも、コミュニティーの1つの役割ということで大きく提唱しております。また、その必要性や生涯教育の場から見て、当然、市民が参加した中で生涯教育を行っていく。その意味では、非常に地区のリーダーの人たちを活用していく、こういうことを言いながら、1つも具体的なリーダーの育成をする機関がない。

また、市が主導する社会教育体制、文化教育体制などが厳然としてあるわけです。うたい文句では、地域住民が主体となって活用していく、運用していくわけですので、その意味でも、

施設等についても、各地域の身近なところでのスポーツなどができるようなものを提供しなければならぬ。当然、教育委員会でも考えておられると思いますが、ネックになっているのが施設の使用、運用の問題、それから、リーダーとなってやっていただけるボランティアの育成の問題で進まないのが現状でございます。

それを解決するためには、やはりいまの状況を一步進めなければならない。だから、運営委員会等を市の指名のもとでつくり、その中で主体性を住民の側に置いていかなければなりません。この間の作業が抜けてます。だから、この間、私が提案しましたが、具体的に言えば、老人会の代表、町会やPTAの代表とか、地域の各種団体の皆さんが寄って、学校長とともにその地域のコミュニティーを図っていくために、より住みよく明るい地域環境づくりのために話し合う場を提供しなければならない。その結果、校舎を使おうじゃないか、体育館を使おうじゃないかとなり、そこから、1つの使用目的なり運用、運営の面などが検討されていく。その作業を進めないから、幾らいいことを言っても現実がついてこない。これがいまの社会教育の本当に願うものと、現実とのギャップの要因じゃないかと思います。

これはいまでも市の主導型でやっていると、市民は一向に付いてこないと思う。先ほどの市長の答弁にありましたように、盆おどり大会もそうです。前は盛大でよかった、と言うが、これも行政主導型ですよ。本当に市民が楽しく盛り上がったという形にはなっていない。踊っているのは婦人会だけです。子供会の人は来てましたか。青年が来てましたか。来てないですよ。だから、そのためには、地域のコミュニティーを広げていかなければならない。地域、地域のコミュニティーの場をつくるための1つの運営を図っていかななくてはならない。こういったことを前進させてもらうよう検討していただきたい。

いま、コミュニティーが必要視されているのは、単に生涯教育だけの問題ではない。1つは、教育全般にわたる問題があります。たとえば、家の前の水路の問題。昔は、皆隣近所でごみを取りどぶさらえをやりましたが、いまは、税金払ってるから取りに来い、こういう状況が生まれてきている。これがいまの思想です。これらの問題に解決するためには、本当に隣近所の皆さんと力を合わせて住みよい地域環境づくりをしていく。本当の人間形成を図っていこうという気持ちがいまの社会の中で欠落し、ゆがんだ社会になってしまってます。だから、いま、コミュニティーが叫ばれているんです。その意味で、具体的には社会教育課にとどまらず、市の行政としての方策、施策を打ち出していただかないと、幾らいいことばかり言っても地域住民が付いてきません。離れていく。行政主導でやってもだめです。何か住民の主体性のある動きやったら、どんどんふくれ上がっていきます。非常に荒い話をしましたが、そういった形の施策を検討していただけるかどうか、御答弁をお願いしたいと思います。

- 指導部次長（稲田順三君） お答え申し上げます。

先ほど御答弁させていただきましたが、この問題につきましては、社会教育の問題だけでなく、市行政全体の課題として取り組んでおります。その意味で、この問題につきましては、行政全体の問題であるということで受けとめさせていただき、今後とも努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

- 15番（穴瀬克己君） 現在、一生懸命にやってるのに盛り上がってこない。町全体としても盛り上がってこない。具体的には、婦人会は一生懸命にやっています。だけれども、婦人会だけで終わっています。老人会、子供会もやってるが、そこだけで終わってる。1つも合体してない。なぜかと言うと、市と婦人会、市と子供会なんです。だから、地域で皆そういう気持ちがありながら、ボランティアをやりながら、地域、地域で皆ばらばらです。ところが、市のもとは一生懸命にやってるんです。婦人会も大変な活動をしている。こういったことを本当に生かすためにも、先ほど提起しましたボランティアの活動の拡充、リーダーの育成事業ということで、各般にわたって進めていくべきではないか。さらに、1年間講座、半年講座、通信教育といった中で具体的に実施しなければならない。また、スポーツ講座など各般にわたるリーダーの育成事業を市はやるべきです。地域の中では、本当にリーダーとなって貢献できる人たちを地域住民は待ち望んでおります。そのための具体的な施策をやっていただくことを強く要望するわけでございます。

このことによって、コミュニティーの場としての小学校の開放とかがスムーズにできていくであろうし、校舎の管理問題なども解決していこうと思います。いま、図書館の移動文庫が非常に和泉市内で利用者が多く、文化水準も向上しているが、バスの運行回数もふやしていただき、地域住民は非常に喜んでますよ。しかし、これとても限界があります。小学校の図書室を開放するとか、行政としてやるべきことがたくさんあります。だけれども、人材が及ばないから、なかなか運営がむずかしい。私は、こういう基本的な問題を打ち上げてますので、的確な形で推進し、運営をしてもらいたいことを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

-
- 議長（池辺秀夫君） 以上をもちまして、各議員の御協力によりまして一般質問は予定より早く終了いたしました。厚く御礼申し上げます。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

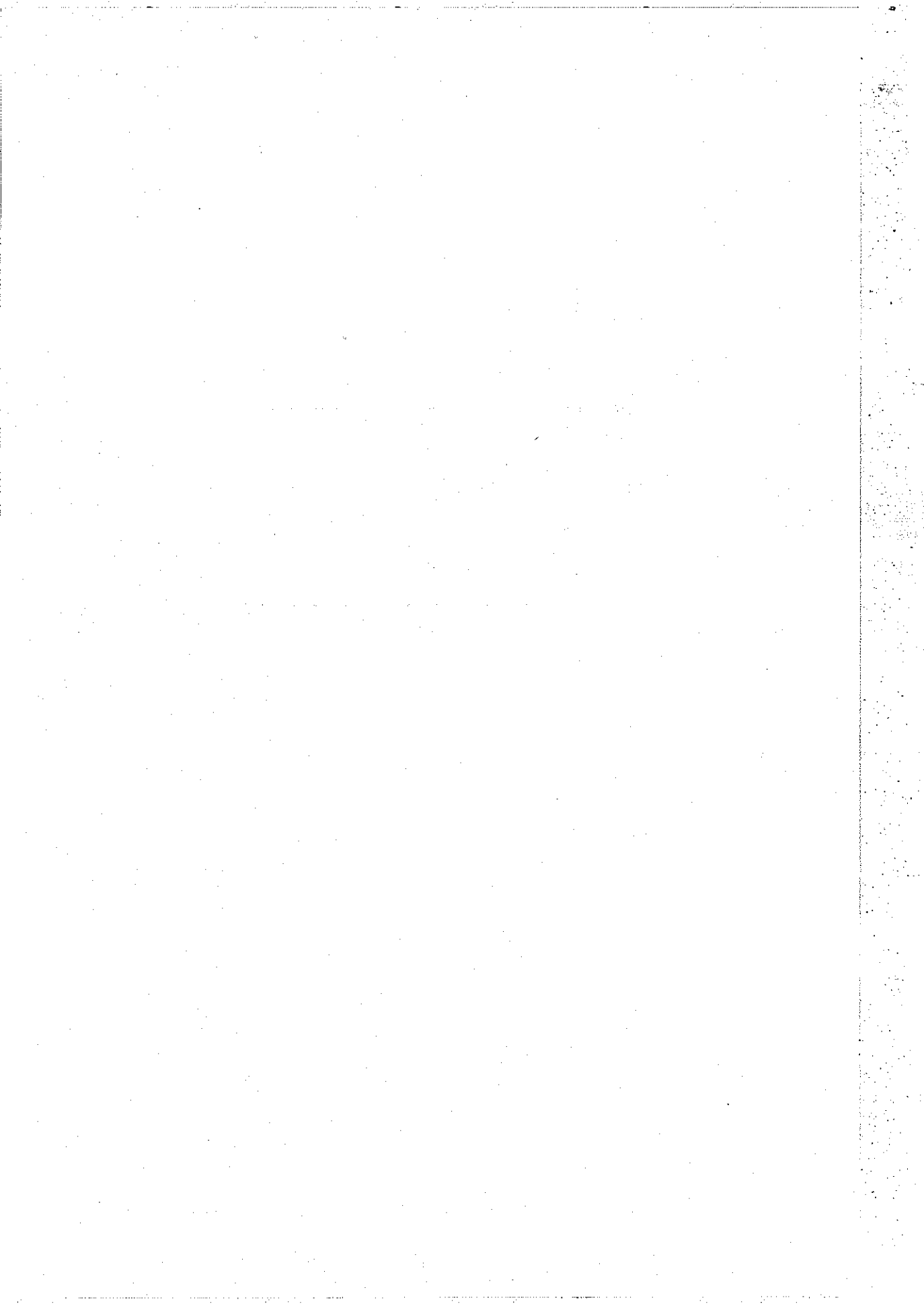
なお、過日の議会運営委員会了承をいただいておりますので、明日より議案審議を繰り上げて行いますので、定刻、御参集賜りますようお願いをいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さんでございました。

(午後4時30分散会)



第 2 日



昭和59年7月17日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	若 浜 記久男 君	16番	赤 阪 和 見 君
2番	竹 内 修 一 君	17番	橋 本 佳 行 君
3番	杉 本 永 君	18番	松 尾 孝 明 君
5番	田 中 包 治 君	19番	大 谷 昌 幸 君
6番	三 井 正 光 君	20番	出 原 平 男 君
7番	勝 部 津喜枝 君	21番	池 辺 秀 夫 君
8番	原 重 樹 君	22番	飯 坂 楠 次 君
9番	直 村 静 二 君	23番	田 中 昭 一 君
10番	天 堀 博 君	25番	奥 村 圭一郎 君
11番	成 田 秀 益 君	26番	仁 井 明 君
12番	藤 原 正 通 君	27番	柳 瀬 美 樹 君
13番	並 河 道 雄 君	28番	貝 淵 博 治 君
15番	穴 瀬 克 己 君		

欠席議員(1名)

29番 藤 原 要 馬 君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池 田 忠 雄	財 務 部 長	麻 生 和 義
助 役	坂 口 禮 之 助	財 務 部 次 長 兼 財 政 課 長 兼 事 務 取 扱	大 塚 孝 之
収 入 役	中 塚 白	財 務 部 次 長 (税 務 担 当)	吉 田 日 出 男
参 与 兼 市 長 公 室 長 取 扱	西 川 喜 久	同 和 对 策 部 長	橋 本 昭 夫
市 長 公 室 理 事	逢 野 一 郎	同 和 对 策 部 理 事 兼 解 放 総 合 セ ン タ ー 所 長 兼 事 務 取 扱	生 田 稔
市 長 公 室 次 長	神 藤 恒 治	同 和 对 策 部 次 長 兼 総 合 調 整 課 長 兼 事 務 取 扱	向 井 洋
人 事 課 長	白 樫 通 有	市 民 部 長	松 村 吉 堯
秘 書 広 報 課 長	井 阪 和 充	市 民 部 次 長 兼 福 祉 事 務 所 長	中 川 鉄 也

職名	氏名	職名	氏名
市民部次長兼 市民課長事務取 扱	大宅清臣	消防長	角谷泰夫
産業衛生部長	広岡史郎	消防本部次長兼消防署長	高宮武男
産業衛生部理事 (商工担当)	青木孝之	消防本部次長兼 総務課長事務取 扱	一ノ瀬喜広
産業衛生部次長	堀宏行	用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	内田繁
建設部長	浅井隆介	用地担当参事・ 土地開発公社事務局次長	中辻寿夫
建設部理事	福田隆行	教育委員長	堀内由延
建設部次長	中上好美	教育長	葛城宗一
建設部次長 (下水道担当)	山崎琢磨	教育次長	杉本弘文
都市整備部長	萩本啓介	管理部次長兼総務課長 事務取扱	逢野博之
都市整備部次長	森利治	管理部次長兼 学校教育課長事務取扱	鹿島賢昌
改良事業部長	富田宏之	指導部長	佐藤登志男
改良事業部次長	前田守正	指導部理事 (美術館担当)長	竹田明郎
改良事業部次長	笠木恒忠	指(指導部担当)長	明坂貞士
改良事業部次長	高三一行	指(体育館担当)長	稲田順三
病院長	竹林淳	指(社会教育担当)	高橋正道
病院事務局長	藤原光夫	選挙管理委員会委員長	農端小一
病院事務局次長	藤原清司	選挙管理委員会事務局長	久光喜多男
水道部長	田中稔	監査委員	山本亮夫
水道部次長兼総務課長 事務取扱	岩井益一	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	坂上國治
合計課長	赤田備信	農業委員会会長	信田種行
		農業委員会事務局長	

※ 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱托速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
課長	大塚俊昭
議事係長	大中保
議事係	佐土谷茂一
	味谷博

○
本日の議事日程は次のとおりである。

昭和 59 年和泉市議会第 2 回定例会議事日程

(7 月 17 日)

№ 1.

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1	監査報告 第 4 号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和 58 年 11 月分)	P. 1
2	監査報告 第 5 号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和 58 年 11 月分)	P. 12
3	監査報告 第 6 号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和 58 年 11 月分)	P. 18
4	監査報告 第 7 号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和 58 年 12 月分)	P. 23
5	監査報告 第 8 号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和 58 年 12 月分)	P. 34
6	監査報告 第 9 号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和 58 年 12 月分)	P. 40
7	監査報告 第 10 号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和 59 年 1 月分)	P. 45
8	監査報告 第 11 号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和 59 年 1 月分)	P. 56
9	監査報告 第 12 号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和 59 年 1 月分)	P. 62
10	監査報告 第 13 号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和 59 年 2 月分)	P. 67
11	監査報告 第 14 号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和 59 年 2 月分)	P. 78
12	監査報告 第 15 号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和 59 年 2 月)	P. 84
13	監査報告 第 16 号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和 59 年 3 月分)	P. 89
14	監査報告 第 17 号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和 59 年 3 月分)	P. 100
15	監査報告 第 18 号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和 59 年 3 月分)	P. 106
16	監査報告 第 19 号	定期監査 (昭和 58 年度 第 2 次分) 結果報告書	P. 111
17	報 告 第 2 号	和泉市土地開発公社昭和 58 事業年度決算書類の提出 について	P. 1
18	報 告 第 3 号	財団法人和泉市商工業振興会昭和 58 事業年度決算書 類の提出について	P. 3
19	報 告 第 4 号	財団法人和泉市商工業振興会昭和 59 事業年度事業計 画書類の提出について	P. 4
20	報 告 第 5 号	財団法人和泉市文化振興財団昭和 58 事業年度決算書 類の提出について	P. 5
21	報 告 第 6 号	財団法人和泉市文化振興財団昭和 59 事業年度事業計 画書類の提出について	P. 6
22	報 告 第 7 号	専決処分の報告について (交通事故による損害賠償の 額の決定と和解)	P. 7
23	報 告 第 8 号	専決処分の報告について (市民会館舞台上の事故による 損害賠償の額の決定と和解)	P. 11

昭和 59 年和泉市議会第 2 回定例会議事日程

№ 2.

(7 月 17 日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
24	報 告 第 9 号	専決処分の承認を求めることについて (和泉市税条例の一部改正)	P. 14
25	報 告 第 10号	専決処分の承認を求めることについて (昭和58年度和泉市一般会計補正予算(第5号))	P. 49
26	報 告 第 11号	専決処分の承認を求めることについて (昭和58年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号))	P. 61
27	報 告 第 12号	専決処分の承認を求めることについて (昭和59年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算(第1号))	P. 71
28	報 告 第 13号	昭和58年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	P. 76
29	議 案 第 32号	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	P. 79
30	議 案 第 33号	和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	P. 85
31	議 案 第 34号	市道の路線認定について(今福町2号線ほか2路線)	P. 138
32	議 案 第 35号	市道の路線認定について (和気町12号線ほか14号線)	P. 140
33	議 案 第 36号	市道路線の廃止及び認定について (池上町10号線及び阪和東側2号線)	P. 142
34	議 案 第 37号	財産処分について(箕形財産区財産(ため池)の売却)	P. 144
35	議 案 第 38号	和泉市民プール条例の一部を改正する条例制定について	P. 147
36	議 案 第 39号	和泉市建築協定に関する条例制定について	P. 152
37	議 案 第 40号	町の区域の変更について	P. 156
38	議 案 第 41号	工事請負契約締結について((仮称)和泉市立光明台北小学校新築工事)	P. 159
39	議 案 第 42号	工事請負契約締結について (和泉市立光明台中学校増築工事)	P. 162
40	議 案 第 43号	工事請負契約締結について (和泉市立北松尾小学校体育館増改築工事)	P. 164
41	議 案 第 44号	工事請負契約締結について((仮称)市立保健センター新設工事)	P. 166
42	議 案 第 45号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 169
43	議 案 第 46号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	P. 173
44	議 案 第 47号	和泉市国民健康保険事業財政調整基金条例制定について	P. 178
45	議 案 第 48号	昭和59年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について	P. 181
46	議 案 第 49号	昭和59年度和泉市一般会計補正予算(第1号)	P. 187

昭和 59 年和泉市議会第 2 回定例会議事日程

№ 3.

(7月17日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
47	議 案 第 50 号	昭和 59 年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)	P. 223
48	議 案 第 51 号	昭和 59 年度和泉市水道事業会計補正予算(第 1 号)	P. 226
49	議 案 第 52 号	昭和 59 年度和泉市病院事業会計補正予算(第 1 号)	P. 243
50	議 案 第 53 号	和泉市職員の定年等に関する条例制定について	追 加 P. 1
51	議 案 第 54 号	和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	追 加 P. 10
52	議会推薦 第 1 号	和泉市農業委員会委員の推薦について	別 紙
53	(昭和 55 年) 請願第 2 号	和泉市立横山第 1、第 2 保育園の建て替え設備充実に関する請願(厚生文教委員長報告)	
54	(昭和 56 年) 請願第 1 号	和泉市立国府幼稚園舎の建替施工と 4 才児保育実施についての請願(厚生文教委員長報告)	
55	(昭和 56 年) 請願第 2 号	光明台校区内に市役所事務取次所設置に関する請願(厚生文教委員長報告)	
56	(昭和 56 年) 請願第 3 号	南横山校区内に市役所事務取次所設置に関する請願(厚生文教委員長報告)	
57	(昭和 58 年) 請願第 1 号	北池田小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願(厚生文教委員長報告)	
58	(昭和 59 年) 請願第 1 号	北松尾小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願(厚生文教委員長報告)	
59	(昭和 56 年) 請願第 4 号	和泉市富秋町助松団地(288 世帯)を泉大津市へ編入することの請願(総務委員長報告)	
60	(昭和 57 年) 請願第 1 号	泉大津市域内に存在する和泉市富秋町、尾井町の飛地を泉大津市に編入することの請願(総務委員長報告)	
61	決 議 第 2 号	第 9 次道路整備五ヶ年計画の完全達成に関する決議	別 紙
62	決 議 第 3 号	母性保護を拡充し、実効ある「男女雇用平等法」の制定を求める要望決議	別 紙
63	決 議 第 4 号	アジア、太平洋地域からトマホーク・SS20をはじめすべての核兵器の撤去を求める決議	別 紙
64	決 議 第 5 号	地方自治擁護・地方財政の拡充に関する要望決議	別 紙

(午前10時開議)

- 議長(池辺秀夫君) おはようございます。議員の皆さんには、公私何かと御繁忙のところ連日の御出席、ありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは22名でございます。欠席並びに遅刻の届け出の議員さんはいません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、22名でございます。

- 議長(池辺秀夫君) ただいまの報告どおり、出席議員数22名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

○

- 議長(池辺秀夫君) それでは、日程審議に入ります。日程第1より日程第16までは、いずれも例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

報告は多数でありますので、表題のみ朗読させます。

(市会事務局長朗読)

監査報告第4号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和58年11月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和59年2月27日

監査委員 久光喜多男

同 橋本佳行

記

- 1 検査実施日 昭和59年2月27日
- 2 検査の対象 昭和58年11月分の出納状況
- 3 検査の結果

11月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、11月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第5号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和58年11月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和59年2月27日

監査委員 久光 喜多男
同 橋本 佳行

記

- 1 検査実施日 昭和59年2月27日
- 2 検査の対象 昭和58年11月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による11月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、11月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第6号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和58年11月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和59年2月27日

監査委員 久光 喜多男
同 橋本 佳行

記

- 1 検査実施日 昭和59年2月27日
- 2 検査の対象 昭和58年11月分の出納状況

3 検査の結果

地方公営企業法第31条による11月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、11月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第7号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和58年12月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和59年3月29日

監査委員 久光喜多男

同 橋本佳行

記

- 1 検査実施日 昭和59年3月29日
- 2 検査の対象 昭和58年12月分の出納状況
- 3 検査の結果

12月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、12月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第8号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和58年12月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和59年3月29日

監査委員 久光喜多男

同 橋本佳行

記

- 1 検査実施日 昭和59年3月29日

2 検査の対象 昭和58年12月分の出納状況

3 検査の結果

地方公営企業法第31条による12月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、12月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第9号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和58年12月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和59年3月29日

監査委員 久光喜多男

同 橋本佳行

記

1 検査実施日 昭和59年3月29日

2 検査の対象 昭和58年12月分の出納状況

3 検査の結果

地方公営企業法第31条による12月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、12月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第10号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和59年1月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和59年3月29日

監査委員 久光喜多男

同 橋本佳行

記

- 1 検査実施日 昭和59年3月29日
- 2 検査の対象 昭和59年1月分の出納状況
- 3 検査の結果

1月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第11号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和59年1月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和59年3月29日

監査委員 久光 喜多男

同 橋本 佳行

記

- 1 検査実施日 昭和59年3月29日
- 2 検査の対象 昭和59年1月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による1月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第12号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和59年1月分和京市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和59年3月29日

監査委員 久光 喜多男

同 橋本 佳行

記

- 1 検査実施日 昭和59年3月29日
- 2 検査の対象 昭和59年1月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による1月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第13号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和59年2月分収入役級の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和59年4月25日

監査委員 久光喜多男

同 橋本佳行

記

- 1 検査実施日 昭和59年4月25日
- 2 検査の対象 昭和59年2月分の出納状況
- 3 検査の結果

2月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第14号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和59年2月分本市水道部企業出納員級の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和59年4月25日

監査委員 久光喜多男

同 橋本佳行

記

- 1 検査実施日 昭和59年4月25日
- 2 検査の対象 昭和59年2月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による2月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第15号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和59年2月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和59年4月25日

監査委員 久光喜多男
同 橋本佳行

記

- 1 検査実施日 昭和59年4月25日
- 2 検査の対象 昭和59年2月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による2月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第16号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和59年3月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和59年6月6日

監査委員 久光喜多男
同 橋本佳行

記

- 1 検査実施日 昭和59年6月6日
- 2 検査の対象 昭和59年3月分の出納状況
- 3 検査の結果

3月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、3月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第17号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和59年3月本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和59年6月6日

監査委員 久光喜多男
同 橋本佳行

記

- 1 検査実施日 昭和59年6月6日
- 2 検査の対象 昭和59年3月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による3月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、3月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第18号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和59年3月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和59年6月6日

監査委員 久光喜多男
同 橋本佳行

記

- 1 検査実施日 昭和59年6月6日
- 2 検査の対象 昭和59年3月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による3月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、3月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第19号

定期監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第3項の規定に基づく昭和58年度定期監査(第2次分)を別記要領により執行した。

その結果を同条第8項の規定により別冊のとおり報告する。

昭和59年3月31日

監査委員 久光 喜多男
同 橋本 佳行

- 議長(池辺秀夫君) 本報告について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第4号より第19号までの報告を終わります。

-
- 議長(池辺秀夫君) 次に、日程第17「和泉市土地開発公社昭和58事業年度決算書類の提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

報告第2号

和泉市土地開発公社昭和58事業年度決算書類の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、和泉市土地開発公社の昭和58事業年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和59年7月16日提出

和泉市長 池田 忠 雄

- 議長（池辺秀夫君） 報告の説明を願います。
- 用地担当理事・土地開発公社事務局長（内田 繁君） お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました報告第2号「和泉市土地開発公社昭和58事業年度決算書類の提出について」の御説明を申し上げます。

とみに経済情勢は混迷をきわめる中で、公社の健全な運営を図りながら、市行政の計画に基づく事業を進めてまいりました。本年度において、皆様方の一方ならぬ御協力、御支援により、経常収支面は前年度に引き続き好転が見られます。しかし、公社の経営実態は依然として脆弱でございます。今後の運営に当たっては、市との緊密な連携のもとに公社経営の健全性回復に最善の努力を傾注いたす所存でございますので、皆様方の一層の御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、初めに事業の概要について御説明を申し上げます。1ページでございます。

まず、先行取得事業につきましては、市の委託を受け改良住宅用地を主とした環境改善整備事業用地1万382.43㎡、取得金額13億7,679万2,925円を初め、水道事業施設用地、道路用地など7,003.59㎡、取得金額6億7,013万2,556円で取得いたしました。事業別の明細は、5ページ「先行取得調書」に記載いたしておりますので、御参照賜りたいと存じます。

次に売渡事業でございますが、当年度で売却いたしましたものは、和泉市施行の改良住宅建設事業用地、これに関連の地区内道路用地及び北松尾小学校運動場用地、北池田5号線外2線の道路用地、小田公園等で2万845.㎡を売渡金額28億1,909万2,526円をもって和泉市へ譲渡いたしております。さらに、公共用地取得の促進を図る受け皿対策として、換地対策事業用地等3,464.99㎡を譲渡価格2億9,035万4,399円で各権利者に譲渡いたしました。その明細は、6ページから8ページにかけての「売渡調書」に記載いたしておるとおりでございます。

続いて、土地保有状況につきましては、昭和59年3月末の公社保有高は、総面積が13万9,263.87㎡、帳簿価格にいたしまして75億5,686万2,061円となっております。事業別保有内容につきましては、20ページから23ページにわたって事業別明細を記載いたしておりますので、御参照賜りたいと思います。

次に、借入金状況でございますが、当年度において事業を執行するために必要な事業資金として62億3,600万円を借り入れましたが、土地等の売却収入によりまして81億1,500万円を償還いたしましたもので、本年度末におきます借入金残高は90億3,954万7,905円と相なり、前年度末と比較いたしますと18億7,900万円の減少となりました。金融機関別の借入

状況は、27ページの「長期借入金」明細に記載いたしてございます。

以上が、事業執行に伴います損益状況でございますが、本年度における土地等の売り渡しに対する付帯事務費等経常経費に充当できます利益額は1億9,562万6,516円で、これに対する経常経費は、職員給与等事務管理費、財産管理費の経費などで1億3,698万1,803円でございます。差し引きいたしまして、経常利益は5,864万4,713円となりました。本年度は特別損益額がなかったため、これが本年度の純利益額となります。前年度からの繰越欠損金から差し引きして、翌年度への繰越欠損金は、7億9,446万1,325円と相なる次第でございます。このことは、17ページに貸借対照表、18ページに損益計算書に記載のとおりでございます。

引き続きまして、これらの事業を執行するために要した収入、支出の決算の内容を御説明申し上げます。9ページをお開き願います。

まず収入の部で第1款 事業収入は、先に御説明申し上げましたように、和泉市等へ譲渡いたしました土地等の売却収入で、31億9,444万6,925円を収入いたしました。

第2款 借入金は、用地等の取得資金及び関連業務執行に必要な資金に充当すべく、住友、泉州の2銀行その他貸付金融機関と和泉市からの借入金を合わせまして52億3,600万円を借り入れいたしました。

なお、事業費の繰越明許費財源に当てるため、2億8,214万8,000円を翌年度へ繰り越しいたしております。

次に、第3款の事業外収入2,104万2,971円の内訳でございますが、歳計現金預金利子として90万3,368円、公社保有地の土地賃貸料等雑収入が2,013万9,603円の収入と相りました。

第4款 繰越金は、前年度からの繰越金で、22億8,308万2,444円でございます。

以上、収入合計は、106億4,957万1,400円と相なっております。

次に、支出の部でございますが、11ページをお開き願います。

第1款の事業費は、土地等の先行取得に要する経費及び処分するために必要な造成費等でございます。総額21億3,893万4,101円を支出いたしました。その主な内容は、先に御説明申し上げましたように、先行取得用地等の買収費及び土地、建物の鑑定委託料並びに土地造成費では、設計委託料、造成工事費などでございます。

なお、旧大阪市有地換地造成事業は着工がおくれ、年度内に完成できませんでしたので大半が翌年度となったため、造成工事費など2億8,214万8,000円を翌年度へ繰り越しいたしております。

第2款の管理費につきましては、総額1億1,333万4,018円を支出いたしました。その内容は、財産管理費では、公社所有地の測量費、設計委託料と除草委託料並びに財産管理上のフェンス設置、境界壁工事費等で、594万5,726円を支出いたしました。また、事務管理費1億738万8,292円の主な内容は、職員給与費、共済費等の人件費及び登記事務並びに事務局の運営に必要な経費として支出いたしました。

次に、第3款の借入金償還金でございます。15ページでございますが、77億2,700万2,880円を支出いたしております。元金償還金及び支払利息並びに公債費諸経費でございます。

第4款の予備費は、支出いたしてございません。

第5款の繰越金は、出納閉鎖期以後の未収金、未払金等を整理いたしました結果、6億7,029万9,141円を翌年度へ繰り越したものでございます。

以上によりまして、支出合計106億4,957万1,400円と相なるものでございます。

なお、財産目録等を20ページ以降に詳細に記載いたしておりますので、御参照賜りたいと存じます。

以上、簡単でございますが、報告第2号「和泉市土地開発公社昭和58事業年度決算書類の提出について」の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。
- 10番（天堀 博君） ちょっとお聞きをしておきたいんですが、欠損金が7億9,446万円余出ておりますが、今年度は、幾分純利益が5,800万円ですか出たので、ちょっと少なくなったということでございますが、まだ依然として多額の欠損金を抱えているわけですね。今後、この点での欠損金の解消をしていく方向のめどについてお答え願いたいのと、それから、本年度の事業の中では、ここに書かれてあるのを見ますと、いわゆる不要地といわれる部分の売却がなされていないように見受けられますが、その辺の処分については、どのような取り組みをされているのか。さらに、その中で特に例の聖神社の南側、電電公社関係のところがありました。その辺の経過がどうなっているのか、現状はどうか、ということもお答え願いたいと思います。

また、欠損金の約8億についても、いわゆる市に買い戻してもらい場合の手数料の関係とかもあると思いますが、好転というか、向上しているのかどうか。

それから、この事務管理費の中で17名分の職員費となっておりますが、実際上の公社そのもので働いているというか、あの事務室で働いている職員さんは何人おられるのか。さらに、非常勤嘱託員報酬が260万円出ておりますが、主にどういう中身の仕事をされているのか、

この辺についてお伺いしておきたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 用地担当理事・土地開発公社事務局長（内田 繁君） まず、第1点の累積赤字7億9,400万円の解消のめどということですが、何分にもこの赤字の中身、内容につきましては、やはり一番大きく占めておりますのが経常赤字分で、約43%ほど持っております。したがって、経常収支対策が当面の中心課題であるということで、われわれは全力を挙げて赤字解消に持っていきたい。無論、単年度収支改善もあわせて、経常赤字を長期的に解消していくことを眼目にいたしております。目標年次につきましては、御承知のように公社経営としては、やはり買い戻しが1つの事業の大きな大宗でございますので、この買い戻しがどの程度年度によって変化していくかが非常にかわり合っております。これらの要素によって変わってまいりますので、現在では、目標年次というものはなかなか定めにくいわけですが、われわれとしては、いまの調子というか買い戻しの促進あるいは人件費の逐次的に市の方で支弁していただくとかの方策で、一定の試算をいたしております。このままいきますと、やはり7、8年から10年はかかるという予想もいたしておりますが、われわれとしては、1日も早くこの解消に向けて努力してまいりたい、かように存じておるわけでございます。

それから、聖神社の電電に売却いたしました用地のその後の経過ということですが、これにつきましては、公社としては、進入路と開発許可の問題、これを1つの条件として売却したわけでございます。まず、進入路につきましては、いろいろと現在の進入路ルートに非常にむずかしさがありまして、聖神社の原道に沿って拡張することで現在、進めてまいっております。一応、その進入路ルートが決まり、また、面積も決まっておりますが、他の進入路の工事関係で一部、やはり許可条件の事前協議の時点で工事内容を変更せざるを得なくなりました。われわれは矢板でやっていこうと思ったんですが、石積みでないだめだということが事前協議の中で持ち上がったんです。それに伴って設計変更というか、それもあわせて、用地の買収が神社の所有地以外の民地にも少しかかってまいるという状態になりまして、現在、その地主さんと話し合い中でございます。これが非常に難航を来しておるわけなんです、できるだけ早く解決に向けて努力していきたいと考えております。

それから、進入路にまつわる、いわゆるシリブカガシの問題でございますが、これにつきましても、森を守る会ですか、その団体と何回となく話し合いを持ちました。当然、私どもは、この進入路の決定等について詳しく説明し、また、われわれの実態調査等も申し上げ話し合いを進めておるんですが、守る会といたしましても、かなり強い御意見を持っておるわけなんです。その話し合いの中で、われわれとしては、できるだけシリブカガシを避けていきたいと考

えてはおりますが、これの解決というか、決着はまだついておりません。早急に解決をしたいということで努力していきたいと存じますが、数回にわたる中での話し合いも平行線でございますので、ある程度開発許可があった時点で再度、話し合いをいたしまして決着をつけていきたいと思っております。

それと、売却用地の開発許可でございますが、これも非常に地形が傾斜地で地盤も軟弱でございますので、事前協議の段階でかなりの指導項目が挙げられました。現在、その指導項目を満たすよう、できるだけ指導項目に沿った形で取り組んでおります。そんなことで、まだこの売却はすっきりとしたものではございませんが、できるだけ早く条件を整えていきたい、このように存じております。ちなみに現在、電電の方からは半額をいただいております、開発許可があり次第、残りの分をいただくことになっておるわけでございます。

以上が経過でございます。

それから、決算書で人件費が17名分となっておりますが、いわゆる公社自身の職員は8名でございます。したがって、9名につきましては、改良と兼務の状態で、私どもで支弁しております。

それから、非常勤嘱託員といえますのは、私の方で登記事務が非常に多くございますので、2名の非常勤嘱託員を登記事務のために来ていただいております。

以上でございます。

- 10番(天堀 博君) 赤字欠損につきましては、1つには、最後に出されましたように、職員の給与の支弁問題が大きな割合を占めている。これは先ほどの経常利益の問題との関連があるということですが、以前からも指摘してきたところ。あわせて、ちょっと答弁漏れがあったのは、いわゆる市に買い戻してもらい場合の手数料ですが、これが以前に比べてどのようになっているのかという点。それから、不要地の処分問題では、電電の分だけ報告がありましたが、それ以外のところも58年度では動いてませんね。その辺について、いちいち細かくは結構ですが、どういう方向で取り組んでおられるのか。これを処分しなければ大きな額の借金を背負っていることになるので、その辺の答弁も改めていただきたい。

電電の分についても、ぜひ処分しなければならないと思います。買入れたときの経過は別にしてね。こんなものをいつまでも持っておってもしょうがない。いいお客がつけば、というぐらいいいと思いますが、進入路の問題、シブカガシの問題も解決しなくてはいかん大事なことです。全体がうまくおさまる形が必要だと思いますので、その方向で今後も努力していただきたいと思います。意見として言うておきます。答弁漏れの分、先にしてください。

- 用地担当理事・土地開発公社事務局長(内田 繁君) まず、付帯事務費の比率ですが、こ

れも私の方の経常経費を大きく左右してきますので、市の方でもできるだけ会社の赤字解消の手だてとして、57年度から3.5%を7%に引き上げていただいたということでございます。

それからもう1つ、保有地処分に伴う問題でございますが、私の方は一般処分地ということで取り組んでおるものでございます。これらの処分地につきましては、最近、地価の上昇率よりも金利の方が大きくなっております。したがって、帳簿価格と実勢価格との乖離ができ、処分損失が問題となってまいります。われわれとしては、できるだけ帳簿価格に近づけるように条件整備を行いつつ処分の促進を図っていきたい。条件整備といいますと、換地、分合、交換等いろいろやりながら帳簿価格を実勢価格に近づけ、1日も早くこれらの資金の回収、流動化を図り、公社運営を円滑にしていきたいと考えております。現在のままでいきますと、かなりの損失が生じてくるわけですが、何を言いましても、物件そのものが余りよくありませんので、できるだけそれらの整備をしながら帳簿価格に持っていくことも考えております。その他何らかの支援方法等もひとつ考えていかなければならないということで現在、これらについても検討していただいております。われわれとしても、できるだけこれらの問題を早く解決していきたいと思っております。

- 10番(天堀 博君) 最後にちょっと。職員さんは17名だが、実質上は8名と言われましたね。9名が改良事業部ということですが、全員が改良事業部ですか。
- 用地担当理事・土地開発公社事務局長(内田 繁君) はい、全員でございます。
- 10番(天堀 博君) 改良事業部の環境改善整備事業に伴ういろんな買い取りとか、処分地の事務をやってる、こういうことですね。
- 用地担当理事・土地開発公社事務局長(内田 繁君) はい、さようでございます。
- 10番(天堀 博君) この給与の支弁は、先ほども言いましたように大きな問題だということと、以前から何度も聞いてダブるので詳しくは省きますが、助役さんなり市長さんに再度確認をしておきたい。公社が最終的に処分してしまおうたら、黒字になることはないと思います。毎年の決算で単年度黒字が出てくれれば多少は少なくなるでしょうが、やはり損をして売らなあかん分が出てきた場合、一定の時期に市で抱えるとか、何か考えないかんのじゃないか、という御答弁が以前にありましたが、この辺について再確認をして、終わりたいと思います。
- 助役(坂口禮之助君) 土地開発公社の最終的な精算の段階に至るまでには、まだ時間が随分あると思いますが、局長からも説明しておりますように、現在の多額な赤字の大半が経常的なものであることは、私も理解しております。本来、経常経費の赤字が出ないように、人件費を一般会計から支出していく考え方は引き続き持っております。年々、5名ずつ減らしつつあるのでございます。したがって、59年度予算につきましては、人件費は12名分しか

計上していないという形をとってございます。そういうことも含めまして、やはり会社の最終的な段階での欠損を生じた場合は、市の一般会計によってそれを補填していかざるを得ないと考えてございます。財産処分の結果によって、赤字の額が幾らぐらいになるかは、いまのところ推定がついておりませんが、長期的な視野に立って年々、会社の財政を助成していく方向は考えていかなければならないんじゃないかと思っております。現時点では、人件費負担を減らしていくということから始めつつございます。それが終わりました段階で、徐々に赤字解消に向けて具体的な方策を打ち出していきたい、かように存じておる次第でございます。

- 10番(天堀 博君) 最後に、意見みたいな形になりますが、当然、そういうことで努力をしていただくわけですが、いわゆる一般会計は黒字だということでは出てます。好転しているということですが、われわれは、非常に問題があるという意見を持っております。しかし、開発公社の赤字はなかなか表に出ない。しかも、言われるように給与の支弁を減らしていくということですが、やはり依然として抱かせる点は不正常だと思います。この辺についても意見を言うておきます。
- 議長(池辺秀夫君) 他に。
- 5番(田中包治君)
わしはちょっとわからないのですが、財産評価というのはどういふようにやってるんですか、5年も10年も前に買った土地がここに出ておる。財産評価は、どういふ基準でやってるんですか。
- 議長(池辺秀夫君) 答弁。
- 用地担当参事・土地開発公社事務局次長(中辻寿夫君) 財産の帳簿価格は、買収時点の原価に、その年度内に支払った金利を加算いたしましたものを台帳に載せております。
なお、われわれが処分するときには、改めて鑑定評価等の調書によりまして売却いたしますので、その時点で欠損とか利益とかの差が出てくることはありますが、帳簿価格は、金利が積み重なっているということでございます。
- 5番(田中包治君) 金利だけですか。会社の一般経費も加算されておるんでしょう。
- 用地担当参事・土地開発公社事務局次長(中辻寿夫君) 一般経費につきましては、その年度内の売却処分による収益金から支出しておりますので、事務費は含まれておりません。
- 5番(田中包治君) そうしましたら、金利はどのぐらいかかっていますね、パーセンテージにして。
- 用地担当参事・土地開発公社事務局次長(中辻寿夫君) 現在、約8%ぐらいの金利がかかっています。
- 5番(田中包治君) そうすると、6、7%で大体10年も15年もたつと倍になりますわ

ね。これはカラ決算だっか。せやないと合いませんよ。こんなもん、もし、再建委員会なら再建委員会で処分した場合、どうなりますか。あるいは大阪府に買い戻してもらおうとか書いてますが、大阪府には、金利も加算して買い戻してもらおうことになってるんですか。決算について、ちょっと疑問に感ずるんですよ。カラでどんだんやってるんですか。鑑定委員会で評価した金額で決算が出てるんやったら問題がない。ところが、こんなもん、どこの決算書見たかてない。金利が重なった金額が評価額やなんて決算にならないのと違いまっか。この問題をはっきりしてください。処分したらどないなるかということですよ。7億の赤字というが、それよりも現実的に合よりな決算をしてないということですよ。これはカラ決算や。

○ 用地担当理事・土地開発公社事務局長（内田 繁君） 私どもの決算は、非常にややこしい経理関係でやっておるわけでございまして、いわゆる帳簿価格というのは、取得原価に金利を加算したものです。それによって何月何日にこうなったということで、金利を乗せて帳簿価格にしておるわけでございます。処分時点では、かなり実勢価格に左右されますので、実勢単価とにらみ合わせまして処分をしていく。一般処分では、そういう形でやっておるわけです。いわゆる公共の市が買い戻す時点では、利子も含めた、あるいは事務費も含めて買い戻しをしていただいているわけで、非常に決算そのものがわかりにくい計算方法になっているわけです。できるだけ実勢単価にすべく努力もしたいし、また、いまのような地価上昇率よりも金利の方が大きいという情勢でございまして、それらも考え合わせながらやっていかざるを得ないわけでございまして、御了承を賜りたいと思います。

○ 5番（田中包治君） 大体、これらを買ったのは45、6年ごろですね。たとえば1万円で買ったものが現在、どのくらいになってるの。

○ 用地担当理事・土地開発公社事務局長（内田 繁君） 現在まで持つておるとすれば、約倍になっておるような情勢でございまして。

○ 5番（田中包治君） いま、あんたが言われるのは80%でしょう。信託に預けても実際問題、10年たてば倍以上になりませ。これは、わしら考えてもおかしな報告のように思えてならない。こんな決算、参考にならないでしょう。参考にされると言うんやったら、はっきりしてくださいよ。帳面上合わしているだけです。実際、処分したら半分になるかもわからない。わしは、サントリーの横の土地でもえらい高いな、と覚えておったが、こんなものは報告やない。虚偽の報告という格好になる。公社がそういうシステムや、と言うんならわかりますがね。3年なら3年で切るとかね。府の委託で買ったやつでも、どのくらいになったら買い戻してくれまんね。こんな報告を「ああ、そうですか」というわけにはいきませんよ、だれが考えてもね。評価も何もなし。「100万円で買ったやつが現在、200万円です」、これだけのこと

でしょう。これが参考になりまっか。整理した場合どうなりまんね。せやから、土地の評価額で出すのが正しいのと違いまっか。いまさら仕方がないが、こんなおかしな決算はないぜ。

- 議長（池辺秀夫君） 他に。
- 23番（田中昭一君） いま、ちょっと聞いてったらようわからないので教えてほしいんですが、先ほどの天堀さんの質問で、公社から市が買い戻した場合7%という事務費、という話でした。今度、いまの田中包治さんの質問で8%の金利ということが出てきた。われわれの感覚では、市が買い戻すときの7%というのはどないなってるんですか。
- 議長（池辺秀夫君） 答弁。
- 用地担当参事・土地開発公社事務局次長（中辻寿夫君） 市が買い戻す、いわゆる公有地につきましても、取得した時点から市に買い戻していただくまでの金利は現在でしたら8%ですが、それを上乗せした後に事務費としてまた7%を別途いただき、買い戻していただいております。したがって、公有地として現在、取得している分につきましては、鑑定いかんにかかわらず、帳簿価格に7%の事務費を乗せて買い戻していただいているわけでございます。先ほどの田中議員さんのおっしゃる欠損分、処分損が現実に出てくるのは、公有地ではなく、一般処分地として持っているものについて、その懸念があるということでございます。
- 23番（田中昭一君） 金利というのは別や、と考えたらいいということですか。
- 用地担当参事・土地開発公社事務局次長（中辻寿夫君） はい。
- 23番（田中昭一君） わかりました。
- 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第2号を終わります。

-
- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第18「財団法人和泉市商工業振興会昭和58事業年度決算書類の提出について」及び日程第19「財団法人和泉市商工業振興会昭和59事業年度計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第3号

財団法人和泉市商工業振興会昭和58事業年度決算書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市商工業振興会の昭和58事業年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和59年7月16日

和泉市長 池田忠雄

報号第4号

財団法人和泉市商工業振興会昭和59事業年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市商工業振興会の昭和58事業年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和59年7月16日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（池辺秀夫君） 報告の説明を願います。
- 産業衛生部長（広岡史郎君） お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました報告第3号「財団法人和泉市商工業振興会昭和58事業年度決算書類の提出について」及び報告第4号「財団法人和泉市商工業振興会昭和59事業年度事業計画書類の提出について」の内容を御説明申し上げます。

まず、報告第3号について内容を御説明を申し上げます。別冊関係書類1ページでございます。

理事会並びに役員の変動に関する事で、理事会は2回開催され、6件の事項について御審議を煩わし可決御決定をいただき、役員の変動では、理事7名様の変退任と御就任がございました。

次いで、3ページをお願いいたします。まず、初めに経済情勢ですが、わが国経済を振り返りますと、米国景気の回復に伴う輸出の持ち直しや、在庫調整の一巡を反映した鉱工業生産の上昇等により、緩やかな回復が見られましたものの、依然として消費需要の停滞、設備投資の減退等が続き、倒産件数も高水準のうちに厳しい1年が過ぎました。

このような情勢下において、本市の地場産業が健全な発展を図っていくためには、経営施設の強化はもとより、情報、技術、人材といった経営資源の充実を図り、総合的な経営力をつけることが肝要であると思われまふ。当振興会におきましても、情報化の促進など企業として生き残るための条件づくりのため、国、府とともに官民一体となった振興策が急務であると認識いたしております。

こうした情勢のもとで当振興会といたしましては、地場産業及び商工業振興対策として、昭和58年度において次の事業を実施いたしました。

地場産業振興に関する事業として、商工ニュースの発行は、市内各事業所に対して6回発行いたしております。

次の通行量調査につきましては、商工会とタイアップして実施いたしました。また、購買客

動向来街者調査に關しましては、市内の商業施設来訪者に対して実施いたしました。また、これらの調査結果をまとめ、地域小売業近代化対策調査結果報告書を200部作成し、市内商店街組合に配付いたしました。

次に、地場産業まつりにつきましては、今回は展示即売のほか、のど自慢大会、大型紙芝居、人形劇、露店等を計画し、市民まつり的なイベントとして実施いたしましたところ、2日間で1万3,000人以上の入場者を数え、市民、出展企業双方より好評を拍しました。

大阪の伝統産業市への参加では、広島市の天満屋百貨店において開催され、本市からも特産品の人造真珠、ガラス細工、チューブマット等の出品を行い、予想以上の成果と宣伝効果が見られました。

次に、観光に関する事業でございますが、昨年12月、阪和線と泉府中駅と泉北高速光明池駅の構内に市内公共施設、文化財遺跡や観光地等が一目でわかる大型案内図を和泉大阪ライオンズクラブの協力を得て設置いたしました。これはステンレス製でカラー表示されており、当市等を訪れた人たちの道しるべとして役立ってもらえるものと確信いたしております。

以上、昭和58事業年度の実施事業についての説明を終わります。

続きまして、昭和58事業年度収入、支出決算報告について御説明申し上げます。5ページをお願いいたします。

まず、収入の部の財産収入では、予算額8万7,000円に対し収入済額8万7,874円で、874円の収入増となっております。その内訳といたしましては、当振興会の基本財産として100万円の定期預金利子として5万7,500円と普通預金利子3万374円でございます。

寄附収入では、予算額、収入済額とも370万円でございます。これにつきましては、当振興会寄附行為第5条の規定に基づきまして、昭和58年度分当法人の運用経費に充てるため、和泉市一般会計から繰り出された使途指定寄附金でございます。

事業収入につきましては、予算額145万円に対し収入済額192万7,900円でございます。47万7,900円の収入増となっております。これは特産品の売払収入が例年になくよく売れたものでございます。

繰越金につきましては、昭和57事業年度における繰越金85万2,885円であります。

以上、収入予算総額608万9,000円に対して収入済総額656万8,659円となり、47万9,659円の収入増となっております。

次に、7ページをお願いいたします。支出の部といたしまして、事務費では、予算総額27万円に対して支出済額10万1,735円となり、16万8,265円の不用額が生じました。理由といたしましては、昭和59年度の横尾山桜まつりが中止になったことに伴い、昭和58年

度中に支払いを予定いたしておりました消耗品費、印刷製本費等が不用となったことが要因でございます。

事業費でございますが、予算額575万3,000円に対して支出済額561万4,115円、13万8,885円の不用額が生じました。この主な理由は、例年行っております槇尾山桜まつりが雨天のため中止となり、不用額が生じたものでございます。

次に、予備費でございますが、予算額6万6,000円は、以上の内容から支出を要しなかったものであります。

以上、収入済総額656万8,659円、支出済総額571万5,850円、差し引き85万2,809円を昭和59年度に繰り越しいたしました。

続きまして、11ページをお願いいたします。当振興会財産目録は、当初、市より受けました基本財産を住友銀行和泉支店に定期預金として100万円のほか、放送設備一式、紅白幕、テント、カメラ器具一式等でございます。

以上で報告第3号の説明を終わります。

続きまして、報告第4号についての報告の内容を御説明申し上げます。別冊関係書類1ページをお願いいたします。

昭和59事業年度事業計画策定に際しましては、当振興会設立の趣旨から事業内容をよく留意するとともに、最近の厳しい地域経済情勢と市の行財政事情をも考え合わせ、当財団法人の当初予算は骨格予算にとどめ、事業の具体的進展に見合って、その裏づけを今後の補正予算でお願いいたすより考えております。

事業計画の内容につきましては、2ページに記載させていただいておりますが、商工業振興に関する事業、特産品の普及、宣伝に関する事業、観光に関する事業、小規模企業工場共同利用事業推進に関する事業を主な柱といたしております。

次に、この事業計画を推進するための収支予算について御説明申し上げます。3ページをお願いいたします。

まず、収入の部では、基本財産収入として定期預金いたしております市よりの出資金100万円の預金利子及び運用資金の普通預金利子で計8万5,000円を計上いたしました。

次いで、寄付収入では、観光事業として市からの補助金180万円、産業まつり事業負担金等で計270万円の計450万円を計上いたしました。

次に、事業収入といたしまして、特産品売払収入160万円を計上いたしました。

以上、収入総額703万7,000円を計上いたしましたものでございます。

続きまして、5ページの支出の部では、事務費といたしまして15万円。

事業費といたしましては、観光事業等の諸経費197万3,000円を見込み計上いたしました。

6ページの地場産業振興事業では、特産品の普及宣伝費として産業まつり及び大阪の伝統産業市負担金、特産品買上費で310万円を計上いたしました。

次に受託事業では、市よりの受託を受け商業地域の通行量調査及び消費者購買客動向調査、また、商工ニュース等の情報提供事業負担金として110万円を計上いたしました。

なお、予備費として71万4,000円を計上し、収入、支出総額703万7,000円を予定し、昭和59事業年度収支予算案と定めるものでございます。

最後に、これらの予算の流用することができる範囲といたしまして、事務費・事業費に係る予算額に過不足が生じた場合、同一款内でこれらの経費の各項の間で流用できるよう御承認を賜ろうとするものでございます。

以上で報告第3号及び第4号について合わせて御説明を申し上げました。何とぞよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

○ 13番（並河道雄君） 桜まつりについて1点、お聞きをしたいと思います。

今年度は諸般の事情で中止されました。近隣の市では市民まつり的なものがありますが、和泉市でも昨年からは市長の肝いりで盆おどり大会が盛大に行われているようですが、伝統の桜まつりが、今年度は中止になりましたけれども、この桜まつりを今後、続けていかれる意思があるのかどうか。いろいろ桜の腐敗とかの事情で中止されたいと思いますが、黒鳥山にも桜があるようですが、その辺に移しても今後、やられる計画があるのかどうか、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 産業衛生部理事（青木孝之君） 槇尾山の桜まつりにつきましては、諸般の事情等によりまして一時、中断させていただいております。整備ができ次第、桜まつりを再開してまいりたいと存じております。

それから、2点目に御質問いただきました黒鳥山公園の関連でございしますが、黒鳥山公園につきましては、槇尾山や松尾寺とともに桜の名所として多数の花見客で賑っていることは、十分承知いたしておるところでございますが、桜は1週間前後で散花する関係もございまして、和泉市の商工業振興会としましては、2カ所の桜まつりの実施は至難であったということから、黒鳥山につきましては、両方合わせてやっとなかったという理由でございまして、何分にも地元御協力を得まして、地元主体による実行委員会等の組織をつくっていただき、それに対し

て、事業費といたしまして何らかの補助を考えて実施してまいりたい、かよう考えておるわけでございますので、よろしく願ひいたします。

- 13番(並河道雄君) 整備ができ次第ということですが、いつごろ整備がつくのが1点。

また、当初、予算化されておったが、急拠中止ということで、事務費にしても半分ぐらい不用額が生じております。計画されておりながら中止されたということですが、市民の中にも、それを楽しみにしている人もおったわけです、今年もあるということだね。これは私の憶測かもしれませんが、盆おどり大会の方にお金が必要なのでそちらへウェートをかけたという、その辺のお考えはどうですか。

- 産業衛生部理事(青木孝之君) そのようなことは絶対ございません。中断するときも一応、皆さん方に御案内申し上げたんですが、実は、桜の木そのものがすでに老化いたしまして、花が咲かないという時期に至っております。それと、問題になりますのは、駐車場がほとんどないということで、私の方としましては、桜の苗木を植えることと、それにあわせて駐車場の確保をしてみたいということで、地元にもいろいろ折衝に入っておる段階でございますので、その辺御理解を賜りたいと存じます。

- 議長(池辺秀夫君) 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第3号及び第4号の報告を終わります。

-
- 議長(池辺秀夫君) 次に、日程第20「財団法人和泉市文化振興財団昭和58事業年度決算書類の提出について」及び日程第21「財団法人和泉市文化振興財団昭和59事業年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

報告第5号

財団法人和泉市文化振興財団昭和58事業年度事業決算書類の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市文化振興財団の昭和58事業年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和59年7月16日提出

和泉市長 池田忠雄

報告第6号

財団法人和泉市文化振興財団昭和59事業年度事業計画書類の提出について、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉
市文化振興財団の昭和59事業年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和59年7月16日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（池辺秀夫君） 報告の説明を願います。
- 指導部理事（竹田明郎君） お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました報告第5号「財団法人和泉市文化振興財団昭和58事業年度決算書類の提出について」及び報告第6号「財団法人和泉市文化振興財団昭和59事業年度事業計画書類の提出について」の2件につきまして、その内容について御説明をさせていただきます。

本財団は御案内のとおり、美術館の主たる運営を事業内容といたしました法人で、教育長が理事長として組織し、運営しているものでございます。お手元の別冊資料を御参照願いたいと存じます。

まず、報告第5号の58事業年度に実施いたしました事業につきまして御説明申し上げます。

1ページよりお示しいたしておりますが、まず、展示事業につきましては、3ページの下に表で記載しておりますとおり、「絵画と書跡」を初め、5つのテーマを設定いたしました展覧会を行っております。各々の観覧者数を示しておりますとおり、当該年度内に1万8,876名の方を観覧者として迎えております。それぞれの展示の内容につきましては、省略させていただきますと存じます。

このほか行いました事業では、出版事業といたしまして、館藏品中の中国鏡、和鏡の優れたコレクションがございますので、研究者への資料提供といたしまして拓影集を発行いたしました。そのほか特別企画展「盒」の解説の図録、施福寺経塚の調査書の2通を発刊いたしております。

続きまして、施設管理事業につきましては、館及び附属施設の管理でございまして、鑑賞にふさわしい環境の保持並びに防災管理の事業を実施してまいりました。

このほか文献の収集あるいは中国博物院研究員との交流、また、文化芸術講座の開催、市民の方々によります個展、グループ展への発表の場として活用を願ってまいりました。

7ページから10ページまでは処務の関係でございますが、内容につきましては省略させていただきます、後ほど御参照いただきたいと思います。

続きまして、11ページからの決算状況について御説明を申し上げます。会計処理は、大阪府教育委員会の公益法人会計処理要綱によりまして、複式簿記式によりまして処理いたしております。

まず、収入の部でございますが、基本財産運用収入として出えん金3億円の利息収入でございます。2,470万6,398円、観覧料収入159万5,600円、出版物販売収入104万9,100円、文化講演会等の受講料といたしまして39万8,800円、市よりの受託金といたしまして4,963万2,000円、雑収入が177万2,471円でございます。

以上、収入合計が7,915万4,369円と相なっております。

続きまして支出の部でございますが、まず、管理費では、館の運営の経常的な経費でございます。主なものは、人件費関係で2,258万5,167円、電力料が主の光熱水費が787万1,019円、ほか3,677万207円でございます。

事業費関係では、メンテナンスを中心といたします施設管理事業といたしまして842万4,981円、それから、展示事業を中心とする研究発表展事業費では980万3,953円、それから、先ほど申し上げました出版経費が455万9,635円、文献費あるいは資料購入費524万696円、その他各種の提供事業等に474万8,530円、備品費280万円。

以上、事業費小計3,215万735円で、管理費と合わせますと6,892万7,942円と相なりまして、収支1,022万6,427円の残高を生じました。14ページ以下は財務諸表で計数を示しておりますので、御参照賜れば幸いです。

次に、報告第6号「財団法人和泉市文化振興財団昭和59事業年度事業計画書類の提出について」を御説明申し上げます。

事業の計画につきましては、まず、展示事業では、「中国の金工」をテーマとする特別企画展のほか、「鏡の歴史」、「書画の名品」、「工芸」、「源氏絵」の5つのテーマを設定して展示いたしたく存じます。

出版事業では、前年度で出版いたしました鏡の拓影集を解説する資料編の出版のほか、特別企画展の解説の図録の出版等を行ってまいりたいと存じます。

このほか美術品の調査、整理をまだ行っておりますので、年次的に順次行ってまいりたいと存じます。

このほか文化的学習の活動の開催あるいは中国博物院との交流、また、館の附属施設の良好な維持管理に努めてまいりたいと存じます。

さらに、来年度は市制施行30周年の記念すべき年に当たりますので、和泉市の歴史がわかるような展示ができるように本年度から調査、研究に入りたいと思っております。できれば出展の

企画、研究に着手したいと存じます。

次に、これに対しまする予算でございますが、資料5ページより示してございます。

まず、収入の部では、基本財産3億円の運用収入が2,400万円、観覧料収入316万円、出版物販売収入272万円、普及事業収入が81万円、市よりの受託金5,000万円、雑収入122万5,000円、前年度からの繰越金1,021万2,000円、合計9,212万7,000円でございます。

支出の部では、一般経常的な管理費で4,256万5,000円、施設管理費用で1,242万円、展覧会費用が1,001万6,000円、出版事業で657万円、文献等の収集事業482万円、国際交流の費用として44万円、文化講演会等の費用が94万円、美術品の整理調査が169万4,000円、広報活動費として66万2,000円、事業費小計2,533万円。これに今後、美術品の補修等が起こってまいりますので積立金制度を興そうと思ひまして、本年度より1,000万円の積立金を設定いたしましたほか、予備費200万円、合計9,212万7,000円と相なっております。

ただいま2つの報告につきまして説明をさせていただきましたが、さらに、市の文化施設としての使命、親しまれる美術館として職員一同、努力いたす次第でございます。

以上、2件につきまして何とぞよろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。一部省略させていただきましたが、御理解のほどをお願い申し上げます。ありがとうございました。

- 議長（池辺秀夫君） 本報告につきまして質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第5号及び第6号の報告を終わります。

-
- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第22「専決処分の報告について」（交通事故による損害賠償の額の決定と和解）を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

昭和59年7月16日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第1号

交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分に関する条例（昭和44年和泉市条例第9号）の規定に基づき、交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

昭和59年3月27日専決

和泉市長 池田忠雄

市は、交通事故による損害賠償につき、次のとおりその額を決定し和解する。

1. 損害賠償及び和解の相手方 岸和田市春木宮川町3-19
田中製麺所 社長 田中 修
2. 損害賠償の額 車両修理費 130,500円
3. 和解の要旨

市は、相手方との間に起こした交通事故に係る損害賠償については、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

報告第7号参考資料

〔1〕損害賠償等の原因である交通事故の概要

1. 日 時 昭和59年1月31日 午前7時59分頃
2. 場 所 和泉市芦部町453 郷荘派出所前交差点（泉大津粉河線上）
3. 事故の概要

昭和59年1月31日7時57分和泉市若樫町で交通事故発生の際、市内奥村病院で患者引継中の救急第1車隊は直ちに現場に向かった。途上泉大津粉河線を東進中、芦部町郷荘派出所前交差点において信号待ちの当該事故車両を確認したため、反対車線を走行しようとハンドル操作したところ、（当日は明け方よりの降雪で午前6時現在12cmの積雪のため、

主要車両全車にタイヤチェーンを装着、当救急車も装着していた。)急に横すべりを起こし当該信号待ちの車両後部に追突し損傷を負わせたものである。

〔Ⅱ〕損害賠償額の内訳

総額 130,500円

(1) 車両修理費 100,000円

(2) 代替車費用 30,500円

全国市有物件災害共済によるてん補 130,500円

- 議長(池辺秀夫君) 報告の説明を願います。
- 消防長(角谷泰夫君) ただいま御上程いただきました報告第7号「専決処分の報告について」、その内容を御説明申し上げます。8ページでございます。

本件は去る1月8日(火)午前7時59分ごろ、和泉市芦部町郷荘派出所前交差点におきまして発生いたしました交通事故の損害賠償等に関し、専決処分をさせていただきましたものでございます。損害賠償及び和解の相手方は、岸和田市春木宮川町3-19、田中製麺所社長田中修氏でございます。損害賠償総額は13万500円とし、車両修理費のみで人身負傷はなく、これら賠償金をもって和解が成立いたしました。

なお、これらの財源は、全国市有物件災害共済金により全額補填するものでございます。

今年の冬は例年になく降雪量が多く、事故当日も午前6時現在、1.2センチの積雪を記録しておりましたので、全車両にはチェーン装着させ、走行時には十分注意するようお願いしておりました。このような状況下で、府中町奥村病院で患者引き継ぎ中の救急第1車分隊は午前7時57分、若樫町における交通事故に係る第2救急指令を受け、直ちに現場に向かいました。泉大津粉河線を東へ向かって走行中、芦部町郷荘派出所前の信号が赤で停止車両を確認したため、反対車線を走行しようとしてハンドルを操作したところ、積雪のため急に横滑りを起こし、当該貨物自動車の後部に追突したものでございます。本件は、例年になく積雪下の道路事情とは申せ、再びこのようなことのないよう、運転技術の向上と安全運転に努めてまいりたい所存でございます。何とぞよろしくご願ひ申し上げ、報告の内容の説明にかえさせていただきます。よろしくご願ひをいたします。

- 議長(池辺秀夫君) 本報告について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第7号を終わります。

- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第23「専決処分の報告について」（市民会館舞台上の事故による損害賠償の額の決定と和解）を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第8号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

昭和59年7月16日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第6号

市民会館舞台上の事故による損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和44年和泉市条例第9号）の規定に基づき、市民会館舞台上の事故による損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

昭和59年6月28日専決

和泉市長 池田忠雄

市は、市民会館舞台上の事故による損害賠償につき、次のとおりこの額を決定し、和解する。

1. 損害賠償及び和解の相手方 和泉市繁和町721番地
浅野昌子（44才）
2. 損害賠償の額 休業補償 慰謝料等を含む 70,000円
3. 和解の要旨

市は、市民会館舞台上の事故に係る損害賠償については、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

報告第8号参考資料

〔1〕損害賠償等の原因である事故の概要

1. 日 時 昭和59年5月6日 午前12時頃
2. 場 所 和泉市立市民会館舞台下手床下点検口

3. 事故の概要

当日午前11時より主催舞踊親幸会の第6回花寿流舞踊発表会が開催され、舞台を使用中プログラム10番目に出演する浅野昌子さんが12時頃舞台下手にて、数人の出演者と共に待機し出演者の舞踊を見学していた。当日は、プログラム1番ごとに照明効果の為、暗転となり事故の時も舞台は暗転で特に事故現場である舞台床下点検口の場所は、暗闇で床の様子はわからなかった。平素は器材等を置いて一般の人が近づかないようにしていたが、当日は若干の空間があった為、被害者が右足をふみはずし負傷したものです。

〔Ⅱ〕損害賠償の内訳

総額 70,000円

(1) 慰謝料 40,000円

(2) 休業補償 30,000円

公共施設賠償責任保険による補てん 70,000円

- 議長（池辺秀夫君） 報告の説明を願います。
- 指導部長（佐藤登志男君） お許しをいただきまして、ただいま御上程いただきました報告第8号「専決処分の報告について」御説明申し上げます。

損害賠償及び和解の相手方は、繁和町721番地にお住まいの浅野昌子さんでございます。本件は、本年5月6日午前11時より市民会館で開催されました舞踊振興会主催の発表会において出演いたします浅野さんは、舞台の下手で出番を待っていましたが、舞台隅にあるエレベーターマイクの点検口に気づかず、右足を踏み外し、負傷したものでございます。事故が発生した時は、たまたま舞台は暗転直後であったので床の様子がよくわからなかったことと、点検口には、平素は器材を置いて人が近づけないようにしていましたが、当日は、若干の隙間があったことが重なって事故が発生したものとと思われます。

しかし、いずれにしても、会館の不注意によるもので、さっそく浅野様に対し不手際をおわび、お見舞いを申し上げます。負傷により仕事も休まれておりましたので、休業補償等について公共施設賠償責任保険でもって補償すべくその手続をとり、今回、慰謝料、休業補償としての7万円をお支払いすることで御了解を得ました。

なお、これに要します経費につきましては、公共施設賠償責任保険により補填いたしました。6月28日に専決処分させていただいたものでございます。

事故防止につきましては、日ごろより十分注意しているところでございますが、今後なお一層、このような事故の起こらないよう留意することはもちろん、安全対策には万全を期してま

いる所存でございます。よろしく御賢察いただき、原案どおり御承認くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第8号を終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第24「専決処分の承認を求めることについて」（和泉市税条例の一部改正）を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第9号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

昭和59年7月16日提出

和泉市長 池田 忠 雄

専決第2号

和泉市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、和泉市税条例の一部を改正する条例を、次のとおり専決処分する。

昭和59年3月31日専決

和泉市長 池田 忠 雄

和泉市税条例第10号

和泉市税条例の一部を改正する条例

第1条 和泉市税条例（昭和35年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項の表中「公益法人等」の次に「（管理組合法人及び団地管理組合法人を含む。）」を加え、「1,500,000円」を「3,600,000円」に、「1,000,000円」

を「2,100,000円」に、「270,000円」を「480,000円」に、「100,000円」を「180,000円」に、「80,000円」を「144,000円」に、「27,000円」を「48,000円」に改める。

第12条の2中「前年中の所得の金額が250,000円」を「前年の合計所得金額が280,000円」に改める。

第30条の5の次に次の1条を加える。

(法第352条の2第3項の規定による固定資産税額のおん分の申出)

第30条の6 法第352条の2第3項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所及び氏名
- (2) 共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (3) 共用土地に係る区分所有に係る家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 各共用土地納税義務者の住所及び氏名、各共用土地納税義務者の共用土地に係る区分所有に係る家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第10条の規定による割合並びに当該各共用土地納税義務者の当該共用土地に係る持分の割合
- (5) 法第352条の2第1項の規定によりおん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

2. 前項の申出書には、当該申出が当該共用土地納税義務者全員の合意に基づくものである旨を証する書類を添付しなければならない。

第32条第1号ア中「0.05リットル」を「0.05リットル」に、「0.6キロワット」を「0.6キロワット」に、「700円」を「1,000円」に改め、同号イ中「0.05リットル」を「0.05リットル」に、「0.09リットル」を「0.09リットル」に、「0.6キロワット」を「0.6キロワット」に、「0.8キロワット」を「0.8キロワット」に、「1,100円」を「1,200円」に改め、同号ウ中「0.09リットル」を「0.09リットル」に、「0.8キロワット」を「0.8キロワット」に、「1,450円」を「1,600円」に改め、同条第2号ア中「2,200円」を「2,400円」に改め、同号イ中「2,850円」を「3,100円」に改め、同号ウ中「5,200円」を「5,500円」に、「6,500円」

を「7,200円」に、「2,900円」を「3,000円」に、「3,650円」を「4,000円」に改め、同号二中「1,450円」を「1,600円」に、「4,300円」を「4,700円」に改め、同条第3号中「3,650円」を「4,000円」に改める。

第56条の2第1項に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げる土地以外の土地で特別の事由があるもの

附則第12条の2中「昭和58年度分及び」を削り、「700円」を「1,000円」に、「1,100円」を「1,200円」に、「1,450円」を「1,600円」に、「2,200円」を「2,400円」に、「2,850円」を「3,100円」に、「6,500円」を「5,500円」とあるのは「5,200円」と、「7,200円」に改め、「5,900」との次に「3,000円」とあるのは「2,900円」とを加え、「3,650円」を「4,000円」に、「1,450円」を「1,600円」に、「4,300円」を「4,700円」に、「3,650円」を「4,000円」に改める。

附則第14条の見出しを「(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)」に改め、同条第1項中「昭和58年度分の個人の市民税に限り」を「当分の間」に、「所得割」を「市民税の所得割」に、「27万円」を「29万円」に改め、同条第2項中「昭和58年度分の個人の市民税に限り」を「当分の間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(基礎控除額等の特例)

第15条 昭和59年度分の個人の市民税に限り、第13条の3の規定の適用については、同条中「法第314条の2」とあるのは、「法第314条の2及び個人の住民税に係る地方税に係る地方税法の臨時特例に関する法律(昭和58年法律第68号)第2条第2項」とし、附則第8条第1項の規定の適用については、同項中「第13条から第14条の2」までとあるのは「第13条、第13条の2、附則第15条の規定により読み替えられた第13条の3、第14条、第14条の2」とする。

第2条 和泉市税条例の一部を次のように改正する。

第14条の表を次のように改める。

20万円以下の金額	100分の2.5
20万円を超える金額	100分の3
45万円を超える金額	100分の4
70万円を超える金額	100分の5
95万円を超える金額	100分の6
120万円を超える金額	100分の7
220万円を超える金額	100分の8
370万円を超える金額	100分の9
570万円を超える金額	100分の10
950万円を超える金額	100分の11
1,900万円を超える金額	100分の12
2,900万円を超える金額	100分の13
4,900万円を超える金額	100分の14

第14条の2第1項及び第2項中「200万円」を「400万円」に改める。

第23条の4中「第14条第1項の表」を「次の表」に改め、同条に次の表を加える。

20万円以下の金額	100分の2.5
20万円を超える金額	100分の3
45万円を超える金額	100分の4
70万円を超える金額	100分の5
95万円を超える金額	100分の6
120万円を超える金額	100分の7
220万円を超える金額	100分の8
370万円を超える金額	100分の9
570万円を超える金額	100分の10
950万円を超える金額	100分の11
1,900万円を超える金額	100分の12
2,900万円を超える金額	100分の13
4,900万円を超える金額	100分の14

附則第2条中「昭和59年度」を「昭和62年度」に改める。

附則第4条を次のように改める。

(個人の市民税の配当控除)

第4条 所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、法附則第5条第2項に規定する配当所得（利息の配当を除く。）があるときは、当分の間、同項各号に掲げる金額の合計額を、その者の第14条及び第14条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 所得割の納税義務者の昭和46年から昭和61年までの各年の総所得金額のうち証券投資信託の収益の分配に係る配当所得がある場合には、当該配当所得については、前項の規定は適用しない。

附則第8条第1項中「昭和59年度」を「昭和64年度」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 昭和60年度分及び昭和61年度の個人の市民税に限り、前3項の規定の適用について、第1項第1号中「100分の25.6」とあるのは「100分の27.3」と、「100分の36.7」とあるのは「100分の37.5」と、第2項第2号中「100分の70」とあるのは「100分の68」と、「100分の57」とあるのは「100の56」と、第3項第2号中「100分の30」とあるのは「100分の31」と、「100分の42」とあるのは「100分の43.3」とする。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1

市民税の簡易税額表

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ウ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ウ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ウ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
2,000円未満		0	0	100,000	102,000	2,500	2.5	274,000	278,000	7,220	2.6
2,000	4,000	50	2.5	102,000	104,000	2,550	2.5	278,000	282,000	7,340	2.6
4,000	6,000	100	2.5	104,000	106,000	2,600	2.5	282,000	286,000	7,460	2.6
6,000	8,000	150	2.5	106,000	108,000	2,650	2.5	286,000	290,000	7,580	2.6
8,000	10,000	200	2.5	108,000	110,000	2,700	2.5	290,000	294,000	7,700	2.6
10,000	12,000	250	2.5	110,000	112,000	2,750	2.5	294,000	298,000	7,820	2.6
12,000	14,000	300	2.5	112,000	114,000	2,800	2.5	298,000	302,000	7,940	2.6
14,000	16,000	350	2.5	114,000	116,000	2,850	2.5	302,000	306,000	8,060	2.6
16,000	18,000	400	2.5	116,000	118,000	2,900	2.5	306,000	310,000	8,180	2.6
18,000	20,000	450	2.5	118,000	120,000	2,950	2.5	310,000	314,000	8,300	2.6
20,000	22,000	500	2.5	120,000	122,000	3,000	2.5	314,000	318,000	8,420	2.6
22,000	24,000	550	2.5	122,000	124,000	3,050	2.5	318,000	322,000	8,540	2.6
24,000	26,000	600	2.5	124,000	126,000	3,100	2.5	322,000	326,000	8,660	2.6
26,000	28,000	650	2.5	126,000	130,000	3,150	2.5	326,000	330,000	8,780	2.6
28,000	30,000	700	2.5	130,000	134,000	3,250	2.5	330,000	334,000	8,900	2.6
30,000	32,000	750	2.5	134,000	138,000	3,350	2.5	334,000	338,000	9,020	2.7
32,000	34,000	800	2.5	138,000	142,000	3,450	2.5	338,000	342,000	9,140	2.7
34,000	36,000	850	2.5	142,000	146,000	3,550	2.5	342,000	346,000	9,260	2.7
36,000	38,000	900	2.5	146,000	150,000	3,650	2.5	346,000	350,000	9,380	2.7
38,000	40,000	950	2.5	150,000	154,000	3,750	2.5	350,000	354,000	9,500	2.7
40,000	42,000	1,000	2.5	154,000	158,000	3,850	2.5	354,000	358,000	9,620	2.7
42,000	44,000	1,050	2.5	158,000	162,000	3,950	2.5	358,000	362,000	9,740	2.7
44,000	46,000	1,100	2.5	162,000	166,000	4,050	2.5	362,000	366,000	9,860	2.7
46,000	48,000	1,150	2.5	166,000	170,000	4,150	2.5	366,000	370,000	9,980	2.7
48,000	50,000	1,200	2.5	170,000	174,000	4,250	2.5	370,000	374,000	10,100	2.7
50,000	52,000	1,250	2.5	174,000	178,000	4,350	2.5	374,000	378,000	10,220	2.7
52,000	54,000	1,300	2.5	178,000	182,000	4,450	2.5	378,000	382,000	10,340	2.7
54,000	56,000	1,350	2.5	182,000	186,000	4,550	2.5	382,000	386,000	10,460	2.7
56,000	58,000	1,400	2.5	186,000	190,000	4,650	2.5	386,000	390,000	10,580	2.7
58,000	60,000	1,450	2.5	190,000	194,000	4,750	2.5	390,000	396,000	10,700	2.7
60,000	62,000	1,500	2.5	194,000	198,000	4,850	2.5	396,000	402,000	10,880	2.7
62,000	64,000	1,550	2.5	198,000	202,000	4,950	2.5	402,000	408,000	11,060	2.7
64,000	66,000	1,600	2.5	202,000	206,000	5,060	2.5	408,000	414,000	11,240	2.7
66,000	68,000	1,650	2.5	206,000	210,000	5,180	2.5	414,000	420,000	11,420	2.7
68,000	70,000	1,700	2.5	210,000	214,000	5,300	2.5	420,000	426,000	11,600	2.7
70,000	72,000	1,750	2.5	214,000	218,000	5,420	2.5	426,000	432,000	11,780	2.7
72,000	74,000	1,800	2.5	218,000	222,000	5,540	2.5	432,000	438,000	11,960	2.7
74,000	76,000	1,850	2.5	222,000	226,000	5,660	2.5	438,000	444,000	12,140	2.7
76,000	78,000	1,900	2.5	226,000	230,000	5,780	2.5	444,000	450,000	12,320	2.7
78,000	80,000	1,950	2.5	230,000	234,000	5,900	2.5	450,000	456,000	12,500	2.7
80,000	82,000	2,000	2.5	234,000	238,000	6,020	2.5	456,000	462,000	12,740	2.7
82,000	84,000	2,050	2.5	238,000	242,000	6,140	2.5	462,000	468,000	12,980	2.8
84,000	86,000	2,100	2.5	242,000	246,000	6,260	2.5	468,000	474,000	13,220	2.8
86,000	88,000	2,150	2.5	246,000	250,000	6,380	2.5	474,000	480,000	13,460	2.8
88,000	90,000	2,200	2.5	250,000	254,000	6,500	2.6	480,000	486,000	13,700	2.8
90,000	92,000	2,250	2.5	254,000	258,000	6,620	2.6	486,000	492,000	13,940	2.8
92,000	94,000	2,300	2.5	258,000	262,000	6,740	2.6	492,000	498,000	14,180	2.8
94,000	96,000	2,350	2.5	262,000	266,000	6,860	2.6	498,000	504,000	14,420	2.8
96,000	98,000	2,400	2.5	266,000	270,000	6,980	2.6	504,000	510,000	14,660	2.9
98,000	100,000	2,450	2.5	270,000	274,000	7,100	2.6	510,000	516,000	14,900	2.9

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)				税額(ロ)	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)				税額(ロ)	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)				
以上		未満			割合	以上		未満		割合	以上		未満	
円	円	円	円	%		円	円	円	円		%	円	円	円
516,000	522,000	15,140	2.9	828,000	836,000	28,900	3.4	1,228,000	1,236,000	51,960	4.2			
522,000	528,000	15,380	2.9	836,000	844,000	29,300	3.5	1,236,000	1,244,000	52,520	4.2			
528,000	534,000	15,620	2.9	844,000	852,000	29,700	3.5	1,244,000	1,252,000	53,080	4.2			
534,000	540,000	15,860	2.9	852,000	860,000	30,100	3.5	1,252,000	1,260,000	53,640	4.2			
540,000	546,000	16,100	2.9	860,000	868,000	30,500	3.5	1,260,000	1,268,000	54,200	4.3			
546,000	552,000	16,340	2.9	868,000	876,000	30,900	3.5	1,268,000	1,276,000	54,760	4.3			
552,000	558,000	16,580	3.0	876,000	884,000	31,300	3.5	1,276,000	1,284,000	55,320	4.3			
558,000	564,000	16,820	3.0	884,000	892,000	31,700	3.5	1,284,000	1,292,000	55,880	4.3			
564,000	570,000	17,060	3.0	892,000	900,000	32,100	3.5	1,292,000	1,300,000	56,440	4.3			
570,000	576,000	17,300	3.0	900,000	908,000	32,500	3.6	1,300,000	1,310,000	57,000	4.3			
576,000	582,000	17,540	3.0	908,000	916,000	32,900	3.6	1,310,000	1,320,000	57,700	4.4			
582,000	588,000	17,780	3.0	916,000	924,000	33,300	3.6	1,320,000	1,330,000	58,400	4.4			
588,000	594,000	18,020	3.0	924,000	932,000	33,700	3.6	1,330,000	1,340,000	59,100	4.4			
594,000	600,000	18,260	3.0	932,000	940,000	34,100	3.6	1,340,000	1,350,000	59,800	4.4			
600,000	606,000	18,500	3.0	940,000	948,000	34,500	3.6	1,350,000	1,360,000	60,500	4.4			
606,000	612,000	18,740	3.0	948,000	956,000	34,900	3.6	1,360,000	1,370,000	61,200	4.5			
612,000	618,000	18,980	3.1	956,000	964,000	35,300	3.6	1,370,000	1,380,000	61,900	4.5			
618,000	624,000	19,220	3.1	964,000	972,000	35,840	3.7	1,380,000	1,390,000	62,600	4.5			
624,000	630,000	19,460	3.1	972,000	980,000	36,320	3.7	1,390,000	1,400,000	63,300	4.5			
630,000	636,000	19,700	3.1	980,000	988,000	36,800	3.7	1,400,000	1,410,000	64,000	4.5			
636,000	642,000	19,940	3.1	988,000	996,000	37,280	3.7	1,410,000	1,420,000	64,700	4.5			
642,000	648,000	20,180	3.1	996,000	1,004,000	37,760	3.7	1,420,000	1,430,000	65,400	4.6			
648,000	654,000	20,420	3.1	1,004,000	1,012,000	38,240	3.8	1,430,000	1,440,000	66,100	4.6			
654,000	660,000	20,660	3.1	1,012,000	1,020,000	38,720	3.8	1,440,000	1,450,000	66,800	4.6			
660,000	666,000	20,900	3.1	1,020,000	1,028,000	39,200	3.8	1,450,000	1,460,000	67,500	4.6			
666,000	672,000	21,140	3.1	1,028,000	1,036,000	39,680	3.8	1,460,000	1,470,000	68,200	4.6			
672,000	678,000	21,380	3.1	1,036,000	1,044,000	40,160	3.8	1,470,000	1,480,000	68,900	4.6			
678,000	684,000	21,620	3.1	1,044,000	1,052,000	40,640	3.8	1,480,000	1,490,000	69,600	4.7			
684,000	690,000	21,860	3.1	1,052,000	1,060,000	41,120	3.9	1,490,000	1,500,000	70,300	4.7			
690,000	696,000	22,100	3.2	1,060,000	1,068,000	41,600	3.9	1,500,000	1,510,000	71,000	4.7			
696,000	702,000	22,340	3.2	1,068,000	1,076,000	42,080	3.9	1,510,000	1,520,000	71,700	4.7			
702,000	708,000	22,580	3.2	1,076,000	1,084,000	42,560	3.9	1,520,000	1,530,000	72,400	4.7			
708,000	714,000	22,900	3.2	1,084,000	1,092,000	43,040	3.9	1,530,000	1,540,000	73,100	4.7			
714,000	720,000	23,200	3.2	1,092,000	1,100,000	43,520	3.9	1,540,000	1,550,000	73,800	4.7			
720,000	726,000	23,500	3.2	1,100,000	1,108,000	44,000	4.0	1,550,000	1,560,000	74,500	4.8			
726,000	732,000	23,800	3.2	1,108,000	1,116,000	44,480	4.0	1,560,000	1,570,000	75,200	4.8			
732,000	738,000	24,100	3.2	1,116,000	1,124,000	44,960	4.0	1,570,000	1,580,000	75,900	4.8			
738,000	744,000	24,400	3.3	1,124,000	1,132,000	45,440	4.0	1,580,000	1,590,000	76,600	4.8			
744,000	750,000	24,700	3.3	1,132,000	1,140,000	45,920	4.0	1,590,000	1,600,000	77,300	4.8			
750,000	756,000	25,000	3.3	1,140,000	1,148,000	46,400	4.0	1,600,000	1,610,000	78,000	4.8			
756,000	762,000	25,300	3.3	1,148,000	1,156,000	46,880	4.0	1,610,000	1,620,000	78,700	4.8			
762,000	768,000	25,600	3.3	1,156,000	1,164,000	47,360	4.0	1,620,000	1,630,000	79,400	4.9			
768,000	774,000	25,900	3.3	1,164,000	1,172,000	47,840	4.1	1,630,000	1,640,000	80,100	4.9			
774,000	780,000	26,200	3.3	1,172,000	1,180,000	48,320	4.1	1,640,000	1,650,000	80,800	4.9			
780,000	786,000	26,500	3.3	1,180,000	1,188,000	48,800	4.1	1,650,000	1,660,000	81,500	4.9			
786,000	792,000	26,800	3.4	1,188,000	1,196,000	49,280	4.1	1,660,000	1,670,000	82,200	4.9			
792,000	798,000	27,100	3.4	1,196,000	1,204,000	49,760	4.1	1,670,000	1,680,000	82,900	4.9			
798,000	804,000	27,400	3.4	1,204,000	1,212,000	50,240	4.1	1,680,000	1,690,000	83,600	4.9			
804,000	810,000	27,700	3.4	1,212,000	1,220,000	50,720	4.1	1,690,000	1,700,000	84,300	4.9			
810,000	816,000	28,000	3.4	1,220,000	1,228,000	51,200	4.2	1,700,000	1,710,000	85,000	5.0			

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合		課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合		課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	
以上	未満		円	%	以上	未満		円	%	以上	未満		円	%
1,710,000	1,720,000	85,700	5.0	2,210,000	2,220,000	120,800	5.4	2,710,000	2,720,000	160,800	5.9			
1,720,000	1,730,000	86,400	5.0	2,220,000	2,230,000	121,600	5.4	2,720,000	2,730,000	161,600	5.9			
1,730,000	1,740,000	87,100	5.0	2,230,000	2,240,000	122,400	5.4	2,730,000	2,740,000	162,400	5.9			
1,740,000	1,750,000	87,800	5.0	2,240,000	2,250,000	123,200	5.5	2,740,000	2,750,000	163,200	5.9			
1,750,000	1,760,000	88,500	5.0	2,250,000	2,260,000	124,000	5.5	2,750,000	2,760,000	164,000	5.9			
1,760,000	1,770,000	89,200	5.0	2,260,000	2,270,000	124,800	5.5	2,760,000	2,770,000	164,800	5.9			
1,770,000	1,780,000	89,900	5.0	2,270,000	2,280,000	125,600	5.5	2,770,000	2,780,000	165,600	5.9			
1,780,000	1,790,000	90,600	5.0	2,280,000	2,290,000	126,400	5.5	2,780,000	2,790,000	166,400	5.9			
1,790,000	1,800,000	91,300	5.1	2,290,000	2,300,000	127,200	5.5	2,790,000	2,800,000	167,200	5.9			
1,800,000	1,810,000	92,000	5.1	2,300,000	2,310,000	128,000	5.5	2,800,000	2,810,000	168,000	6.0			
1,810,000	1,820,000	92,700	5.1	2,310,000	2,320,000	128,800	5.5	2,810,000	2,820,000	168,800	6.0			
1,820,000	1,830,000	93,400	5.1	2,320,000	2,330,000	129,600	5.5	2,820,000	2,830,000	169,600	6.0			
1,830,000	1,840,000	94,100	5.1	2,330,000	2,340,000	130,400	5.5	2,830,000	2,840,000	170,400	6.0			
1,840,000	1,850,000	94,800	5.1	2,340,000	2,350,000	131,200	5.6	2,840,000	2,850,000	171,200	6.0			
1,850,000	1,860,000	95,500	5.1	2,350,000	2,360,000	132,000	5.6	2,850,000	2,860,000	172,000	6.0			
1,860,000	1,870,000	96,200	5.1	2,360,000	2,370,000	132,800	5.6	2,860,000	2,870,000	172,800	6.0			
1,870,000	1,880,000	96,900	5.1	2,370,000	2,380,000	133,600	5.6	2,870,000	2,880,000	173,600	6.0			
1,880,000	1,890,000	97,600	5.1	2,380,000	2,390,000	134,400	5.6	2,880,000	2,890,000	174,400	6.0			
1,890,000	1,900,000	98,300	5.2	2,390,000	2,400,000	135,200	5.6	2,890,000	2,900,000	175,200	6.0			
1,900,000	1,910,000	99,000	5.2	2,400,000	2,410,000	136,000	5.6	2,900,000	2,910,000	176,000	6.0			
1,910,000	1,920,000	99,700	5.2	2,410,000	2,420,000	136,800	5.6	2,910,000	2,920,000	176,800	6.0			
1,920,000	1,930,000	100,400	5.2	2,420,000	2,430,000	137,600	5.6	2,920,000	2,930,000	177,600	6.0			
1,930,000	1,940,000	101,100	5.2	2,430,000	2,440,000	138,400	5.6	2,930,000	2,940,000	178,400	6.0			
1,940,000	1,950,000	101,800	5.2	2,440,000	2,450,000	139,200	5.7	2,940,000	2,950,000	179,200	6.0			
1,950,000	1,960,000	102,500	5.2	2,450,000	2,460,000	140,000	5.7	2,950,000	2,960,000	180,000	6.1			
1,960,000	1,970,000	103,200	5.2	2,460,000	2,470,000	140,800	5.7	2,960,000	2,970,000	180,800	6.1			
1,970,000	1,980,000	103,900	5.2	2,470,000	2,480,000	141,600	5.7	2,970,000	2,980,000	181,600	6.1			
1,980,000	1,990,000	104,600	5.2	2,480,000	2,490,000	142,400	5.7	2,980,000	2,990,000	182,400	6.1			
1,990,000	2,000,000	105,300	5.2	2,490,000	2,500,000	143,200	5.7	2,990,000	3,000,000	183,200	6.1			
2,000,000	2,010,000	106,000	5.3	2,500,000	2,510,000	144,000	5.7	3,000,000	3,010,000	184,000	6.1			
2,010,000	2,020,000	106,700	5.3	2,510,000	2,520,000	144,800	5.7	3,010,000	3,020,000	184,800	6.1			
2,020,000	2,030,000	107,400	5.3	2,520,000	2,530,000	145,600	5.7	3,020,000	3,030,000	185,600	6.1			
2,030,000	2,040,000	108,100	5.3	2,530,000	2,540,000	146,400	5.7	3,030,000	3,040,000	186,400	6.1			
2,040,000	2,050,000	108,800	5.3	2,540,000	2,550,000	147,200	5.7	3,040,000	3,050,000	187,200	6.1			
2,050,000	2,060,000	109,500	5.3	2,550,000	2,560,000	148,000	5.8	3,050,000	3,060,000	188,000	6.1			
2,060,000	2,070,000	110,200	5.3	2,560,000	2,570,000	148,800	5.8	3,060,000	3,070,000	188,800	6.1			
2,070,000	2,080,000	110,900	5.3	2,570,000	2,580,000	149,600	5.8	3,070,000	3,080,000	189,600	6.1			
2,080,000	2,090,000	111,600	5.3	2,580,000	2,590,000	150,400	5.8	3,080,000	3,090,000	190,400	6.1			
2,090,000	2,100,000	112,300	5.3	2,590,000	2,600,000	151,200	5.8	3,090,000	3,100,000	191,200	6.1			
2,100,000	2,110,000	113,000	5.3	2,600,000	2,610,000	152,000	5.8	3,100,000	3,110,000	192,000	6.1			
2,110,000	2,120,000	113,700	5.3	2,610,000	2,620,000	152,800	5.8	3,110,000	3,120,000	192,800	6.1			
2,120,000	2,130,000	114,400	5.3	2,620,000	2,630,000	153,600	5.8	3,120,000	3,130,000	193,600	6.2			
2,130,000	2,140,000	115,100	5.4	2,630,000	2,640,000	154,400	5.8	3,130,000	3,140,000	194,400	6.2			
2,140,000	2,150,000	115,800	5.4	2,640,000	2,650,000	155,200	5.8	3,140,000	3,150,000	195,200	6.2			
2,150,000	2,160,000	116,500	5.4	2,650,000	2,660,000	156,000	5.8	3,150,000	3,160,000	196,000	6.2			
2,160,000	2,170,000	117,200	5.4	2,660,000	2,670,000	156,800	5.8	3,160,000	3,170,000	196,800	6.2			
2,170,000	2,180,000	117,900	5.4	2,670,000	2,680,000	157,600	5.9	3,170,000	3,180,000	197,600	6.2			
2,180,000	2,190,000	118,600	5.4	2,680,000	2,690,000	158,400	5.9	3,180,000	3,190,000	198,400	6.2			
2,190,000	2,200,000	119,300	5.4	2,690,000	2,700,000	159,200	5.9	3,190,000	3,200,000	199,200	6.2			
2,200,000	2,210,000	120,000	5.4	2,700,000	2,710,000	160,000	5.9	3,200,000	3,210,000	200,000	6.2			

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ウ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ウ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ウ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
3,210,000	3,220,000	200,800	6.2	3,510,000	3,520,000	224,800	6.4	3,810,000	3,820,000	249,900	6.5
3,220,000	3,230,000	201,600	6.2	3,520,000	3,530,000	225,600	6.4	3,820,000	3,830,000	250,800	6.5
3,230,000	3,240,000	202,400	6.2	3,530,000	3,540,000	226,400	6.4	3,830,000	3,840,000	251,700	6.5
3,240,000	3,250,000	203,200	6.2	3,540,000	3,550,000	227,200	6.4	3,840,000	3,850,000	252,600	6.5
3,250,000	3,260,000	204,000	6.2	3,550,000	3,560,000	228,000	6.4	3,850,000	3,860,000	253,500	6.5
3,260,000	3,270,000	204,800	6.2	3,560,000	3,570,000	228,800	6.4	3,860,000	3,870,000	254,400	6.5
3,270,000	3,280,000	205,600	6.2	3,570,000	3,580,000	229,600	6.4	3,870,000	3,880,000	255,300	6.5
3,280,000	3,290,000	206,400	6.2	3,580,000	3,590,000	230,400	6.4	3,880,000	3,890,000	256,200	6.6
3,290,000	3,300,000	207,200	6.2	3,590,000	3,600,000	231,200	6.4	3,890,000	3,900,000	257,100	6.6
3,300,000	3,310,000	208,000	6.3	3,600,000	3,610,000	232,000	6.4	3,900,000	3,910,000	258,000	6.6
3,310,000	3,320,000	208,800	6.3	3,610,000	3,620,000	232,800	6.4	3,910,000	3,920,000	258,900	6.6
3,320,000	3,330,000	209,600	6.3	3,620,000	3,630,000	233,600	6.4	3,920,000	3,930,000	259,800	6.6
3,330,000	3,340,000	210,400	6.3	3,630,000	3,640,000	234,400	6.4	3,930,000	3,940,000	260,700	6.6
3,340,000	3,350,000	211,200	6.3	3,640,000	3,650,000	235,200	6.4	3,940,000	3,950,000	261,600	6.6
3,350,000	3,360,000	212,000	6.3	3,650,000	3,660,000	236,000	6.4	3,950,000	3,960,000	262,500	6.6
3,360,000	3,370,000	212,800	6.3	3,660,000	3,670,000	236,800	6.4	3,960,000	3,970,000	263,400	6.6
3,370,000	3,380,000	213,600	6.3	3,670,000	3,680,000	237,600	6.4	3,970,000	3,980,000	264,300	6.6
3,380,000	3,390,000	214,400	6.3	3,680,000	3,690,000	238,400	6.4	3,980,000	3,990,000	265,200	6.6
3,390,000	3,400,000	215,200	6.3	3,690,000	3,700,000	239,200	6.4	3,990,000	4,000,000	266,100	6.6
3,400,000	3,410,000	216,000	6.3	3,700,000	3,710,000	240,000	6.4	4,000,000		267,000	6.6
3,410,000	3,420,000	216,800	6.3	3,710,000	3,720,000	240,900	6.4				
3,420,000	3,430,000	217,600	6.3	3,720,000	3,730,000	241,800	6.5				
3,430,000	3,440,000	218,400	6.3	3,730,000	3,740,000	242,700	6.5				
3,440,000	3,450,000	219,200	6.3	3,740,000	3,750,000	243,600	6.5				
3,450,000	3,460,000	220,000	6.3	3,750,000	3,760,000	244,500	6.5				
3,460,000	3,470,000	220,800	6.3	3,760,000	3,770,000	245,400	6.5				
3,470,000	3,480,000	221,600	6.3	3,770,000	3,780,000	246,300	6.5				
3,480,000	3,490,000	222,400	6.3	3,780,000	3,790,000	247,200	6.5				
3,490,000	3,500,000	223,200	6.3	3,790,000	3,800,000	248,100	6.5				
3,500,000	3,510,000	224,000	6.4	3,800,000	3,810,000	249,000	6.5				

(注) この表において「調整所得金額」とは、第34条の4の規定によってその例によるものとされる所得税法第90条第1項第1号(変動所得及び臨時所得の平均課税)に規定する調整所得金額をいう。

(備考)

(1) 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に定じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(ロ)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

(2) 第34条の4の規定によってその例によるものとされる所得税法第90条第2項に規定する割合を求めるには、調整所得金額に定じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(ウ)の(イ)に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

別表第2

山林所得に係る市民税の簡易税額表

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	
2,000	円未満	0	100,000	102,000	2,500	274,000	278,000	6,850
2,000	4,000	50	102,000	104,000	2,550	278,000	282,000	6,950
4,000	6,000	100	104,000	106,000	2,600	282,000	286,000	7,050
6,000	8,000	150	106,000	108,000	2,650	286,000	290,000	7,150
8,000	10,000	200	108,000	110,000	2,700	290,000	294,000	7,250
10,000	12,000	250	110,000	112,000	2,750	294,000	298,000	7,350
12,000	14,000	300	112,000	114,000	2,800	298,000	302,000	7,450
14,000	16,000	350	114,000	116,000	2,850	302,000	306,000	7,550
16,000	18,000	400	116,000	118,000	2,900	306,000	310,000	7,650
18,000	20,000	450	118,000	120,000	2,950	310,000	314,000	7,750
20,000	22,000	500	120,000	122,000	3,000	314,000	318,000	7,850
22,000	24,000	550	122,000	124,000	3,050	318,000	322,000	7,950
24,000	26,000	600	124,000	126,000	3,100	322,000	326,000	8,050
26,000	28,000	650	126,000	130,000	3,150	326,000	330,000	8,150
28,000	30,000	700	130,000	134,000	3,250	330,000	334,000	8,250
30,000	32,000	750	134,000	138,000	3,350	334,000	338,000	8,350
32,000	34,000	800	138,000	142,000	3,450	338,000	342,000	8,450
34,000	36,000	850	142,000	146,000	3,550	342,000	346,000	8,550
36,000	38,000	900	146,000	150,000	3,650	346,000	350,000	8,650
38,000	40,000	950	150,000	154,000	3,750	350,000	354,000	8,750
40,000	42,000	1,000	154,000	158,000	3,850	354,000	358,000	8,850
42,000	44,000	1,050	158,000	162,000	3,950	358,000	362,000	8,950
44,000	46,000	1,100	162,000	166,000	4,050	362,000	366,000	9,050
46,000	48,000	1,150	166,000	170,000	4,150	366,000	370,000	9,150
48,000	50,000	1,200	170,000	174,000	4,250	370,000	374,000	9,250
50,000	52,000	1,250	174,000	178,000	4,350	374,000	378,000	9,350
52,000	54,000	1,300	178,000	182,000	4,450	378,000	382,000	9,450
54,000	56,000	1,350	182,000	186,000	4,550	382,000	386,000	9,550
56,000	58,000	1,400	186,000	190,000	4,650	386,000	390,000	9,650
58,000	60,000	1,450	190,000	194,000	4,750	390,000	396,000	9,750
60,000	62,000	1,500	194,000	198,000	4,850	396,000	402,000	9,900
62,000	64,000	1,550	198,000	202,000	4,950	402,000	408,000	10,050
64,000	66,000	1,600	202,000	206,000	5,050	408,000	414,000	10,200
66,000	68,000	1,650	206,000	210,000	5,150	414,000	420,000	10,350
68,000	70,000	1,700	210,000	214,000	5,250	420,000	426,000	10,500
70,000	72,000	1,750	214,000	218,000	5,350	426,000	432,000	10,650
72,000	74,000	1,800	218,000	222,000	5,450	432,000	438,000	10,800
74,000	76,000	1,850	222,000	226,000	5,550	438,000	444,000	10,950
76,000	78,000	1,900	226,000	230,000	5,650	444,000	450,000	11,100
78,000	80,000	1,950	230,000	234,000	5,750	450,000	456,000	11,250
80,000	82,000	2,000	234,000	238,000	5,850	456,000	462,000	11,400
82,000	84,000	2,050	238,000	242,000	5,950	462,000	468,000	11,550
84,000	86,000	2,100	242,000	246,000	6,050	468,000	474,000	11,700
86,000	88,000	2,150	246,000	250,000	6,150	474,000	480,000	11,850
88,000	90,000	2,200	250,000	254,000	6,250	480,000	486,000	12,000
90,000	92,000	2,250	254,000	258,000	6,350	486,000	492,000	12,150
92,000	94,000	2,300	258,000	262,000	6,450	492,000	498,000	12,300
94,000	96,000	2,350	262,000	266,000	6,550	498,000	504,000	12,450
96,000	98,000	2,400	266,000	270,000	6,650	504,000	510,000	12,600
98,000	100,000	2,450	270,000	274,000	6,750	510,000	516,000	12,750

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	
516,000	522,000	12,900	828,000	836,000	20,700	1,228,000	1,236,000	31,840
522,000	528,000	13,050	836,000	844,000	20,900	1,236,000	1,244,000	32,080
528,000	534,000	13,200	844,000	852,000	21,100	1,244,000	1,252,000	32,320
534,000	540,000	13,350	852,000	860,000	21,300	1,252,000	1,260,000	32,560
540,000	546,000	13,500	860,000	868,000	21,500	1,260,000	1,268,000	32,800
546,000	552,000	13,650	868,000	876,000	21,700	1,268,000	1,276,000	33,040
552,000	558,000	13,800	876,000	884,000	21,900	1,276,000	1,284,000	33,280
558,000	564,000	13,950	884,000	892,000	22,100	1,284,000	1,292,000	33,520
564,000	570,000	14,100	892,000	900,000	22,300	1,292,000	1,300,000	33,760
570,000	576,000	14,250	900,000	908,000	22,500	1,300,000	1,310,000	34,000
576,000	582,000	14,400	908,000	916,000	22,700	1,310,000	1,320,000	34,300
582,000	588,000	14,550	916,000	924,000	22,900	1,320,000	1,330,000	34,600
588,000	594,000	14,700	924,000	932,000	23,100	1,330,000	1,340,000	34,900
594,000	600,000	14,850	932,000	940,000	23,300	1,340,000	1,350,000	35,200
600,000	606,000	15,000	940,000	948,000	23,500	1,350,000	1,360,000	35,500
606,000	612,000	15,150	948,000	956,000	23,700	1,360,000	1,370,000	35,800
612,000	618,000	15,300	956,000	964,000	23,900	1,370,000	1,380,000	36,100
618,000	624,000	15,450	964,000	972,000	24,100	1,380,000	1,390,000	36,400
624,000	630,000	15,600	972,000	980,000	24,300	1,390,000	1,400,000	36,700
630,000	636,000	15,750	980,000	988,000	24,500	1,400,000	1,410,000	37,000
636,000	642,000	15,900	988,000	996,000	24,700	1,410,000	1,420,000	37,300
642,000	648,000	16,050	996,000	1,004,000	24,900	1,420,000	1,430,000	37,600
648,000	654,000	16,200	1,004,000	1,012,000	25,120	1,430,000	1,440,000	37,900
654,000	660,000	16,350	1,012,000	1,020,000	25,360	1,440,000	1,450,000	38,200
660,000	666,000	16,500	1,020,000	1,028,000	25,600	1,450,000	1,460,000	38,500
666,000	672,000	16,650	1,028,000	1,036,000	25,840	1,460,000	1,470,000	38,800
672,000	678,000	16,800	1,036,000	1,044,000	26,080	1,470,000	1,480,000	39,100
678,000	684,000	16,950	1,044,000	1,052,000	26,320	1,480,000	1,490,000	39,400
684,000	690,000	17,100	1,052,000	1,060,000	26,560	1,490,000	1,500,000	39,700
690,000	696,000	17,250	1,060,000	1,068,000	26,800	1,500,000	1,510,000	40,000
696,000	702,000	17,400	1,068,000	1,076,000	27,040	1,510,000	1,520,000	40,300
702,000	708,000	17,550	1,076,000	1,084,000	27,280	1,520,000	1,530,000	40,600
708,000	714,000	17,700	1,084,000	1,092,000	27,520	1,530,000	1,540,000	40,900
714,000	720,000	17,850	1,092,000	1,100,000	27,760	1,540,000	1,550,000	41,200
720,000	726,000	18,000	1,100,000	1,108,000	28,000	1,550,000	1,560,000	41,500
726,000	732,000	18,150	1,108,000	1,116,000	28,240	1,560,000	1,570,000	41,800
732,000	738,000	18,300	1,116,000	1,124,000	28,480	1,570,000	1,580,000	42,100
738,000	744,000	18,450	1,124,000	1,132,000	28,720	1,580,000	1,590,000	42,400
744,000	750,000	18,600	1,132,000	1,140,000	28,960	1,590,000	1,600,000	42,700
750,000	756,000	18,750	1,140,000	1,148,000	29,200	1,600,000	1,610,000	43,000
756,000	762,000	18,900	1,148,000	1,156,000	29,440	1,610,000	1,620,000	43,300
762,000	768,000	19,050	1,156,000	1,164,000	29,680	1,620,000	1,630,000	43,600
768,000	774,000	19,200	1,164,000	1,172,000	29,920	1,630,000	1,640,000	43,900
774,000	780,000	19,350	1,172,000	1,180,000	30,160	1,640,000	1,650,000	44,200
780,000	786,000	19,500	1,180,000	1,188,000	30,400	1,650,000	1,660,000	44,500
786,000	792,000	19,650	1,188,000	1,196,000	30,640	1,660,000	1,670,000	44,800
792,000	798,000	19,800	1,196,000	1,204,000	30,880	1,670,000	1,680,000	45,100
798,000	804,000	19,950	1,204,000	1,212,000	31,120	1,680,000	1,690,000	45,400
804,000	810,000	20,100	1,212,000	1,220,000	31,360	1,690,000	1,700,000	45,700
810,000	816,000	20,250	1,220,000	1,228,000	31,600	1,700,000	1,710,000	46,000

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,710,000	1,720,000	46,300	2,210,000	2,220,000	61,300	2,710,000	2,720,000	80,900
1,720,000	1,730,000	46,600	2,220,000	2,230,000	61,600	2,720,000	2,730,000	81,300
1,730,000	1,740,000	46,900	2,230,000	2,240,000	61,900	2,730,000	2,740,000	81,700
1,740,000	1,750,000	47,200	2,240,000	2,250,000	62,200	2,740,000	2,750,000	82,100
1,750,000	1,760,000	47,500	2,250,000	2,260,000	62,500	2,750,000	2,760,000	82,500
1,760,000	1,770,000	47,800	2,260,000	2,270,000	62,900	2,760,000	2,770,000	82,900
1,770,000	1,780,000	48,100	2,270,000	2,280,000	63,300	2,770,000	2,780,000	83,300
1,780,000	1,790,000	48,400	2,280,000	2,290,000	63,700	2,780,000	2,790,000	83,700
1,790,000	1,800,000	48,700	2,290,000	2,300,000	64,100	2,790,000	2,800,000	84,100
1,800,000	1,810,000	49,000	2,300,000	2,310,000	64,500	2,800,000	2,810,000	84,500
1,810,000	1,820,000	49,300	2,310,000	2,320,000	64,900	2,810,000	2,820,000	84,900
1,820,000	1,830,000	49,600	2,320,000	2,330,000	65,300	2,820,000	2,830,000	85,300
1,830,000	1,840,000	49,900	2,330,000	2,340,000	65,700	2,830,000	2,840,000	85,700
1,840,000	1,850,000	50,200	2,340,000	2,350,000	66,100	2,840,000	2,850,000	86,100
1,850,000	1,860,000	50,500	2,350,000	2,360,000	66,500	2,850,000	2,860,000	86,500
1,860,000	1,870,000	50,800	2,360,000	2,370,000	66,900	2,860,000	2,870,000	86,900
1,870,000	1,880,000	51,100	2,370,000	2,380,000	67,300	2,870,000	2,880,000	87,300
1,880,000	1,890,000	51,400	2,380,000	2,390,000	67,700	2,880,000	2,890,000	87,700
1,890,000	1,900,000	51,700	2,390,000	2,400,000	68,100	2,890,000	2,900,000	88,100
1,900,000	1,910,000	52,000	2,400,000	2,410,000	68,500	2,900,000	2,910,000	88,500
1,910,000	1,920,000	52,300	2,410,000	2,420,000	68,900	2,910,000	2,920,000	88,900
1,920,000	1,930,000	52,600	2,420,000	2,430,000	69,300	2,920,000	2,930,000	89,300
1,930,000	1,940,000	52,900	2,430,000	2,440,000	69,700	2,930,000	2,940,000	89,700
1,940,000	1,950,000	53,200	2,440,000	2,450,000	70,100	2,940,000	2,950,000	90,100
1,950,000	1,960,000	53,500	2,450,000	2,460,000	70,500	2,950,000	2,960,000	90,500
1,960,000	1,970,000	53,800	2,460,000	2,470,000	70,900	2,960,000	2,970,000	90,900
1,970,000	1,980,000	54,100	2,470,000	2,480,000	71,300	2,970,000	2,980,000	91,300
1,980,000	1,990,000	54,400	2,480,000	2,490,000	71,700	2,980,000	2,990,000	91,700
1,990,000	2,000,000	54,700	2,490,000	2,500,000	72,100	2,990,000	3,000,000	92,100
2,000,000	2,010,000	55,000	2,500,000	2,510,000	72,500	3,000,000	3,010,000	92,500
2,010,000	2,020,000	55,300	2,510,000	2,520,000	72,900	3,010,000	3,020,000	92,900
2,020,000	2,030,000	55,600	2,520,000	2,530,000	73,300	3,020,000	3,030,000	93,300
2,030,000	2,040,000	55,900	2,530,000	2,540,000	73,700	3,030,000	3,040,000	93,700
2,040,000	2,050,000	56,200	2,540,000	2,550,000	74,100	3,040,000	3,050,000	94,100
2,050,000	2,060,000	56,500	2,550,000	2,560,000	74,500	3,050,000	3,060,000	94,500
2,060,000	2,070,000	56,800	2,560,000	2,570,000	74,900	3,060,000	3,070,000	94,900
2,070,000	2,080,000	57,100	2,570,000	2,580,000	75,300	3,070,000	3,080,000	95,300
2,080,000	2,090,000	57,400	2,580,000	2,590,000	75,700	3,080,000	3,090,000	95,700
2,090,000	2,100,000	57,700	2,590,000	2,600,000	76,100	3,090,000	3,100,000	96,100
2,100,000	2,110,000	58,000	2,600,000	2,610,000	76,500	3,100,000	3,110,000	96,500
2,110,000	2,120,000	58,300	2,610,000	2,620,000	76,900	3,110,000	3,120,000	96,900
2,120,000	2,130,000	58,600	2,620,000	2,630,000	77,300	3,120,000	3,130,000	97,300
2,130,000	2,140,000	58,900	2,630,000	2,640,000	77,700	3,130,000	3,140,000	97,700
2,140,000	2,150,000	59,200	2,640,000	2,650,000	78,100	3,140,000	3,150,000	98,100
2,150,000	2,160,000	59,500	2,650,000	2,660,000	78,500	3,150,000	3,160,000	98,500
2,160,000	2,170,000	59,800	2,660,000	2,670,000	78,900	3,160,000	3,170,000	98,900
2,170,000	2,180,000	60,100	2,670,000	2,680,000	79,300	3,170,000	3,180,000	99,300
2,180,000	2,190,000	60,400	2,680,000	2,690,000	79,700	3,180,000	3,190,000	99,700
2,190,000	2,200,000	60,700	2,690,000	2,700,000	80,100	3,190,000	3,200,000	100,100
2,200,000	2,210,000	61,000	2,700,000	2,710,000	80,500	3,200,000	3,210,000	100,500

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	
3,210,000	3,220,000	100,900	3,510,000	3,520,000	113,000	3,810,000	3,820,000	128,000
3,220,000	3,230,000	101,300	3,520,000	3,530,000	113,500	3,820,000	3,830,000	128,500
3,230,000	3,240,000	101,700	3,530,000	3,540,000	114,000	3,830,000	3,840,000	129,000
3,240,000	3,250,000	102,100	3,540,000	3,550,000	114,500	3,840,000	3,850,000	129,500
3,250,000	3,260,000	102,500	3,550,000	3,560,000	115,000	3,850,000	3,860,000	130,000
3,260,000	3,270,000	102,900	3,560,000	3,570,000	115,500	3,860,000	3,870,000	130,500
3,270,000	3,280,000	103,300	3,570,000	3,580,000	116,000	3,870,000	3,880,000	131,000
3,280,000	3,290,000	103,700	3,580,000	3,590,000	116,500	3,880,000	3,890,000	131,500
3,290,000	3,300,000	104,100	3,590,000	3,600,000	117,000	3,890,000	3,900,000	132,000
3,300,000	3,310,000	104,500	3,600,000	3,610,000	117,500	3,900,000	3,910,000	132,500
3,310,000	3,320,000	104,900	3,610,000	3,620,000	118,000	3,910,000	3,920,000	133,000
3,320,000	3,330,000	105,300	3,620,000	3,630,000	118,500	3,920,000	3,930,000	133,500
3,330,000	3,340,000	105,700	3,630,000	3,640,000	119,000	3,930,000	3,940,000	134,000
3,340,000	3,350,000	106,100	3,640,000	3,650,000	119,500	3,940,000	3,950,000	134,500
3,350,000	3,360,000	106,500	3,650,000	3,660,000	120,000	3,950,000	3,960,000	135,000
3,360,000	3,370,000	106,900	3,660,000	3,670,000	120,500	3,960,000	3,970,000	135,500
3,370,000	3,380,000	107,300	3,670,000	3,680,000	121,000	3,970,000	3,980,000	136,000
3,380,000	3,390,000	107,700	3,680,000	3,690,000	121,500	3,980,000	3,990,000	136,500
3,390,000	3,400,000	108,100	3,690,000	3,700,000	122,000	3,990,000	4,000,000	137,000
3,400,000	3,410,000	108,500	3,700,000	3,710,000	122,500	4,000,000円		137,500
3,410,000	3,420,000	108,900	3,710,000	3,720,000	123,000			
3,420,000	3,430,000	109,300	3,720,000	3,730,000	123,500			
3,430,000	3,440,000	109,700	3,730,000	3,740,000	124,000			
3,440,000	3,450,000	110,100	3,740,000	3,750,000	124,500			
3,450,000	3,460,000	110,500	3,750,000	3,760,000	125,000			
3,460,000	3,470,000	110,900	3,760,000	3,770,000	125,500			
3,470,000	3,480,000	111,300	3,770,000	3,780,000	126,000			
3,480,000	3,490,000	111,700	3,780,000	3,790,000	126,500			
3,490,000	3,500,000	112,100	3,790,000	3,800,000	127,000			
3,500,000	3,510,000	112,500	3,800,000	3,810,000	127,500			

(備考) 課税山林所得金額に係る税額を求めるには、課税山林所得金額に応じ、「課税山林所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

別表第3

退職所得に係る特別徴収税額表

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,000円未満		0	200,000	204,000	2,250	548,000	556,000	6,490
6,000	8,000	60	204,000	208,000	2,290	556,000	564,000	6,600
8,000	12,000	90	208,000	212,000	2,340	564,000	572,000	6,710
12,000	16,000	130	212,000	216,000	2,380	572,000	580,000	6,820
16,000	20,000	180	216,000	220,000	2,430	580,000	588,000	6,930
20,000	24,000	220	220,000	224,000	2,470	588,000	596,000	7,030
24,000	28,000	270	224,000	228,000	2,520	596,000	604,000	7,140
28,000	32,000	310	228,000	232,000	2,560	604,000	612,000	7,250
32,000	36,000	360	232,000	236,000	2,610	612,000	620,000	7,360
36,000	40,000	400	236,000	240,000	2,650	620,000	628,000	7,470
40,000	44,000	450	240,000	244,000	2,700	628,000	636,000	7,570
44,000	48,000	490	244,000	248,000	2,740	636,000	644,000	7,680
48,000	52,000	540	248,000	252,000	2,790	644,000	652,000	7,790
52,000	56,000	580	252,000	260,000	2,830	652,000	660,000	7,900
56,000	60,000	630	260,000	268,000	2,920	660,000	668,000	8,010
60,000	64,000	670	268,000	276,000	3,010	668,000	676,000	8,110
64,000	68,000	720	276,000	284,000	3,100	676,000	684,000	8,220
68,000	72,000	760	284,000	292,000	3,190	684,000	692,000	8,330
72,000	76,000	810	292,000	300,000	3,280	692,000	700,000	8,440
76,000	80,000	850	300,000	308,000	3,370	700,000	708,000	8,550
80,000	84,000	900	308,000	316,000	3,460	708,000	716,000	8,650
84,000	88,000	940	316,000	324,000	3,550	716,000	724,000	8,760
88,000	92,000	990	324,000	332,000	3,640	724,000	732,000	8,870
92,000	96,000	1,030	332,000	340,000	3,730	732,000	740,000	8,980
96,000	100,000	1,080	340,000	348,000	3,820	740,000	748,000	9,090
100,000	104,000	1,120	348,000	356,000	3,910	748,000	756,000	9,190
104,000	108,000	1,170	356,000	364,000	4,000	756,000	764,000	9,300
108,000	112,000	1,210	364,000	372,000	4,090	764,000	772,000	9,410
112,000	116,000	1,260	372,000	380,000	4,180	772,000	780,000	9,520
116,000	120,000	1,300	380,000	388,000	4,270	780,000	792,000	9,630
120,000	124,000	1,350	388,000	396,000	4,360	792,000	804,000	9,790
124,000	128,000	1,390	396,000	404,000	4,450	804,000	816,000	9,950
128,000	132,000	1,440	404,000	412,000	4,550	816,000	828,000	10,110
132,000	136,000	1,480	412,000	420,000	4,660	828,000	840,000	10,270
136,000	140,000	1,530	420,000	428,000	4,770	840,000	852,000	10,440
140,000	144,000	1,570	428,000	436,000	4,870	852,000	864,000	10,600
144,000	148,000	1,620	436,000	444,000	4,980	864,000	876,000	10,760
148,000	152,000	1,660	444,000	452,000	5,090	876,000	888,000	10,920
152,000	156,000	1,710	452,000	460,000	5,200	888,000	900,000	11,080
156,000	160,000	1,750	460,000	468,000	5,310	900,000	912,000	11,250
160,000	164,000	1,800	468,000	476,000	5,410	912,000	924,000	11,460
164,000	168,000	1,840	476,000	484,000	5,520	924,000	936,000	11,680
168,000	172,000	1,890	484,000	492,000	5,630	936,000	948,000	11,890
172,000	176,000	1,930	492,000	500,000	5,740	948,000	960,000	12,110
176,000	180,000	1,980	500,000	508,000	5,850	960,000	972,000	12,330
180,000	184,000	2,020	508,000	516,000	5,950	972,000	984,000	12,540
184,000	188,000	2,070	516,000	524,000	6,060	984,000	996,000	12,760
188,000	192,000	2,110	524,000	532,000	6,170	996,000	1,008,000	12,970
192,000	196,000	2,160	532,000	540,000	6,280	1,008,000	1,020,000	13,190
196,000	200,000	2,200	540,000	548,000	6,390	1,020,000	1,032,000	13,410

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,032,000	1,044,000	13,620	1,656,000	1,672,000	26,010	2,456,000	2,472,000	46,760
1,044,000	1,056,000	13,840	1,672,000	1,688,000	26,370	2,472,000	2,488,000	47,260
1,056,000	1,068,000	14,050	1,688,000	1,704,000	26,730	2,488,000	2,504,000	47,770
1,068,000	1,080,000	14,270	1,704,000	1,720,000	27,090	2,504,000	2,520,000	48,270
1,080,000	1,092,000	14,490	1,720,000	1,736,000	27,450	2,520,000	2,536,000	48,780
1,092,000	1,104,000	14,700	1,736,000	1,752,000	27,810	2,536,000	2,552,000	49,280
1,104,000	1,116,000	14,920	1,752,000	1,768,000	28,170	2,552,000	2,568,000	49,780
1,116,000	1,128,000	15,130	1,768,000	1,784,000	28,530	2,568,000	2,584,000	50,290
1,128,000	1,140,000	15,350	1,784,000	1,800,000	28,890	2,584,000	2,600,000	50,790
1,140,000	1,152,000	15,570	1,800,000	1,816,000	29,250	2,600,000	2,620,000	51,300
1,152,000	1,164,000	15,780	1,816,000	1,832,000	29,610	2,620,000	2,640,000	51,930
1,164,000	1,176,000	16,000	1,832,000	1,848,000	29,970	2,640,000	2,660,000	52,560
1,176,000	1,188,000	16,210	1,848,000	1,864,000	30,330	2,660,000	2,680,000	53,190
1,188,000	1,200,000	16,430	1,864,000	1,880,000	30,690	2,680,000	2,700,000	53,820
1,200,000	1,212,000	16,650	1,880,000	1,896,000	31,050	2,700,000	2,720,000	54,450
1,212,000	1,224,000	16,860	1,896,000	1,912,000	31,410	2,720,000	2,740,000	55,080
1,224,000	1,236,000	17,080	1,912,000	1,928,000	31,820	2,740,000	2,760,000	55,710
1,236,000	1,248,000	17,290	1,928,000	1,944,000	32,250	2,760,000	2,780,000	56,340
1,248,000	1,260,000	17,510	1,944,000	1,960,000	32,680	2,780,000	2,800,000	56,970
1,260,000	1,272,000	17,730	1,960,000	1,976,000	33,120	2,800,000	2,820,000	57,600
1,272,000	1,284,000	17,940	1,976,000	1,992,000	33,550	2,820,000	2,840,000	58,230
1,284,000	1,296,000	18,160	1,992,000	2,008,000	33,980	2,840,000	2,860,000	58,860
1,296,000	1,308,000	18,370	2,008,000	2,024,000	34,410	2,860,000	2,880,000	59,490
1,308,000	1,320,000	18,590	2,024,000	2,040,000	34,840	2,880,000	2,900,000	60,120
1,320,000	1,332,000	18,810	2,040,000	2,056,000	35,280	2,900,000	2,920,000	60,750
1,332,000	1,344,000	19,020	2,056,000	2,072,000	35,710	2,920,000	2,940,000	61,380
1,344,000	1,356,000	19,240	2,072,000	2,088,000	36,140	2,940,000	2,960,000	62,010
1,356,000	1,368,000	19,450	2,088,000	2,104,000	36,570	2,960,000	2,980,000	62,640
1,368,000	1,380,000	19,670	2,104,000	2,120,000	37,000	2,980,000	3,000,000	63,270
1,380,000	1,392,000	19,890	2,120,000	2,136,000	37,440	3,000,000	3,020,000	63,900
1,392,000	1,404,000	20,100	2,136,000	2,152,000	37,870	3,020,000	3,040,000	64,530
1,404,000	1,416,000	20,340	2,152,000	2,168,000	38,300	3,040,000	3,060,000	65,160
1,416,000	1,428,000	20,610	2,168,000	2,184,000	38,730	3,060,000	3,080,000	65,790
1,428,000	1,440,000	20,880	2,184,000	2,200,000	39,160	3,080,000	3,100,000	66,420
1,440,000	1,452,000	21,150	2,200,000	2,216,000	39,600	3,100,000	3,120,000	67,050
1,452,000	1,464,000	21,420	2,216,000	2,232,000	40,030	3,120,000	3,140,000	67,680
1,464,000	1,476,000	21,690	2,232,000	2,248,000	40,460	3,140,000	3,160,000	68,310
1,476,000	1,488,000	21,960	2,248,000	2,264,000	40,890	3,160,000	3,180,000	68,940
1,488,000	1,500,000	22,230	2,264,000	2,280,000	41,320	3,180,000	3,200,000	69,570
1,500,000	1,512,000	22,500	2,280,000	2,296,000	41,760	3,200,000	3,220,000	70,200
1,512,000	1,524,000	22,770	2,296,000	2,312,000	42,190	3,220,000	3,240,000	70,830
1,524,000	1,536,000	23,040	2,312,000	2,328,000	42,620	3,240,000	3,260,000	71,460
1,536,000	1,548,000	23,310	2,328,000	2,344,000	43,050	3,260,000	3,280,000	72,090
1,548,000	1,560,000	23,580	2,344,000	2,360,000	43,480	3,280,000	3,300,000	72,720
1,560,000	1,576,000	23,850	2,360,000	2,376,000	43,920	3,300,000	3,320,000	73,350
1,576,000	1,592,000	24,210	2,376,000	2,392,000	44,350	3,320,000	3,340,000	73,980
1,592,000	1,608,000	24,570	2,392,000	2,408,000	44,780	3,340,000	3,360,000	74,610
1,608,000	1,624,000	24,930	2,408,000	2,424,000	45,250	3,360,000	3,380,000	75,240
1,624,000	1,640,000	25,290	2,424,000	2,440,000	45,750	3,380,000	3,400,000	75,870
1,640,000	1,656,000	25,650	2,440,000	2,456,000	46,260	3,400,000	3,420,000	76,500

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,420,000	3,440,000	77,130	4,420,000	4,440,000	108,720	5,420,000	5,440,000	144,720			
3,440,000	3,460,000	77,760	4,440,000	4,460,000	109,440	5,440,000	5,460,000	145,440			
3,460,000	3,480,000	78,390	4,460,000	4,480,000	110,160	5,460,000	5,480,000	146,160			
3,480,000	3,500,000	79,020	4,480,000	4,500,000	110,880	5,480,000	5,500,000	146,880			
3,500,000	3,520,000	79,650	4,500,000	4,520,000	111,600	5,500,000	5,520,000	147,600			
3,520,000	3,540,000	80,280	4,520,000	4,540,000	112,320	5,520,000	5,540,000	148,320			
3,540,000	3,560,000	80,910	4,540,000	4,560,000	113,040	5,540,000	5,560,000	149,040			
3,560,000	3,580,000	81,540	4,560,000	4,580,000	113,760	5,560,000	5,580,000	149,760			
3,580,000	3,600,000	82,170	4,580,000	4,600,000	114,480	5,580,000	5,600,000	150,480			
3,600,000	3,620,000	82,800	4,600,000	4,620,000	115,200	5,600,000	5,620,000	151,200			
3,620,000	3,640,000	83,430	4,620,000	4,640,000	115,920	5,620,000	5,640,000	151,920			
3,640,000	3,660,000	84,060	4,640,000	4,660,000	116,640	5,640,000	5,660,000	152,640			
3,660,000	3,680,000	84,690	4,660,000	4,680,000	117,360	5,660,000	5,680,000	153,360			
3,680,000	3,700,000	85,320	4,680,000	4,700,000	118,080	5,680,000	5,700,000	154,080			
3,700,000	3,720,000	85,950	4,700,000	4,720,000	118,800	5,700,000	5,720,000	154,800			
3,720,000	3,740,000	86,580	4,720,000	4,740,000	119,520	5,720,000	5,740,000	155,520			
3,740,000	3,760,000	87,210	4,740,000	4,760,000	120,240	5,740,000	5,760,000	156,240			
3,760,000	3,780,000	87,840	4,760,000	4,780,000	120,960	5,760,000	5,780,000	156,960			
3,780,000	3,800,000	88,470	4,780,000	4,800,000	121,680	5,780,000	5,800,000	157,680			
3,800,000	3,820,000	89,100	4,800,000	4,820,000	122,400	5,800,000	5,820,000	158,400			
3,820,000	3,840,000	89,730	4,820,000	4,840,000	123,120	5,820,000	5,840,000	159,120			
3,840,000	3,860,000	90,360	4,840,000	4,860,000	123,840	5,840,000	5,860,000	159,840			
3,860,000	3,880,000	90,990	4,860,000	4,880,000	124,560	5,860,000	5,880,000	160,560			
3,880,000	3,900,000	91,620	4,880,000	4,900,000	125,280	5,880,000	5,900,000	161,280			
3,900,000	3,920,000	92,250	4,900,000	4,920,000	126,000	5,900,000	5,920,000	162,000			
3,920,000	3,940,000	92,880	4,920,000	4,940,000	126,720	5,920,000	5,940,000	162,720			
3,940,000	3,960,000	93,510	4,940,000	4,960,000	127,440	5,940,000	5,960,000	163,440			
3,960,000	3,980,000	94,140	4,960,000	4,980,000	128,160	5,960,000	5,980,000	164,160			
3,980,000	4,000,000	94,770	4,980,000	5,000,000	128,880	5,980,000	6,000,000	164,880			
4,000,000	4,020,000	95,400	5,000,000	5,020,000	129,600	6,000,000	6,020,000	165,600			
4,020,000	4,040,000	96,030	5,020,000	5,040,000	130,320	6,020,000	6,040,000	166,320			
4,040,000	4,060,000	96,660	5,040,000	5,060,000	131,040	6,040,000	6,060,000	167,040			
4,060,000	4,080,000	97,290	5,060,000	5,080,000	131,760	6,060,000	6,080,000	167,760			
4,080,000	4,100,000	97,920	5,080,000	5,100,000	132,480	6,080,000	6,100,000	168,480			
4,100,000	4,120,000	98,550	5,100,000	5,120,000	133,200	6,100,000	6,120,000	169,200			
4,120,000	4,140,000	99,180	5,120,000	5,140,000	133,920	6,120,000	6,140,000	169,920			
4,140,000	4,160,000	99,810	5,140,000	5,160,000	134,640	6,140,000	6,160,000	170,640			
4,160,000	4,180,000	100,440	5,160,000	5,180,000	135,360	6,160,000	6,180,000	171,360			
4,180,000	4,200,000	101,070	5,180,000	5,200,000	136,080	6,180,000	6,200,000	172,080			
4,200,000	4,220,000	101,700	5,200,000	5,220,000	136,800	6,200,000	6,220,000	172,800			
4,220,000	4,240,000	102,330	5,220,000	5,240,000	137,520	6,220,000	6,240,000	173,520			
4,240,000	4,260,000	102,960	5,240,000	5,260,000	138,240	6,240,000	6,260,000	174,240			
4,260,000	4,280,000	103,590	5,260,000	5,280,000	138,960	6,260,000	6,280,000	174,960			
4,280,000	4,300,000	104,220	5,280,000	5,300,000	139,680	6,280,000	6,300,000	175,680			
4,300,000	4,320,000	104,850	5,300,000	5,320,000	140,400	6,300,000	6,320,000	176,400			
4,320,000	4,340,000	105,480	5,320,000	5,340,000	141,120	6,320,000	6,340,000	177,120			
4,340,000	4,360,000	106,110	5,340,000	5,360,000	141,840	6,340,000	6,360,000	177,840			
4,360,000	4,380,000	106,740	5,360,000	5,380,000	142,560	6,360,000	6,380,000	178,560			
4,380,000	4,400,000	107,370	5,380,000	5,400,000	143,280	6,380,000	6,400,000	179,280			
4,400,000	4,420,000	108,000	5,400,000	5,420,000	144,000	6,400,000	6,420,000	180,000			

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,420,000	6,440,000	180,720	7,220,000	7,240,000	209,520	8,000,000	11,400,000				
6,440,000	6,460,000	181,440	7,240,000	7,260,000	210,240						
6,460,000	6,480,000	182,160	7,260,000	7,280,000	210,960						
6,480,000	6,500,000	182,880	7,280,000	7,300,000	211,680						
6,500,000	6,520,000	183,600	7,300,000	7,320,000	212,400						
6,520,000	6,540,000	184,320	7,320,000	7,340,000	213,120	11,400,000	19,000,000				
6,540,000	6,560,000	185,040	7,340,000	7,360,000	213,840						
6,560,000	6,580,000	185,760	7,360,000	7,380,000	214,560						
6,580,000	6,600,000	186,480	7,380,000	7,400,000	215,280						
6,600,000	6,620,000	187,200	7,400,000	7,420,000	216,000						
6,620,000	6,640,000	187,920	7,420,000	7,440,000	216,720	19,000,000	38,000,000				
6,640,000	6,660,000	188,640	7,440,000	7,460,000	217,440						
6,660,000	6,680,000	189,360	7,460,000	7,480,000	218,160						
6,680,000	6,700,000	190,080	7,480,000	7,500,000	218,880						
6,700,000	6,720,000	190,800	7,500,000	7,520,000	219,600						
6,720,000	6,740,000	191,520	7,520,000	7,540,000	220,320	38,000,000	58,000,000				
6,740,000	6,760,000	192,240	7,540,000	7,560,000	221,040						
6,760,000	6,780,000	192,960	7,560,000	7,580,000	221,760						
6,780,000	6,800,000	193,680	7,580,000	7,600,000	222,480						
6,800,000	6,820,000	194,400	7,600,000	7,620,000	223,200						
6,820,000	6,840,000	195,120	7,620,000	7,640,000	223,920	58,000,000	98,000,000				
6,840,000	6,860,000	195,840	7,640,000	7,660,000	224,640						
6,860,000	6,880,000	196,560	7,660,000	7,680,000	225,360						
6,880,000	6,900,000	197,280	7,680,000	7,700,000	226,080						
6,900,000	6,920,000	198,000	7,700,000	7,720,000	226,800						
6,920,000	6,940,000	198,720	7,720,000	7,740,000	227,520	98,000,000	円以上				
6,940,000	6,960,000	199,440	7,740,000	7,760,000	228,240						
6,960,000	6,980,000	200,160	7,760,000	7,780,000	228,960						
6,980,000	7,000,000	200,880	7,780,000	7,800,000	229,680						
7,000,000	7,020,000	201,600	7,800,000	7,820,000	230,400						
7,020,000	7,040,000	202,320	7,820,000	7,840,000	231,120						
7,040,000	7,060,000	203,040	7,840,000	7,860,000	231,840						
7,060,000	7,080,000	203,760	7,860,000	7,880,000	232,560						
7,080,000	7,100,000	204,480	7,880,000	7,900,000	233,280						
7,100,000	7,120,000	205,200	7,900,000	7,920,000	234,000						
7,120,000	7,140,000	205,920	7,920,000	7,940,000	234,720						
7,140,000	7,160,000	206,640	7,940,000	7,960,000	235,440						
7,160,000	7,180,000	207,360	7,960,000	7,980,000	236,160						
7,180,000	7,200,000	208,080	7,980,000	8,000,000	236,880						
7,200,000	7,220,000	208,800			237,600						

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとして、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもってその求める税額とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、昭和59年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第2条中和泉市税条例第23条の4及び別表第3の改正規定並びに附則第3条第1項の規定は昭和60年1月1日から、第2条の規定(同条例第23条の4及び別表第3の改正規定除く。)及び附則第3条第2項の規定は、昭和60年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の和泉市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、昭和59年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、昭和58年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第12条第2項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)第321条の8第5項の期間に係る法人の市民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の市民税については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る法第321条の8第1項の申告書(法人税法(昭和40年法律第34号)第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第145条第1項において準用する場合を含む。))の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新法第321条の8第1項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。)の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に係る市民税として納付した又は納付すべきであった市民税については、なお従前の例による。

第3条 第2条の規定による改正後の和泉市税条例第23条の4及び別表第3の規定は、昭和60年1月1日以後に支払うべき退職手当等(同条例第23条の2に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。)に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

2 第2条の規定による改正後の和泉市税条例の規定中個人の市民税に関する部分(同条例第23条の4及び別表第3の規定を除く。)は、昭和60年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、昭和59年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第32条の規定は、昭和59年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、昭和58年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 改正前の和泉市税条例附則第12条の2に規定する電気を動力源とする軽自動車等に対して課する昭和58年度分の軽自動車税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 新条例第30条の6の規定は、昭和59年度以後の年度分の固定資産税について適用する。ただし、昭和59年度分の固定資産税に限り、同条第1項中「毎年1月31日」とあるのは「昭和59年5月1日」とする。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第6条 新条例第56条の2第1項第3号の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、昭和59年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、昭和58年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

○ 議長(池辺秀夫君) 報告の説明を願います。

○ 財務部長(麻生和義君) お許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました報告第九号「和泉市税条例の一部を改正する条例」を専決させていただきました理由並びにその内容について御説明申し上げたいと存じます。

昭和59年度の地方税法の一部を改正する法律が去る3月31日公布され、4月1日より施行されることとなりました。これに伴いまして、本市の市税条例の規定につきましても所要の改正を行い、昭和59年度の市税の賦課から適用する必要が生じることと相なりました。このため市税条例の一部改正につきましても、議会に御提案申し上げるいとまがございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決をさせていただいた次第でございます。

なお、地方税法等の一部を改正する法律の要旨といたしましては、「最近における地方税負担の現状と厳しい地方財政の実情にかんがみ、市民負担の軽減及び合理化を図るため、市民税所得割について課税最低限の引き上げ等を中心として減税を実施するとともに、低所得者層に係る非課税措置の基準額を引き上げる等の措置を講ずる一方、法人市民税均等割の税率の引き上げ、軽自動車税の税率の調整並びに非課税等特別措置の整理合理化を行うこと」等を骨子としたものでございます。

それでは、市税条例の一部を改正する条例の改正の概要でございますが、議案書本冊の16ページでございます。

まず第12条第2項の表中「公益法人等」の次に「管理組合及び団地管理組合法人を含む」

を加え、法人市民税の均等割の税率の適用につきまして、資本金及び従業者数等の区分は現行のとおりでございますが、それぞれの区分に応じまして、新たに適用するものでございます。

なお、本市におきましては、法人市民税について、従前より制限税率を適用させていただいているところでございますので、よろしく御了承を賜りますようお願い申し上げます。

次に、第12条の2でございますが、個人の市民税の均等割の非課税の判定を合計所得金額によることといたしまして、非課税基準の算定の基礎となる金額は、現行25万円を28万円に引き上げまして、世帯員の人数を乗じまして判断し、軽減を図るものでございます。

次に、第30条の6でございますが、固定資産税及び都市計画税について、最近における分譲マンション等の税負担のあり方につきましての実情にかんがみ、個人それぞれの持分割合に応じまして納税義務を負うことを明確化し、整理するものでございます。

次に、第32条第1項第1号の改正でございますが、軽自動車税につきまして、原動機の排気量及び定格出力の字句を整理し、それぞれの排気量等に応じまして税率を改めるものでございます。

次に、第56条の2でございますが、特別土地保有税につきまして、本人の責任に帰することができない事情等特別な事由がある場合におきましては、減免の措置を講ずることを明確化したものでございます。

次に、附則第12条の2の改正でございますが、省エネルギー対策の一環といたしまして、電気を動力源とする、いわゆる電気自動車に係る軽自動車税の軽減措置の適用期限を排気量及び車種別に応じ、それぞれ昭和58年度改正前の税率に準じまして適用するものでございます。

次に、附則第14条でございますが、低所得者の税負担に配慮するため、引き続き昭和59年度の市民税所得割についても、所得の金額が29万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合には9万円を加えた金額以下である場合は所得割を課さないものとするともに、これに伴う所要の調整措置を講ずることとしたものでございます。

次に、附則第15条でございますが、基礎控除額等人的控除の金額につきまして、昭和58年度中に公布され、昭和59年度から施行いたしました地方税法の臨時特例をあわせて整理したものでございます。

次に、改正条例第2条につきまして、「市税条例の第14条の表を次のように改める」こととございますが、退職所得の分離課税に係る所得割の適用税率が昭和60年1月1日以降に支払われる給与所得者の退職金等から適用することと相なりまして、可能な限り、早い機会に給与の支払い者に周知する必要があるため、第14条の2、第1項及び第2項の簡易税額表及び税

率表とあわせて整理させていただいたものでございます。

次に、附則第4条は、個人の市民税の配当控除の特例の期限の延長を定め、また第8条では、みなし法人課税を選択した個人の市民税につきましての特例の期限の延長と税率を改正するものでございます。

次に、22ページから33ページまでは、昭和60年1月1日以降から適用いたします個人市民税等に係る簡易税額表でございます。

次に、34ページから36ページに至ります附則につきましては、改正条例の適用期日を明確にいたしましたものでございます。

以上が、市税条例の一部を改正する条例の専決処分の理由並びに改正条例の概要についての説明でございます。

なお、条例の改正部分につきまして、37ページから48ページまでの新旧対照表を御参照いただきまして、何とぞよろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本報告を原案どおり承認するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御意見ないものと認め、報告第9号を承認することに決しました。

○

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第25「専決処分の承認を求めることについて」「昭和58年度和泉市一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第10号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

昭和59年7月16日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第3号

昭和58年度和泉市一般会計補正予算(第5号)

昭和58年度和泉市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ216,276千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ294,941,93千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

昭和59年3月31日専決

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 国庫支出金		4,889,378	16,520	4,905,898
	2. 国庫補助金	2,754,010	16,520	2,770,530
10. 府支出金		1,995,355	56,927	2,052,282
	2. 府補助金	1,729,478	56,927	1,786,405
11. 財産収入		563,346	208,307	771,653
	2. 財産売払収入	449,408	208,307	657,715
15. 市債		2,862,987	△ 65,478	2,797,509
	1. 市債	2,862,987	△ 65,478	2,797,509
歳入合計		29,277,917	216,276	29,494,193

2. 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 土木費		5,596,694	7,969	5,604,663
	2. 道路橋梁費	715,317	22,066	737,383
	4. 都市計画費	1,106,078	△ 40,400	1,065,678
	5. 住宅費	3,380,210	26,303	3,406,513
13. 諸支出金		1,293,708	208,307	1,502,015
	4. 基金費	926,290	208,307	1,134,597
歳出合計		29,277,917	216,276	29,494,193

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後					
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
老人福祉施設整備事業	8,800	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	府行他 政銀そ	25年以内(内据置5 年以内)ただし、市 財政の都合により据 置期間及び償還期限 を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に 借換えすることか で きる。	9,100	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	府行他 政銀そ	25年以内(内据置5 年以内)ただし、市 財政の都合により据 置期間及び償還期限 を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に 借換えすることか で きる。
環境改善道路整備事業	43,700	同上	同上	同上	同上	48,486	同上	同上	同上	同上
都市計画事業	192,300	同上	同上	同上	同上	114,500	同上	同上	同上	同上
河川整備事業	10,800	同上	同上	同上	同上	19,900	同上	同上	同上	同上
改良住宅建設事業	1,090,364	同上	同上	同上	同上	1,059,864	同上	同上	同上	同上
消防施設整備事業	16,000	同上	同上	同上	同上	20,286	同上	同上	同上	同上
義務教育施設整備事業	599,000	同上	同上	同上	同上	615,000	同上	同上	同上	同上
水路整備事業						8,400	同上	同上	同上	同上
計	2,862,987					2,797,509				

- 議長（池辺秀夫） 報告の説明をお願いします。
- 財務部長（麻生和義君） それでは、お許しを得まして、ただいま御上程いただきました報告第10号、専決第3号「昭和58年度和泉市一般会計補正予算（第5号）」について、専決の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の補正予算の内容でございますが、不動産売り払いに伴う公共施設整備基金への積立金の追加、補助金、地方債の確定に伴う一部事業費の追加でございまして、去る3月31日に専決させていただきました。事情御賢察の上、よろしく御了承賜りたいと存じます。

それでは、内容について御説明申し上げます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,627万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を294億9,419万3,000円と定めたものでございます。補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

第2条につきましては、地方債の補正でございまして、各種地方債の限度額の追加及び変更は、第2表のとおりでございます。

次に、事項別明細書でございますが、歳出予算につきましては、土木費で、換地造成事業費2,206万6,000円、改良住宅建設事業費2,630万3,000円を追加計上し、公共下水道事業特別会計繰出金4,040万円を更正減額いたしました。これは公共下水道会計における地方債の増額に伴う財源調整でございます。

次に、諸支出金でございますが、すでに処分いたしました土地売払収入の一部を次年度以降の投資的経費に充当いたしたく、公共施設整備基金積立金として、2億830万7,000円追加計上いたしましたものでございます。

これら歳出予算に充当いたします財源といたしまして、国庫支出金1億6,520万円、府支出金5,692万7,000円それぞれ追加計上いたしてございます。

財産収入につきましては、2億830万7,000円追加計上いたしました。

最後に、市債でございますが、地方債の確定に伴い、6,547万8,000円更正減額いたしましたものでございます。

以上が、今回専決処分させていただきました補正予算の内容でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。
- 10番（天堀 博君） 財産売払ですけど、ちょっと詳しく教えてほしいんですが、どの分ですか。
- 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

- 管財課長（坂田平之君） 池上小学校換地の用地でございまして、1,984㎡、それと、府中青少年会館跡地323㎡の2物件でございまして。
- 10番（天堀 博君） 府中の青少年会館の跡地というのは、公社と半々持っていたところですか。
- 管財課長（坂田平之君） 府中電機設備の方に買っていた分でございます。
- 10番（天堀 博君） 半々の持ち分の土地ですか。
- 管財課長（坂田平之君） そうでございます。
- 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本報告を原案どおり承認するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認め、報告第10号は承認することに決しました。

-
- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第26「専決処分の承認を求めることについて」〔昭和58年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）〕を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第11号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

昭和59年7月16日提出

和泉市長 池田 忠雄

専決第4号

昭和58年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

昭和58年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,253千円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ816,669千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

昭和59年3月31日専決

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		527,13	2,518	55,231
	1. 負担金	527,13	2,518	55,231
2. 使用料及び手数料		21,200	9,735	30,935
	1. 使用料	21,200	9,735	30,935
3. 国庫支出金		51,000	△ 3,000	48,000
	1. 国庫補助金	51,000	△ 3,000	48,000
5. 繰入金		385,043	△ 40,400	344,643
	1. 一般会計繰入金	385,043	△ 40,400	344,643
6. 市債		284,000	46,400	330,400
	1. 市債	284,000	46,400	330,400
歳入合計		801,416	15,253	816,669

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		683,710	15,253	698,963
	1. 下水道総務費	523,790	15,253	539,043
歳出合計		801,416	15,253	816,669

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 前			補 後						
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
下水道整備事業	284,000	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以上	府行他 政銀そ	30年以内(内据置5 年以内)ただし、市 財政の都合により据 置期間及び償還期限 を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に 借換えすることがで きる。	330,400	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	府行他 政銀そ	30年以内(内据置5 年以内)ただし、市 財政の都合により据 置期間及び償還期間 を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に 借換えすることがで きる。

- 議長（池辺秀夫君） 報告の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました報告第11号、専決第4号『昭和58年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）』について、専決の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

年度末に至り、下水道処理業務委託料の追加と地方債の確定に伴い、去る3月31日に専決処分させていただきました。事情御賢察の上、よろしく御了承賜りたいと存じます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,525万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億1,666万9,000円とするものでございます。補正後の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、地方債の補正でございます。限度額の変更で、第2表のとおりでございます。

内容につきましては、下水道処理業務委託料1,525万3,000円の追加計上いたしましたものでございます。

これに充当すべき財源につきましては、住宅・都市整備公団負担金、下水道使用料を追加計上いたしました。

また、地方債の確定に伴い追加4,640万円、これに伴い負担金300万円、国支出金300万円、一般会計繰入金4,040万円をそれぞれ更正減額いたしましたものでございます。

以上が、今回専決処分させていただきました補正予算の内容でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御意見ないものと認め、報告第11号は承認することに決しました。

-
- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第27「専決処分の承認を求めることについて」〔昭和59年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）〕を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第12号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

昭和59年7月16日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第5号

昭和59年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）

昭和59年度和泉市の老人保健事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,229千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,101,578千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

昭和59年5月31日専決

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 支払基金交付金		2,843,522	24,029	2,867,551
	1. 支払基金交付金	2,843,522	24,029	2,867,551
2. 国庫支出金		811,150	14,200	825,350
	1. 国庫負担金	811,150	14,200	825,350
歳入合計		4,068,349	38,229	4,101,578

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 諸支出金			547	547
	1. 償還金		547	547
4. 前年度繰上充用金			37,682	37,682
	1. 前年度繰上充用金		37,682	37,682
歳出合計		4,063,349	38,229	4,101,578

○ 議長（池辺秀夫君） 報告の説明を願います。

○ 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました報告第12号、専決第5号「和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

老人保健事業特別会計の昭和58年度決算見込みにおきまして、支払基金等に支払い医療費について不足が生じたので、これに充てるため専決処分させていただいたものでございます。以下、その内容について御説明申し上げます。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,822万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億1,577万8,000円といたすものでございます。この歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算額は、第1表のとおりと定めるものでございます。

次に、事項別明細書により、その内容を御説明申し上げます。75ページの歳出から御説明申し上げます。

まず、諸支出金の償還金といたしまして、54万7,000円を支払基金交付金等に償還いたすもので、この償還内訳は、支払基金交付金から医療費審査支払手数料交付金としての交付済額が、本事業会計決算見込み額より41万9,000余円の超過収入となり、また、大阪府からの医療費負担金収入が、本事業会計決算見込み額より12万6,000余円の超過収入で、合わせて54万7,000円を本年度においてそれぞれに償還いたすものでございます。

次に、前年度繰上充用金として、3,768万2,000円を繰り上げて充用いたしましたものでございますが、これは支払基金交付金等に支払いこととなった医療費の額が、本事業会計決算見込み額で支払基金交付金分で2,402万9,000円、医療費国庫負担分で1,420万円、合わせて3,822万8,000円の不足が生じたもので、先に諸支出金のところで御説明申し上げ

げました超過収入分54万7,000円を差し引きまして、なお、3,768万2,000円の不足が生じたため、本年度予算をこれに充てさせていただいたものでございます。これにより歳出予算の総額は、41億157万8,000円と相なる次第でございます。

次に、74ページの歳入予算の御説明を申し上げます。まず、支払基金交付金から過年度分医療費交付金として2,402万9,000円を交付される見込みとなっておりますが、これは昭和58年度未収分でございます、本年度において、過年度分として精算交付を受けるものであります。

次の医療費国庫負担金につきましても、過年度分として1,420万円を交付される見込みとなっておりますが、これも昭和58年度の未収分でございます、本年度において精算交付を受けるものであります。したがって、過年度分医療費交付金等合計いたしまして3,822万9,000円となり、歳入予算の総額は、41億157万8,000円と相なるものでございます。

以上、簡単でございますが、専決処分による老人保健事業特別会計補正予算(第1号)の御説明を終わります。何とぞよろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長(池辺秀夫君) 本報告について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、報告第12号は承認することに決しました。

○ 議長(池辺秀夫君) 次に、日程第28「昭和58年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

報告第13号

昭和58年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、昭和58年度和泉市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告する。

昭和59年7月16日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和58年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額 (議決限度額)	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	府支出金	地方債	
① 商工費	(1) 商工費	中 高 年 齢 勞 働 者 福 祉 セ ン タ ー 整 備 事 業	20,000,000	20,000,000				20,000,000	
⑥ 土木費	(5) 住宅費	改 良 住 宅 建 設 事 業	925,974,000	904,639,000	583,904,000		320,700,000	85,000	
合	計		945,974,000	924,639,000	583,904,000		320,700,000	20,035,000	

- 議長（池辺秀夫君） 報告の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました報告第13号「昭和58年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」、御説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、すでに定例会で御議決いただきました中高年齢労働者福祉センター整備事業と改良住宅建設事業で、9億2,463万9,000円を翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。

未収入特定財源につきましては、関係機関の承認を得ているものでございます。

以上が、報告第13号の内容でございます。よろしく御承認賜りますようお願いいたします。

- 議長（池辺秀夫君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第13号を終わります。

-
- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第29「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第32号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和59年7月16日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

和泉市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年和泉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「5,700円」を「5,900円」に、「9,800円」を「1,000-0

円」に改め、同条第3項中「400円」を「410円」に、「117円」を「127円」に、「267円」を「277円」に改める。

別表第1中「8,440」を「8,640」に、「9,120」を「9,320」に、「9,800」を「10,000」に、「7,070」を「7,270」に、「7,750」を「7,950」に、「5,700」を「5,900」に、「6,390」を「6,590」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び第3項並びに別表第1の規定は、昭和59年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、適用日前に支給すべき事由の生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の和泉市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（昭和59年政令第85号）が公布施行されたことに伴い、本市においてもその改正の趣旨に従い、非常勤消防団員等に対する損害補償の充実を図るため、補償基礎額を引上げる等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 消防長（角谷泰夫君） ただいま御上程いただきました議案第32号「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。80ページでございます。

本件は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が本年4月1日公布施行されましたことに伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

まず、条例第5条第2項第2号の消防作業従事者等に対する補償基礎額の最低額5,700円

を5,900円に、最高額9,800円を1万円に改め、同条第3号の扶養親族に対する給付額を、配偶者について月額400円を410円に、その他の扶養者2人まで117円を127円に、配偶者のない扶養者のうち1人については267円を277円に改め、条例第5条に関する別表第1補償基礎額表中の基礎金額をそれぞれ200円引き上げた額に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、本条例は、公布の日から施行し、本年4月から適用いたしたく存じております。

なお、現在、本市では、これらの年金を受給されている方はございません。

以上、簡単でございますが、改正内容の説明を終わります。82ページ以降に新旧対照表を掲載してございますのでよろしく御参照賜り、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 9番（直村静二君） 非常勤消防団員はいま、何人おりますかな。
- 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。
- 消防本部次長兼総務課長事務取扱（一ノ瀬喜広君） 現在、定員どおり357名でございます。
- 9番（直村静二君） 適用されていく場合、過去の実績はどうですか。ないんですか。
- 消防長（角谷泰夫君） 昨年度の公務災害発生状況は、消防団員1名でございます。
- 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第32号を原案どおり可決いたしました。

- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第 30「和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 33 号

和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

和泉市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 59 年 7 月 16 日提出

和泉市長 池田 忠 雄

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 消防長（角谷泰夫君） ただいま御上程いただきました議案第 33 号「和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。86 ページからでございます。

日々の科学技術の進歩に伴い、火を使用する機器類もますます複雑、多様化してきており、使用する燃料においても、種類別に具体的な技術上の基準を示す必要があり、また、近年の爆発事故、雑居ビル、ホテル等における火災事例を元に、このたび国において、火災予防条例の一部が改正されました。本市においても、これらに関連して和泉市火災予防条例の一部を改正し、火災予防の充実を図ろうとするものであります。

改正の内容といたしましては、6 項目に大別される技術上の基準のほかは、用語の整備並びに条項等の変更に伴います法制上必要な手続を図ったものであります。

まず、第 1 点といたしまして、火を使用する設備、器具等に関しましては、86 ページの第 3 条から 90 ページの第 8 条の 2 まで、並びに 94 ページの第 18 条、第 20 条及び 100 ページの別表第 3 から 109 ページの第 6 までにおいて気体、液体燃料別にそれぞれ明確に具体化させ、火災予防上安全な設置基準を定めました。また、91 ページの第 17 条の 2 において、煙突の規定事項を火を使用する設備に附属するものとして規定の整備を図りました。

次に、第 2 点といたしまして、喫煙等の制限に関し、45 ページの第 23 条において「指定場所」の具体化を図りました。

第 3 点といたしまして、特殊可燃物の貯蔵または取り扱いに関し、96 ページの第 34 条において、特殊可燃物のうち、常圧下において可燃性ガスを大気中に滲出させる合成樹脂類に対

し、所要の措置を構えました。

第4点、避難管理に関し、97ページ第38条の2において、旅館等の宿泊施設における避難経路図の掲示に関し、整備を図りました。

第5点、消防用設備等の附加基準に関し、同じく97ページの第43条の3及び4においてその設備等の設置及び維持の技術上の基準の措置を講じました。

第6点、罰則に関して、98ページの第49条において2万円を10万円に、1万5,000円を5万円に額の引き上げ措置を講じました。

附則といたしまして、111ページにおいて、この条例は、昭和59年10月1日から施行するものとし、なお、一定の事項については、適用除外等の経過措置により適用させてまいるよういたしております。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わります。参考資料といたしまして、112ページ以下に新旧対照表を添付しておりますので御参照賜り、よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第33号を原案どおり可決いたしました。

-
- 議長（池辺秀夫君） ここで、お昼のため暫時休憩いたします。

なお、ただいまから写真撮影をいたしたいと思っておりますので、庁舎の玄関前にお集まりくださいますようお願いいたします。

（正午休憩）

（午後1時再開）

- 議長（池辺秀夫君） それでは、午前に引き続き会議を開きます。

日程第31「市道の路線認定について」（今福町2号線ほか2路線）及び日程第32「市道の路線認定について」（和気町12号線ほか14路線）を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 34 号

市道の路線認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

昭和 59 年 7 月 16 日提出

和泉市長 池田 忠雄

路線名	延長(m)	幅員(m)	起	点	終	重要な経過地
今福町 2 号線	178.00	4.90	今福町 4 6 番地の 2 2 先		今福町 4 6 番地の 5 5 先	
今福町 3 号線	196.00	7.00	今福町 4 6 番地の 4 2 先		今福町 4 6 番地の 7 0 先	
今福町 4 号線	72.00	4.90	今福町 4 6 番地の 7 8 先		今福町 4 6 番地の 8 3 先	

議案第 35 号

市道の路線認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

昭和 59 年 7 月 16 日

和泉市長 池田 忠雄

路線名	延長(m)	幅員(m)	起	点	終	点	重要な経過地
和気町12号線	770.00	6.90~7.00	和気町119番地の	3先	観音寺町749番地の	1先	
和気町13号線	118.00	5.90	和気町119番地の	21先	和気町119番地の	1先	
和気町14号線	94.15	5.90	和気町	99番地の	和気町	99番地の	19先
和気町15号線	98.90	5.90	和気町	99番地の	和気町	99番地の	35先
和気町16号線	274.00	5.90	和気町	99番地の	和気町	119番地の	12先
和気町17号線	63.70	5.90	和気町106番地の	103先	和気町106番地の	114先	
和気町18号線	42.20	5.90	和気町106番地の	113先	和気町106番地の	110先	
和気町19号線	157.20	5.90	和気町	94番地の	和気町	106番地の	117先
和気町20号線	62.50	5.90~6.00	和気町	90番地の	和気町	90番地の	6先
和気町21号線	51.70	4.90~5.30	和気町	90番地の	和気町	90番地の	22先
和気町22号線	353.30	5.90	和気町106番地の	19先	和気町106番地の	42先	
和気町23号線	107.00	5.90	和気町106番地の	63先	和気町106番地の	62先	
和気町24号線	61.90	5.90	和気町106番地の	43先	和気町106番地の	73先	
和気町25号線	105.50	5.90	和気町106番地の	42先	和気町106番地の	19先	
和気町26号線	12.50	5.90	和気町106番地の	15先	和気町106番地の	15先	

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。
- 建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第34号及び議案第35号「市道の路線認定について」、一括提案の理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、本件は、いずれも大阪府住宅供給公社が住宅地を造成し、地方公社法第28条により新設された道路でございます。すでに地域住民の利便に供与されております。議案第34号に係る今福団地については、1戸建て住宅65戸、府営住宅330戸が建設されておりますが現在、入居率は100%となっており、議案第35号に係る和泉寺門和気団地につきましては、住宅300戸が建設されており現在、220戸が入居し、入居率は70%となっております。したがって今回、公社との約束に従い、議会の御議決をいただき市道として認定し、引き継ぎを受けようとするものでございます。

次に、その内容でございますが、議案第34号につきましては、今福町2号線以下3路線で、総延長は446メートル、幅員4メートル90から7メートルでございます。

続きまして、議案第35号の和気町12号線外14路線の内容でございますが、和気町12号線以下和気町26号線まで15路線、総延長2,367メートル、幅員4メートル90から7メートルでございます。

以上、議案第34号並びに第35号につきまして、一括して御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、原案どおり御可決いただきますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として、別冊1ページから4ページにその詳細を添付しておりますので、よろしく御了承いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第34号及び第35号を原案どおり可決いたしました。

-
- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第33「市道路線の廃止及び認定について」（池上町10号線及び阪和東側2号線）を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第36号

市道路線の廃止及び認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項及び第8条第2項の規定により、次の市道の路線を廃止し及び認定する。

昭和59年7月16日提出

和泉市長 池田 忠 雄

1 廃止する路線

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
池上町10号線	255.50	4.30	池上町一丁目 690番地の1先	池上町一丁目 717番地の1先	

2 認定する路線

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
阪和東側2号線	790.00	8.00	池上町一丁目 690番地の1先	府中町130番地の 1先	

- 議長(池辺秀夫君) 提案理由の説明を願います。
- 建設部長(浅井隆介君) お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第36号「市道路線の廃止及び認定について」、その提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、本年度から都市計画街路阪和東側2号線の事業化を図る中で、都市計画法第59条に基づく事業認可が必要でございます。その前提条件として市道の路線の認定が求められるため、議会の御議決をいただき、認定しようとするものでございます。あわせて、本路線が、現市道池上町10号線と重複するため、道路法第10条第1項の規

定により廃止しようとするものでございます。

なお、この路線の一部が泉大津市域を通るため、道路法第8条第3項の規定による泉大津市議会の承認議決は、昭和59年3月6日に受けてございます。

次に、内容でございますが、廃止しようとする路線は、池上町10号線で、起点は池上町一丁目690番地の1先、終点は池上町一丁目717番地の1先、延長255.50メートルでございます。新たに認定しようとする阪和東側2号線は、起点は同じく池上町一丁目690番地の1先、終点は府中町130番地の1先、延長790メートルでございます。

以上、議案第35号について御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、原案どおり御可決いただきますようお願い申し上げます。

なお、参考資料別冊5ページにその詳細を添付しておりますので、よろしく御参照賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第36号は原案どおり可決いたしました。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第3.4「財産処分について」〔箕形財産区財産（ため池）の売却〕を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第37号

財産処分について

次の財産（箕形財産区財産）を売却するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

昭和59年7月16日提出

和泉市長 池田忠雄

1 財産（土地）の所在地、種別、数量

和泉市箕形町 889-1	ため池	9,666㎡
	外堤	1,398㎡

2 売却の方法

随意契約

3 売却の相手方

東京都千代田区九段北一丁目14番6号

住宅・都市整備公団

大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

住宅・都市整備公団 関西支社

理事支社長 松下良一

4 売却予定価格

226,369,440円

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。
- 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程をいただきました議案第37号「財産処分について」、提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本ため池は、箕形町に所在する箕形財産区財産でございまして、通称「地獄谷池」と称しているものでございます。今回、箕形財産区並びに水利関係者等の調整が整い、関係書類を添えて処分申請がございましたので、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、御提案を申し上げた次第でございまして。

処分財産の内容でございますが、本物件は、議案書に表示してございまして、箕形町889-1、ため池9,666㎡、堤1,398㎡で、合計1万1,064㎡でございまして。

処分理由及び売り払い相手先でございますが、当該池は、中央丘陵開発区域内でございまして、住宅・都市整備公団に売却しようとするものでございます。処分価格は、総額2億2,636万9,440円となっております。

以上、簡単でございまして、提案理由並びに内容の御説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 9番（直村静二君） いまの説明を聞いてると、売り先だけわかって、売った金はどこへいくのか。それが一向にわかりません。通常、こういう議案については、議会へ出してこのまま

でよろしく、と言われても、理事者は都合がええか知らんが、私どもは都合悪い。つまり、2億円になるものをどのように使うのか。いままでの例でいくと、35%は市にもらうんでしょ。それから残りの金は、地元水利組合なり町会なりが、処分計画や方法をつくってると思う。そうしないと、底地は市のもだから形式上、議案として出るが、もし、後に何かもめごとが起こった場合、一定の責任を議会がかぶることになりますので、その点について、もう少しお金の使途、明細、市の方は何ぼもらうんかというようなことを書いてもらわんとね。その点きっちりしてください。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 管財課長（坂田平之君） 売却予定価格の内訳でございますが、総額2億2,636万9,440円と相なっております。65%は、地元の方に配分いたしまして、35%は市の方にいただくということでございます。地元の使途につきましては、公共施設等に使用するというところでございます。

○ 9番（直村静二君） だから、公共施設等となれば、「等」の方はわからないね。つまり、公共施設で何千万の会館とか、水利権者には全体のどのくらいをお渡しするのかという、明細とか参考資料を付けてもらわないといかん。前には、そういうことをなくしたいということで、必ず付いておった、総会の議事録とかかね。それが省略されるようになったが、質問があれば答えないかんでしょう。最低35%の分かって書いてきちんとしてもらいたい。処分方法にしても、公共施設の会館とか、そんなことをきちんとしてもらわんと、こんな形でいくと、将来問題が起こった場合責任があるのじゃないかということで、公共施設等の「等」というやつを説明してください。

○ 管財課長（坂田平之君） 手元に資料の持ち合わせがございませんので、後ほど、先生の元に提出させていただきたいと思います。この件につきましては今後、御指摘の意を体しまして、資料等を添付させていただきたいと思います。

○ 9番（直村静二君） いま、私が言った最低限のものは付けてもらわんと、議会軽視してますよ。議長はせてるようですが、責任を持ってきちんとしてください。

○ 議長（池辺秀夫君） 今後、十分注意させます。他に。田中議員。

○ 5番（田中包治君） いまの答弁はおかしいんじゃないか。65%は公共施設に使うんだという規定があるんですか。これは大きな問題やと思う。こうなると、水利権で池の売買は不可能に近いと思いますよ。われわれはよく知ってるんですが、どういふふうに町会が決まったとか、議事録があるでしょう。そうすると、こんな公共施設に使うんだというんなら、池なんか売る人はありませんよ。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 財務部長（麻生和義君） 田中議員さんの御質問にお答え申し上げます。

御指摘のとおり、管財課長が公共施設等と答弁いたしましたのは、実は、水利権放棄に伴う補償等、地元町会並びに水利権者ともども協議が相整ったということをごさいます、そういった水利権者に対する補償等も含んでございます。そういう答弁を申し上げたわけでございます。

また、65%を地元へ交付し、35%を市に歳入いたすということは、実は、大阪府知事の認可事項でございまして、そういった認可の基準の中でも、一定定められている次第でございまして、御了承賜りたいと存じます。

○ 5番（田中包治君） わしも判を押すのでわかってるが、こういうことを言われたら、判なんか押せませんよ。わしも押さないかん義務があるから、いつも押しているが、公共施設に使うんだとなったらね。ちょっと聞きたいのは、町会の総会議事録はどないなってるの。はっきりしてくださいよ。

○ 管財課長（坂田平之君） 処分いたします前には、必ず町会の総会を開きましてその中で決議をいただき、処分申請を大阪府にさせていただくということでございます。

○ 5番（田中包治君） 議事録を見せてくださいな。あんた方がそう言うんなら、はっきりしましょうや。実行組合と町会の決議が必要なんですよ。これはいままでの慣例ですよ。出してもらいましょうや。

○ 管財課長（坂田平之君） 後ほど、明細を……。

○ 5番（田中包治君） そうしたら、この議案は保留してくださいよ。納得できません。後ほどと言うんなら、この議案を保留するしか仕方がないと思うんです。

○ 財務部長（麻生和義君） お答え申し上げますが、適正に協議がなされてまして、私どもの方へ協議が相整ったということで処分申請がなされておりまして、公共施設等ということで御答弁申し上げましたが、実は、水利権者の方々への補償等もすべて含んで、地元の方々の納得いく協議が相整ったということで私どもの方へ提出されてまいったものでございます。それを受けて所要の手續を終え、議会の御議決をいただくという段取りになってございますので、事情御賢察賜りまして、よろしく願いたいと存じます。

○ 5番（田中包治君） わしらは、一応責任がありますので判を押してるが、そんなしょうもないことを言われたら、判なんか押せませんよ。町民の相違とか、分配の方法はいろいろあると思うんですよ。2割、3割とか、いろいろ話が出てくることは事実としても、そういう根底でやられたら、こんなもん、水利権の放棄で判を押せないとなりますわ。

○ 財務部長(麻生和義君) 改めてお答え申し上げますが、当然、65%の金額の中には、水利権の補償費も含んでございますので、御了承賜りたいと存じます。

○ 5番(田中包治君) ちょっと木で鼻をくくったような答弁やと思う。いやしくも、財産区財産の処分問題については、いままでやったら、もう少し慎重な議案があったと思う。今回に限って「売買しました」、「公共施設に使います」という、こんな話があるかいな。

○ 助役(坂口禮之助君) いろいろ御指摘をいただき恐縮でございます。従来の財産区財産の処分につきましては御指摘のとおり、議案書のほかに参考資料として、町会等の財産処分に対する協議の議事録あるいは関連して、池の水利権放棄の状況等についてお付けしてまいったのでございますが、そうした参考資料は付けず、口頭説明という形で処理をさせていただいている次第でございます。

この議案にもございますように、いわゆる中央丘陵区域内にあるため池でございますが、これを処分するにつきましては、まず、水利権者の方々の水利権の放棄、それから、それに基づく町会における処分の決議等を行っていただいております。本市の場合、処分金の35%を市に納入していただくことになっております。これは過去、長い経緯がございます。当市議会の議決を得て決められたケースでございます。そして、いわゆる一般財源として、市全体の中で使用させていただく。残りの65%につきましては、地元へ交付するわけでございます。地元の方でその65%を水利権者あるいは町会とどのように配分するかにつきましては、一定の基準というものは示してございません。その地域あるいはその池によりまして、水利権者の権利が強い場合、あるいは町会の権利が強い場合とか、ケース・バイ・ケースによって地元で協議の上定めていただく形をとってまいっております。

市といたしましては、水利権の放棄に伴うものは別といたしまして、町会に配分された金額につきましては、できるだけこれは町会としての公共公益のものに使っていただければ非常に結構だ、こういうことを期待しておるわけです。たとえば町会会館が古くなったから建て替えよう、あるいは子供の遊び場をつくるとか、そういうことに使っていただければありがたい、これは強制ではございませんが、お願いをしている現状でございます。今回の町会議決等の議事録は、いま、取りに行ってるようですが、そうした形で財産区財産の処分はいたしてまいっております。今後も、この方針には変わりはありません。

以上のような状況でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○ 5番(田中包治君) 理屈はわかるんですが、余りにも木で鼻をくくったような返事をされてはね。われわれは晩に引っ張り出され、ガタガタ言われて、公共施設しかできんと言われたら、判を押す者はあれへん、そうでしょう。ましてや、町会の判がどうたらこうたらという話

やけど、問題は水利権の話や。水利権組合という資格法人を市はどう考えてるかということですよ。法人団体ですよ。地方自治体と同じような権限を持ってまんね。そういう事態の中でどう処理されるか、非常にむずかしい問題なんです。それを「公共設備に使いなさい」と言っても、だれも納得しませんよ。

- 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第 37 号は原案どおり可決いたしました。

-
- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第 35 「和泉市民プール条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 38 号

和泉市民プール条例の一部を改正する条例の制定について

和泉市民プール条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 59 年 7 月 16 日提出

和泉市長 池田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市民プール条例の一部を改正する条例（案）

和泉市民プール条例（昭和 42 年和泉市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表中「 | 和泉市石尾プール | 和泉市万町 930 番地 | 」を削る。

第 3 条ただし書を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

使 用 料 金 表

区 分	料	金
大 人	1人1回2時間以内250円	1人1時間増すごとに130円
中 学 生	1人1回2時間以内150円	1人1時間増すごとに80円
小 学 生	1人1回2時間以内100円	1人1時間増すごとに50円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

石尾プールは建設後20年を経過し、老朽化が著しく補修困難な状態であるため、今回石尾中学校のプール新設に伴い、これを廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。
- 指導部長（佐藤登志男君） お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第38号「和泉市民プール条例の一部を改正する条例の制定について」、提案の理由並びに内容につきまして御説明申し上げます。

和泉市民プール条例第1条の中で設置いたしております和泉市石尾プールは、昭和39年7月に石尾中学校敷地内の和泉市万町930番地に設置し、市民プールとして使用する一方、学校プールとしても併用いたしてまいりました。設置場所は、当時の谷間を埋め立てた土地で土質が悪いため老朽化が著しく、去る55年より市民プールとしての使用を中止し、毎年、一定の補修を行っており、学校の水泳クラブのみの使用をいたしてまいりました。

本年度、議員皆様方の御理解をいただきまして、石尾中学校のプール建設に取りかかり、近く完成の運びとなっております。これに伴いまして、今後、市民プールとして存続すべきかどうかについて種々検討いたしました。老朽化も著しく補修も困難であります。したがって、市民プールとしての本プールを廃止いたしたく、和泉市民プール条例の一部改正について御提案申し上げる次第でございます。

改正の内容は、和泉市民プール条例第1条の表中の「和泉市石尾プール和泉市万町930番地」を削り、第3条の使用についての「ただし書き」以下、和泉市石尾プールについての項目

を削るものでございます。

なおまた、別表の使用料金表について、石尾プール関係並びに名称を削除し、新たに使用料金表として、大人1人1回2時間以内250円、1人1時間増すごとに130円、中学生1人1回2時間以内150円、1人1時間増すごとに80円、小学生1人1回2時間以内100円、1人1時間増すごとに50円とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行いたしたく存じます。150ページ、151ページに参考資料として新旧対照表を掲げてございます。

以上が、提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議賜りまして、可決御決定賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 5番（田中包治君） この石尾プール、なぜいまごろまでできまへんね。3月に予算が通ってるのに。
- 議長（池辺秀夫君） 答弁。
- 建設部次長（中上好美君） 石尾プールにつきましては、議員さんが御指摘のとおり、3月議会で予算を御議決いただき、さっそく工事に着手いたしまして現在、約95%完成しております。工期は今月いっぱいとなっておりますので、一応、工期内に完工する予定でございます。
- 5番（田中包治君） ちょっとおかしいのと違うか、いまごろまでかかるとはね。どのぐらいの工事ですか、プールとは、1カ月も2カ月もかかるもんとは違うぜ。
- 建設部次長（中上好美君） 3月に予算を御議決いただきましたが、実際の事業実施は、設計には入っていましたが、請負とかその他の手続は4月に入ってからしかできないという結果、従来、7月10日前後をめにやっておりますが、ただ、今回は御承知のとおり、地盤が非常に悪いということで杭打ち工事もありましたので、約20日工期を延ばした結果もありません。7月いっぱいとしたわけでございます。
- 5番（田中包治君） ちょっとわしらは理解できない。工事関係で何かあったんと違うかと想定するんですよ。南池田中学校のときは早くできましたのにね。7月ぐらいまでにはできていた。あれも3月予算で通ったはずですよ。もう学校が20日から休みでしょう。休みなのに使えない。何のために3月定例予算に出してるんかということです。わしらは全然理解できない。
- 建設部次長（中上好美君） 理由につきましては今回、条例の廃止が出ておる現状のプールを使っていたいておりますので、学校の運営上には支障を来してないと思っております。
- 議長（池辺秀夫君） 他に。
- 10番（天堀 博君） いまも建設部から説明があったように、もともと学校プールを市民

プールと併用していたんですが、市民プールは55年度に廃止され、学校だけ使った。今後、新しいのができるから、それを廃止して新しいのを使おうということでしょう。確かに、いままで学校プールと併用していたので、逆に学校の生徒諸君が使うのにいろいろ迷惑をかけるとか、自由に使えないとかの状況にあったと思う。これは学校のプールということで専属とていうか専用にして、そして、いままでのプールを廃止するのは老朽化が激しいからという。それはそれでいいと思う。

これは予算委員会でもいろいろ言うてますが、そうすると、市民プールとしては中央プール1カ所だけになる。いわゆる北部の北信太とか石尾から山間部を中心とした地域には、市民プールがなくなってしまいます。いまも現にないんですが、以前はかなり利用もあったと思う。今後、市民プールを設置していく方向で取り組むのかどうかの姿勢が問題だと思う。これをなくしてしまっただけで終わり、条例を改正するだけや、ということではすまんと思う。その点について確認しておきたい。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 指導部次長（明坂貞士君） 石尾プールにつきましては、54年度まで開設してございました。すなわち、学校の夏休み、7月下旬の日曜日から8月の第3日曜日までの30日間、午後1時から4時までの3時間を利用しておたわけでございますけれども、その利用状況は、30日間の期間中に約3,000人の方が利用され、1日平均100人、このうち高校生以上の大人が13人、87%が小中学生でございます。

御承知のとおり、本市は小中学校全部にプールが設置してございまして、石尾プールも8月1日開設されるわけでございますが、そういったことで、学校プールが現実には十分活用されているのが実態でございます。御指摘の石尾プール廃止に伴いまして、新しいプール設置の必要性は私も十分理解するところでございますが、いろんな事情がございまして、今後は、地域開発といった中で検討してまいりたい、がより考えでございますので、御了解賜りたいと思っております。

○ 10番（天堀 博君） いま聞いたら大人が13人で、子供は皆学校プールで泳いでいるという。横山小学校でも700人おるが、700人一週にプールには入れません。その辺、何かしら学校プールで十分間に合ってるからという考え方でしたら困る。そんな考え方ではないと思いますが、言い方としてはそうなる。質問の要旨から外れてね。答弁としては気をつけてもらわんといかん。また、今後の開発とあわせて、と言っていますが、市長もより聞いといてもらわんといかんが、プールを設置することによって、学校内で時間を決めて水泳教室などもやっています。それ以外の子供は、中央プールにもたくさん来てます。子供がほとんどですよ。

浜寺とかPLにも行くが、子供が中心なんです。だから大人ももちろん行くが、市民プールを各所にふやす方向を忘れてないで堅持しておいてもらわんと困る。ひとつ教育長さんなり市長さんなり、もうちょっと責任のあるところから答弁してください。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

お説至極ごもっともでございます。先生も御理解かと思いますが、今日、25メートルや50メートルの競争用プールは、一般住民には余り受けない時代でございます。生涯教育と関連いたしまして、幼児からお年寄りまで皆そろって水遊びをするレジャープールが非常に流行しております。それらの方向等を勧奨いたしまして、将来に向けて社会教育施設の一環として整備していかなければならないと存じまして、今後も努めてまいる所存でございます。御理解いただきたいと思っております。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第38号は原案どおり可決いたしました。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第36「和泉市建築協定に関する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第39号

和泉市建築協定に関する条例制定について

和泉市建築協定に関する条例を次のように制定する。

昭和59年7月16日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市建築協定に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、和泉市の環境保全条例（昭和57年和泉市条例第1号）第1条に規定す

る良好な環境の保全及び育成に関し、必要な措置を講ずるに当たり、建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条の規定に基づく建築協定に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（協定事項）

第2条 和泉市の区域内において、土地の所有者並びに建築物の所有を目的とする地上権者及び賃借権者は、住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するため、当該権利の目的となっている土地について一定の区域を定め、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準について協定を締結することができる。

（他の法令との関係）

第3条 前条の規定による建築物に関する協定の内容は、建築に関する法律及びこれに基づく命令その他条例等に適合するものでなければならない。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

住宅地としての良好な環境や、商店街としての利便をより高度に維持増進するため、一定の地域の住民が法の一般的基準を超えた基準を定めることができるという権限を条例により確保する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。
- 建築部長（浅井隆介君） お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第39号「和泉市建築協定に関する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、本条例案は、建築基準法第69条に基づき制定しようとするものでございます。建築協定と申しますのは、一定の区域の住民が、全員の合意によって建築基準法等の法で定められた基準を上回る高い基準を定めて、住みよい町づくりを図る制度でございます。市を經由して府に届け出、知事の認可を受けることによって合意した当事者のもとより、土地や家を買って後からその地区に来た人でも、その基準を守らなければならない

制度でございます。この建築協定を法の定めに基づき、府の認可を受けるためには、市は条例を定め、受け付け、公告、縦覧、公聴会などの手続を経て府に届け出なければなりません。市内で建築協定が結ばれて町づくりが進むことは、本市の環境保全条例の趣旨にも沿うものであり、今回、建築協定締結に必要な手続条例を制定しようとするものでございます。

次に、条例案の内容でございますが、全体として4条から成り、第1条は、その目的を、第2条では、協定事項、つまり敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備に関する基準。第3条は、他の法律との関係を定め、第4条は、規則への委任事項を定めようとするものでございます。

なお、附則として、この条例は、公布の日から施行することとしております。この条例作成に当たっては、府下ですべてにこの条例が制定されている市の条例等を参考といたしました。

以上、議案第39号について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決いただきますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 9番（直村静二君） 1つは、この建築協定について、そういうふうに説明されてもちょっと理解に苦しみますが、具体的には、私の住んでいる家の前は公団の団地、その隣には日の出建設が来てますわね。こういうところで、具体的には、その団地の自治会なり組合があって、それが市へ建築協定として届け出たら、それはそれでいけるんですか。日の出の166戸があり、この分に入居された方がそろって全員一致で市に申し込まれたら、それで協定が仕上がってくるのかという問題があります。そういう点、市としては、ただ単に「そうですか」と受けつけるのか。また、条例の制度に基づいて指導していくのか、これでは府へいっても通らんかったら、と具体的に指導するのか、そういう点でわかりやすいように、もう一度そのところを説明してもらいたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 建設部長（浅井隆介君） つまり、建築協定と申しますのは、個人がみずからの手でその地域をよくしようとして定めるものでございますので、法によっていろんなものが決められるものではありません。つまり、みずからが全部寄りまして、この地域でいまの建築基準法なり、都市計画法を上回る基準を定めよう、つまり下回るものはだめ、これは法にひっかかりません。といっても、公序良俗に反するものは当然、問題になりますからできません。そういうものをみずから定めて市の方に届け出て、それを市が公告をして縦覧、告示、府に送る、こういうことなんです。

いままででしたら紳士協定で、この地域をこういうものにしようではないか、とやっておりましたが、法的な裏づけはございません。したがって、みずからで決めたものについて、たと

えはその協定に違反した場合どうするのかも定め、違反したときの措置は、違反の理由等として明らかにして、それで一定の期間を設け、やらない場合には協定によって明確化でき、その結果裁判所へ提訴すると定めるとかができるわけです。いままでは、法の基準を上回らない場合は、提訴しても根拠がありませんから受けつけてもらえない。ところが、建築協定が認可されますと1つの基準となりますから、裁判所への提訴も可能になるわけです。そういうことをみずからの手でやり、その裏づけを市が公告、縦覧、告示をして府に届け出、知事の認可を得て法的な裏づけをしようというものです。

- 9番(直村静二君) 協定そのものは、認可を受けたらええということで、登記とかしなくても、知事の認可でええというわけやね。166戸の団地で全員が入った場合、満場一致で決まったらええが、全員一致ということになると、160人はええが6人はいやや、と言えませんができませんわな。

もう1つは、商店街でもできるんだと若干承っているんですが、区域の一角の人数は何ほから始まりますわね。10戸でもいくんですか。それはゼロですか。最低限の件数はどうですか。

- 建設総務課長(奥村富彦君) お答え申し上げます。

建築協定と申しますのは、以前は先生が御指摘のように、一定の区域内に住む住民あるいは地主の合意が必要であったわけですが、最近、若干改正されて、1人協定というものができるようになりました。いま御指摘いただいておりますように、たとえいま、日の出からそんな申し出はありませんが、開発業者から、うちの開発地について建築協定を結びたいということで開発業者みずからが協定書を作成し市に届け出れば、それは受けつけられるし、建築協定を締結することができます。その後、そこに入居する人は、その協定を守っていかなければならない、こういうことになっております。ただ、手続上の問題で、市の方に届け出られたときに公告あるいは縦覧をする。それから、非常に無理な協定内容があるかどうか、あるいは法でしっているよりも低いものがないか、そういう点についてチェックをするだけで、具体的な協定の中身は、協定を結ぶ方々の合意に基づくものであります。

たとえば先ほど言われますように、一角について、どうしても条件が合わない物件が散らばっている場合には、一定の地域にはなりません。そのうちの一角をはずせば、全部合意を得られた協定ができるというときは、そこをはずして協定を結ぶことができます。ただ、町づくりの一環ですので、飛び飛びに住民が合意されても協定にはなりません、一定の区域を自分らで決めてこりしようとなればできる。したがって、1軒では、協定を結ぶことにはならないと思います。一定の町づくりですので、たとえば街路で区切られたところとか、あるいは商店街

であって、一定の街区で協定を結んでいただいたところも基本になります。

- 9番(直村静二君) 簡単にしておきますが、区域というのは、平方メートルは関係ない。ただ1世帯でもいけるというんじゃなく、業者やったら1人協定はいける。建築協定をして「ほかよりもええ。ここは良好なところですよ」と言えばよりもうかる。商売上でも利用できますわね。今後にわたってくるので、いま、あえて詰めませんが、ミニ開発の指導要綱もあって、それに上乘せする、こういうふうに理解してもいいわけですか。罰則はないが、それは入った人自身が裁判に訴えてやるということですから、これは司法の問題ですね。

- 議長(池辺秀夫君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第39号は原案どおり可決いたしました。



- 議長(池辺秀夫君) 次に、日程第37「町の区域の変更について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第40号

町の区域の変更について

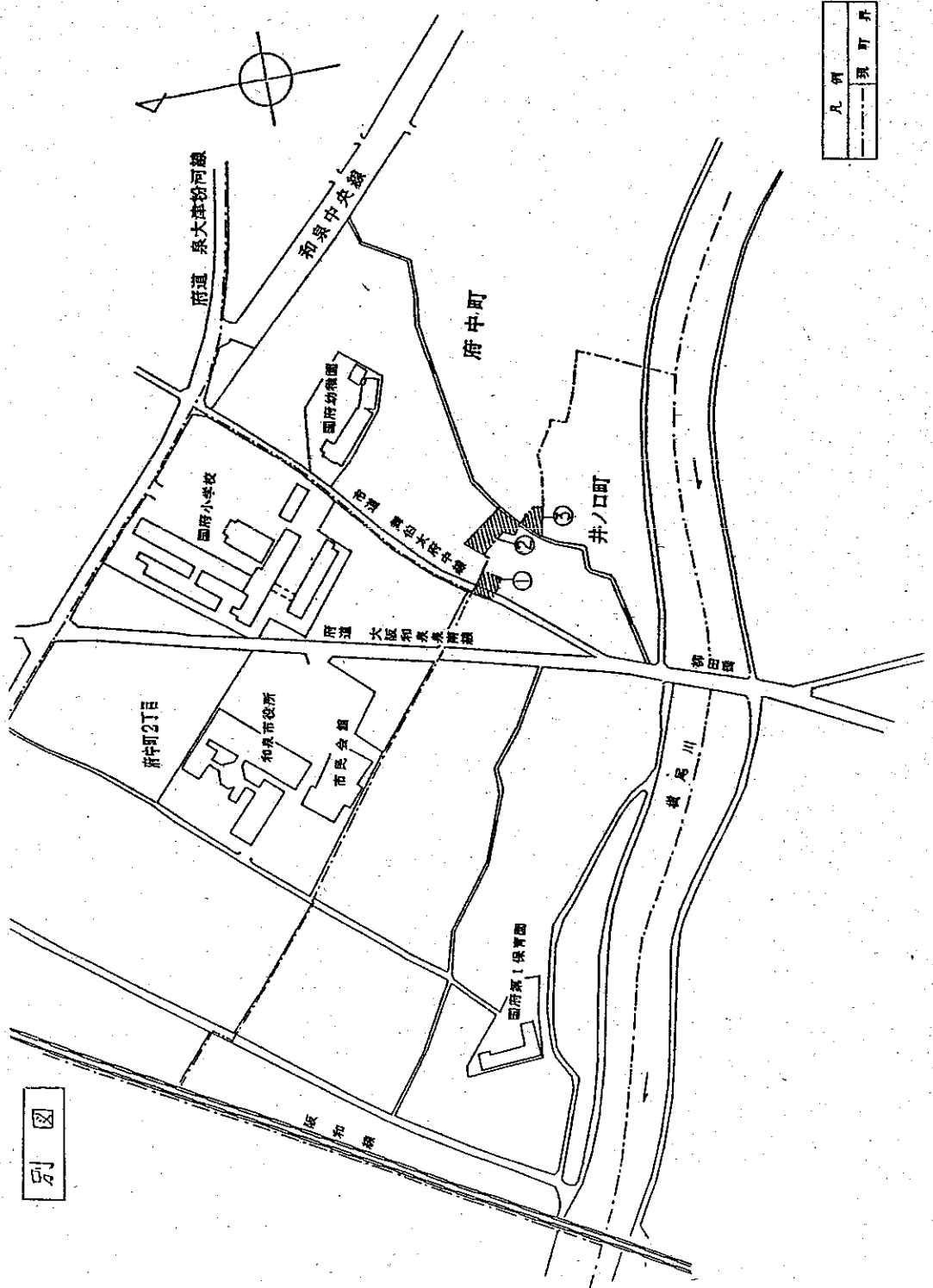
地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、本市の町の区域を次のとおりとする。

その実施期日は、別に市長が定める。

昭和59年7月16日提出

和泉市長 池田 忠 雄

- 1 井ノ口町及び府中町の区域を別図の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
- 2 1において除いた区域のうち、別図の斜線で示す①と②の区域を井ノ口町に、③の区域を府中町の区域にそれぞれ編入する。



町界

凡例	界	町界

○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第40号「町の区域の変更について」の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本件につきましては、去る3月議会におきまして実施する市街地の区域と住居表示の方法を街区方式により行い旨の御議決をいただきました。これに基づきまして、5月2日の住居表示審議会におきまして、住居表示に伴う町の区域及び町名について、街区割りの2件について御答申をいただき、住居表示に関する法律第5条の2第1項の規定により、答申案を5月10日より30日間公示いたしました。変更の請求がございませんでしたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、町の区域の変更を行うものでございます。

次に、内容でございますが、住居表示を行うに伴う町の区域を変更する対象となります区域は、別紙参考図157ページから158ページにお示しをしておるとおりでございます。井ノ口町に編入されます府中町は2筆、府中町に編入されます井ノ口町は1筆でございます。

なお、住居表示に伴う町の区域の変更の実施日は、9月15日でございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案理由並びに内容の御説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり御可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第40号は原案どおり可決いたしました。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第38「工事請負契約締結について」〔（仮称）和泉市光明台北小学校新築工事〕及び日程第39「工事請負契約締結について」〔和泉市立光明台中学校増築工事〕を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 41 号

工事請負契約締結について

(仮称)和泉市立光明台北小学校新築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

昭和59年7月16日提出

和泉市長 池田 忠 雄

- 1 契約の目的 (仮称)和泉市立光明台北小学校新築工事
- 2 契約者 和泉市長 池田 忠 雄
- 3 入札の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 495,000,000円
- 5 契約の相手方 和泉市旭町429番地の3
株式会社 竹内建設
代表取締役 竹内 博文
- 6 工期 自、昭和 年 月 日 (議決の日)
至 昭和60年 3月25日
- 7 契約保証金 免除
- 8 保証人 大阪市浪速区浪速東一丁目2番26号
株式会社 榎並工務店
代表取締役 榎並 昭

議案第 41 号参考資料

(仮称) 和泉市立光明台北小学校新築工事概要

- 1 工事場所 和泉市光明台地内
- 2 敷地面積 22,006 m²
- 3 工事種別 新築
- 4 構造及び規模 全体建築面積 2,223 m² 延床面積 4,172 m²
・校舎棟：鉄筋コンクリート造3階建 延床面積 3,115 m²
普通教室 12 特別教室 3

- ・体 育 館 : 鉄骨造 平家建 延床面積 792 m²
体育室、ステージ、放送室、器具庫他
- ・給 食 室 : 鉄筋コンクリート造平家建 延床面積 165 m²
調理室、配膳室、他
- ・附 帯 工 事 : 自転車置場等

議案第42号

工事請負契約締結について

和泉市立光明台中学校増築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めらる。

昭和59年7月16日提出

和泉市長 池田忠雄

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 和泉市立光明台中学校増築工事 |
| 2 契約者 | 和泉市長 池田忠雄 |
| 3 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約金額 | 100,000,000円 |
| 5 契約の相手方 | 和泉市大野町580番地
株式会社 寄田組
代表取締役 寄田年文 |
| 6 工 期 | 自 昭和 年 月 日（議決の日）
至 昭和60年 2月28日 |
| 7 契約保証金 | 免除 |
| 8 保 証 人 | 和泉市北田中町219番地
大高建設株式会社
代表取締役 奥野喜八郎 |

議案第42号参考資料

和泉市立光明台中学校増築工事概要

- 1 工 事 場 所 和泉市光明台地内

2 敷地面積	27,001㎡
3 工事種別	増築
4 構造及び規模	鉄筋コンクリート造3階建 建築面積 407㎡
	延床面積 977㎡
	普通教室6、便所3、他

○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第41号及び議案第42号の「工事請負契約締結について」、一括して提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、住宅・都市整備公団の新住宅市街地開発事業により施行いたしました光明台地区の宅地開発が一応完了し、住宅建設が進む中で、増加する児童生徒に対応するために、住宅・都市整備公団との協定に基づき、事業を建て替え施行として建設する光明台北小学校の新築工事並びに光明台中学校増築工事について、請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いしようとするものでございます。

次に、その内容でございますが、議案第41号に係る（仮称）和泉市立光明台北小学校新築工事につきましては、契約金額4億9,500万円。契約の相手方として、和泉市旭町429番地の3、株式会社 竹内建設、代表取締役 竹内博文と契約しようとするものでございます。工期につきましては、御議決を得ました日から昭和60年3月25日を予定しております。

なお、保証人は、大阪市浪速区浪速東一丁目2番26号、株式会社 榎並工務店、代表取締役 榎並 昭でございます。

次に、工事の概要でございますが、敷地面積2万2,006㎡に校舎棟：鉄筋コンクリート造3階建、普通教室12、特別教室3を中心に、延床面積3,115㎡。体育館棟：鉄骨平家建、床面積792㎡。給食室棟：鉄筋コンクリート造平家建、延床面積165㎡。ほかに付帯工事として自転車置き場等参考にお示しするとおりであります。

続きまして、議案第42号に係る和泉市立光明台中学校増築工事につきましては、契約金額1億円。契約の相手方として、和泉市大野町580番地、株式会社 寄田組、代表取締役 寄田年文と契約しようとするものでございます。工期につきましては、御議決をいただきました日から昭和60年2月28日を予定しております。

なお、保証人は、和泉市北田中町219番地、大高建設株式会社 代表取締役 奥野喜八郎

でございます。

次に、工事の概要でございますが、敷地面積2万7,001㎡、鉄筋コンクリート造3階建、普通教室6、便所外、延床面積977㎡で、参考資料にお示しするとおりであります。

以上、簡単ですが、議案第41号、第42号の御説明を申し上げます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定いただきますようお願い申し上げます。

- 9番（直村静二君） 請負契約4件ですか、この2件は同和事業とは違いますね。学校ですからね。同建業者が入って、そして、保証人は横並ですからね。同建業者と契約した場合には、保証人は同建業者をしているのか、その点ひとつお尋ねしたいのと、私はかねて言うておりましたように。市の公共の建築の入札については、市内業者を優先して育成していくことが1つの柱であると指摘もし、答えをもらっているんですが、この場合は、同建業者で保証人も同建業者ですから、他に同和事業もやっていかないといかんし、その他に年度内にやらないかんといいことですから、同建業者はできるだけ速慮してもらって、市内業者を優先する形をとってもらわないと、藪内とかいっても府中町二丁目の営業所とかいっても、本店はどこかでしょう。その辺を考えてもらいたいということですよ。

それから、最近、若干耳にしているんですが、和泉市で3軒倒産しているが、建築入札の場合の相手方としての業者かどうかと思うんです。いままで実績はあるが、倒産して入札に参加できないという業者が一体どこどこなのか、教えてもらいたいと思います。

- 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。
- 建設部長（浅井隆介君） 第1点の保証人は、業者の方の自由意思でもって行いますので、日ごろ付き合いのあるところから、保証人として値する方を選定してございますので、そういう決まりはございません。

それから、市内業者の優先、育成については、私どもは常日ごろから市長の趣旨でございまして心がけてございます。今回も4件ございましたが、1つを除きまして、市内業者の優先ということから、市内業者ばかりの入札を組んでございます。ただその中でも、やはり施工能力の問題もございまして、一部を他市の業者にお手伝いいただくということもあります。

次の市内業者の倒産の問題でございますが、倒産とは、すでに法人が解散したときを申しませんが、微妙なこととなります。つまり、不渡りを出して銀行取引が停止され、実際の経済活動、営業活動ができないという状態になっているものとすれば、3軒でございます。したがって、倒産という基準がどこにあるか、法的にはいろいろ問題があるかと思っておりますので、銀行取引停止で営業活動ができないという状態になっている業者について申し上げたいと思います。これは小野林建設、福本建設、それから最近では北喜組がそのような状態になっております。

- 9番(直村静二君) 私は、同建業者であろうと、もっと大きな立場から言えば、市民のためになるような施工能力もあり、最初からきちんとしてもらったらい。しかし、同建ルールがあり、同和事業は全部優先で取っている。今度、それが手が余るか何か知らんが一般のところにも入ってくる。もっともっと早くからちゃんとしておかなければならない。何も倒産の定義を聞いているんじゃない。入札できない何らかの形で事故があったところが3軒、この業者は、いままでよく入札に挙がってきてたじゃないですか。今度はあかんわけでしょう。この業者たちはそれなりの厳しい経済情勢の中で苦勞もし、逆にいろんな不手際もあったかと思いますが、いままでは、ずっと議会に出ておって、この名前の業者がよく取っていたじゃないですか。これが直接的な原因とは言いませんが、間接的には、市と付き合いしていた3軒の業者が事故で取れないというのは、市の行政として情けない、残念なことじゃないですか。前から市内業者は弱いから守ってあげないといかん。同建業者は同和事業を専門にやってもらって、その上で余ってきたらやらせるといのは、そういう謙讓の美德というか、そのぐらいやってほしかったが、私は、回り回って、和泉市の公正な市政の運営の中で、市内業者の育成にもかかわらず3軒がだめになったということは、まことに残念だ、悲しい事態だと思ひます。いまさら至し方ないが、やはり市内業者育成のための公正な配分ということもこの際考えてゆないと、池田市政の1つの失敗のあらわれと私は認識せざるを得ないと思ひます。こういう問題にも波及してくる。
- 以上、意見だけ言うておきます。

- 議長(池辺秀夫君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
- お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 御異議ないものと認めます。よって、議案第41号及び第42号は原案どおり可決いたしました。

- 議長(池辺秀夫君) 次に、日程第40「工事請負契約締結について」(和泉市立北松尾小学校体育館増改築工事)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第43号

工事請負契約締結について

和泉市立北松尾小学校体育館増改築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求めらる。

昭和59年7月16日提出

和泉市長 池田忠雄

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 和泉市立北松尾小学校体育館増改築工事 |
| 2 契約者 | 和泉市長 池田忠雄 |
| 3 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約金額 | 120,000,000円 |
| 5 契約の相手方 | 和泉市府中町二丁目3番25号
株式会社 藪内工務店 和泉営業所
所長 北川貴朗 |
| 6 工期 | 自 昭和 年 月 日 (議決の日)
至 昭和60年 2月28日 |
| 7 契約保証金 | 6,000,000円 |
| 8 保証人 | 貝塚市堀三丁目6番3号
株式会社 安部工務店
代表取締役 安部 常一 |

議案第43号参考資料

和泉市立北松尾小学校体育館増改築工事概要

- | | |
|----------|--|
| 1 工事場所 | 和泉市唐国町地内 |
| 2 敷地面積 | 11,098㎡ |
| 3 工事種別 | 増改築 |
| 4 構造及び規模 | ・除却：既存講堂及び附属建物 鉄骨造及び木造平家建 636㎡
・改造：既存鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 608㎡
・増築：体育館 鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)平家建
床面積 848㎡
体育室、ステージ、放送室、自転車置場他 |

(議長退席、副議長着席)

- 副議長(赤阪和見君) 提案理由の説明を願います。
- 建設部長(浅井隆介君) お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第43号「工事請負契約締結について」、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。
まず、提案の理由でございますが、北松尾小学校体育館が社会増により狭隘となり、また、建物も建築後年数が経過して老朽化が著しく、機能上も不適なため、今回、改築工事を行うに

ついて、工事請負契約締結につき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決を得ようとするものでございます。

次に、その内容でございますが、契約金額1億2,000万円。契約の相手方として、和泉市府中町二丁目3番25号、株式会社 藪内工務店和泉営業所所長 北川貴朗と契約しようとするものでございます。工期につきましては、御議決を得ました日から昭和60年2月28日を予定しております。

なお、保証人は、貝塚市堀三丁目6番3号、株式会社 安部工務店、代表取締役 安部常一でございます。

次に、工事の概要でございますが、現在の講堂及び附属建物636㎡を除却し、体育館 鉄骨鉄筋コンクリート造平家建、床面積848㎡を建築し、体育室、ステージ、放送室を設置しようとするものであり、関連して既存の校舎鉄筋コンクリート造2階建延床面積608㎡を改造し、他に自転車置き場等を設置しようとするものであり、参考資料のとおりでございます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第43号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、原案どおり御可決決定をいただきますようお願いを申し上げます。

- 副議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 5番（田中包治君） 私、いつも思うんですが、何かしら、この工事請負契約はおかしいんじゃないか。前にも出ておったように、今回、3社が倒産したのでちょっと変わってるかと思いますが、問題は、業者の選定をどういう基準で、どういう方法でやってるかということです。昔なら、場所で行うなら、小野林は北松尾から南松尾、福本はこの周辺、同和事業は竹内建設だった。これで公正な競争入札ができてるんか、疑問やと思う。和泉市の業者を大事にすることはええことなんです。ただ、こういう業者は一貫作業と違うんで、全部下請けにおろすんですね。いわゆるトンネル会社です。大体、資本金は何ほとか基準は決まってない。B、Cとか言うだけでしょ。もっと基準をはっきり言うてくださいよ。
- 副議長（赤阪和見君） 答弁。
- 建設部長（浅井隆介君） 入札に当たりますとは、まず、業者の能力という点、もちろん、資本金から過去の施工実績、技術者の数等の客観的な条件から、われわれは、業者を一応の格づけをさせていただきます。さらに、その格づけされた業者の中から、請負金額が幾から幾らまでどの業者ができるとかいう能力も位置づけてございます。ただ、和泉市内で格づけをいたしますと、非常に施工能力の高い業者が数社に限られてくるわけですので、できるだけ市内業者育成という観点から、その格づけの中から、さらに請負金額によって施工能力の点も勘案し、一定の方針でその中から業者を選ぶ。ですから、資本金も1つの条件でございますが、過去の

施工実績、資本金、従業員数とか、あるいは経営内容のたとえば流動比率がどの程度か、資本の固定比率がどうか、そのような経営実態を勘案した上で業者の選定をしております。客観的な条件を中心にして選定をしており、その中から指名委員会で選んでいただいている、こういうことでございます。

- 5番(田中包治君) 技術能力ということなら、一級建築士はその会社に何人おられますね。
- 建設部長(浅井隆介君) それぞれ指名願のときには、経営審査事項と技術者名簿が提出されておりますので、後ほど詳しく……。
- 5番(田中包治君) 質問したら後ということですが、私が一番心配するのは、市の請負工事先はもう出る前から決まってる、すったもんだと指名やとか言ってるがね。和泉市の業者の中には、恐らく一級建築士はいないと思う。そうするなら、設計士が管理しているかとなると、そうでもない。ほとんど下請けに渡してる。トンネル会社が多い、そうでしょう。100万円、200万円上をはねて下請けにおろしてる。極端に言えば、こういうことすわな。だれでも知らんことはないと思う。よその小さな会社にぼんぼんとあてどろてやってるのが、和泉市本来の建設の姿ですわな。その会社が全部やってるかといえば、絶対にやってませんよ。竹内建設でも藪内でもね。その小さいところはどくなってるかということです。たまには、よそから入ってきてるでしょうがね。わしは現物を見てないからわからないが、決まってるというのは談合やと思う。そやないと、競争するのんやったら、同じところに決まるわけがない。ところが、どうしてもわしは納得できませんね。わしは基準はないと思ってます。場所にしても、竹内建設は光明台にほとんど入ってますわな。
- 建設部長(浅井隆介君) 先ほども申し上げましたように、その会社の客観的な条件から選定をさせていただきますので、当初からそういうことを見込んで、ということとはございません。業者の経営努力も結果的にはそうなるかもしれませんが、われわれとしては、厳正に客観的な条件を勘案した上で選定をしております。
- 5番(田中包治君) あのな、客観的、客観的と言うが、現実はどうだという基準があるはずですよ。資本金、従業員数、一級建築士は何人等の問題が出て、初めてどうだこうだとなるんでしょ。それが決まってないんでしょ。決まってるんやったら出してくださいよ。
- 建設部長(浅井隆介君) 業者のランクづけ点数の算定については、これは決まったものがございまして。建設業法第27条に決められておまして、建設大臣が中央建設審議会に諮ってその基準を定めるわけでございます。それらに基づきまして、それぞれ指名願の基準審査事項の検討表が付いてくるわけです。その中にいま申し上げましたすべての事項が全部入っておりまして、それで算定した点数をどのように配分するか、どのような格づけをするか、何点から何

点まではどうするかは、市の行政の判断です。さらに、請負金額について、どのランクの業者にはどこまでさせるかも市の判断で1つの格づけをしていいとなっておりますので、点数の判定については基準がございますが、それに基づいて選定をしてございますので、主観的な要素が入らず、客観的な要素で選定をしております。

- 5番(田中包治君) 主観的でないとかの問題よりも、そういうことはおかしいと違うんか。ちゃんと決められておれば正しいでしょう。市が判定するとか言うてますが、力のある人がええやつを取ってしまい、力のない人はほられるという、市の判定となるとね。というのは、請負契約者は市議会選挙や市長選挙になったら選挙運動やってますな、市の指定業者であつてもね。ここらについてわしは1つの疑惑を持ってるわけです。議員であれば、請負業者の契約とかにはタッチできませんがね。
- 副議長(赤阪和見君) 田中議員さん、議案48号については、はっきり出させるものは出させるということで、いまの話のやりとりは全体の質問になっているように思いますので、この点に関して建設部ね、ランクとかの形は出せるの。
- 建設部長(浅井隆介君) 出せません。
- 副議長(赤阪和見君) どういう形やったら出せるの。
- 建設部長(浅井隆介君) ただいま私が申し上げましたように、建設大臣が中央建設審議会に諮って告示をしている選定基準項目の点数がございますが、それはお出しできますが、和泉市で算定したランクづけ、格づけはちょっと出せません。
- 副議長(赤阪和見君) どこそこの業者はAやBやとか言うてるから、出せるのと違うの。
- 建設部長(浅井隆介君) どこにも言ってません。それは業者が勝手に自分らの判断で言うてるだけで、指名委員会でも表をお出して判定を願ったら、それは返していただいておりますので、だれも持ってございません。
- 副議長(赤阪和見君) 田中議員さん、いまのとおりですのでよろしく。
- 5番(田中包治君) 出せないというのはどういう意味か。市の執行権の中だからできないということですか。そうしたら、わしらが言うように疑惑はますます深くなるかと違いますか。
- 建設部長(浅井隆介君) ランクづけをする場合、それから、業者それぞれの結果もすべて指名委員会の委員の前で明らかにしてございます。したがって、今回Bであつて、次回はCだということはない。Aランクの業者は、次の機会に変更するまではAでございます。Bランクの業者は、次の機会まではBでございます。その都度基準が変わることはございません。その基準はすべて指名委員会で明らかにし、なぜそのランクになったかも説明申し上げ、その都度こちらから出したものについては、以前の表と符合させた上で御審議をいただいておりますの

- で、そのときによって恣意によってそういうものが諮られるということはございません。
- 5番(田中包治君) ざっくばらんに言ったら、だれでもおかしいと思うんです。和泉市の業者は、大きな業者と違いますわな。4億の工事を全部1つの業者でやらない。建設省がどうたらこうたら言うてやすが、もう1つ言いたいのは、それやったら、なぜ同じ業者が同じ場所で作ってるの、入札して落ちてるの。それを説明してくれ。
 - 建設部長(浅井隆介君) 私どもは、市内業者育成の観点から、市内業者中心に業者の選定をしてございますので、業者の経営努力等によってそれは決まってくんじやないかと思えます。
 - 5番(田中包治君) 場所によって業者は決まってるでしょう。
 - 建設部長(浅井隆介君) 業者は、場所によって指名してるんじゃないかと。市内の登録業者の中から8社なら8社を指名し、その結果、その業者の経営努力で落ちるといってございまして、業者を私どもが場所によって選定しているのではございません。
 - 5番(田中包治君) 競争入札でしょう。同じ場所で、同じ業者がやるなんて話は通りまっか。光明台は全部竹内建設ですよ。これを説明しなさいよ。
 - 建設部長(浅井隆介君) もちろん、競争入札でございまして、今回も8社を指名して入札いたしました結果、竹内建設が最低落札者で予定金額以下でございまして落札をした、こういうことでございまして。
 - 5番(田中包治君) そうなってくると談合かとなりますわな。談合をうまくわれわれがわからないようにしてるのと違うかとなる。そういう話になる。本当を言ひならば、少しよその業者を放り込んでごらん、値段が1割は下がりますよ。
 - 副議長(赤阪和見君) 先ほどからの質問に内容を聞きますと、業者の資格問題、業者にどういう技術者がおるかなど、これは部長、出せますね。今回の4件の工事について請負ったところの技術者名簿くらいは出せますか。
 - 建設部長(浅井隆介君) 個々の名前じゃなく一級建築士が何名という、それは出せます。
 - 副議長(赤阪和見君) 結構です。後で出してください。今回の田中議員さんの質問について、助役さん一言。
 - 助役(坂口禮之助君) 非常に議論がかみ合わず申しわけございません。私たちの考え方は、先ほどから建設部長がする説明を申し上げているとおりでございます。たとえば一定の場所で一定の業者がしょっちゅう請負をやってるんじゃないかということ、これが市の方の施策の中で配慮がされてるような印象を受けるのですが、決してそんなことはございません。たとえば一定金額以上の大きなものになりますと、和泉市内の業者をまず優先いたします。そうすると、

市内業者の中でこれらの工事に耐え得るような業者を全部選定して指名業者に入れるわけです。今回の光明台小学校の場合でも、市内業者の中にそれに耐え得るような業者並びに市外の業者を合わせまして、8社でもって指名競争入札を行っているのが現実でございます。その他の工事についても、いわゆる市内業者を優先いたしますので、その市内業者が、今回は抜けてますが、一定の区域の方が優先して取っておることも事実でございますが、それはやはりその業者の努力ではないかとわれわれは思っているわけなんです。

私たちの手元ではいろいろ調査もやっておりますが、談合されたという経緯や経験も全然聞いておりませんし、また、そのようなことは決してないと信じておるわけでございます。その点は、ひとつ地域性をもって業者を選定しておるような指名のやり方は絶対ございません。たとえばAランクの業者が6社市内にございましたら、Aランクで行う工事はその全部の業者に指名をしております。したがって、特定の業者を外してどうこうということもほとんどなく、私どもは公正にやってきておるわけでございます。たまたま、その中で市内の近くの工事は、やはりその近くにおられる業者が営業努力で安く落とす結果が出ていると理解し、解釈をしております。そうした問題について、特別な配慮は一切してございません。ひとつその点は議員皆様方の御理解を賜りたくお願いを申し上げます。

- 5番(田中包治君) 最後に言うとか、実際そんなことはあり得ないということは、あんたらが「そうでございます」と言うことは常識では考えられませんが、ざっくりばらんに言ったら結果は証明するんです。ただ御存知のように、2、3社が倒産して、河合建材なんかかなりの負債でいかれたとか、よく聞きます。結局、安易な方法で安易に金もうけをし、安易に金を使ったので倒れてしまい、こういう悪循環が現在、起こってるんじゃないかと思う。

というのは、どこの会社でも一緒やが、1億か2億の仕事を一パツとおろして管理、監督をするだけでしょ、和泉の業者は。大手のように全部上から下までやってません。そういうことを考えたら、地元業者育成もよろしい、悪いとは言いませんが、それがために被る被害、真面目な業者が働いて売ったものがかかって損をしていく。こういう現実をどう考えるかという事です。ここらが問題やと思う。一般市民は、恐らく競争入札やとだれも思いつまへんぜ。随意契約やと思うてる。もう言うてもしょうがないが、今後、指名の決定については慎重にやってもらいたいということを要望しておきます。

- 副議長(赤坂和見君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第43号は原案どおり可決いたしました。

○ 副議長（赤阪和見君） 次に、日程第41「工事請負契約締結について」（（仮称）市立保健センター新設工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第44号

工事請負契約締結について

（仮称）市立保健センター新設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和59年7月16日提出

和泉市長 池田 忠雄

- 1 契約の目的 （仮称）市立保健センター新設工事
- 2 契約者 和泉市長 池田 忠雄
- 3 入札の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 1,660,000,000円
- 5 契約の相手方 和泉市北田中町219番地
大高建設株式会社
代表取締役 奥野 喜八郎
- 6 工期 自 昭和 年 月 日（議決の日）
至 昭和60年 2月28日
- 7 契約保証金 8,300,000円
- 8 保証人 和泉市阪本町246番地の1
森本建設株式会社
代表取締役 森本 薫

議案第44号参考資料

（仮称）市立保健センター新設工事概要

- 1 工事場所 和泉市府中町地内
- 2 敷地面積 1,633㎡
- 3 工事種別 新築

4 構	造	鉄筋コンクリート造3階建	建築面積	489㎡
			延床面積	1,291㎡

- ・ 1階：事務室、集団検診室、試験検査室、消毒室他
- ・ 2階：健康相談室、機能訓練室、栄養指導室、研修室他
- ・ 3階：会議室、集会室、和室他

- 副議長（赤阪和見君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第44号「工事請負契約締結について」、提案理由並びに内容について御説明を申し上げます。

まず、理由でございますが、本件事業につきましては、本年度第1回定例市議会の予算審議の中で御議決をいただきましたが、地域住民に密着した健康診査、健康相談、保健指導等の総合的な健康づくり対策を推進するために（仮称）市立保健センターを設置しようとするものであり、その工事の契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決をいただくようとするものでございます。

次に、その内容でございますが、契約金額1億6,600万円。契約の相手方は、和泉市北田中町219番地、大高建設株式会社 代表取締役 奥野喜八郎と契約しようとするものでございます。工期につきましては、御議決を得ました日から昭和60年2月28日を予定しております。

なお、保証人は、和泉市阪本町246番地の1 森本建設株式会社 代表取締役 森本 薫でございます。

次に、工事の概要でございますが、敷地面積1,633㎡に鉄筋コンクリート造地上3階建、延べ1,291㎡を新築するものでございます。1階は、事務室、集団検診室、試験検査室、消毒室等、2階には、健康相談室、機能訓練室、栄養指導室、研修室等参考資料にお示しのとおりでございます。

以上、簡単でございますが、議案第44号の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定くださいますようお願いを申し上げます。

- 副議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第44号は原案どおり可決いたしました。

- 副議長(赤阪和見君) 次に、日程第42「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議題を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第45号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和59年7月16日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(案)
一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年和泉市条例第1.4号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 2,200円
- (2) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 2,000円
- (3) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 1,600円

別表3を次のように改める。

別表第3(第28条関係)

職 種	平日宿直	休日宿直(土、日曜、祭日を含む)	日 直	半 日 直
医療職(-)適用者	13,700 円	19,900 円	16,500 円	8,450 円
その他の職員	5,200 円	5,800 円	4,700 円	2,850 円

附 則

この条例は、昭和59年8月1日から施行する。

理 由

近時の経済情勢その他諸般の情勢を考慮し、本市の一般職の職員の特殊勤務手当額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 副議長（赤阪和見君） 提案理由の説明をお願いします。
- 参与兼市長公室長事務取扱（西川喜久君） それでは、お許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました議案第45号「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について説明申し上げます。

これは市立病院に勤務する職員に対し支給いたしております特殊勤務手当額の改正でございます。現在、支給いたしております特殊勤務手当のうち、夜間看護手当につきましては昭和55年に、また、当直勤務手当につきましては昭和49年にそれぞれ改正いたしましたまま現在に至っております。このため、昨今の社会経済情勢なりまた、国、他市との均衡を考慮いたしまして、是正する必要が生じたものでございます。以下、その内容について説明申し上げます。

夜間看護手当の額を定めてございます第22条第2項を次のように改めるものでございます。現在、診療施設の病棟に勤務する助産婦または看護婦が、正規の勤務時間による勤務が深夜に及んだ場合、その勤務時間が2時間未満の場合は1,200円を、2時間を超えた場合1,500円を支給しております。今回、これを国家公務員の例に準じ、深夜における勤務時間が4時間以上である場合は2,200円に、2時間以上4時間未満の場合は2,000円に、2時間未満の場合は1,600円にそれぞれ改めるものでございます。

次に、当直勤務手当の額を定めてございます別表第3でございますが、現在、医師及び看護婦等が当直した場合、それぞれの区分に応じ当直手当を支給いたしております。今回、その額を改正するものでございます。

まず、医療職別表適用者でございますが、平日宿直の場合1万700円を1万3,700円に、休日宿直の場合1万6,700円を1万9,900円に、日直の場合1万3,700円を1万6,500円に、半日直の場合6,850円を8,450円にそれぞれ改めるものでございます。

次に、その他の職員でございますが、平日宿直の場合3,700円を5,200円に、休日宿直の場合4,200円を5,800円に、日直の場合3,300円を4,700円に、半日直の場合2,050円を2,850円にそれぞれ改めるものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は、昭和59年8月1日から施行いたしたく存しております。

以上、簡単でございますが、議案第45号についての提案理由及び内容の説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

- 副議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第45号は原案どおり可決いたしました。

○

- 副議長（赤阪和見君） 次に、日程第43「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第46号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和59年7月16日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

和泉市国民健康保険条例（昭和35年和泉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第2項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、「公共企業体職員等共済組合法（昭和31年法律第134号）」を削る。

第20条第2項中「減少した日」の次に「（国民健康保険法第6条第1号から第5号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は被保険者数が減少した場合においては、その消滅し、又は減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）」を

加える。

附則第6項(見出しを含む。)中「昭和58年度分」を「昭和59年度分」に、「240,000円」を「260,000円」に改め、同項の次に次の一項を加える。

(昭和59年度分の基礎控除額の特例)

- 7 昭和59年度分の保険料に限り、第15条第1項の規定の適用については、同項中「の規定による控除をした」とあるのは、「及び個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律(昭和58年法律第68号)第2条第2項の規定によって控除すべき基礎控除額を控除した」とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の和泉市国民健康保険条例(以下「新条例」という。)附則第6項及び第7項の規定は、昭和59年4月1日から適用する。
- 2 新条例第20条第2項の規定は、昭和59年度分の保険料から適用し、昭和58年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 改正前の和泉市国民健康保険条例附則第6項の規定は、昭和58年度分の保険料については、なおその効力を有する。

理 由

近年の経済情勢に鑑み、低所得世帯にかかる保険料の軽減を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 副議長(赤坂和見君) 提案理由の説明を願います。
- 市民部長(松村吉堯君) お許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました議案第46号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、御承知のとおり、国民健康保険料は相互扶助の観点から、保険給付に要する費用のうち一定部分については、被保険者の方々に応分の負担を求めているところでございます。しかし、低所得者世帯については、これを救済する目的で保険料の軽減、いわゆる政令軽減の規定を条例第21条で定めて実施いたしておるところでございますが、今般、地方税法等が一部改正されたことにかんがみ、本市におきましても、所要の改正が必要となったものでございます。

それでは、内容の御説明を申し上げますが、174ページでございます。

まず、条例第6条の2の助産費につきましては、第6条の2第2項中「国家公務員共済組合

法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、公共企業体職員等共済組合法（昭和37年法律第134号）を削除しようとするものでございます。これは国家公務員及び公共企業体職員に係る共済制度が統合されたことに伴い改正するものでございます。

次に、第20条、賦課期日後における保険料の更正につきましては、第20条第2項中「減少した日」の次に、「国民健康保険法第6条第1号から第5号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は被保険者数が減少した場合において、その消滅し、又は消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする」を加えようとするものでございます。これは従来、国民健康保険と各事業保険制度との間においては、その月の初日に国民健康保険の資格を喪失した場合、その前月分については保険料の重複があったため、言いかえまして、月の末日に各被保険者が保険の資格を取得した場合、その月分の保険料が重複いたしておりましたので、今回、特例規定を設けようとするものでございます。

次に、附則第6項、保険料の軽減の特例についてでございますが、見出しも含めまして、昭和58年度分を昭和59年度分に、24万円を26万円にそれぞれ改め、低所得者世帯に係る保険料の負担の軽減を図るものでございます。

次に、附則第7項、昭和59年度分の基礎控除額の特例でございますが、附則中本項に新たに規定するものでございます。これは条文中にも明記してございますように、個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律が施行されたに伴い、地方税法に規定する基礎控除額に特例として7,000円を加算した額を基礎控除額とし、負担の軽減を図るべく改正するものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行し、改正後の国民健康保険条例附則第6項及び第7項の規定は、昭和59年4月1日から適用しようとするものでございます。

次に、新条例第20条第2項の規定は、昭和59年度分の保険料から適用し、昭和58年度分までの保険料については、なお、従前の例によるものでございます。

さらに、改正前の条例附則第6条の規定は、昭和58年度の保険料について、なおその効力を有することを定めたものでございます。

なお、条例第21条第2号に定める4割軽減の適用世帯で、その計算基礎となる被保険者1人当たりの金額が、本年度より18万5,000円から19万円に地方税法施行令が改正されておりますが、これについては、本市条例では、読み替え規定となっておりますので、条例改正は行いませんが、報告させていただきますので、よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

以上で議案第46号の内容の御説明を終わらせていただきます。

なお、参考資料として176ページ以下に新旧対照表を添付いたしておりますので御高覧いただき、慎重御審議の上、原案どおり可決御決定くださいますようお願いを申し上げます。

- 副議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第46号は原案どおり可決いたしました。

-
- 副議長（赤阪和見君） ここで3時まで休憩いたします。

（午後2時50分休憩）

（午後3時再開）

- 議長（池辺秀夫君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

それでは、日程第44「和泉市国民健康保険事業財政調整基金条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第47号

和泉市国民健康保険事業財政調整基金条例制定について

和泉市国民健康保険事業財政調整基金条例を次のように制定する。

昭和59年7月16日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市国民健康保険事業財政調整基金条例（案）

（設置）

第1条 和泉市国民健康保険事業における保険給付費及び老人保健法（昭和57年法律第80

号)に基づく老人保健拠出金の増加その他緊急やむを得ない財政需要に充てるため、和泉市国民健康保険事業財政調整基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立)

第2条 基金として積立てる額は、当該年度の国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算に計上するものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、運用することができる。

(処分)

第6条 この基金は、国民健康保険事業特別会計の財源が不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

今後の和泉市国民健康保険事業の健全な運営を図るため、和泉市国民健康保険事業財政調整基金を設ける必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(池辺秀夫君) 提案理由の説明を願います。
- 市民部長(松村吉堯君) お許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました議案第47号「和泉市国民健康保険事業財政調整基金条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

まず、昭和58年度和泉市国民健康保険事業特別会計決算見込みについてでございますが、58年度の医療費につきましては、当初の推計よりもやや小幅の上昇にとどまった結果、約3

億2,000万円余の黒字となる予定でございます。しかし、昨年2月より老人保健法が施行されたことに伴い、和泉市国民健康保険事業特別会計におきましては、老人保健医療費拠出金として保険者負担金を拠出したしておりますが、この拠出金は制度上概算払いとなっており、後年度におきましてその過不足額を精算することとなっております。本市の昭和58年度における追加精算額は、約1億6,000万円余となる見込みでございます。

また、国保財政を左右する医療費につきましては、その動向を的確に把握することは非常にむずかしく、加えて昭和59年度におきましては、去る7月13日に衆議院で可決され、現在、参議院で審議中でございます退職者医療制度の創設及びこれに伴う国庫負担率の引き下げ等、国保財政にとって先行きわめて厳しい内容となっております。

つきましては、剰余金を基金として積み立てさせていただき、後年度との財政調整を図るとともに、年度内での保険給付金の増加及び緊急やむを得ない財政需要に充てるため、今回、基金条例を制定しようとするものでございます。

続きまして、内容につきまして御説明を申し上げます。179ページでございます。

第1条の設置の目的でございますが、保険者給付費や老人保健拠出金の増加及び緊急やむを得ない財政需要に充てるための規定でございます。

第2条は、基金すなわち積立額の規定でございます。積立金の額については、当該年度の予算に定めることといたしております。

第3条は、管理及び保管の規定でございますが、これは確実で、しかも有利な方法で管理するよう定めるものでございます。

第4条は、運用益金の処理についてでございますが、基金運用により生ずる収益は予算に計上し、基金に編入するよう規定させていただいております。

第5条は、組替運用の規定でございます。財政運用上必要であるときは、短期資金として、期間、利率等を定めて歳計現金に組み替え運用できるよう定めてございます。

第6条は、基金の処理についての規定でございます。和泉市国民健康保険事業特別会計の赤字額を補てんする場合に限って処分できるよう定めてございます。

第7条につきましては、これら以上の条文にない、基金の管理上必要な事項は市長が別に定めることができる、という委任規定でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行いたしたく存する次第でございます。

以上が、「和泉市国民健康保険事業財政調整基金条例制定について」の内容でございます。

よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第47号は原案どおり可決いたしました。

- 議長(池辺秀夫君) 次に、日程第45「昭和59年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第48号

昭和59年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について

昭和59年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例を次のように制定する。

昭和59年7月16日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

昭和59年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、昭和59年6月に支給する期末手当の額の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(特例)

第2条 昭和59年6月に支給する期末手当に限り、和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)第25条の規定の適用については、同条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の147」と、「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額に15,000円を加えて得た額」とする。

2 昭和59年6月に支給する期末手当に限り、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年和泉市条例第20号)第5条の規定の適用については、同条第2項中「100分の190」とあるのは「100分の197」と、「割合を乗じて得た額」とあるのは「割

合を乗じて得た額に15,000円を加えて得た額」とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和59年6月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づき支給した期末手当は、これらの条例及びこの条例の規定による給与の内払とみなす。

理 由

最近の労働経済情勢その他諸事情にかんがみ、本年6月に支給する期末手当の額を特例的に増額する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 参与兼市長公室長事務取扱（西川喜久君） それでは、お許しを得まして、ただいま御上程いただきました議案第48号「昭和59年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

職員の給与につきましては、1昨年は凍結してまいりました。また、昨年は、人事院勧告を大幅に下回る給与改正にとどめておるところでございまして、最近の労働経済情勢並びに職員の勤労意欲、また、府下各市の状況等諸事情を考慮いたしまして、本年6月に支給する期末手当に限り、特例的に増額しようとするものでございます。

その内容でございますが、本条例第2条第1項は、和泉市職員の給与に関する条例第25条を適用するに当たり、所定の読み替えを行い、一般職員に対する期末手当の支給額を同条例第25条第2項中、「100分の140」とあるを「100分の147」とし、かつ一律1万5,000円を上積みしようとするものでございます。

また、本条例案第2条第2項は、市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項に「100分の190」とあるを「100分の197」とし、かつ一律1万5,000円を上積みしようとするものでございます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をいただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第48号は原案どおり可決いたしました。

○ 議長(池辺秀夫君) 次に、日程第46「昭和59年度和泉市一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第49号

昭和59年度和泉市一般会計補正予算(第1号)

昭和59年度和泉市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ295,717千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,873,717千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

昭和59年7月16日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税		165,000	6,500	171,500
	1.自動車重量譲与税	97,000	6,500	103,500
3.自動車取得税交付金		188,494	17,017	205,511
	1.自動車取得税交付金	188,494	17,017	205,511

款	項	補正前の額	補正額	計
7.分担金及び負担金		480,001	27,350	507,351
	1.分担金	13,096	2,860	15,956
	2.負担金	466,905	24,490	491,395
8.使用料及び手数料		281,370	1,896	283,266
	1.使用料	235,351	1,896	237,247
10.府支出金		1,826,864	18,590	1,845,454
	2.府補助金	1,584,821	18,590	1,603,411
11.財産収入		428,582	48,000	476,582
	2.財産売却収入	304,320	48,000	352,320
13.繰入金		455,476	73,000	528,476
	1.基金繰入金	455,476	73,000	528,476
15.市債		1,639,519	27,000	1,666,519
	1.市債	1,639,519	27,000	1,666,519
16.繰越金			76,364	76,364
	1.繰越金		76,364	76,364
歳入合計		26,578,000	295,717	26,873,717

2. 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.議会費		251,954	23,330	275,284
	1.議会費	251,954	23,330	275,284
2.総務費		2,492,396	53,765	2,546,161
	1.総務管理費	1,366,450	49,324	1,415,774
	2.徴税費	498,198	2,011	500,209
	3.戸籍住民基本台帳費	199,628	1,087	200,715
	4.選挙費	56,638	150	56,788
	5.統計調査費	17,289	63	17,352
	6.監査委員費	20,542	118	20,660
	7.同和対策費	333,651	1,012	334,663

款	項	補正前の額	補正額	計
3.民生費		7,328,221	13,366	7,341,587
	1.社会福祉費	2,950,867	1,893	2,952,760
	2.児童福祉費	2,405,308	11,138	2,416,446
	3.生活保護費	1,966,086	335	1,966,421
4.衛生費		3,033,970	21,919	3,055,889
	1.予防衛生費	1,545,412	20,803	1,566,215
	2.環境衛生費	1,409,626	1,004	1,410,630
	3.墓地管理費	62,181	112	62,293
5.労働費		55,684	175	55,859
	1.失業対策費	55,684	175	55,859
6.農林水産業費		253,591	31,587	285,178
	1.農業費	250,485	1,120	251,605
	2.林業費	3,106	30,467	33,573
7.商工費		209,901	14,008	223,909
	1.商工費	209,901	14,008	223,909
8.土木費		4,539,188	97,535	4,636,723
	1.土木管理費	240,553	988	241,541
	2.道路橋梁費	545,073	33,887	578,960
	3.河川水路費	141,758	30,039	171,797
	4.都市計画費	1,096,017	31,291	1,127,308
	5.住宅費	2,515,787	1,330	2,517,117
9.消防費		720,941	3,290	724,231
	1.消防費	720,941	3,290	724,231
10.教育費		3,226,955	16,742	3,243,697
	1.教育総務費	308,249	807	309,056
	2.小学校費	1,234,656	2,849	1,237,505
	3.中学校費	858,597	1,625	860,222
	4.幼稚園費	352,215	1,568	353,783
	5.社会教育費	409,971	3,826	413,797
	6.保健体育費	63,267	6,067	69,334

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 諸支出金		542,129	20,000	562,129
	3. 諸支出金	271,056	20,000	291,056
歳出合計		26578,000	295,717	26873,717

第2表 債務負担行為補正

事	項	期 間	限 度 額
(仮称)市立コミュニティセンター建設事業		昭和59年度	782,500 円
		/	
		昭和60年度	

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	
電算室整備事業	30,700	普通貸借又は証券発行	年9.0%以内	府行他 政銀 その	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。上	
保健センター整備事業	137,400	同上	同上	同上	同上	
農林施設整備事業						
計	1,639,519					

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました議案第49号「昭和59年度和泉市一般会計補正予算（第1号）」について、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

今回、御提案いたしました補正予算の内容は、先ほど御議決いただきました職員等の夏期の期末手当に対する特例分を初め、9月に開館予定の中高齢労働者福祉センターの運営費と、一部補助金等確定に伴う事務事業費の補正が主なものでございます。

それでは、予算書に基づきまして御説明申し上げます。

まず、第1条にございますように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,571万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を268億7,371万7,000千円と定めるものでございます。補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、第2条は、債務負担行為の補正でございますが、（仮称）市立コミュニティセンターの建設に着手いたすべく予算措置を講じたものでございます。期間及び限度額は、第2表のとおりでございます。

第3条は、地方債の補正でございますが、起債の目的、限度額、方法、利率等を定めるもので、第3表のとおりでございます。

以上が、補正予算の内容でございます。

続きまして、事項別明細書に基づき、歳出予算より御説明申し上げます。200ページでございます。

まず、議会費でございますが、議員各位及び職員の期末勤勉手当の追加と議員各控室等の改装費、合わせまして2,333万円追加計上いたしました。

次に、総務費でございますが、職員の期末手当の追加を初め、新館裏広場を駐車場として整備し、その代替として、新館屋上に全天候型の多目的運動広場を整備いたす費用など、合わせて5,376万5,000円計上いたしましたものでございます。

民生費1,336万6,000千円、労働費17万5,000千円それぞれ追加計上いたしてございますが、職員の期末手当の追加でございます。

衛生費につきましても、職員の期末手当の追加を初め、保健センター整備事業費として、エレベーター設備等の追加工事費、合わせまして2,191万9,000円追加計上いたした次第でございます。

農林水産費につきましては、職員の期末手当を初め、農協合併推進補助金並びに今年度より

補助採択され、着手いたします側川林道整備事業費等3,158万7,000円追加計上いたしました。

続きまして、商工費でございますが、職員の期末手当の追加並びに来る9月に開館予定の中高年齢労働者福祉センターの運営経費等1,400万8,000円計上いたしました。本施設の管理運営に当たりまして、今後の住民サービス施設の建設を進める中で、施設の管理運営経費の節減を図る等諸情勢を考慮し、公益法人を設立し、新しい施設の管理運営を行っていく方向で予算計上いたしましたものでございます。

次に、土木費でございますが、職員の期末手当の追加を初め、市内一円の道路整備費2,000万円、黒鳥観音寺線等の事業着手に必要な測量委託等の経費、市内一円の水路整備費3,000万円、また、民間の宅地開発に関連する公園整備等総額9,753万5,000千円の追加計上と相なる次第でございます。

消防費329万円については、職員の期末手当の追加でございます。

次に、教育費でございますが、職員の期末手当の追加を初め、槇尾山青年の家キャンプ場整備工事費の追加でございます。

また、光明池球場の管理運営につきましては、先ほど申し上げましたように公益法人において運営すべく、9月分からの管理運営経費を計上いたしましたものでございます。

最後に、諸支出金でございますが、施設の管理運営を受託する公益法人、(仮称)財団法人和泉市公共施設管理公社の設立に際して法人の基本財産といたすべく、出資金2,000万円を計上いたしました次第でございます。

以上が、歳出予算の内容でございます。

続きまして、これら歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。

地方譲与税650万円、自動車取得税交付金1,701万7,000円追加計上でございますが、前年実績を勘案いたしまして計上いたしましたものでございます。

分担金及び負担金でございますが、分担金については、林道事業分担金286万円、また、負担金につきましては、宅地開発に関連いたします公園整備事業負担金として2,449万円計上いたしました。

次に、使用料でございますが、光明池球技場使用料189万6,000円を追加計上いたしました。

府支出金につきましては、補助対象事業等勘案の上計上いたしました。

財産収入につきましては、不動産売払収入として4,800万円、また、繰入金といたしまして7,300万円、公共施設整備基金から繰り入れるべき措置を講じたものでございます。

市債につきましては、2,700万円追加計上いたしてございます。これらは、歳出予算の適債事業を提案いたしましてそれぞれ計上いたしたものでございます。

最後に、繰越金でございますが、その決算黒字額7,636万4,000円を計上いたしました。議員各位の御指導、御鞭撻をいただき、おかげをもちまして、前年度に引き続き黒字の決算見込みと相なる次第でございます。

以上が、今回、御提案申し上げました一般会計補正予算の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 8番（原 重樹君） 2、3点、伺っておきたいと思います。

いまの説明の中にありましたけれども、財団法人 和泉市公共施設管理公社出資金2,000万円、これに関連してお聞かせいただきたいんですが、まず、この設置する大前提となります目的は一体何なのかを明確にお答えを願いたいのと、管理公社の組織的なものはどうかということ。同時に、これはどこかで説明なり審議なりの経過をたどってきているものかどうか。ここにパッと出てきたものなのかどうか、その点について、最初に明らかにしていただきたい。

もう1点、債務負担行為の中で市立コミュニティセンター建設事業ということで出ておりますが、これは総合会館構想の第1次分として出てきている問題ですけど、その辺の具体的な設計等もなされていると思いますので、建物等はどうかということ。それと場所ですね、いろいろ議会でも答弁がありました。具体的な答弁はなかったと思いますので、その点についてもお答えを願いたい。

以上です。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 助役（坂口禮之助君） それでは、私からまず、管理公社の問題から御答弁申し上げたいと思います。

冒頭にお断り申し上げておきたいのは、原先生からも御指摘がございましたが、どこかで説明なりをしてきたか、ということでございますが、現時点までは、特設、委員会あるいはその他のところで御説明をした機会は、残念ながら持ってございません。現在、大阪府に対しまして、管理公社設立のための諸手続等について御協議申し上げ、内諾を得ているという状況でございます。本日、補正予算の中で委託料その他を含めまして計上申し上げ、全容を御紹介申し上げたいと存じておったわけでございます。

まず、最初の目的でございますが、御承知のとおり、本市におきましての市民サービスの施設と申しますか、そういうものへの設立要求はかなり強うございまして、非常に困窮いたして

おる財政の中ではございますが、できるだけ意欲的にそうした施設の増設を図っていきたいという念願を持っているわけでございます。

しかしながら、施設を設置するだけでは、なかなか事が成就いたしません。後の維持管理の経費というものが非常に高く上っておりますわけでございます。このような状態の中で、今後ともそうした施設を設置していくとすれば、維持管理経費によって財政が窮迫し、新たな施設を設置する資金調達が非常に困難になります。そういうことからこの際、維持管理の効率的、経済的な運営を図ろうということが目的で、公共施設の管理公社を設立いたしたい、かように存じておるわけなんです。これが最初の御質問の管理公社設立の目的でございます。

組織といたしましては、この管理公社につきましては、民法第34条に言い、いわゆる公益法人という形の組織にしたい、かように存じております。したがって、民法第34条の法人でございますので、当然、理事会が設置されます。理事会が責任をもって管理公社の運営に当たっていくという形になるわけです。現在、予定いたしておりますのは、理事につきましては、12名程度の方々をお願い申し上げ、委嘱するのは、和泉市長が委嘱する形をとっております。それが1つの一番大きな経営母体で、その下に事務別の専門委員会等を設置し運営に当たってまいりたい、かように存じております。当面するところは、予算説明にもございましたように、新たに設置されました光明池球技場の運営、それから、この8月の中旬までに管理委託を受けるサンライフ和泉の運営管理、この2つを目的といたしてございます。その後順次、管理公社に委託できる可能性のあるものにつきましては委託していきたい、かように存じているわけでございます。

それから、出資金につきましては、先ほども申し上げましたように、一応、当初は2,000万円という考え方で今回、お願いをいたしておるわけでございます。

それから、コミュニティセンターの関係でございますけれども、これはかねてから何かの機会に、皆様方にもコミュニティセンターをつくりたいんだということでお話申し上げてまいりました。今回、7億8,000余万円の債務負担行為をお願いいたしてございますが、いまの考え方では、59年度と60年度の2年度にわたって、防衛庁の所管いたしております、いわゆる民生安定事業の形で補助金をいただけるようになってまいっております。補助総額につきましては、予定いたします今年度から来年度にわたって2億2,680万円をいただくわけでございまして、これを基礎にして地方債約3億3,400万円を予定しております。そういう財源をもって7億8,200余万円のコミュニティセンターをつくりたい、かように存じておるわけでございます。

規模、内容等でございますが、いまの段階で最終的な実施設計までには至っておりませんが、

一定のパイロットプランというか、基本設計はできております。それに基づきますと、総面積が2,728㎡を予定し、場所につきましては、いろいろ苦慮し検討もしておりましたが、新たに用地を買収していくとなりますと大変な経費になりますので、予定しておりますのは、この前の右側の駐車場、市民会館の隣にごさいます駐車場約1,200㎡を建設場所にしたい、かように存じておるわけでございます。

この構造を申し上げますと、4階建て、4階建てと申しましても、3階までが主でございます。4階は一部の集会室等でございます。簡単に申し上げますと、1階の部分は、会議室機能と申しますか、集会室機能をすべて集約し、大集会室、中集会室、小集会室、大集会室が190㎡、中集会室127㎡、小集会室が66㎡の3室、もちろん、事務室も取ってございます。これが大体の1階の機能でございます。

2階につきましては、補助の基準等もございますので、そうしたものを十分満たしていくことから、まず、図書室、調理室、小運動室、創作活動室、その他に和室、これだけの個室を2階に取りたいと考えてございます。

3階が、いわゆる多目的ホールと申しますか、約320人ぐらい収容できる移動式のいすを装置した多目的ホール、これには舞台等の装置もつくり、300人程度の集会でございましたら、すべてここで賅えるように予定しております。

4階の部分につきましては、一応、視聴覚教室、それから、中集会室というものをもう1つ取ってございまして、あとは3階部分の大講堂の吹き抜けでございます。

このような構造で先ほど申し上げましたように、延べ面積は2,700㎡を予定しております。こういう概況でございます。実施設計あるいは防衛庁との協議が整いましたときには、それぞれの委員会において具体的な中身の説明等をさせていただきたいと存じておりますが、本日は、債務負担あるいは予算に計上された範囲内での内容説明でございます。

以上のような状況でございます。よろしくお願いを申し上げます。

- 8番(原 重樹君) まず、管理公社で再質問いたしますが、これは3月議会で条例が改正されて、それでこういうのが出てきたわけなんですけれども、どこでどういうふうに説明されてきたかを聞きましたのは、非常に言うてみたら重要なものだと思うんですが、やり方としては民営化ではないんですが、いわゆる直営をはずしていく、いわゆる突破口というか、初めてのことでしょう、社会教育関係ではね。その辺で非常に補正予算でポッと出てくるような質の問題ではないと思う。十分な協議がなされて当然の内容だと思っておりますので、わざわざ最初にそういう質問をさせていただいたわけでございます。

ここに出てきておりますので、もう1、2点細かい点でお伺いしておきますが、たとえば

管理監督というか、責任というか、これはどこにあるのか。多分「市がもちます」とするんでしょうが、本当にそうなのか。この辺が本当に危惧される場所なので、改めてお伺いしておきたいと思います。

それと、今回は光明池球技場とサンライフ和泉の部分ですが、これからどんどんできるものから入れていきたいと仰っておられますが、どんどん入れていく可能性があるわけですね。全体として、どのようにしていくのか、その辺をちょっとお伺いしたい。

同時に、職員さん、とは言わないでしょうが、人の採用はどこに任せられるのか。

もう1つは、目的のところで維持管理経費などと言われましたが、たとえばこれは市民サービスですから、市民サービスの中で、いわゆる利用者の市民の方々から問題等が起こってきたら、先ほどの責任問題等もからみますけど、どこがきっちり責任をとっていくのか。ちょっとダブりますけど、お答えをお願いしておきたい。

- 助役（坂口禮之助君） まず、責任の関係でございますけれども、いわゆる経常的な管理運営に対します諸問題につきましては、当然、設立されるであろう管理公社の理事長以下理事並びに担当職員等の責任でやっていくという考えでございます。しかし、いわゆる行政上の問題が起きてくることになりましたら、そうした内容から見て、市との間で委託契約が結ばれますので、当然、行政責任において市が責任を負うべきであるという考えを持っているわけなんです。

それから、いわゆる拡大の範囲でございますが、できるだけ新設の施設については可能な限り、管理公社に委託していきたいと存じておりますが、既存の施設等につきましても、管理公社で管理ができる範囲、また、そうすることによってより効率的、経済的な運営が可能であると思われる施設につきましては、今後の推移を見ながら、既設の施設の一部については、管理公社に管理委託をしていきたいという考え方を持っておるわけなんです。ただ、その範囲につきましては現在、まだ協議決定しているわけではございませんが、当面は、新設されるであろういろんな施設を中心に運営をしていきたい、かように思っておるわけなんです。

それから、職員でございますけれども、職員は原則といたしまして、官公庁のOB職員で充てたいという考え方を持っております。そこらが1つの大きな経費節減の基本となるのではないかと存じております。実際の管理運営の中で、どうしても正規の職員が必要になるかもしれませんが、現時点では、市の職員で退職された人々を軸にし、学校の先生あるいは警察の方々、退職間近な方々を中心に職員構成をしていきたいと考えてございます。

- 8番（原 重樹君） 意見だけ。職員はOBで、ということになりますと、天下りという発想が出ますが、天下りと言えほどのいい職場かどうか、ちょっとわかりませんが、実際には、

いまの助役さんの話にありましたけれども、委託の条件とかの中身について、きちっと明記をする必要がどうしてもあるだろうし、また、そうしていくのでしようが、同時にもう1つは、すうっとここに出てくる議案というよりも、もう少し市民サービスの面からも市民の意見等もあるでしょうし、あるいは議会等でももう少し十分な検討が必要だと思ひんです。これは予算ですから、通ったとしても今後、この辺の問題も含めて、もう少し突っ込んだ形で内容をはっきりさせていくためにもそういう場、機会をつくっていただき、委員会なりも含めてきっちりとした説明と、今後のやり方についてはっきりさせていただきたいと思ひんです。その点は強く要望しておきたいと思ひます。

それと、コミュニティセンターについて詳しい説明をいただいたんですが、1点、場所については、駐車場を使うということになりますと、駐車場はどうかとなります。議会が始まったときですか、葉書が来て、「公社が移転しました」とそれで大体あっちの方になるという予想はついてくるんですが、これは組合が出しているピラの写しなんです。すでに見られていると思ひますが、ここにも指摘されていますが、市民は、1階の窓口に来られる人が非常に多い。その辺では、向こうまで止めに言ってわざわざぐるっと回ってくるのは、ちょっとと言えばちょっとなんです、それでも非常にいやがる。前の駐車場が非常に混雑する可能性があり、しかも、裏の方には、いまは公用車しか行きませんからそんなに通ってませんが、狭いところもありますので、一般の車が通ることになれば交通の問題などもかなり出てくる。全体的に見て、どこがええとか悪いとかではなく、役所全体の範囲から見まして、この辺は十分考えていたかかないといけな。今回のコミュニティセンターはここや、というだけではなく、その辺の機能も十分含めた形で考えていたかかないと、後々、ものすごい混雑を招く可能性があると思ひますので、その辺は十分考えていただくように、意見だけ言っておきたいと思ひます。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に。

○ 15番（穴瀬克己君） 2、3点簡単にお聞きをいたします。

先ほどの質問に重複は避けますが、施設管理公社の事務所をどのような形で設置するのか。それから、そういう体育施設などの管理だけにとどまるのか。社会体育施設の中で、体育協会的な内容を持った指導員等を含めた体制を考えられているのか、その辺についてお聞かせ願ひたい。

もう1点、コミュニティセンターの建設について、当初は福祉総合会館の設立ということでありましたが、当面はコミセンが先行する経過だと思ひますが、特に福祉会館という意味合いの中で、そういうコミセンを早急にという流れの中で、特に重度障害者に対する機能訓練の実施についてですが、いま、解放会館の中にある障害者会館だけではとても対応できてません。

重度障害者の方々は、非常に遠方まで大変苦勞して訓練を受けに行ってます。この意味で、特に要望があるんですが、市立コミュニティセンターの中に、こういった重度の障害者に対する1室を設けられないものかどうか、その辺について、ひとつお伺いをしたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 助役（坂口禮之助君） お答えいたします。

いわゆる管理公社の事務所をどこに置くか、ということでございますが、現在では、管理公社の本部と申しますか、そういうようなものを仰々しく設置していこうというところまではまだ考えてないのですが、一応、公社設立についての基本的な考え方なり、いろんなものを整理していただいておりますのは、企画と財政が担当していただいておりますので、できましたら、そういうところが軸になって、本部的な役割を果たしていかなければならないと思っております。

それぞれの施設につきましては、一応、施設長と申しますか、それらのものを置きまして、それぞれの施設の管理運営に当たっていただく。その前段でいわゆる関係する部課、サンライフなら産業衛生部というように、本庁の関係部課に業務別に組織いたしまして、そこでサンライフならサンライフ、光明池球技場なら球技場の運営の全体をきちんと整備、計画し、それに基づいて運用を現場でやらすという考え方を持ってございます。仰々しく本部を設置するというところまでは考えてございません。

それから、たとえば光明池球技場に対しまして、いわゆる体育とかの指導員的な機能を設置するかどうかということでございますが、プロパーの職員として十分な能力を持った方を常置するところまでは、給与形態等もございましてちょっと考えてございません。しかし、講師等をお迎えして積極的に指導に当たるといふ事業は当然、行っていきたいと考えているわけなんです。

それから御指摘のとおり、コミセンが一步先に歩み出したのですが、本来、市長の念願は、福祉会館等も含めた総合会館構想というものをぜひ打ち出して、任期中にぜひ実現したいというお考えを持ってございます。たまたま、総合会館方式は、中央官庁の縦割行政のために、複合的な施設に使ってもらっては困るという狭い考えとぶつかりまして、総合会館構想が崩れてきたわけです。

しかし、基本になっております集会施設あるいは福祉行政を中心とした福祉団体を収容する、あるいは機能回復室をつくったり、老人の憩いのための福祉会館構想は決して捨ててはございません。できましたら、60年度にも改めて厚生省と接触を持ちまして、可能であれば、61年度にも建設していきたい、このような構想を持ってございます。何とか実現したいという意欲を持っているわけなんです。そういうことを踏まえてお答えをするわけではございませんけ

れども、今回の防衛庁のコミュニティセンターの中には、そういう重度障害者のための機能回復、療育施設を建設することは困難だということでございますので、その点ひとつ御理解を賜りたいと存ずるわけでございます。

- 15番(穴瀬克己君) 管理公社の分ですが、これにつきましては、特に体育施設あるいは社会教育施設といった施設管理を退職者で、とおっしゃっておられましたが、体育施設そのものを管理できるようなスポーツ関係にたけた人を置くとか、もっともっと現実的な対応をしてコミュニケーションを図っていかなければならない。ぜひ御検討願いたいと思いますし、もう1つは、コミセンなんですが、当初の福祉総合会館を61年度をめぐり早急に進めていただければいいんですが、何せ障害者施設が非常に少ないということで、重度障害者を持つ親御さんたちは、大変な思いで和泉市以外の施設へ通ってます。家族的にも日常生活の中で、その子供を一人家に置いて出られないということで、できれば障害者の親たちが寄ってかわりにその子供をみていこうと相談しているそうです。それにも市が提供してくれる施設がないということですが、本当に障害者年と大々的に打ち上げながら具体的な施設ができてない、後回し、後回しになってる。現状のコミセンでできないならば、現時点で十分対応できるような方向を考えていただきたいことを要望しておきます。

(議長退席、副議長着席)

- 副議長(赤阪和見君) 他に。
- 10番(天堀博君) 先ほど原議員が質問したので重複は避けますが、助役さんが答弁されましたが、これはいけませんな、こういう大事なものをほんとに皆が浮き足立っている時期に出してくるのはね。やはりしかるべき総務常任委員会とかできっちりと論議もし説明もし、委員さんの意見も聞いて出してくるべきですよ。言うてみたら、前の条例で公共団体に委託できる、ということがあったときにちょっと意見を言うとききましたが、あれから以後、何も話がない。突然、こういう補正予算で、しかも、任期最終の議会に出してくるということは議会軽視やね。これ副議長ね、時間がどうのこうのと思いますが、会期はずりっとありますね。とにかく理事者の不手際ですよ、突然出してくるということだね。

それから、コミュニティセンターもそうです。この前につくるといことですが、本庁の周囲の総合的なレイアウトそのものが、いまのところ目茶苦茶です。電算センターをつくるということで公用車をどこかへ放り出してるが、その場所の問題も出てくる。できれば61年度に、と言われている福祉会館もどこへ建てるんか、ここへ建てるんか。この付近に建てないとしょろがない。現在の市民会館はどうするのかという問題も出てくる。その辺の総合的なレイアウトも含めて、きちんと今後の方向というものは議会も含めた中でよく協議して、それならそれ

でいこう、というものを立てないといけません。前からどこにコミュニティセンターを建てるんか、と聞いても、確定した返事がなかった。今回、表の駐車場をつぶしたら、皆奥へ車を持って行くから危なくてしょうがない、市民会館との間がね。この庁舎は、表ははっきりしているが、裏口がはっきりしない。どこから入るんかわからない。この本館の下もはっきりしない。エレベーターのところもはっきりしない。市民がどこから入っていいのかわからない、うろろする。

そういう点でコミセンにしる、管理公社設立にしる、突然出てくるという、暗闇でひねるといようなやり方はいかん。これは大変重要な問題ですから、一言おわびどころではすまんと思います。これはきちんと答弁していただきたい。

細かい問題でちょっと聞いておきますが、農協合併推進補助金として50万円出てますが、これは私が見落とししてるのか、当初に出てるのかな。その辺どうかということと、具体的にどういう活動を進めていくのかということです。

それから、歳入のところですが、光明池の使用料が出てますが、サンライフについては、和泉市としてはどう考えておられるのか。本来、ここに管理委託料が出ているのだから、使用料も見込みで出てこないといかんですが、出てない。

それから、管理公社について、最初に基本的なことを言いましたが、もし公社を設置しないで直営でやったらどれぐらいかかるのか。もう4カ月ぐらい過ぎてますが、追加が出ない限り、本年度末までの管理委託料となるかと思いますが、その追加は出るのかどうかも聞いておきたいが、サンライフをもし、直営でやったらどのぐらいかかるのかという点についてお答えを願いたい。

○ 副議長（赤阪和見君） 理事者答弁。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 農協合併の推進補助金についてのお尋ねでございますが、御承知のように、本市には10農協ございますが、かなり小規模な農協ばかりでございます。最近における社会経済情勢の急激な変化によって、農協にとってもきわめて厳しい経営状況に置かれております。こういう環境の中で、合理的、効率的な経営、運営によって、健全な組合運営の確立を図ろうということが強く要請されているところでございます。したがって、農協がその本質を十分維持し、なお、十分な機能を発揮するためには、合併を促進する必要があるのではないかと、かよう考えるわけでございます。

このために研究会を発足いたしまして、各農協さんから農協長10名、役員の方々10名、市長、産業衛生部長の22名で農協合併研究会を発足いたしました。そして、この研究会、また、専門部会でたびたび協議を重ねまして、合併に向けての専門的な事項を研究いたしておる。

ものでございます。この50万円は、初めてこの本会議に補正をお願いいたしまして、農協から50万円を負担し、合わせて50万円で運営してまいりたい、かより考えているところでございます。

- 副議長（赤阪和見君） 財務部長。
- 財務部長（麻生和義君） 経費の面でのお尋ねでございますので、財務部からお答え申し上げます。

いま、ここでサンライフ和泉の職員数を4人と想定して一般財源の所要額を試算いたしておりますが、約2,700万円が必要となっております。それを先ほど助役が答弁しておりますように、OB職員等で同数の4人でもって管理運営を公社に委託し、同程度の管理運営を行った場合には、一般会計から繰り入れを想定されるのは、約1,700万円という試算でございます。したがって、約1,000万円の差が生ずるわけでございまして、そういった財源を他の行政経費に充当していくのがよりベターであろうという今回の市の方針に基づいて、こういう案を御議決いただくべく御提案申し上げた次第でございます。

以上でございます。

- 幅議長（赤阪和見君） 次。
- 産業衛生部理事（青木孝之君） 使用料関係につきまして、担当いたしております私の方からお答え申し上げたいと思います。

御案内のとおり、中高年齢労働者福祉センターと申しますのは、雇用促進事業団から市が管理委託を受けまして、事業団の運営要領に基づきまして、管理運営がなされるものでございます。したがって、市が委託を受けたこの施設を、先ほどから問題になっております公益法人に再委託することができるものとなっております。

使用料でございますけれども、この施設の使用料金につきましても、事業団との協議事項と相なっております。すでに他府県等で29余の同じような施設が開設されておるわけでございます。これらの先進都市並びに本市の体育館等の使用料金等も十分に加味いたし、なおまた、この施設そのものが南池田の公民館的要素等もございまして、この辺を十分に考慮しながら事業団と協議し、福祉の向上が果たせるように配慮してまいりたい、かより存じておるわけでございます。よろしくお願いたします。

- 10番（天堀 博君） 基本的な面はちょっと後に置いて、また、きちんとしたいと思っております。

農協合併については、そういうことで結構です。

これを直営でやった場合、4人の職員で2,700万円、これはサンライフ和泉に限ってです

ね。

- 財務部長（麻生和義君） そうです。
- 10番（天堀 博君） 委託料が1,057万5,000円、これが相当するものと見ていいわけですか。1,700万円というのはどういう意味ですか。
- 財務部長（麻生和義君） 試算をいたしまして、1,700万円の一般会計からの繰り入れを必要とする金額というふうに御説明申し上げたわけですが。ここで申し上げましたのは、一般財源の年間を通して、ということの説明でございます。
- 10番（天堀 博君） 逆に委託料は、年間を通したら幾らになりますか。
- 財務部長（麻生和義君） したがって、1,709万9,000円を想定しているわけです。
- 10番（天堀 博君） 年間で1,700万の委託料ということですか。
- 財務部長（麻生和義君） そうです。
- 10番（天堀 博君） 光明池は現在、非常勤嘱託か何かでやってるわけですか。この分は変わらないということですか。現在、教育委員会の体育館か何かの費用がなくなって、こちらの方の経費が出てくる、そういう判断でいいわけですか。
- 財務部長（麻生和義君） はい。
- 10番（天堀 博君） 使用料もまだ協議中ということですが、本来、決まっておれば、この歳入のところであげるべきものかという考え方でいいわけですか。
- 助役（坂口禮之助君） サンライフの使用料を一般会計の歳入に入れるべきかの問題ですが、御承知のとおり、地方自治法の244条ですか、公の施設の設置に伴って収入する使用料については、歳入歳出予算に計上せよ、となっておりますが、このサンライフの場合は、先ほど産衛部理事が御説明申し上げましたように、雇用促進事業団が設置し、かつ使用に係る施設でございます。そういう意味からいたしますと、地方自治法第244条の2のいわゆる公の施設に該当しないことになっておるわけです。したがって、これから生ずる使用料につきましては、一般会計の歳入には計上しない。使用料の条例等の設置もやらないことになるわけなんです。それらの使用料金についても、先ほど理事が説明しておりましたように、金額については、雇用促進事業団との協議事項となっております。その協議で決められたものは、いわゆる管理公社の収入として、歳入に計上させていただくという形になるわけでございます。
- 10番（天堀 博君） なるほどな。管理公社の収入となりますと、いわゆる管理公社は委託料として収入された分と、いまのところでは、サンライフ和泉の使用料、これが収入になるわけですか。
- 助役（坂口禮之助君） 基本財産の利息も入ります。

- 10番(天堀 博君) それを運用して職員の方々の人件費を払っていくわけですか。
- 助役(坂口禮之助君) 諸経費もね。
- 10番(天堀 博君) 電気代とかも市から運営費として毎年、支出していくわけですか。
- 助役(坂口禮之助君) それは委託料の中に含まれます。
- 10番(天堀 博君) 今回は、いわゆる宣伝ビラをつくったり、たとえば竣工式をしたりするための費用ですか。
- 助役(坂口禮之助君) それは、この中には入ってございません。
- 10番(天堀 博君) 今回の需用費は何ですか。
- 産業衛生部理事(青木孝之君) ここで組ませていただいております需用費は、消耗品関係で1.7万円ですが、これは福祉センター開所式の式典記念品、その他一般消耗品等を含んでおります。食糧費の20万円は、開所式の式典用の食糧費でございます。印刷製本費の40万円は、サンライフのパンフレット2,000部を用意したものでございます。

以上でございます。

- 10番(天堀 博君) せやから、どこかできちっとやっつく、委員会かどこかでやっつく必要があったと思ひ。いま、聞いて初めてわかってきた。使用料でも公社の収入になるというふうなこともね。われわれとしたら、使用料はどんどん入ってきて、改めて管理委託料として支払うと思つた。基本的には、運営費は毎年の予算には出てこない。管理委託料だけしか出てこない。それに全部含めるといふことですね。

これについては、いまの中身の説明を聞いておくだけにとどめますが、基本的な面では、ここへこんなものを出してきているが、これに対する市の責任問題をちょっとははっきりしてくださいよ。今議会で終わりですので、本来、余りしぶとくいきり立ってやるつもりはなかったんですが、これでは余りにもね。

- 助役(坂口禮之助君) 非常に今回の補正予算につきましては、大きな問題として、コミュニティセンター並びに新設すべき施設に限定してスタートしたいと考えております管理公社、この2つの問題を抱えてございます。いま、天堀議員さんから、事前に協議がなかったということでおしかりを受けておるわけでございますが、確かに新しい管理公社の目的は、あくまでも、施設の管理経費の節減を図るということを目目にいたしておるわけでございます。今回の補正予算を通しまして、市税収入が約92億円でございますが、人件費に費やす金額が約70億円からになってきているわけです。こういう財政運営を繰り返しておつては大変なことになるわけです。直営でやるのがより好ましいことである、という御指摘でございますが、直営でやりますと、すべて正規職員を配置しなければならない。そうすると、人件費が相当大きなウ

エートを占めてくることとなります。そうした管理経費のみに多くの金がかかることとなりますと、市民各位が希望しております、先ほども御指摘がございました福祉会館とか運動場等に対する投資に振り向けていくべき財源が非常に困窮してくることとなります。したがって、あえて管理経費の節減のためにこうした管理公社を設立して、節減できた財源を新しい施設の建設に回していきたい、これが私たちの本音でございます。そうした点をぜひ御理解賜りたいと存じます。

管理公社についても現在、正直申し上げまして、まだ設立が確定してございません。これはあくまでも一般の議会の議決事項ではございませんが、大阪府知事の認可事項でございます。こういう新しい財団法人を設立するにつきましては、やはり非常に各セクションのチェックが厳しゅうございます。今回の場合も、委託内容につきましては、サンライフと光明池の問題がありますので、大阪府でも労働部がらみ、教育委員会関係、その上に総務部関係の了解を取り付けねばならないわけで、これからは幾つかの折衝が残されているわけなんです。

そういうことから、寄附行為等も現在、素案をつくっているのですが、議会の皆様方に御説明ができるところまでは協議が整っていないわけです。そういうこともございまして、今回の補正予算の中で突然、こういうものが出てきたという形になりまして、非常にわれわれとしてもざんきにたえないところでございます。いずれ府当局と協議が整い、一定の寄附行為あるいは役員構成等についても協議が整った段階では、十分な資料をもって御説明申し上げたい、かように存じておいた次第でございますので、その点ひとつ御理解を賜りたい、かように思うわけでございます。

それから、コミュニティセンターでございますが、位置の問題をめぐりまして非常に苦慮いたしました。しかし、やはり大勢の方々が集まってくる場所としては、市役所周辺が一番好ましいんじゃないか、という基本的な考え方を要するわけにはいかなかったでございます。そういう関係で、この周辺にたんぼや空き地がございまして、各地主さんに片っ端から借していただけるか、あるいは買収に応じていただけるかというところで、ここ2、3カ月、奔走したわけでございますけれども、すべてうまくいかなかったわけでございます。

そういうことで裏側と申しますか、市民会館の向こう側のところを第1候補地として検討したわけでございますが、最近の建築基準法あるいは大阪府の日影条例の規制が非常に厳しゅうございまして、あの場所では、2階建てしか建てられない。これだけの投資をして2階建てのちゃんなものでは、市民の需要にこたえられないことから、非常に断腸の思いで前の駐車場をつぶさざるを得ないと考えたわけでございます。

御指摘のようにこの庁舎は、裏側から一般市民が入るような造りにはなってございません。

そうした面については、この庁舎と市民会館の間を往来する車の安全確保も大きな課題になってございます。それらの問題を含めまして、着工は早くて11月ごろになると思います。それまでに残された諸問題につきましても十分協議し、よりベターなものにして建築に着手したい、かように存じておるわけでございます。

本当を申し上げまして、各階のレイアウト等についても、2日ほど前によくまとまったという実情でございまして、その点ひとつお含み置き願ひまして、今回の補正予算に出されている問題につきましては御理解をいただき、御可決いただきますようぜひとも願ひたい、かように存ずる次第でございまして。

- 10番(天堀 博君) 助役さんが言われるように、これはやはり突然出すべきではないと思います。たまたま、あと40日余で市会選挙となるわけです。時期的に、公社をつくってサンライフ和泉の管理を委託せないかん。9月から始まるわけですからね。そういう時期になってるといことはわかりますよ。それなら、府の認可の問題もあると思いますが、もう少し事前、所管の産業衛生委員会とか総務委員会なりのところできちんと説明しておくべきではなかったか。知事の認可を必要とするという時間的な問題もあるので、手を打っておくという、その方面が抜けてると思う。本来、こんなことで時間を使う問題ではないと思います。理事者としては十分反省してもらいたい。10月の議会に、ということはいけませんわ。しかし、言うてみたら、そのぐらい重要な問題や、ということをよく肝に銘じておいてほしい。

それから、コミュニティセンターについても、着工するまでには、各方面と協議しているいろんな問題もきちっとしてほしいということで、意見を申し上げておきます。

(副議長退席、議長着席)

- 議長(池辺秀夫君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第49号は原案どおり可決いたしました。

-
- 議長(池辺秀夫君) 次に、日程第47「昭和59年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第50号

昭和59年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

昭和59年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ310,000千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,175,500千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

昭和59年7月16日提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 繰越金			310,000	310,000
	1. 繰越金		310,000	310,000
歳入合計		4,865,500	310,000	5,175,500

2. 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 基金積立金			310,000	310,000
	1. 基金積立金		310,000	310,000
歳出合計		4,865,500	310,000	5,175,500

- 議長(池辺秀夫君) 提案理由の説明を願います。
- 財務部長(麻生和義君) ただいま御上程いただきました議案第50号「昭和59年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」につきまして、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,000万

円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億7,550万円といたすものでございます。

それでは、事項別明細書によりその内容を御説明申し上げます。

まず、歳入予算でございますが、昭和58年度国民健康保険事業特別会計の繰越金3億1,000万円を歳入として受け入れるものでございます。

なお、この繰越金3億1,000万円は、基金条例制定の議案で御説明申し上げましたように、老人保健医療費拠出金の後年度精算額約1億6,000万円と、実質的な黒字額約1億5,000万円がその内容となっております。先刻、基金条例について御議決いただきましたことに伴いまして、財政調整基金積立金として、基金へ積み立てのための歳出予算を計上いたしましたものでございます。

以上が「昭和59年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第50号は原案どおり可決いたしました。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第48「昭和59年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第51号

昭和59年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 昭和59年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 昭和59年度和泉市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1項第4号中「155,000千円」を「155,070千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款水道事業収益	2,236,389千円	2,495千円	2,238,884千円
第1項営業収益	1,609,679千円	2,495千円	1,612,174千円
	支	出	
第1款水道事業費用	1,840,076千円	2,495千円	1,842,571千円
第1項営業費用	1,537,102千円	2,495千円	1,539,597千円

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「654,991千円」を「654,430千円」に当年度分損益勘定留保資金「205,581千円」を「205,020千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款資本的収入	497,100千円	11,340千円	508,440千円
第2項工事負担金	196,000千円	11,340千円	207,340千円
	支	出	
第1款資本的支出	1,152,091千円	10,779千円	1,162,870千円
第1項建設改良費	1,008,050千円	10,779千円	1,018,829千円

第5条 予算第8条中職員給与費「523,145千円」を「525,919千円」に改める。

第6条 予算第10条中「178,013千円」を「180,413千円」に改める。

昭和59年7月16日提出

和泉市長 池田 忠 雄

昭和59年度水道事業会計予算実施計画

1. 収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	予 定 額 (円)	備 考
1. 水道事業収益	1. 営業収益		2,238,884	
			1,612,174	
		1. 給水収益	1,491,243	水道料金及び量水器使用料
		2. 受託工事収益	88,600	給水装置の新設・増設及び修繕並びに配水管移設等受託工事収益
		3. その他の営業収益	32,331	材料売却収益・消火栓維持管理補償金・下水道業務受託収益並びに設計審査・竣功検査・材料検査・道路占用及び掘削申請・各種証明手数料
2. 営業外収益			134,220	
		1. 加 入 金	105,210	新規水道加入金
		2. 受 取 利 息 及 び 配 当 金	8,010	預金利息及び有価証券利息
		3. 他 会 計 補 助 金	10,000	一般会計補助金
3. 特 別 利 益		4. 雑 収 益	11,000	配給水管破損弁償金及び水質検査等協力金
			492,490	
		1. 固定資産売却益	492,400	池上浄水場跡用地売却収益
		2. 過 年 度 過 損 益 修 正 益	90	過年度損益修正益

支 出

款	項	目	予 定 額 (千円)	備 考
1. 水道事業費用	1. 営業費用		1,842,571	
			1,599,597	
		1. 原水及び浄水費	829,684	原水の取水並びに浄水の維持及び作業に要する費用
		2. 配水及び給水費	173,617	配水・給水に要する費用
		3. 受託工事費	83,400	受託工事に要する費用
		4. 業務費	151,212	検針・調定・その外業務の運営に要する費用
		5. 総係費	100,838	事業活動全般に関連する費用
		6. 減価償却費	197,936	固定資産の減価償却費
2. 営業外費用		7. 資産減耗費	510	固定資産の除却損並びに棚卸資産減耗損
		8. その他の営業費用	3,000	材料売却原価
			301,274	
		1. 支払利息及び企業債取扱諸費	296,224	企業債の利息及び一時借入金利息
		2. 補助金	5,000	仏並町小川地区自家用水道建設助成金
		3. 雑支出	50	雑支出
			700	
		1. 過年度損益修正損	700	過年度損益修正損
3. 特別損失			1,000	
		1. 予備費	1,000	予備費
4. 予備費				

2. 資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	予 定 額 (円)	備 考
1. 資本的收入			508,440	
	1. 企 業 債		186,000	
		1. 企 業 債	186,000	配水管整備及び水道施設等整備事業債
	2. 工 事 負 担 金		207,340	
		1. 工 事 負 担 金	207,340	配水管布設等工事負担金
	3. 負 担 金		7,500	
		1. 他 会 計 負 担 金	7,500	消火栓新設に伴う一般会計負担金
	4. 固 定 資 産 売 却 代 金		107,600	
		4. 固 定 資 産 売 却 代 金	107,600	池上浄水場跡用地売却代金

支 出

款	項	目	予 定 額 (千円)	備 考
1. 資本的支出	1. 建設改良費		1,162,870	
			1,018,829	
		配水管事業費	37,500	配水管整備事業に要する工事費
		配水事業費	42,000	配水管更生事業に要する工事費
		水道施設等費	155,070	水道施設等整備事業に要する工事費等
		改良工事費	761,209	改良工事に要する工事費等
		5. 管業設備費	12,550	管業に係る諸資産購入費
	6. 光明台水道施設費	10,500	光明台団地水道施設建設費	
2. 企業債償還金			144,041	
	1. 企業債償還金		144,041	企業債の元金償還金

昭和59年度水道事業会計資金計画

(単位 円)

区 分	当年度予定額
受 入 資 金	3,556,546
1. 事 業 収 益	2,093,334
2. 前年度未収金	134,385
3. 企 業 債	186,000
4. 工 事 負 担 金	207,340
5. 負 担 金	7,500
6. 一 時 借 入 金	500,000
7. 前 受 金	10,000
8. 預 り 金	10,000
9. 繰 越 金	300,387
10. 固定資産売却代金	107,600

支 払 資 金	3,322,595
1. 事 業 費 用	1,639,725
2. 建 設 改 良 費	1,018,829
3. 企 業 債 償 還 金	144,041
4. 一 時 借 入 金 返 済	500,000
5. 前 受 金 払 出	10,000
6. 預 り 金 返 済	10,000
差 引	233,951

○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 水道部長（田中 稔君）

ただいま御上程いただきました「昭和59年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

今回、補正いたします主な理由は、一般会計に準じた夏期期末手当増額措置による収益的収支等の一部補正並びに住宅・都市整備公団光明台団地水道施設建設追加工事に伴う所要経費の補正をいたすものでございます。

内容について申し上げますと、まず、第2条におきましては、夏期期末手当増額措置に伴い、予算第2条に定めた事務事業予定量の関連部分の一部を補正するものであります。

第3条におきましては、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を手当増額措置により、損益勘定支弁職員給与費を補正するものであり、水道事業費用中営業費用について249万5,000円追加し、補正後の水道事業費用を18億4,257万1,000円といたすものでございます。

なお、追加費用に見合う所要財源として、水道事業収益中営業収益について同額の249万5,000円を追加し、補正後の水道事業収益を22億3,888万4,000円といたすものでございます。

次の第4条は、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を、主として住宅・都市整備公団光明台水道施設建設追加工事等に伴い補正するもので、資本的支出中建設改良費について1,077万9,000円を追加し、補正後の資本的支出を11億6,287万円といたすものでございます。この追加費用に見合う財源として、資本的収入中工事負担金について1,134万円を追加し、補正後の資本的収入を5億844万円といたすものでございます。

なお、本措置により、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は56万1,000円減じて6億5,443万円と相なり、損益勘定留保資金をもって充当されております。

第5条では、予算第8条に定めた職員給与費を、第6条では、予算第10条中のたな卸資産の購入限度額をそれぞれ改めるものでございます。

以上が、今回補正させていただきました水道事業会計補正予算の概要でございます。これらの詳細につきましては、228ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第51号は原案どおり可決いたしました。

- 議長(池辺秀夫君) 次に、日程第49「昭和59年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第52号

昭和59年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)

第1条 昭和59年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 昭和59年度和泉市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 病院事業費用	4,241,284千円	17,264千円	4,258,548千円
第1項 医 業 費 用	3,975,799千円	17,264千円	3,993,063千円

第3条 予算第7条中、職員給与費「1,988,787千円」を「2,006,051千円」に改める。

昭和59年7月16日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和59年度和泉市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予算額	計	備考
1. 病院事業収益	1. 医療収益		4,083,020	0	4,083,020	
			3,896,587	0	3,896,587	
		1. 入院収益	2,479,588	0	2,479,588	
		2. 外来収益	1,335,374	0	1,335,374	
		3. その他医療収益	81,630	0	81,630	
	2. 医療外収益		186,433	0	186,433	
		1. 受取利息配当金	4,500	0	4,500	
		2. 他会計補助金	154,924	0	154,924	
		3. 国庫(府)補助金	5,358	0	5,358	
		4. 患者外給食収益	16,436	0	16,436	
		5. その他医療外収益	5,215	0	5,215	

支 出 (單位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 病院事業費用	1. 医療費用		4,241,284	17,264	4,258,548	
			3,975,799	17,264	3,993,063	
		1. 給与費	1,988,787	17,264	2,006,051	
		2. 材料費	1,478,101	0	1,478,101	
		3. 経費	341,040	0	341,040	
		4. 減価償却費	156,871	0	156,871	
		5. 研究研修費	11,000	0	11,000	
2. 医療外費用			265,185	0	265,185	
		1. 支払利息及び企業債取扱諸費	249,239	0	249,239	
3. 予備費		2. 患者給食材料費	15,946	0	15,946	
			300	0	300	
		1. 予備費	300	0	300	

昭和 59 年度和泉市病院事業会計資金計画

区	分	当年度予定額	区	分	当年度予定額
	受入資金	6,895,646 円		支払資金	6,872,098 円
1.	医療収益	3,346,587	1.	医療費用	3,456,192
2.	医療外収益	26,151	2.	医療外費用	265,185
3.	出資	89,369	3.	建設改良費	42,000
4.	他会計補助金	154,924	4.	看護婦宿舍割賦金	1,238
5.	企業債	0	5.	企業債償還金	70,018
6.	国庫(府)補助金	5,358	6.	繰越未払金	459,170
7.	他会計借入金	759,500	7.	一時借入金	1,500,000
8.	貸付金返還金	200	8.	預り金	400,000
9.	繰越未収金	615,614	9.	他会計借入金返還金	678,000
10.	一時借入金	1,300,000	10.	予備費	300
11.	預り金	400,000			
12.	前期繰越金	197,943		差引	23,553

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（藤原光夫君） お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第52号「昭和59年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）」につきまして、その内容について御説明を申し上げます。

今回の補正は、先刻、御議決賜りました「昭和59年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例」並びに「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」の制定により、病院事業費用中の給与費の補正が必要となったものでございます。

それでは、補正予算各案について御説明申し上げます。

第2条は、予算第3条に定められた収益的支出の予定額を補正するものでございまして、病院事業費用4.2億4,128万4,000円に1.726万4,000円を補正追加し、補正後の病院事業費用を4.2億5,854万8,000円と定めるものでございます。

次に、第3条でございますが、予算第7条に定められた議会の議決を経なければ流用することができない経費のうち、職員給与費の額を19億8,878万7,000円から20億605万1,000円に改めるものでございます。

なお、これらの説明資料は246ページ以下に添付してありますので、よろしく御参照賜りたくお願いを申し上げます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第52号の提案理由並びに内容でございます。何とぞよろしく御審議の上、原案御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第52号は原案どおり可決いたしました。

-
- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第50「和泉市職員の定年等に関する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 53 号

和泉市職員の定年等に関する条例制定について

和泉市職員の定年等に関する条例を次のように制定する。

昭和 59 年 7 月 16 日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員の定年等に関する条例(案)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 28 条の 2 第 1 項から第 3 項まで、第 28 条の 3 並びに第 28 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年による退職)

第 2 条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日(以下「定年退職日」という。)に退職する。

(定年)

第 3 条 職員の定年は、年齢 60 年とする。ただし、医療業務に従事する医師の定年は、年齢 65 年とする。

(定年による退職の特例)

第 4 条 任命権者は、定年に達した職員が第 2 条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
2. 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1 年を超えない範囲内で期限を延長すること

ができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超え
ることができない。

3. 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により
期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4. 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項
の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を
繰り上げて退職させることができる。

5. 前各項の規定を実施するために必要な手続は、市長が定める。

(定年退職者の再任用)

第5条 任命権者は、第2条の規定により退職した者又は前条の規定により引き続き勤務した
後退職した者について、次の各号に該当し、かつ、公務の能率的運営を確保するため特に必
要があると認めるときは、1年を超えない範囲内で任期を定め、その者を常時勤務を要する
職に採用することができる。この場合において、その職は、その者が退職する前に任用され
ていた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と認められる職でなければならない。

(1) 退職する前の勤務成績が良好であること。

(2) 採用に係る職務の遂行に必要な知識又は技能を有していること。

2. 任命権者は、前項の任期又はこの項の規定により更新された任期における勤務成績が良好
である者について、引き続き公務の能率的運営を確保するために特に必要があると認めると
きは、その任期を1年を超えない範囲で更新することができる。

3. 前2項の規定による任期については、その末日は、その者に係る定年退職日の翌日から起
算して3年を超えることができない。

4. 第1項及び第2項の規定を実施するためには必要な手続は、市長が定める。

(定年に関する施策の調査等)

第6条 市長は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する
制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずる
ものとする。

附 則

(施行期日)

1. この条例は、昭和60年3月31日から施行する。ただし、第6条の規定は、公布の日か
ら施行する。

(経過措置)

2. 第4条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(昭和56年法律第92号。以下「改正法」という。)附則第3条の規定により職員が退職すべきこととなる場合について準用する。この場合において、第4条第1項中「第2条」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律(昭和56年法律第92号)附則第3条」と、同項及び同条第2項中「その職員に係る定年退職日」とあるのは「昭和60年3月31日」と読み替えるものとする。
3. 第5条の規定は、改正法附則第3条の規定により職員が退職した場合又は前項において準用する第4条の規定により職員が勤務した後退職した場合について準用する。この場合において、第5条第1項中「第2条」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律(昭和56年法律第92号)附則第3条」と、「前条」とあるのは「附則第2項において準用する前条」と、同条第3項中「その者に係る定年退職日」とあるのは「その者が第3条に定める年齢に達した日」と読み替えるものとする。

(法第57条適用職員の定年に関する暫定措置)

4. 昭和60年3月31日から昭和61年3月31日までの間における法第57条に規定する単純な労務に雇用されているものに係る第3条の規定の運用については、同条中「年齢60年」とあるのは、「年齢63年」とする。
5. 前項の規定により昭和61年4月1日に第3条に規定する定年年齢以上でなお在職する職員にあっては、第3条の規定にかかわらず、昭和61年4月1日から昭和62年3月31日までの間に定年に達したものとみなす。

(和泉市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

6. 和泉市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年和泉市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第10条に次の1号を加える。

(8)和泉市職員の定年等に関する条例(昭和 年和泉市条例第 号)

(和泉市職員の特別退職措置及びこれに伴う優遇措置条例の一部改正)

7. 和泉市職員の特別退職措置及びこれに伴う優遇措置条例(昭和45年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第6項を次のように改める。

6. この条例は、昭和60年3月31日限り、その効力を失う。

理由

地方公務員法の一部を改正する法律(昭和56年法律第92号)の施行に伴い、職員の定年等に関し必要な事項を定め、もって職員の定年に関する事務の適正な運営を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長(池辺秀夫君) 提案理由の説明をお願いします。

○ 参与兼市長公室長事務取扱(西川喜久君) お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第53号「和泉市職員の定年等に関する条例制定について」、提案の理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

去る昭和56年11月に地方公務員法の改正がなされ、昭和60年3月31日から地方公務員についても定年制が実施されることになりました。このことによりまして今般、本市職員の定年制について制度化をしようとするものでございます。

次に、その内容について御説明を申し上げます。

第1条は、定年制を定めるに当たり、その趣旨を地方公務員法の改正によるものとしたものでございます。

第2条は、定年による退職日は、定年齢に達した最初の3月31日としたものでございます。

第3条は、定年齢を定めたものでございまして、医師は65歳とし、その他の職員は、すべて60歳といたしております。

第4条は、定年の特例といたしまして、定年退職予定者のうち、退職により公務に著しい支障が生ずるとと思われるときは、3年を限度に本人の同意を得て勤務の延長を行うことができるとするものでございます。

第5条は、定年退職した者について、公務運営上必要がある場合、3年を限度に再び任用することができる旨を定めたものでございます。

第6条は、同条例公布の後、定年制施行に向けて円滑な導入を図るべく準備措置を講ずることと定めたものでございます。

次に、附則でございしますが、第1項は、この条例は、昭和60年3月31日から施行し、第6条は、公布の日から施行しようとするものでございます。

第2項及び第3項は、本条例中の第4条及び第5条に伴う勤務延長及び再任用する場合の経過措置を定めたものでございます。

第4項及び第5項は、定年齢の経過措置といたしまして、単純労務職員については、昭和62

年3月31日までは、定年63歳を上限として定年齢の経過措置を定めたものでございます。

第6項は、和泉市水道事業の設置等に関する条例中、水道事業部職員においても、和泉市職員の定年等に関する条例を採用すべく規定を定めようとするものでございます。

第7項は、和泉市職員の特別退職措置及びこれに伴う優遇措置条例附則第6項において、定年制が施行された場合、優遇措置条例は廃止する、とされておりますものを、昭和60年3月31日に限りその効力を失う、としたものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議をいただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第53号は原案どおり可決いたしました。

○

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第51「和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第54号

和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和59年7月16日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（和泉市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第28条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、退職手当については、職員の例により計算した額に、次の各号に掲げる特別職の区分に応じ当該各号に定める額を加算した額とする。

- (1) 市長 在職した期間1月につき、退職時における給料月額 100 分の 45 に相当する額
- (2) 助役 在職した期間1月につき、退職時における給料月額 100 分の 25 に相当する額
- (3) 収入役 在職した期間1月につき、退職時における給料月額 100 分の 15 に相当する額

第33条第1項中「除く。」の次に「、20年以上25年未満の期間勤続し定年に達したことにより退職した者（定年に達した者で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の3の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。次条において同じ。）」を加える。

第34条第1項中「及び公務上」を「、公務上」に改め、同項中「死亡により退職した者」の次に「及び25年以上勤続し定年に達したことにより退職した者」を加える。

第37条第1項ただし書を削る。

第37条第2項中「（前項ただし書の規定により職員としての引き続いた在職期間から除く期間がある場合には、その除く期間の前日の属する月）」を削る。

附則に次の5項を加える。

（長期勤続者等に対する退職手当に関する特例）

10. 第32条（傷病により退職した場合に限る。）、第33条（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）又は第34条の規定に該当する退職をし、かつ、その者の勤続期間が20年以上35年以下である職員に対する退職手当の額は、第32条から第34条まで及び第36条の規定にかかわらず、当分の間、第32条から第34条までの規定により計算した額にそれぞれ 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

11. 第33条(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)の規定に該当する退職をし、かつ、その者の勤続期間が35年を超え38年以下である職員に対する退職手当の額は、第33条の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。
12. 第34条の規定に該当する退職をし、かつ、その者の勤続期間が35年を超える職員に対する退職手当の額は、第34条及び第36条の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第10項の規定の例により計算して得られる額とする。
13. 第32条、第33条又は第34条(定年に達したことにより退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)の規定に該当する退職をし、かつ、その者の勤続期間が11年以上である職員のうち市長が定めるものに対する退職手当の額は、第32条から第34条まで及び第36条(前3項の規定に該当する退職にあっては、前3項)の規定にかかわらず、当分の間、第32条、第33条又は第34条(第33条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その者の勤続期間が44年以上である者については同項及び第36条、第3項の規定に該当する退職にあっては前3項)の規定により計算した額にそれぞれ100分の110を乗じて得た額とする。
14. 満55歳以上の職員で3月31日に退職するものに対する退職手当の額は、第32条から第34条まで、第36条及び前4項の規定にかかわらず、当分の間、同日におけるその者の年齢(1年未満の端数は、切り捨てる。)による次表に掲げる区分に応じて、それぞれ、第34条第1項の規定の例により計算した額(勤続期間が35年を超える者については、その者の勤続期間を35年として計算した額)に同表の適用率の項に定める場合(勤続期間が20年以上である職員にあっては、その割合に1.1を乗じて得た割合)を乗じて得た額と、その者の退職時における給料月額に同表の月数の項に定める月数を乗じて得た額とを合算した額とする。

年 齢	5.5 歳	5 6 歳	5 7 歳	5 8 歳	5 9 歳	6 0 歳以上
適 用 率	1.2	1.1 8	1.1 5	1.1 3	1	1
月 数	7 箇月	6 箇月	5 箇月	4 箇月	3 箇月	2 箇月

(和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年和泉市条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則中第5項から第8項までを削り、第9項を第5項とし、第10項から第12項までを4項ずつ繰り上げる。

(和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和45年和泉市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、退職手当については、和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)第28条第3項における収入役に関する規定の例による。

附 則

この条例は、昭和60年3月31日から施行する。ただし、第1条中和泉市職員の給与に関する条例第28条第3項の改正規定及び第3条の規定は、公布の日から施行する。

理 由

定年制の施行に伴い、退職手当に関する所要の規定の整備を行い、併せて退職手当制度の適正化を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(池辺秀夫君) 提案理由の説明をお願いします。
- 参与兼市長公室長事務取扱(西川喜久君) お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第54号「和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

今般の府下各市の状況なり実態を勘案する中で、特別職等の退職手当制度につきまして一部改正するとともに、一般職についても、定年制の施行に伴いまして、その退職手当制度についても、一部を改正しようとするものでございます。

その内容でございますが、第1条は、給与条例第28条第3項に特別職の退職手当について加給金制度を設けておりますが、今般、この加給金について、支給率を定めようとするものでございます。まず、市長にあっては、市長在職1カ月につき退職時における給与月額額の100分の45、また助役にあっては同100分の25、収入役にあっては同100分の15をそれぞれ支給しようとするものでございます。

次に、給与条例第33条第1項の改正は、20年以上25年未満勤務し、定年に達したことにより退職した者についての退職手当を定めたもので、また、第34条第1項の改正は、同様25年以上勤務し、定年に達したことにより退職した者の退職手当を定めたものでございます。

第 37 条第 1 項のただし書及び同条第 2 項中の削除につきましては、現行職員が 58 歳かつ勤続 20 年に達した場合は、退職手当の期間参入から除外しておりましたが、定年制施行後は、かかる制度を廃止するための措置でございます。

次に、附則に加える第 10 項から第 14 項までは、退職手当の支給に当たり、経過措置を定めたものでございます。

第 2 条の改正は、給与条例の改正に伴い、規定の整備を図るものでございます。

第 3 条は、特別職の退職手当の改正に伴い、教育長の退職手当について、給与条例第 28 条第 3 項の収入役の支給率に準ずるべく、和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、この条例は、第 1 条の改正中、和泉市職員の給与に関する条例第 28 条第 3 項及び第 3 条の改正規定は、公布の日から施行し、その他の改正規定は、昭和 60 年 3 月 31 日から施行しようとするものでございます。

以上、はなはだ簡単ではございますが、提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議をいただき、原案どおり御可決いただきますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第 54 号は原案どおり可決いたしました。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第 52 「和泉市農業委員会委員の推薦について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会推薦第 1 号

和泉市農業委員会委員の推薦について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 12 条第 2 号の規定による議会推

薦農業委員は5人とし、次の者を推薦する。

昭和59年7月17日提出

和泉市議会議長 池 辺 秀 夫

記

住 所	氏 名	生 年 月 日

議会推薦第1号参考資料

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）抜粋

（選任による委員）

第12条 市長村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

1. （略）
2. 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者
5人以内

○ 議長（池辺秀夫君） 本件につきましては議会推薦であり、先刻、御了解を願っておりますので、はなはだ僭越ではございますが、私より推薦させていただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、委員の氏名を局長をして朗読させます。

（市会事務局長朗読）

○ 市会事務局長（北野敦雄君） 朗読いたします。順不同、敬称を略させていただきます。

和泉市府中町 5-4-19	直村 静二	S 5.	2.	24
和泉市鶴山台 2-10 34棟 402号	竹内 修一	T 12.	7.	4
和泉市鍛冶屋町 76の1	赤阪 和見	S 22.	2.	25
和泉市内田町 474	田中 昭一	S 2.	1.	3
和泉市福瀬町 895	天堀 博	S 18.	1.	16

以上5名

- 議長（池辺秀夫君） ただいま朗読どおり、推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会推薦第1号の委員をそれぞれ推薦することに決しました。

なお、推薦されました各委員の皆さんには、大変御苦勞でございますが、和泉市の農政発展に御尽力を賜りますようお願いをいたしまして、これを終わります。



- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第53「和泉市立横山第一、第二保育園の建て替え設備充実に関する請願」より日程第58「北松尾小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願」までの6件を一括議題といたします。

本件につきましては、いずれも厚生文教委員会に付託となっておりますので、その審議の経過と報告を仁井委員長にお願いいたします。

（厚生文教委員長報告）

- 厚生文教委員長（仁井 明君） 厚生文教委員会に付託されました請願6件につきまして、本日までに審議いたしました経過並びに結果につきまして、その概要を取りまとめて御報告申し上げます。

まず、市民部関係より「和泉市立横山第一・第二保育園の建て替え及び設備充実に関する請願」であります。保育園の建て替えについては十分理解できる。しかし、横山第一・第二保育園の建て替えを早期に行うことは、用地・財源・職員の増員などの理由により困難であり、今後当園だけでなく、老朽化している8園を漸次解消するために、人口の増加の多い地区、現在の園舎の老朽の度合い、さらに、特定財源の導入の可能性なども探りながら、あらゆる角度から十分検討していきたいという理事者側の考え方であり、この請願については、さらに、審議を重ねる必要があります。

次に、「光明台校区内に市役所事務取次所設置に関する請願」と「南横山校区内に市役所事務取次所設置に関する請願」であります。理事者側の説明によりますと、すでに開設されている横山地区、南松尾地区の事務取次所については、証明類の交付は即時にできないということもあって、その利用度は低く、請願の出されている光明台校区、南横山校区の住民の要望は、一定理解できるものの、その利用度は決して高くないと予想されるので、今後、中央丘陵のからみと含めて検討したいとの考え方であり、行政サービスの向上と行政効果という設置目的に沿って、その内容などについて十分検討する必要があります。

次に、教育委員会関係の「和泉市立国府幼稚園舎の建替施工と4歳児保育実施についての請願」であります。教育委員会の説明によりますと、当園は老朽化が進み、修理部門も増えており、いずれは建て替えしなければならないが、文部省の補助制度は、木造で30年以上が補助対象となり、当園は主棟で28年、遊戯室で21年であるので、これらの特定財源確保を見通したなかで検討したい。また、4歳児保育については今日、幼児数が減少の傾向にあり、私立幼稚園との競合も含めて、和泉市幼児教育振興審議会にこの問題の結論を求めていく方針であり、今後の推移を見ていく必要があります。

次に、「北池田小学校区留守家庭児童会の設置に関する請願」と「北松尾小学校区留守家庭児童会の設置に関する請願」であります。教育委員会としては、留守家庭児童会の開設のための要件として、第1点は、留守家庭児童が1校区15名以上あること。第2点は、該当校に空き教室があり校長の承諾が得られること。第3点は、府の補助が受けられること。第4点目として、ボランティアとしての指導員が確保できること一。以上の条件を満たされる中で現在まで10校区に設置をしてきたが、北池田小学校区は開発に伴う人口増が見込まれ、現在、教室の増設、校庭の拡張等を検討中であり、また北松尾小学校は、児童数が減少の傾向にあるが、体育館の建設に当たり校舎改築の計画中であり、両校とも空き教室がなく、留守家庭児童会の開設は困難な状況にあり、今後さらに検討する必要があります。

以上、簡単ですが、厚生文教委員会に付託されました請願6件の報告といたします。

- 議長（池辺秀夫君） 委員長の報告が終わりました。ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑はないものと認め、以上で委員長報告を終わります。

- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第59「和泉市富秋町助松団地（288世帯）を泉大津市へ編入することの請願」及び日程第60「泉大津市域内に存在する和泉市富秋町・尾井町の飛地を泉大津市に編入することの請願」の2件を一括議題といたします。

本件につきましては、いずれも総務委員会に付託となっておりますので、審議の経過の報告を直村委員長にお願いいたします。

（総務委員長報告）

- 総務委員長（直村静二君） それでは、総務委員長報告を行います。

総務委員会に付託されました「和泉市富秋町助松団地（288世帯）を泉大津市へ編入することの請願」並びに「泉大津市域内に存在する和泉市富秋町・尾井町の飛地を泉大津市に編入することの請願」につきまして、本日までの審査の経過並びにその結果につきまして、取りまとめ御報告申し上げます。

両請願は、本市と泉大津市にまたがる飛び地の解消に関する請願であり、過去、当委員会において現地視察を含め数回にわたり審査を行い、その地域の実態、実情をつぶさに把握し、理解するところであります。

理事者としては、当地区を初め、数多く散在する飛び地解消が長年の懸案であり、精力的に取り組んでいくとの方針であります。

当委員会としては早期に計画案を作成し、両市の合意できるものから和泉市泉大津市行政境界適正化協議会に提出するより、強く意見として付しました。よって、当委員会は、今後、両市の理事者間において積極的な協議の進展を期待するところであります。

以上、簡単ではございますが、当委員会に付託されております請願2件についての報告といたします。

- 議長（池辺秀夫君） 委員長の報告が終わりました。ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。
- 7番（勝部津喜枝君） ただいまの委員長報告に対しまして、基本的には賛成の立場ですが、意見を述べさせていただきます。

ただいまの委員長報告によりますと、両市の合意できるところから協議会に提出していただくよう強い要請が出された、とのことですが、とりわけ、助松団地富秋地区につきましては、1団地で2行政区にまたがっているという、そしてまた、個人の土地所有者は1人もおられないというところであります。住民の自治活動にとっても、また、日常生活にとっても、大変な不便をかけているところからの飛び地解消の問題であります。この点につきまして、特に優先させてやっていただきますよう。理事者におきましての努力を強く要望する意見を述べさ

せていただきます。

- 議長（池辺秀夫君） 他に質疑ないものと認め、以上で委員長報告を終わります。

-
- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第61「第9次道路整備五カ年計画の完全達成に関する決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

決議第2号

第9次道路整備五カ年計画の完全達成に関する決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

昭和59年7月17日提出

提 出 者

和泉市議会議員

田 中 昭 一

奥 村 圭一郎

柳 瀬 美 樹

並 河 道 雄

竹 内 修 一

出 原 平 男

仁 井 明

田 中 包 治

第9次道路整備五カ年計画の完全達成に関する決議

道路は、国土の均衡ある整備と地域の健全な発展を図るうえで必要欠くべからざる基盤的施設である。

しかしながら、当地域においては、幹線道路はもちろん、生活関連道路の整備状況がまだまだ著しく遅れており、その整備率は非常に低い水準にある。

よって、本市議会は政府に対し、昭和58年度から実施している第9次道路五カ年計画の完全達成を図るため、次の措置を講ぜられるよう強く要望する。

記

1. 揮発油税、自動車重量税等道路特定財源の暫定税率は、昭和60年度以降においても引き続いて延伸すること。
2. 昭和60年度予算における自動車重量税は、全額道路整備費に充当することとし、このため概算要求シーリングの枠外とすること。
3. 昭和57年度以降、各年度予算における未充当の道路特定財源については、本年度内に必ず道路整備費に充当すること。
4. 内需拡大による景気振興を図るため、公共事業、特に道路事業を中心に大幅な補正予算の成立を図ること。

以上、決議する。

昭和59年7月17日

大阪府和泉市議会

- 議長（池辺秀夫君） 提出者の趣旨説明をお願いします。
- 23番（田中昭一君）ただいまの決議第2号につきましては、局長朗読のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。
- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本決議文を原案どおり決議するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、決議第2号を原案どおり決議することに決しました。

-
- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第62『母性保護を拡充し、実効ある「男女雇用平等法」の制定を求める要望決議』を議題といたします。

決議文を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

決議第 3 号

母性保護を拡充し、実効ある「男女雇用平等法」の制定を求める要望決議
上記の議案を別紙のとおり会議規則第 13 条の規定により提出します。

昭和 59 年 7 月 17 日提出

提 出 者

和泉市 議 会 議 員

奥 村 圭一郎

仁 井 明

竹 内 修 一

若 浜 記久男

並 河 道 雄

出 原 平 男

勝 部 津喜枝

田 中 包 治

母性保護を拡充し、実効ある「男女雇用平等法」の制定を求める要望決議

男女雇用平等法の制定は、日本政府が 1985 年迄に婦人差別撤廃条約を批准するためにか
ねてから求められているものであり、緊急の課題といえます。

この条約批准にあたり関係国内法の整備等が必要であり、とりわけ雇用における男女平等の
確保は職場における男女の差別取扱い解消をはかり、実質的な平等を確保するうえできわめて
重要である。

しかし、政府は条約署名後もその批准に消極的態度をとるばかりか、生理休暇の廃止、婦人
労働者の時間外、深夜労働規制の緩和など労働基準法的大幅改悪を前提とした実効力のない
「機会均等法」を制定しようとしている。

よって、本市議会は政府に対し、国際水準に見合う労働条件を目指し、労働基準法的女子保
護規定を守り拡充する立場にたち実効ある「男女雇用平等法」を制定するよう次の事項を要望
する。

記

1. 募集から採用、退職まですべての面で男女平等を保障する法律を制定すること。
2. そのために罰則を付した強行規定とすること。
3. 救済機関は簡易、迅速、国が責任を持つこと。
4. 現行労働基準法の母性保護の引き上げと女子に対する時間外労働、休日労働、深夜業の規

制、生理休暇など改悪しないこと。

以上、決議する。

昭和59年7月17日

大阪府和泉市議会

○ 議長（池辺秀夫君） 提出者の趣旨説明を願います。

○ 7番（勝部津喜枝君） すでに御承知のように、国連で採択されました婦人差別撤廃条約に対し、日本政府も賛成の立場を明らかにしております。すでに国内法の整備に取り組んでおる現状の中で、1つは、これまで父系中心主義でありました国籍法が、父母両系主義に改正されております。また現在、高校におきまして、家庭科が女子のみ必修科目になっていることにつきましても、改善の方向が検討されております。

いま、雇用の分野において男女差別をなくすことは、日本婦人の切実な願いであり、同時に、世界の大きな流れでもあります。和泉市におきましても、働く婦人は、パート労働者を含めれば4万人を超えると推定されるとのこととあります。婦人が希望を持って働くことができるよう、本市議会の温かい御理解をいただきまして、満場一致で御賛同をいただきますよう、どうぞよろしくお願いをいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本決議文を原案どおり決議するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、決議第3号を原案どおり決議することに決しました。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第63「アジア、太平洋地域からトマホーク・SS20をはじめすべての核兵器の撤去を求める決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

決議第4号

アジア、太平洋地域からトマホーク・SS20をはじめ
すべての核兵器の撤去を求める決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

昭和59年7月17日提出

提出者

和泉市議会議員

天堀 博

田中 包治

竹内 修一

柳瀬 美樹

出原 平男

奥村 圭一郎

仁井 明

並河道 雄

アジア、太平洋地域からトマホーク・SS20をはじめ
すべての核兵器の撤去を求める決議

アメリカ太平洋艦隊への海洋発射核巡航ミサイル・トマホークの実戦配備は既に周知のもの
となっている。

このトマホークは、核戦争遂行態勢の中軸的な役割を果たし、核戦略の新段階を画するほどの
重大な意味を持つ兵器であり、これによって、アメリカの核戦力は倍加されようとしている。

これに対抗して、ソ連もアジア全域を射程に入れるSS20核ミサイルのシベリアへの配備
を増強しており、もし、トマホークとSS20の打ち合いにでもなれば、日本が核戦場化され
てしまい日本国民の安全を根底から脅かす破滅への道であり、絶対に容認することは出来ない。

しかしながら、日本政府は核兵器配備の疑いがあるアメリカ艦船の寄港を無条件に認めてき
た従来の態度を変えようとしておらず、これでは被爆国日本の国是である非核三原則を空洞化
させてしまうことになり、この事態は重大で、アメリカ艦船へのトマホーク配備と日本寄港に
より我が国とその周辺が核戦争の基地、戦場にされようとしている。

よって、本市議会は政府に対し、非核三原則を厳守し、あらゆる核兵器装備艦船を日本に寄
港させないよう要望するとともに、本市の「核兵器廃絶・平和都市宣言」の精神にのっとり、

アジア、太平洋地域からトマホーク・SS20をはじめ、すべての核兵器の撤去を求めるものである。

以上、決議する。

昭和59年7月17日

大阪府和泉市議会

- 議長（池辺秀夫君） 提出者の趣旨説明を願います。
- 10番（天堀 博君） ただいま局長の朗読どおりでありますので、よろしくお願いを申し上げます。
- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本決議文を原案どおり決議するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、決議第4号を原案どおり決議することに決しました。

-
- 議長（池辺秀夫君） ちょっとお諮りいたします。大体、いけると思いますが、本日の会議時間を議事の都合によりこの際、延長いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないようでございますので、本日の会議時間を少し延長させていただきます。

-
- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第6.4「地方自治擁護・地方財政の拡充に関する要望決議」を議題といたします。
決議文を朗読させます。
（市会事務局長朗読）

決議第5号

地方自治擁護・地方財政の拡充に関する要望決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

昭和59年7月17日提出

提出者

和泉市議会議員

天堀 博
並河道 雄
仁井 明
奥村 圭一郎
竹内 修一
出原 平男
柳瀬 義樹
田中 包治

地方自治擁護・地方財政の拡充に関する要望決議

大阪府下の自治体は、今たいへん深刻な財政危機に直面しています。和泉市においては、地方債現在高は、57年度決算で289億円を超え、市民1人当たり約22万円以上もの借金となっています。公債費においても58年度決算見込みでは34億円を超え、市税収入の約4割を占めています。

全国の地方自治体の借金は、総額50兆円にも達し、来年度の地方財源不足も1兆5,000億円を超えるという状況です。

これは、昭和50年以来の地方財政危機に対して、政府が地方交付税率の引き上げなど抜本的な地方行財政制度の改革を怠ってきた結果ですが、そのために福祉・保健医療、教育など住民生活を守る自治体の仕事に大きな困難をもたらしています。

また、政府のすすめる臨調「行革」のもとで地方交付税の削減や起債制限、国民健康保険の補助金の切り下げなど住民と地方自治体に一層の負担と犠牲を押しつけてきています。

しかも政府の59年度の起債許可方針は、単に給与にとどまらず、財政支出の状況が著しく適正を欠くと自治省が一方的に判断すれば福祉でも教育でも何にでも起債制限が拡大される内容となっており、住民生活や地方自治をおしつぶすものとなっています。

よって、本市議会は政府に対し、今後、財政制裁措置をはじめ、国と地方との財源調整のあり方について根底から改革を加えられ地方自治擁護並びに拡充の立場に立って、次の諸点につ

いて早急に措置を講ぜられるよう強く要望する。

記

- (1) 国民健康保険や児童扶養手当の国庫負担の切り下げ、学校給食などの助成金削減による住民と自治体への負担押しつけをやめること。
- (2) 2年連続の地方交付税削減、交付税特別会計の借り入れ廃止、「地方交付税変動制」などの制度改悪をやめ、交付税率の引き上げなど国の財源保障を確立すること。
- (3) 保育所運営費をはじめ、超過負担を解消するための特別交付金を支出すること。
- (4) 地方自治体の固有事務や独自措置に対する起債許可権を濫用した財政制裁を直ちに中止すること。

以上、決議する。

昭和59年7月17日

大阪府和泉市議会

- 議長（池辺秀夫君） 提出者の趣旨説明を願います。
- 27番（柳瀬美樹君） これについては、皆さん方に配付されておるとおりでございますので、よろしく願いいたします。
- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本決議文を原案どおり決議するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、決議第5号を原案どおり決議することに決しました。

-
- 議長（池辺秀夫君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案はすべて議了いたしました。
-

○ 議長（池辺秀夫君） それでは、閉会に当たりまして市長のあいさつを願います。

（市長あいさつ）

○ 市長（池田忠雄君） それでは一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る16日、お願いを申し上げました第2回定例会も、議員皆様方には、暑さ厳しい折にもかかわりませず慎重御審議をいただき、全議案を御可決、御承認を賜りましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

光陰矢のごとしとか、月日のたつのはまことに早いものでございまして、議員皆様方の任期もいよいよ間近に迫り、市議会も緊急案件のない限り、本日をもって最終議会になろうかと思っておりますので、本席をお借りいたしまして一言、御礼を申し上げたいと存じます。

議員皆様方にはこの4年間、和泉市政発展のために日夜を分かたぬ御尽力をお寄せ賜りましたことに対しまして、ここに深く敬意を表する次第でございます。特にこの間、わが国の内外情勢は目まぐるしく変転し、社会経済情勢は激動と混迷をきわめ、地方自治体における行財政運営は、かつてない危機と苦難の道でございました。

その中であって、本市財政も重大な局面に際したのでございますが、議員皆様方の力強い御支援、御協力に支えられまして、教育、福祉を初め都市基盤整備など、各分野にわたりまして堅実な成果をおさめさせていただくとともに、おかげをもちまして、懸案の累積赤字も解消することができました。これもひとえに議員皆様方の御理解と御協力のたまものでございまして、衷心より厚く感謝を申し上げる次第でございます。

議員皆様方には、9月22日をもちまして任期満了をお迎えになるのでございますが、引き続き立候補なされます皆様方には、御健闘をいただきましてめでたく御当選になり、再びこの議場でお目にかかれますように心からお祈り申し上げ、お待ち申し上げる次第でございます。またこの際、後進に道を譲られ御勇退なされます方々におかれましては、今後、市議会の議席をお離れになられましても、どうか御在任中と変わることなく、この上とも市政に対しまして御指導と御鞭撻の榮を賜りますよう、ひたすらお願いを申し上げます。

なお、私は、皆様方の温かい御理解と御支援のもとによりやくその重責を果たしてまいりましたが、浅学非才、微力のため、皆様方には何かと大変御苦勞をおかけをいたしましたし、また、礼儀を失することも多かったことだと存じますが、お寄せ賜りました御懇情に対しまして心から御礼を申し上げますとともに、数々の御無礼に対しましても深く深くおわびを申し上げます。

終わりに臨みまして、暑さ厳しい折から、皆様方にはくれぐれも御自愛をいただきまして、ますます御健勝で御多幸でありますようにひとえに祈念申し上げまして、はなはだ簡単でござ

いますが、私の心を込めての御礼のごあいさつにかえさせていただきます。この4年間、本当に、本当にどうもありがとうございました。ありがとうございました。

(議長あいさつ)

○ 議長(池辺秀夫君) 私からも一言、御礼を兼ね、ごあいさつを申し上げます。

本定例会に際しましては、議員皆様方には、公私大変お忙しい中慎重御審議を賜りました上、予定より早く終了できましたことを、議長といたしまして心から厚く御礼を申し上げます。

さて、御在任中多くの功績を残されました議員各位の任期もあと2カ月に迫りました。皆様方とこの議場でお目にかかれることは、よほどの緊急案件がない限り、本日をもって恐らく今期最後ではないかと存じます。過去4年間を振り返ってみますと、議員各位におかれましては、常に市民本位の市政進展のため日夜御活躍をされました。この間、本市財政も懸案の累積赤字が解消されましたが、依然として脆弱な財政体質が続く中、今後、一段と行政需要が高まる一方、とりわけ、行財政改革など地方自治体を取り巻く環境はまことに厳しいことが予想されますが、万々克服して13万市民の期待にこたえるべく、理事者ともどもなお一層の努力をしなければならぬと痛感するものでございます。

いよいよ9月22日をもって任期満了と相なるわけでございますが、引き続き御出馬される方々には御健闘いただき、めでたく御当選の栄に浴し、再びこの議場に相まみえまして、市政発展に御協力賜りますよう心から念願申し上げます。また、今期をもちまして御勇退をされ、後進に道を譲られる方々におかれましては、本当に長い間御苦労様でございました。たとい市議会の議席を離れましても、御在任中と変わることなく、いつまでも御健康で市政に対し何かと御指導、お力添えを賜りますよう、特にお願いを申し上げる次第でございます。

なお、私は、皆様方の温かい御理解と御支援をいただきまして、その重責を担ってまいりましたが、何を申し上げましても大変皆様方に御迷惑をおかけし、また、礼儀を失することが多々あったこととは存じますが、深くおわびを申し上げますとともに、年来の御厚情に対しまして、心から御礼を申し上げる次第でございます。

終わりに臨みまして、暑さもこれからでございます。くれぐれも御健康に御留意くださいますようお願い申し上げます。昭和59年第2回定例会を閉会いたします。本当に皆さん、どうも御苦労様でございました。本当にありがとうございました。

(午後5時15分閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

同 副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員

